



TOKIO MARINE
ASSET MGT

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）

追加型投信／国内／不動産投信

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）円コース（毎月分配型）／（年２回決算型）

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）豪ドルコース（毎月分配型）／（年２回決算型）

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（毎月分配型）／（年２回決算型）

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（毎月分配型）／（年２回決算型）

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）米ドルコース（毎月分配型）／（年２回決算型）

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）メキシコペソコース（毎月分配型）／（年２回決算型）

追加型投信／国内／債券

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）マネープール・ファンド（年２回決算型）

当ファンドは、特化型運用を行います。

投資信託説明書 (請求目論見書)

(2025年1月25日)

東京海上アセットマネジメント

この「投資信託説明書（請求目論見書）」は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。課税上は株式投資信託として取扱われます。

1. 本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「東京海上 J-R E I T 投信（通貨選択型）」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年1月24日に関東財務局長に提出しており、2025年1月25日にその効力が生じています。

発行者名	東京海上アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 横田 靖博
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
有価証券届出書・有価証券届出書の訂正届出書の写しを縦覧に供する場所	該当なし

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）円コース（毎月分配型）
 東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）円コース（年 2 回決算型）
 東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）豪ドルコース（毎月分配型）
 東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）豪ドルコース（年 2 回決算型）
 東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（毎月分配型）
 東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（年 2 回決算型）
 東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（毎月分配型）
 東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（年 2 回決算型）
 東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）米ドルコース（毎月分配型）
 東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）米ドルコース（年 2 回決算型）
 東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）メキシコペソコース（毎月分配型）
 東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）メキシコペソコース（年 2 回決算型）
 東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）マネープール・ファンド（年 2 回決算型）

本書では、各ファンドについて、正式名称ではなく下記の略称等で記載する場合があります。

	毎月分配型	年2回決算型
正式名称	東京海上J－REIT投信（通貨選択型） 円コース（毎月分配型）	東京海上J－REIT投信（通貨選択型） 円コース（年2回決算型）
略称等	東京海上J－REIT投信 円コース 毎月	東京海上J－REIT投信 円コース 年2回
	円コース（毎月分配型）	円コース（年2回決算型）
	円コース	
正式名称	東京海上J－REIT投信（通貨選択型） 豪ドルコース（毎月分配型）	東京海上J－REIT投信（通貨選択型） 豪ドルコース（年2回決算型）
略称等	東京海上J－REIT投信 豪ドルコース 毎月	東京海上J－REIT投信 豪ドルコース 年2回
	豪ドルコース（毎月分配型）	豪ドルコース（年2回決算型）
	豪ドルコース	
正式名称	東京海上J－REIT投信（通貨選択型） ブラジルリアルコース（毎月分配型）	東京海上J－REIT投信（通貨選択型） ブラジルリアルコース（年2回決算型）
略称等	東京海上J－REIT投信 ブラジルリアルコース 毎月	東京海上J－REIT投信 ブラジルリアルコース 年2回
	ブラジルリアルコース（毎月分配型）	ブラジルリアルコース（年2回決算型）
	ブラジルリアルコース	
正式名称	東京海上J－REIT投信（通貨選択型） インドネシアルピアコース（毎月分配型）	東京海上J－REIT投信（通貨選択型） インドネシアルピアコース（年2回決算型）
略称等	東京海上J－REIT投信 インドネシアルピアコース 毎月	東京海上J－REIT投信 インドネシアルピアコース 年2回
	インドネシアルピアコース（毎月分配型）	インドネシアルピアコース（年2回決算型）
	インドネシアルピアコース	

正式名称	東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型） 米ドルコース（毎月分配型）	東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型） 米ドルコース（年２回決算型）
略称等	東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信 米ドルコース 毎月	東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信 米ドルコース 年２回
	米ドルコース（毎月分配型）	米ドルコース（年２回決算型）
	米ドルコース	
正式名称	東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型） メキシコペソコース（毎月分配型）	東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型） メキシコペソコース（年２回決算型）
略称等	東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信 メキシコペソコース 毎月	東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信 メキシコペソコース 年２回
	メキシコペソコース（毎月分配型）	メキシコペソコース（年２回決算型）
	メキシコペソコース	

	年２回決算型
正式名称	東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）マネープール・ファンド（年２回決算型）
略称等	東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信 マネープール・ファンド 年２回
	マネープール・ファンド（年２回決算型）
	マネープール・ファンド

（上記のそれぞれをまたは総称して、以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。また、円コース、豪ドルコース、ブラジルリアルコース、インドネシアルピアコース、米ドルコース、メキシコペソコースを総称して、以下「各コース」、毎月分配型の各ファンドを総称して、「毎月分配型」、年２回決算型の各ファンドを総称して、「年２回決算型」ということがあります。なお、全てのファンドを総称して「東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）」ということがあります。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定に基づく投資信託の受益権であり、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である東京海上アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当初の１口当たり元本は１円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

各１兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

●委託会社のお問い合わせ先（以下「委託会社サービスデスク」といいます。）

東京海上アセットマネジメント サービスデスク

0120-712-016（営業日の9時～17時）

ホームページ

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

①発行価格に3.3%（税抜3%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。ただし、年2回決算型の各ファンドから「マネープール・ファンド（年2回決算型）」へのスイッチングの場合は無手数料とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が含まれます。

②収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(6) 【申込単位】

1万口以上1口単位または1万円以上1円単位

スイッチングによる申込単位は、1万口以上1口単位または1万円以上1円単位です。ただし、全額をご換金した場合の手取金の全額をもって取得申込を行う場合は、1口単位とします。なお、「マネープール・ファンド（年2回決算型）」のお申込みは、各コースの年2回決算型からのスイッチングのみとします。

申込単位は販売会社が定めます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

(7) 【申込期間】

2025年1月25日から2025年7月25日まで

※申込期間は、上記期間満了前に委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社の本・支店等で取扱います。ただし、一部取扱いを行わない支店等がある場合がありますので、販売会社の最寄りの本・支店等にお問い合わせください。なお、販売会社については、委託会社サービスデスクにお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金（発行価格に取得申込口数を乗じて得た額に申込手数料を加算した申込時の支払総額をいいます。）を、取得申込日から起算して6営業日目までに販売会社に支払うものとします。なお、販売会社によっては、上記の期日以前に申込金をお支払いいただく場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は各追加信託が行われる日に、販売会社から、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンドの口座に振込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金は、お申込みの販売会社にお支払いください。

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権の振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当ありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

●各コース

信託財産の中長期的な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

●マネープール・ファンド

安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。

②基本的性格

各コースは、追加型投信／国内／不動産投信に属し、マネープール・ファンドは、追加型投信／国内／債券に属します。

当ファンドの商品分類表および属性区分表は、以下の通りです。

- 東京海上J－REIT投信（通貨選択型）円コース（毎月分配型）
- 東京海上J－REIT投信（通貨選択型）豪ドルコース（毎月分配型）
- 東京海上J－REIT投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（毎月分配型）
- 東京海上J－REIT投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（毎月分配型）
- 東京海上J－REIT投信（通貨選択型）米ドルコース（毎月分配型）
- 東京海上J－REIT投信（通貨選択型）メキシコペソコース（毎月分配型）

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド
	年2回	日本	
	年4回	北米	
	年6回 (隔月)	欧州	
	年12回 (毎月)	アジア	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	日々	オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ
	その他 ()	中南米	
不動産投信		アフリカ	
その他資産（投資信託証券 (不動産投信)）		中近東 (中東)	
資産複合 ()		エマージング	

資産配分固定型 資産配分変更型			
--------------------	--	--	--

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

※投資形態が、ファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資することとなりますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産が異なります。

- 東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）円コース（年2回決算型）
- 東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）豪ドルコース（年2回決算型）
- 東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（年2回決算型）
- 東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（年2回決算型）
- 東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）米ドルコース（年2回決算型）
- 東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）メキシコペソコース（年2回決算型）

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド
	年2回	日本	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	
	年6回 (隔月)	欧州	
	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ
	日々	オセアニア	
不動産投信	日々	中南米	
	その他 ()	アフリカ	
その他資産（投資信託証券 (不動産投信)）		中近東 (中東)	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

※投資形態が、ファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資することとなりますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産が異なります。

●東京海上J－REIT投信（通貨選択型）マネープール・ファンド（年2回決算型）
商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド
	年2回	日本	
	年4回	北米	
	年6回 (隔月)	欧州	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ
		オセアニア	
不動産投信	日々	中南米	
その他資産（投資信託証券 (債券（一般）））	その他 ()	アフリカ	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)	
		エマージング	

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

※投資形態が、ファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資することとなりますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産が異なります。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMMFをいいます。
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMR Fをいいます。
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	特殊型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※商品分類の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		格付等クレジットによる属性	目論見書または投資信託約款において、上記債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記債券に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記します。
	不動産投信		目論見書または投資信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		目論見書または投資信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。

	資産複合	資産配分 固定型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
		資産配分 変更型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
決算頻度	年 1 回		目論見書または投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年 2 回		目論見書または投資信託約款において、年 2 回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年 4 回		目論見書または投資信託約款において、年 4 回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年 6 回（隔月）		目論見書または投資信託約款において、年 6 回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）		目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象 地域	グローバル		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド		目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ		一般社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替 ヘッジ	あり	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象イン デックス	日経 2 2 5	目論見書または投資信託約款において、日経 2 2 5 に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	T O P I X	目論見書または投資信託約款において、T O P I X に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記指数にあてはまらない全てのものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 ／絶対収益追求型	目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他型	目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

③信託金の限度額

当ファンドの信託金限度額は、信託約款の定めにより各 1 兆円となっています。ただし、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

④ファンドの特色

1

「東京海上J-REIT投信（通貨選択型）」は、13本のファンド（「毎月分配型」と「年2回決算型」を有する、為替取引手法の異なる6つのコースおよび「マネープール・ファンド（年2回決算型）」）から構成されています。

2

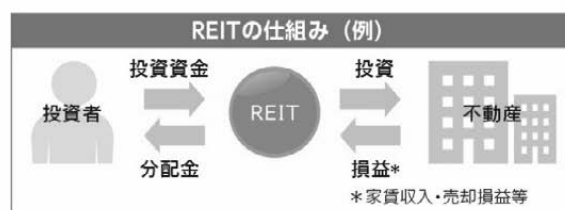
各コースは、わが国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されているJ-REIT[※]を実質的な主要投資対象として、J-REIT市場全体の中長期的な動きを概ね捉えるとともに、円コースを除き、外国投資信託で定められた通貨（豪ドル、ブラジルリアル、インドネシアルピア、米ドル、メキシコペソ）への投資効果を追求します。

※わが国の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券をいいます。

- J-REIT への投資にあたっては、J-REIT 市場における時価総額構成比を基本としつつ、流動性・信用力等を勘案して各銘柄に対する投資比率を適宜調整します。

■ご参考 REITについて■

REIT(Real Estate Investment Trust)とは、投資者から集めた小口の資金をまとめて不動産に投資し、そこから生じる賃料や売却益等の収益を投資者に分配する仕組みの投資信託のことです。不動産投資には多額の資金が必要ですが、REITの仕組みを活用することで、投資者は少額の資金で複数の不動産からの収益を獲得することができます。



- ファンドは特化型運用を行います。特化型ファンドとは、投資対象に一般社団法人投資信託協会の規則に定める支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。
- ファンドの主要投資対象には寄与度（投資対象候補銘柄の時価総額に占める割合）が10%を超えるまたは超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化等が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

- ・円コースを除く各コースは、投資対象である外国投資信託において組入資産につき原則として各コースで定められた通貨での為替取引を行います。

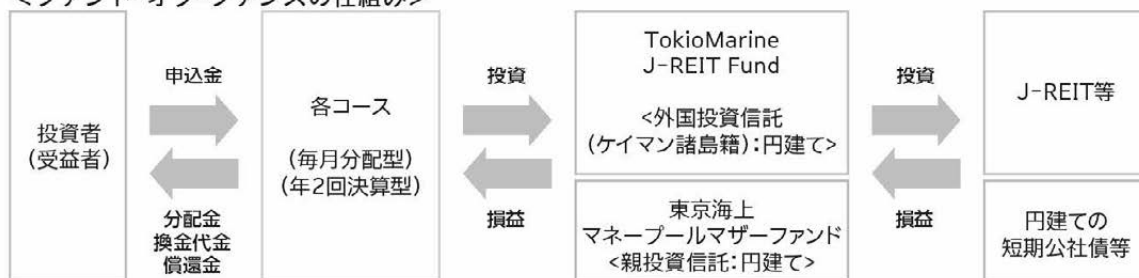
コース名	投資対象とする外国投資信託	各コースが投資対象とする外国投資信託の 為替取引手法
円コース (毎月分配型)／(年2回決算型)	Tokio Marine J-REIT Fund －JPYクラス	円建て資産に対し、為替取引を行いません。
豪ドルコース (毎月分配型)／(年2回決算型)	Tokio Marine J-REIT Fund －AUDクラス	円売り／豪ドル買いの為替取引を行います。
ブラジルリアルコース (毎月分配型)／(年2回決算型)	Tokio Marine J-REIT Fund －BRLクラス	円売り／ブラジルリアル買いの為替取引を行います。
インドネシアルピアコース (毎月分配型)／(年2回決算型)	Tokio Marine J-REIT Fund －IDRクラス	円売り／インドネシアルピア買いの為替取引を行います。
米ドルコース (毎月分配型)／(年2回決算型)	Tokio Marine J-REIT Fund －USDクラス	円売り／米ドル買いの為替取引を行います。
メキシコペソコース (毎月分配型)／(年2回決算型)	Tokio Marine J-REIT Fund －MXNクラス	円売り／メキシコペソ買いの為替取引を行います。

3

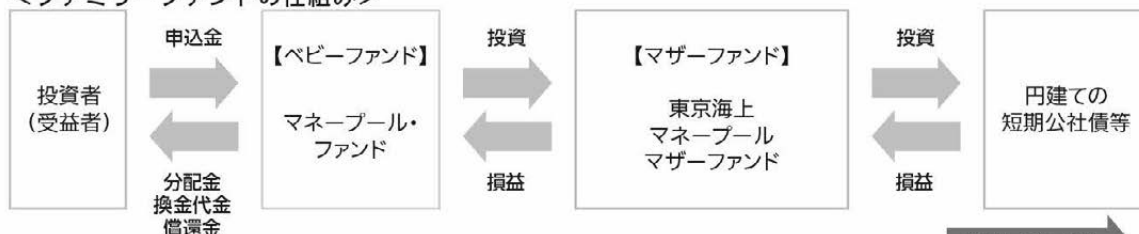
各コースは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

- ・各コースは、わが国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている J-REIT を主要投資対象とする円建ての外国投資信託「Tokio Marine J-REIT Fund」と、円建ての国内籍の投資信託である「東京海上マネープールマザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。また、「マネープール・ファンド」は「東京海上マネープールマザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。
- ・「マネープール・ファンド」は、円建ての短期公社債等を実質的な主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>



<ファミリーファンドの仕組み>



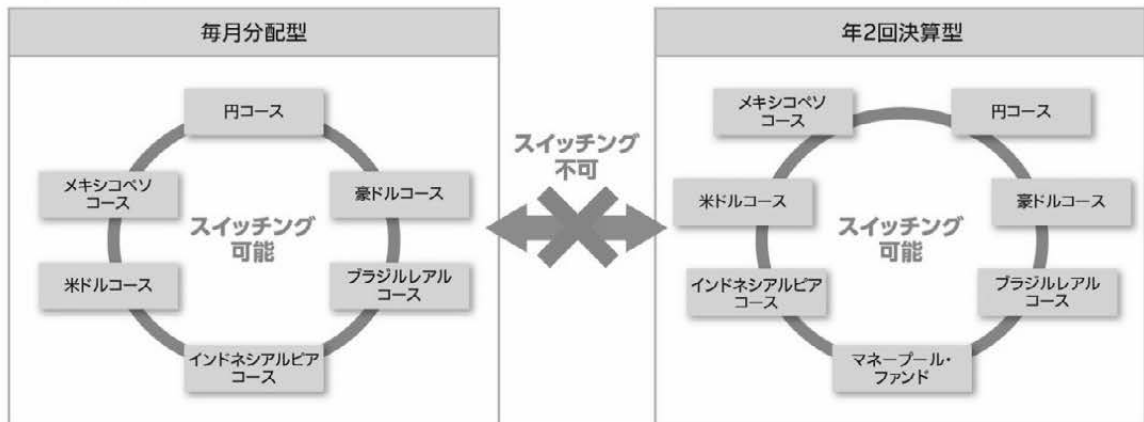
次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

4

「毎月分配型」の各ファンド間、「年2回決算型」の各ファンド間で
スイッチングが可能です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<イメージ図>

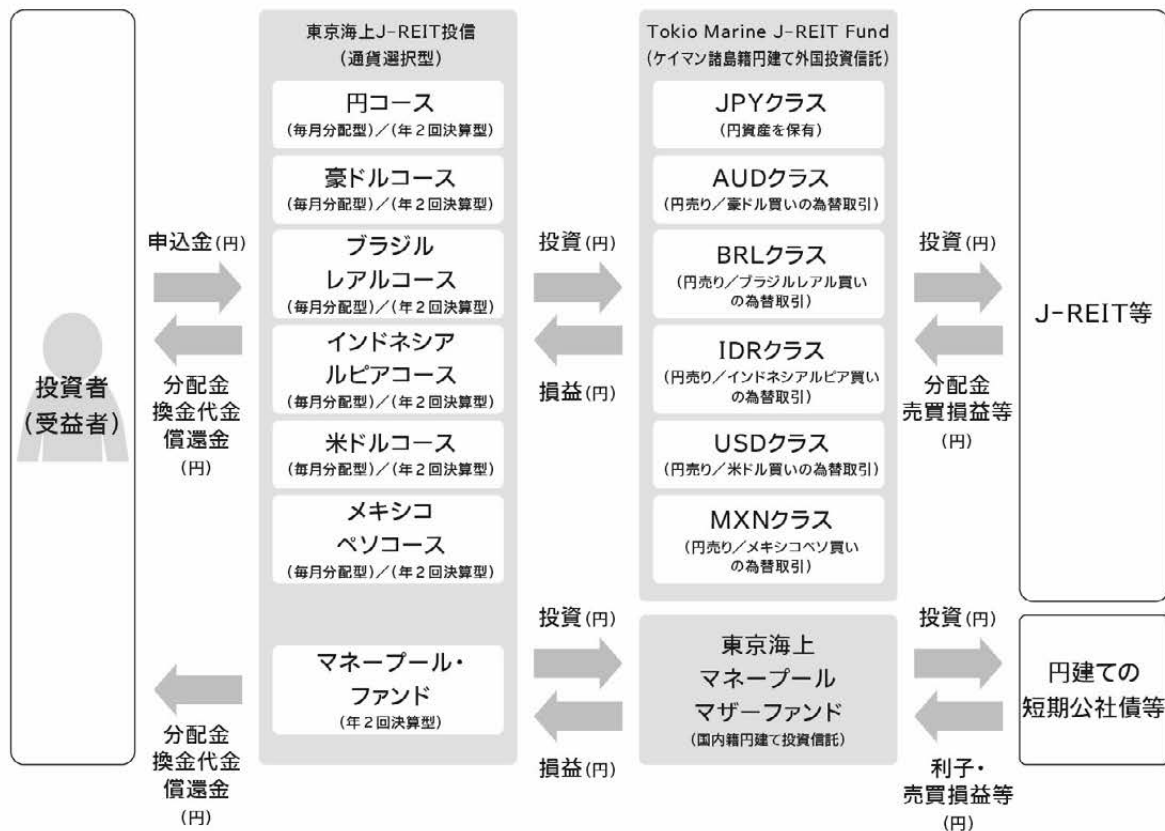


次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

- 各コースは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。
- 「マネープール・ファンド」は、ファミリーファンド方式により運用を行います。



※「ファンド・オブ・ファンズ方式」とは、複数の投資信託証券への投資を通じて、実質的な投資対象へ投資を行う方式です。

※「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。

- 各コースは、「Tokio Marine J-REIT Fund」の他に、「東京海上マネープールマザーファンド」にも投資します。
- 「マネープール・ファンド」の購入は、各コースの年2回決算型からのスイッチングのみとします。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

各コース

株 式	株式への直接投資は行いません。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

マネープール・ファンド

株 式	株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。(ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限ります。)
外貨建資産	外貨建資産への投資は、円貨で約定し円貨で決済するもの(為替リスクの生じないもの)に限ります。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

分配方針

分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

毎月分配型

◎毎月決算を行います。

- 毎月25日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として次の方針に基づき分配を行います。

収益分配にあたっては、原則として毎決算時に分配を行うことをめざします。また、4月と10月の決算時に、分配相当額に委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

※コースによっては、約款上「安定分配を継続的に行う」としていますが、これは運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

《イメージ図》

決 算	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
分 配												

① 上図はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について、示唆・保証するものではありません。実際の分配金額は運用実績に応じて決定されます。

年2回決算型

◎年2回決算を行います。

- 4月および10月の各25日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として次の方針に基づき分配を行います。

収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

《イメージ図》

決 算	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
分 配												

① 上図はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について、示唆・保証するものではありません。実際の分配金額は運用実績に応じて決定されます。

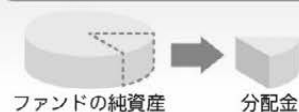
次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

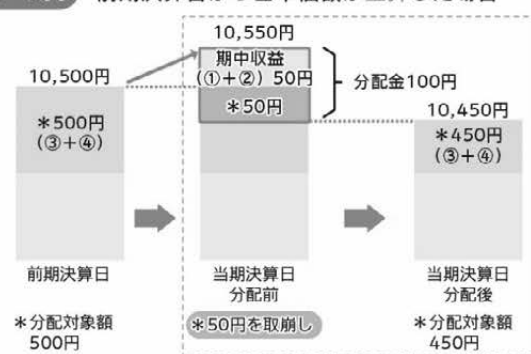
※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額とは、

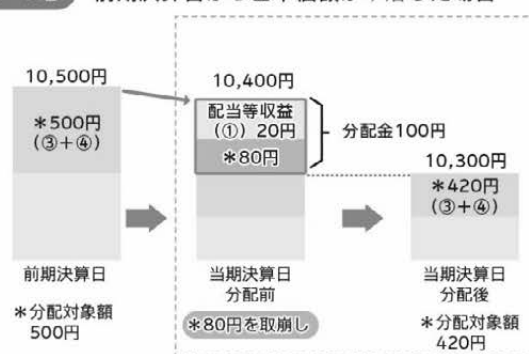
- ①配当等収益（経費控除後） ②評価益を含む売買益（経費控除後） ③分配準備積立金 ④収益調整金 です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

ケースA 前期決算日から基準価額が上昇した場合



ケースB 前期決算日から基準価額が下落した場合



① 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が 元本の一部払戻しに相当する場合	分配金の全部が 元本の一部払戻しに相当する場合
投資者の購入価額 (当初個別元本) 普通分配金 元本払戻金 (特別分配金) 分配金支払後 基準価額 個別元本	投資者の購入価額 (当初個別元本) 元本払戻金 (特別分配金) 分配金支払後 基準価額 個別元本

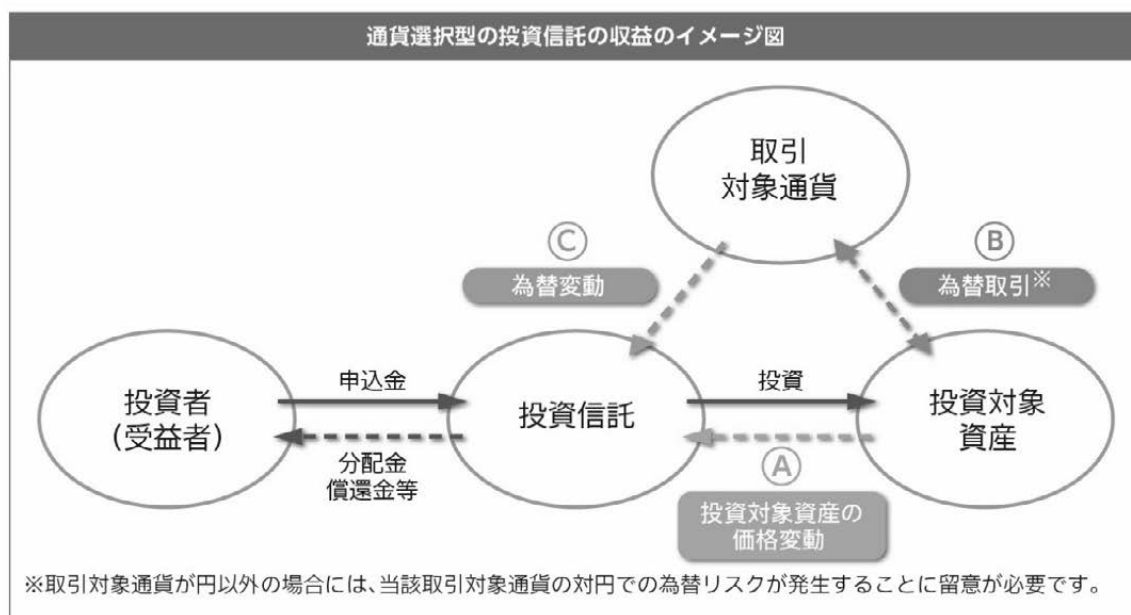
※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金) 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

通貨選択型の投資信託の収益のイメージ

- 通貨選択型の投資信託は、株式や債券等といった投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。



- 通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。



※「取引対象通貨」と「投資対象資産の通貨」が同一通貨の場合、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)や為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)は発生しません。

※新興国通貨の場合等は、為替取引によるプレミアム/コストに金利差がそのまま反映されない場合があります。

※為替市場における需給の影響等によっては、為替取引によるプレミアム/コストが金利差相当分とは異なる水準となる場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

●円コース、豪ドルコース、ブラジルリアルコース、インドネシアルピアコース、マネープール・ファンド

2010年11月26日	信託契約締結、ファンドの設定、運用開始
2014年1月25日	信託期間終了日を2015年10月26日から2020年10月26日に変更
2017年7月26日	信託期間終了日を2020年10月26日から2025年10月24日に変更
2024年7月26日	信託期間終了日を2025年10月24日から2030年10月25日に変更

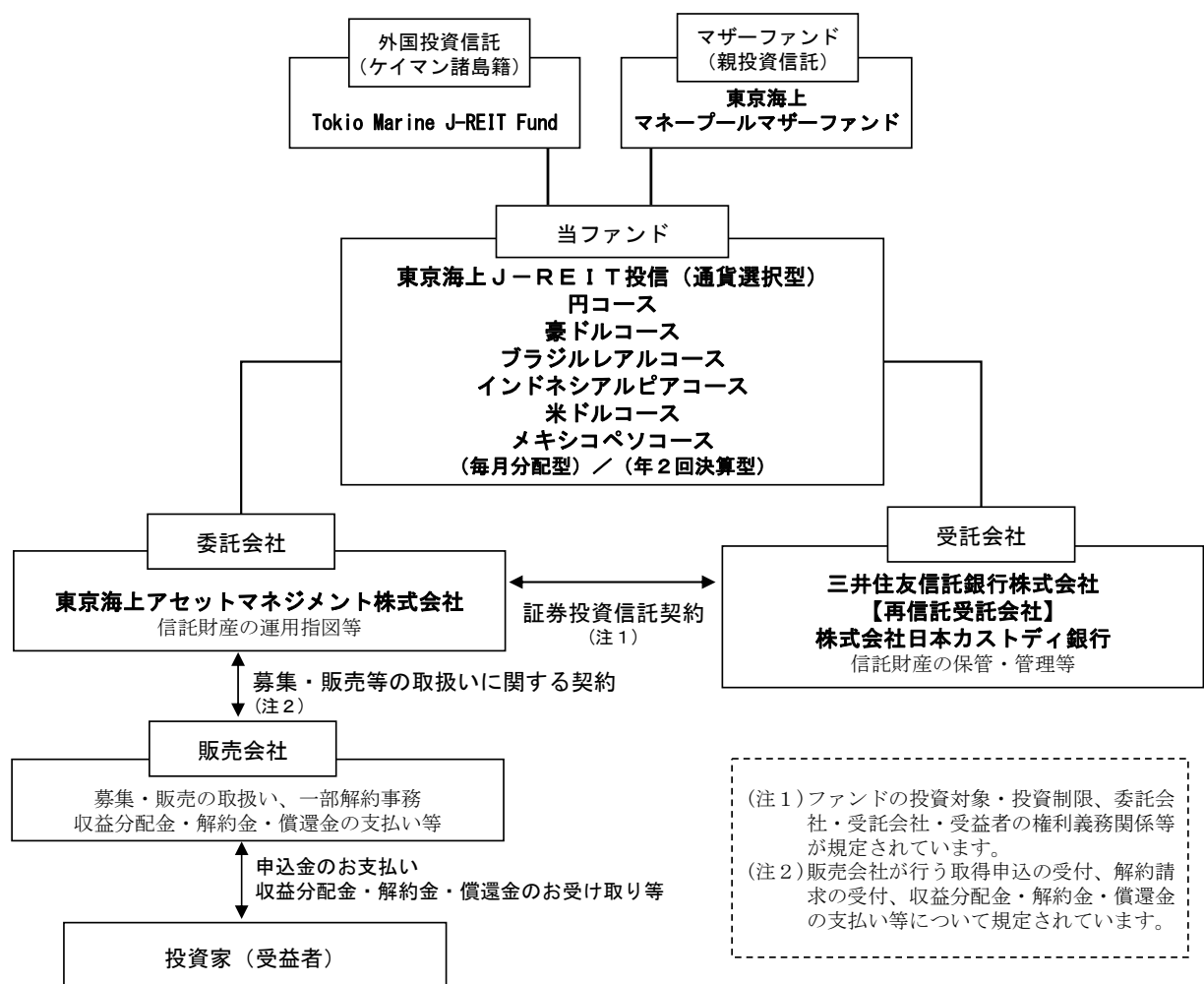
●米ドルコース、メキシコペソコース

2014年7月28日	信託契約締結、ファンドの設定、運用開始
2017年7月26日	信託期間終了日を2020年10月26日から2025年10月24日に変更
2024年7月26日	信託期間終了日を2025年10月24日から2030年10月25日に変更

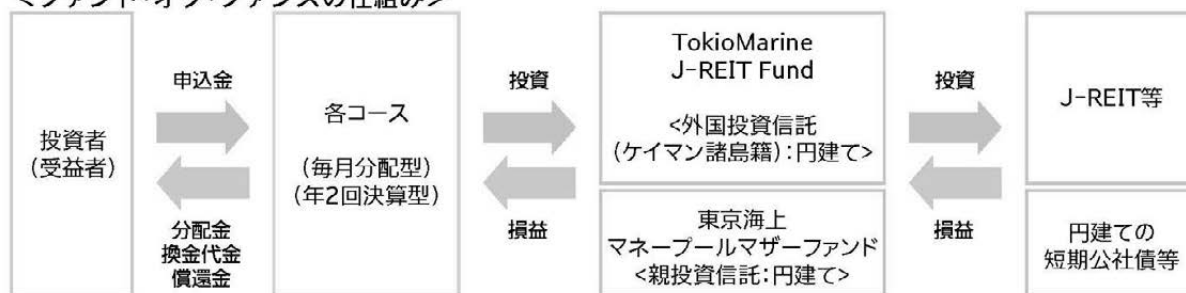
(3) 【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み

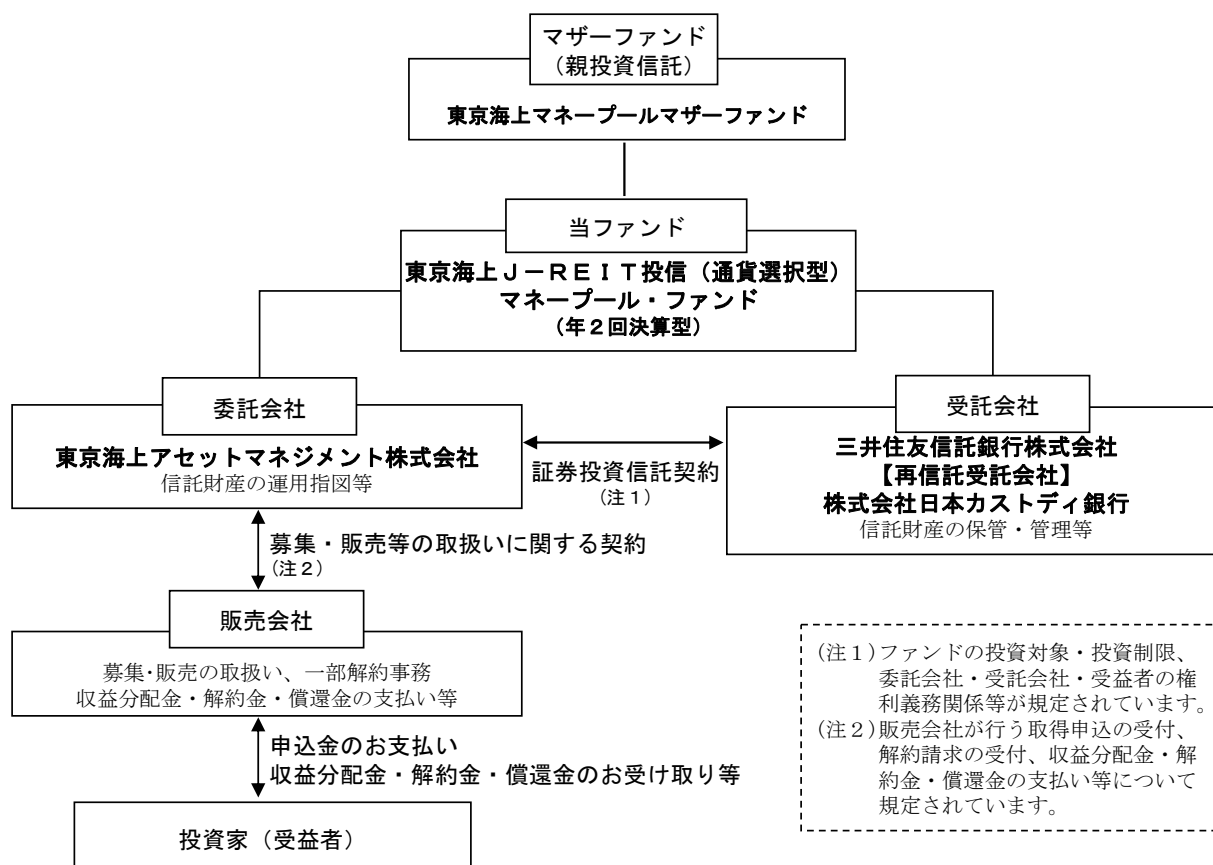
●各コース



<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>



● マネープール・ファンド（年2回決算型）



②委託会社の概況

- ・名称 東京海上アセットマネジメント株式会社
- ・資本金の額 20億円 (2024年11月末日現在)
- ・会社の沿革

1985年12月 東京海上グループ（現：東京海上日動グループ）等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金2億円で設立

1987年2月 投資顧問業者として登録

同年6月 投資一任業務認可取得

1991年4月 国内および海外年金の運用受託を開始

1998年5月 東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得

2007年9月 金融商品取引業者として登録

2014年4月 東京海上アセットマネジメント株式会社に社名変更

2016年10月 東京海上不動産投資顧問株式会社と合併

- ・大株主の状況（2024年11月末日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
東京海上ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	38,300株	100.0%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

●各コース

1. 基本方針

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 主要投資対象

主にわが国の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）（以下総称して「J-REIT」といいます。）を投資対象とする外国投資信託「Tokio Marine J-REIT Fund」の受益証券と、主に円建て短期公社債およびコマーシャル・ペーパーなどに投資する「東京海上マネープールマザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①外国投資信託「Tokio Marine J-REIT Fund」の受益証券および「東京海上マネープールマザーファンド」の受益証券への投資を通じて、J-REIT等を実質的に投資します。
- ②運用にあたっては、上記の投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券を含みます。以下同じ。）のうち、「Tokio Marine J-REIT Fund」の組入比率を高位に保つことを基本とします。
- ③資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●マネープール・ファンド

1. 基本方針

当ファンドは、主として「東京海上マネープールマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資を行い、安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。

2. 運用方法

(1) 主要投資対象

主としてマザーファンド受益証券に投資し、高位の組入比率を維持します。なお、有価証券等の資産に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

- ①主として円建て短期公社債およびコマーシャル・ペーパーを主要投資対象とするマザーファンド受益証券に投資します。
- ②当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。
- ③資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

(2) 【投資対象】

●各コース

1. 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- (1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）

- ① 有価証券
- ② 金銭債権（①③に掲げるものに該当するものを除きます。）
- ③ 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

(2) 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

2. 委託会社は、信託金を、主として次の(1)および(2)に掲げる投資信託証券ならびに(3)から(6)に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

(1)

コース名	投資対象（外国投資信託）
円コース （毎月分配型）／（年2回決算型）	Tokio Marine J-REIT Fund－JPYクラス
豪ドルコース （毎月分配型）／（年2回決算型）	Tokio Marine J-REIT Fund－AUDクラス
ブラジルリアルコース （毎月分配型）／（年2回決算型）	Tokio Marine J-REIT Fund－BRLクラス
インドネシアルピアコース （毎月分配型）／（年2回決算型）	Tokio Marine J-REIT Fund－IDRクラス
米ドルコース （毎月分配型）／（年2回決算型）	Tokio Marine J-REIT Fund－USDクラス
メキシコペソコース （毎月分配型）／（年2回決算型）	Tokio Marine J-REIT Fund－MXNクラス

(2) 「東京海上マネープールマザーファンド」の受益証券

(3) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

(4) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記(3)の証券の性質を有するもの

(5) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

(6) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）

なお、上記(5)の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

3. 委託会社は、信託金を、上記2. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

(1) 預金

(2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

(3) コール・ローン

(4) 手形割引市場において売買される手形

4. 上記2. の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記3. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<参考情報>当ファンドが投資対象とする投資信託証券について

以下は、当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要について記載したものであり、これら投資信託の関係法人等により内容が変更となる場合があります。

Tokio Marine J-REIT Fund (JPYクラス／AUDクラス／BRLクラス／IDRクラス／USDクラス／MXNクラス)	
形態	ケイマン諸島籍契約型外国投資信託／円建て
運用方針	日本の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されているJ-REITを主要投資対象として、J-REIT市場全体の中長期的な動きを概ね捉えるとともに、各クラス（JPYクラスを除く）で定められた通貨（AUDクラス＝豪ドル、BRLクラス＝ブラジルリアル、IDRクラス＝インドネシアルピア、USDクラス＝米ドル、MXNクラス＝メキシコペソ）への投資効果を追求します。 J-REITへの投資にあたっては、J-REIT市場における時価総額構成比を基本としつつ、流動性・信用力などを勘案して各銘柄に対する投資比率を適宜調整します。なお、運用の効率性の観点から、指数先物取引などを用いる場合があります。
主な投資制限	・ 空売りを行った有価証券の時価総額は純資産総額を超えないものとします。

	・原則として、純資産総額の10%を超える借入れは行わないものとします。 ・同一発行体の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の35%を超えないものとします。
収益分配	毎月、投資顧問会社と協議の上、受託会社の判断により分配を行うことができます。
信託期間	原則として2030年10月17日まで
決算日	原則として毎年3月25日
申込手数料	なし
信託財産留保額	1口につき純資産価格の0.3%（当初1口＝1万円）
信託報酬等	ファンドの純資産総額に対し年率0.56%を乗じて得た額が投資顧問会社、受託会社、保管銀行ならびに事務代行会社への報酬の合計額としてファンドから支払われます。この他、ファンドは、ファンドの設立に係る費用（3年を超えない期間にわたり償却）、組入有価証券の売買委託手数料等の取引に要する費用、組入有価証券の保管に要する費用、信託財産に関する租税、監査報酬、法的費用等を負担します。
関係法人	受託会社：Global Funds Trust Company 保管銀行、事務代行会社：Nomura Bank（Luxembourg）S.A. 投資顧問会社：東京海上アセットマネジメント株式会社

※資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

東京海上マネープールマザーファンド	
形態	親投資信託
運用方針	円建て短期公社債およびコマーシャル・ペーパーを主要投資対象とし、安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。
主な投資制限	・株式への投資は、行いません。 ・外貨建資産への投資は、円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限ります。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	無分配
信託設定日	2010年11月26日
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年10月25日
信託報酬等	信託報酬はかかりません。有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
委託会社	東京海上アセットマネジメント株式会社
受託銀行	三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	なし

※資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

● マネープール・ファンド

1. 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- (1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいい、以下同じ。）
 - ① 有価証券
 - ② デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限り、）
 - ③ 金銭債権（①④に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ④ 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- (2) 次に掲げる特定資産以外の資産

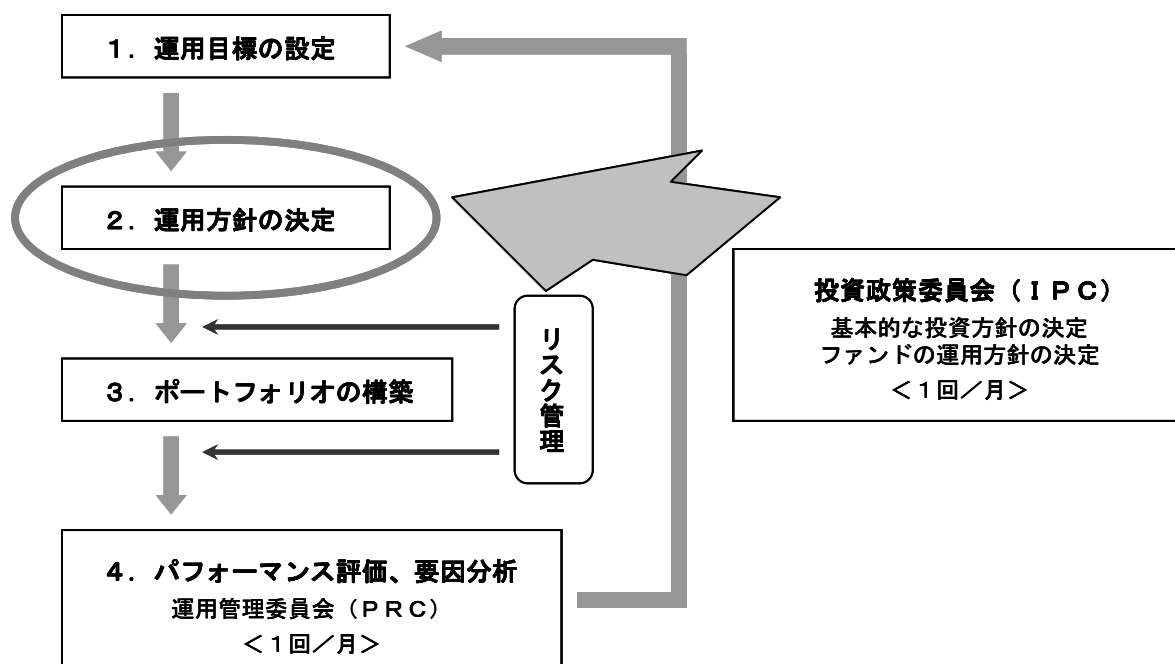
為替手形

2. 委託会社は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された「東京海上マネープールマザーファンド」の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
 - (1) 転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得した株券および新株引受権証券
 - (2) 国債証券
 - (3) 地方債証券
 - (4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - (5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
 - (6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - (7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - (8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - (9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - (10) コマーシャル・ペーパー
 - (11) 新株引受権証券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
 - (12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記(1)から(11)までの証券または証書の性質を有するもの
 - (13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - (14) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - (15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - (16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りします。）
 - (17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - (18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - (19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
 - (20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - (21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - (22) 外国の者に対する権利で上記(21)の有価証券の性質を有するものなお、(1)の証券または証書、(12)および(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券、(12)および(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものならびに(14)の投資法人債券を以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
3. 委託会社は、信託金を、上記2. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 - (1) 預金
 - (2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - (3) コール・ローン
 - (4) 手形割引市場において売買される手形

- (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (6) 外国の者に対する権利で上記(5)の権利の性質を有するもの
- 4. 上記2.の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記3.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。



ファンドの運用に関する社内規則として「投資運用業に係る業務運営規程」を設けております。運用におけるリスク管理は、運用リスク管理部門（10名程度）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会（運用リスク管理部門担当役員を委員長に、運用・営業・商品企画などファンド運用に関係する各部長が参加）において投資行動の評価が行われます。（リスク管理についての詳細は、「3 投資リスク」の「3.管理体制」をご参照ください）

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会（運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加）において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備及び運用状況報告書」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

（上記の体制や人員等については、2024年11月末日現在）

(4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として次の方針に基づき分配を行います。

●円コース（毎月分配型）、豪ドルコース（毎月分配型）、ブラジルリアルコース（毎月分配型）、インドネシアルピアコース（毎月分配型）

- ①分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配にあたっては、原則として毎決算時に安定分配を継続的に行うことをめざします。また、4月と10月の決算時に、上記安定分配相当額に委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

●米ドルコース（毎月分配型）、メキシコペソコース（毎月分配型）

- ①分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配にあたっては、原則として毎決算時に分配を行うことをめざします。また、4月と10月の決算時に、上記分配相当額に委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

●年2回決算型

- ①分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

●毎月分配型／年2回決算型 共通

- ③収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

(5) 【投資制限】

●各コース

①運用の基本方針に基づく制限（約款別紙「運用の基本方針」）

- a. 株式への直接投資は行いません。
- b. 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- c. 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- d. 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②公社債の借入（約款）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記a. の借入の指図は、当該借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 上記a. の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。

③特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（約款）

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

④外国為替予約取引（約款）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑤信用リスク集中回避のための投資制限（約款）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑥資金の借入（約款）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

●マネープール・ファンド

①運用の基本方針に基づく制限（約款別紙「運用の基本方針」）

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。（ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限ります。）
- b. 外貨建資産への投資は、円貨で約定し、円貨で決済する取引により取得した、外国において発行された有価証券について、円貨での決済が困難になる事態が発生した場合に限り、当該外貨建資産の為替リスクのヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。ただしこの場合においては、可能な限り速やかに当該外貨建資産を売却することとします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券ならびに取引所に上場し、かつ当該取引所において常時売却可能な投資信託証券、また既に組み入れている株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- e. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- f. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- g. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

②投資する株式等の範囲（約款）

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

③信用取引（約款）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

④先物取引等（約款）

- a. 委託会社は、日本国内の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- b. 委託会社は、日本国内の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

- c. 委託会社は、日本国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ⑤スワップ取引（約款）
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。
- ⑥金利先渡し取引および為替先渡し取引（約款）
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。
- ⑦デリバティブ取引等に係る投資制限（約款）
- デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑧有価証券の貸付（約款）
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- ・株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ・公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. 上記a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。
- ⑨有価証券の空売（約款）
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記「⑩ 有価証券の借入」の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a. の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その額を超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- ⑩有価証券の借入（約款）
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入の指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記a. の借入の指図は、当該借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産

の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

d. 上記a. の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑪特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（約款）

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑫信用リスク集中回避のための投資制限（約款）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑬資金の借入（約款）

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

d. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3【投資リスク】

1. 投資リスク

※以下の記載は、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券およびマザーファンドを組み入れることにより、当ファンドが間接的に受ける実質的なリスクを含みます。

基準価額の変動要因

- ・投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。
- ・運用による損益は、全て投資者に帰属します。
- ・投資信託は預貯金や保険と異なります。
- ・当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

●各コース

①価格変動リスク

REITの価格は、REITが保有する不動産の評価の下落、不動産市況に対する見通しや需給等、さまざまな要因を反映して変動します。組入REITの価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

②為替変動リスク

各コースの投資対象である外国投資信託については、原則としてJPYクラスを除く各クラスにおいて、円売り／各クラスの通貨買いの為替取引を行います。そのため、当該外貨の為替レートの変動の影響を受け、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。当該為替取引は、追加設定・解約の影響等により、円売りの額と各クラスの通貨買いの額を完全に一致させることができません。また、円金利が各クラス通貨の金利より高い場合、これらの金利差相当分のコストがかかります。ただし、為替市場における需給の影響等によっては、金利差相当分以上のコストがかかる場合があります。各クラス（USDクラスを除く）の為替取引は、米ドルを経由して行うことがあり、その場合には米ドルの為替変動の影響も受けます。また、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引（NDF）を利用することにより、為替取引を行うことがあります。NDFの取引価格は、需給や当該対象通貨に対する期待等により、当該通貨の金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、当ファンドの基準価額の値動きは、実際の当該対象通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。

③金利変動リスク

REITは、金利が上昇する場合、他の有価証券の利回り等との比較から売却され、価格が下落することがあります。また金利の上昇は、金融機関等から借入れを行っているREITの場合、その返済負担が大きくなり、REITの価格下落や分配金の減少につながる場合があります。したがって、金利の上昇に伴い基準価額が下落することがあります。

④信用リスク

REITは、信用状況（経営や財務状況等）が悪化した場合、倒産等の状況に陥り投資した資金が回収できなくなる場合があります。また、こうした状況に陥ると予想される場合、当該REITの価格が下落する場合があります。したがって、信用状況の悪化に伴い基準価額が下落することがあります。

⑤流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

⑥法制度等の変更リスク

REITおよび不動産等に関する法制度（税制・建築規制等）が変更となった場合、REITの価格下落や分配金の減少につながる場合があります。したがって、法制度の変更に伴い基準価額が下落することがあります。

●マネープール・ファンド

①金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。

②信用リスク

一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。

③流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

2. その他の留意事項

①当ファンドの主要投資対象には寄与度（投資対象候補銘柄の時価総額に占める割合）が10%を超えるまたは超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化等が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

②当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

③当ファンドは、大量の解約申込が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額が下落する可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

④「マネープール・ファンド」は、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、「マネープール・ファンド」が投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等による売買等が発生した場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

⑤外国投資信託の組入資産について為替取引を行う一部の新興国の為替市場においては、内外の為替取引の自由化が実施されておらず、実際の現地通貨での金銭の受渡に制約があるため、ファンドはNDF※を用いて為替取引を行う場合があります。

NDFの取引価格の値動きと、実際の為替市場の値動きは、需要等の市況や規制等により大きく乖離する場合があります。その結果、ファンドの投資成果は、実際の為替市場や、金利市場の動向から想定されるものから大きく乖離する場合があります。なお、今後、NDFが利用できなくなった場合、ファンドの運用方針に沿った運用ができなくなる場合があります。

また、店頭デリバティブ取引について、規制強化等が行われています。NDFが規制強化により、取引の担保として現金等を差し入れることとなった場合、現金等を資産の一部として保有することがあります。その場合、実質的な主要投資対象資産の組入比率が低下し、高位に組入れた場合と比較して、期待される投資成果が得られなくなる場合があります。

※NDFとは、為替取引を行う場合に利用する直物為替先渡取引の一種で、当該国の通貨を用いず、米ドルまたはその他の主要な通貨によって差金決済する取引をいいます。

⑥各コースが投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなる場合は、当該ファンドを繰上償還させます。

⑦「マネープール・ファンド」は、マイナス利回りの公社債や金融商品等での運用となることがあり、この場合、基準価額の下落要因となりますのでご注意ください。

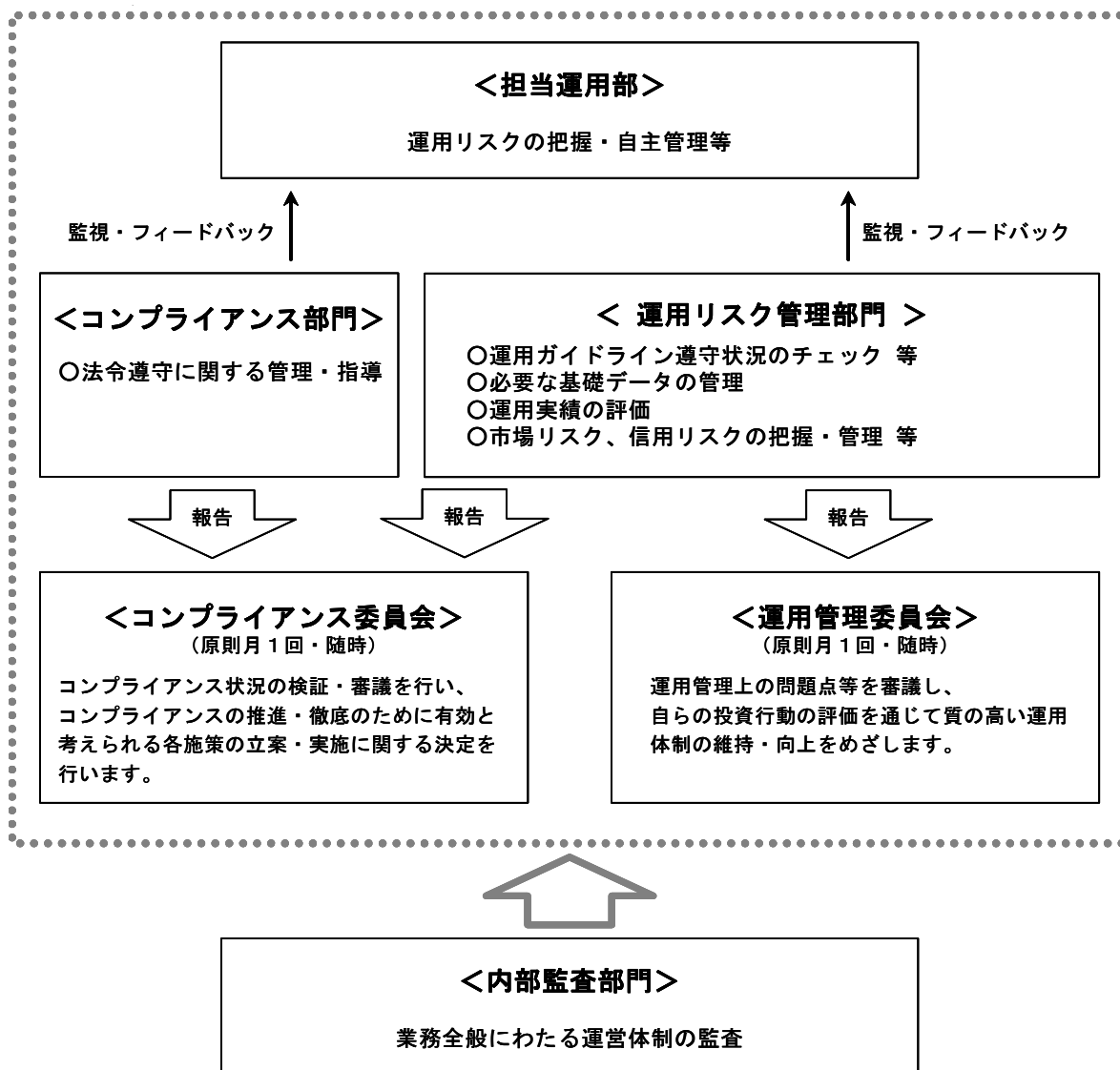
3. 管理体制

＜リスク管理体制＞

委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。

法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。

これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。



＜流動性リスク管理＞

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。

取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

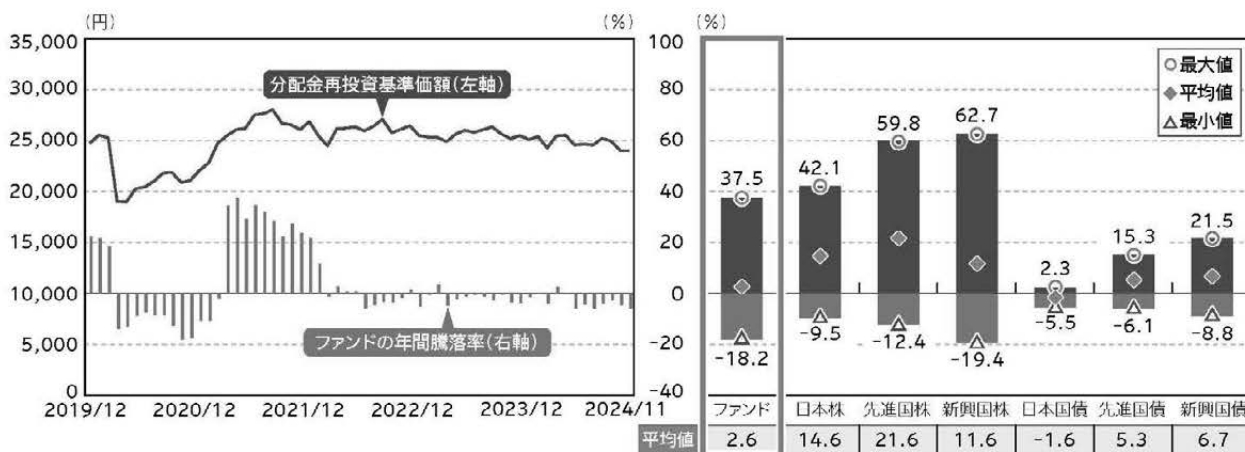
ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額と直近1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの
騰落率の比較

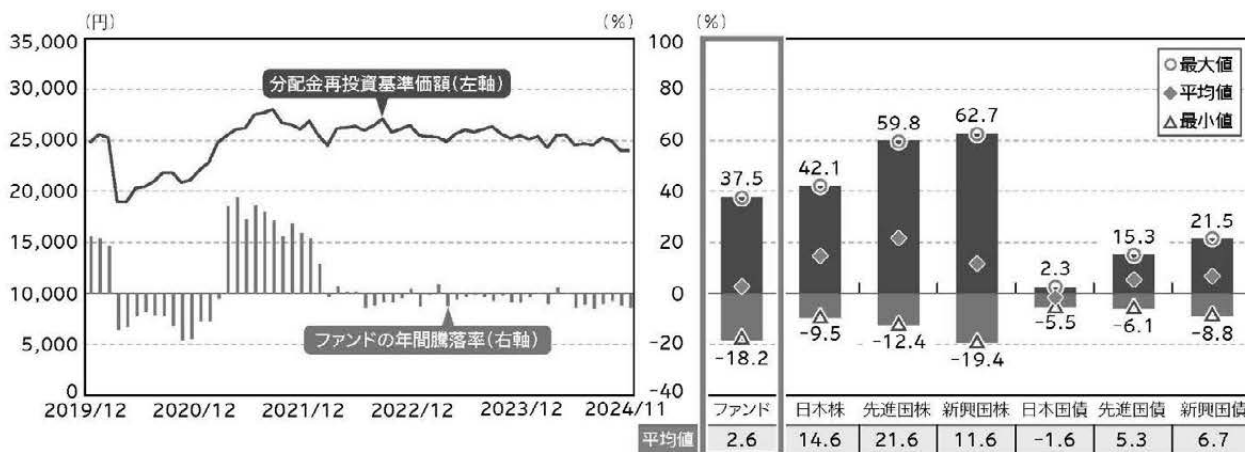
ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

円コース（毎月分配型）



※後述の注記事項をご参照ください。

円コース（年2回決算型）

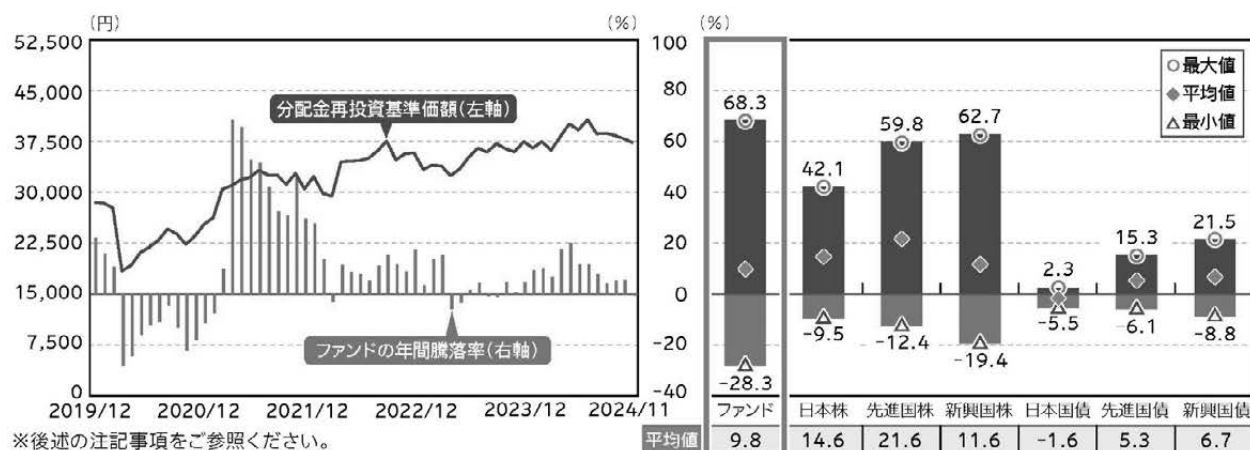


※後述の注記事項をご参照ください。

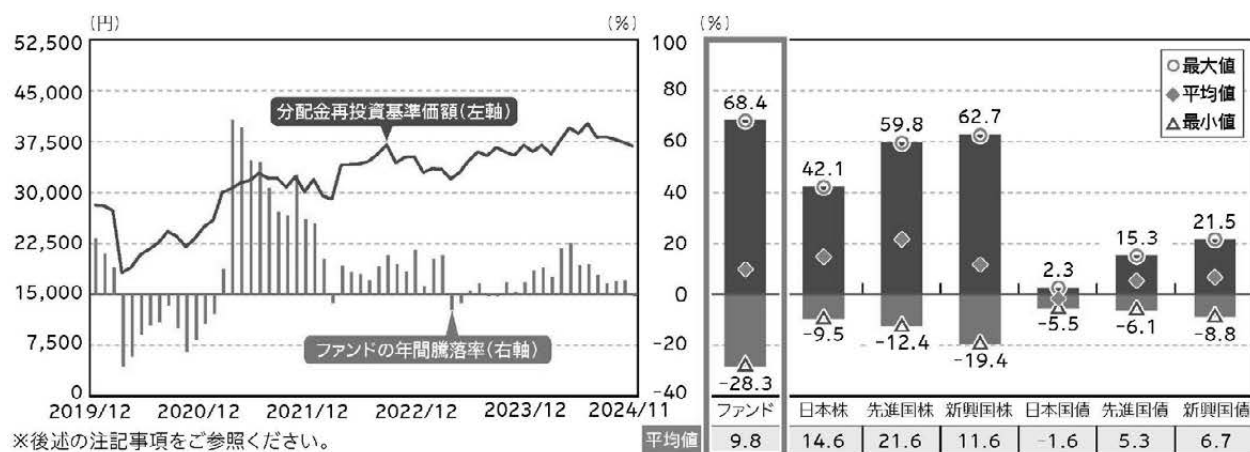
次ページへ続く

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

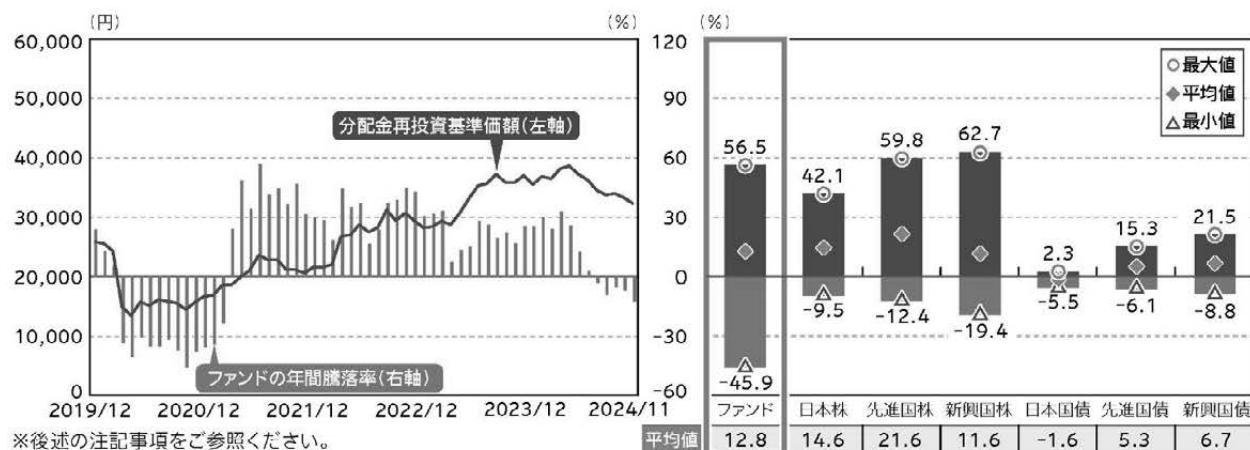
豪ドルコース（毎月分配型）



豪ドルコース（年2回決算型）



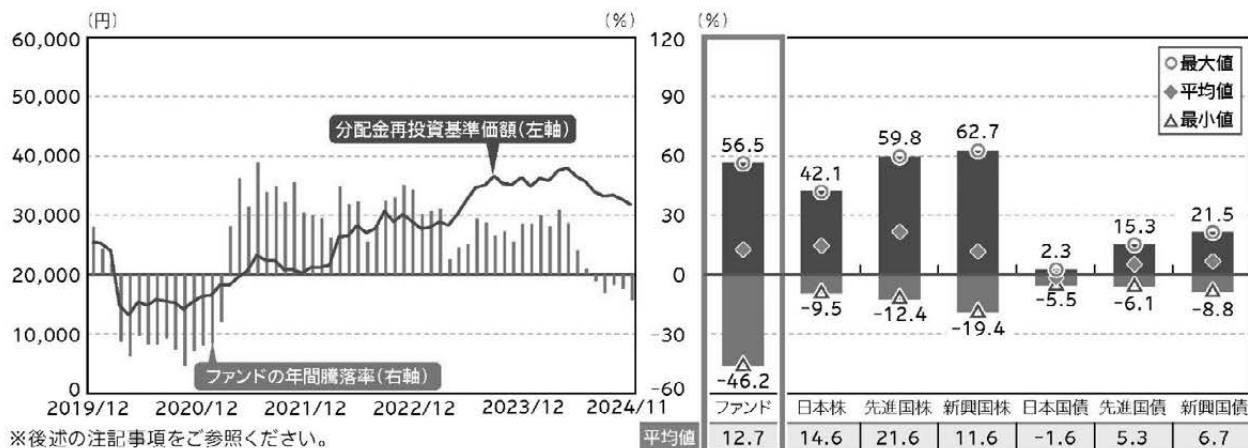
ブラジルリアルコース（毎月分配型）



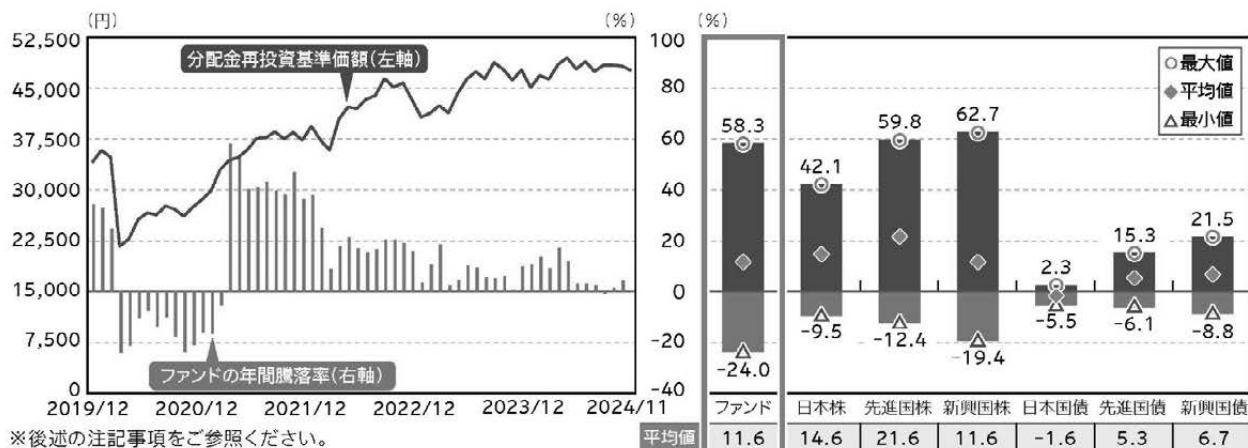
次ページへ続く

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

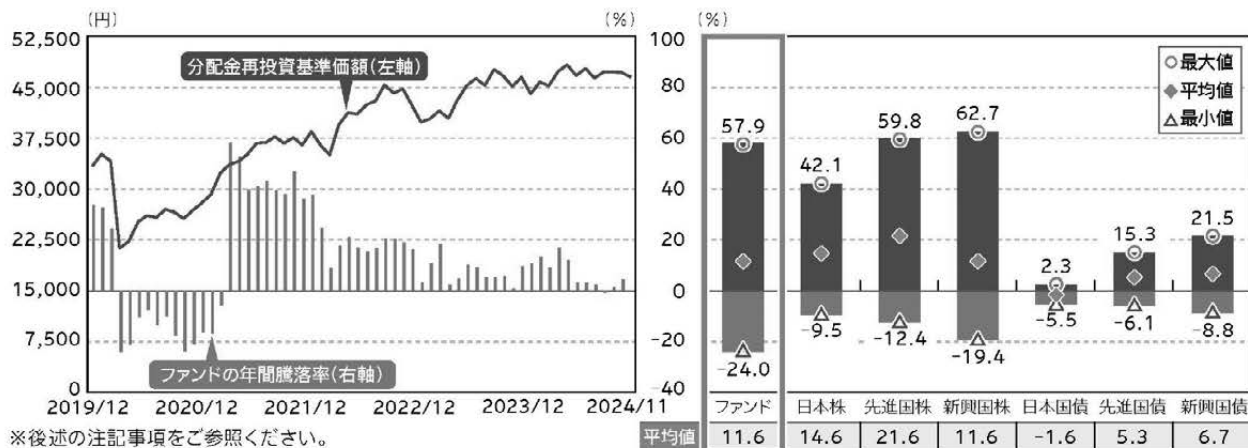
ブラジルリアルコース（年2回決算型）



インドネシアルピアコース（毎月分配型）



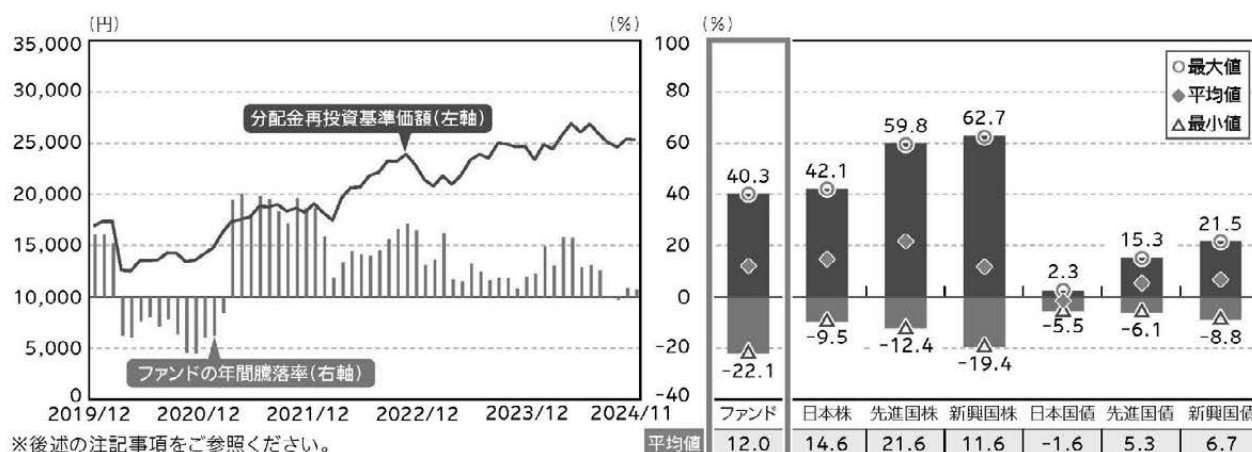
インドネシアルピアコース（年2回決算型）



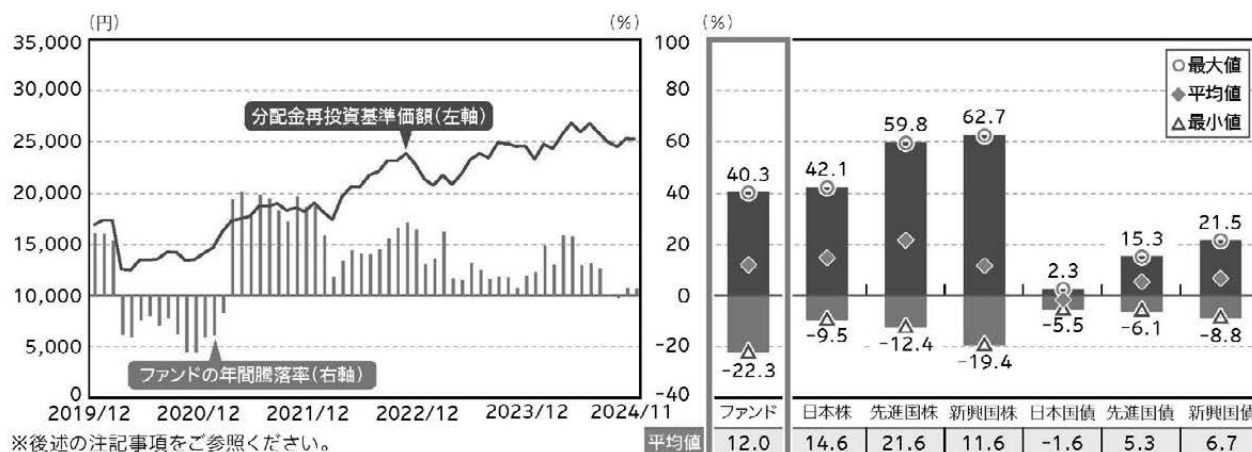
次ページへ続く

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

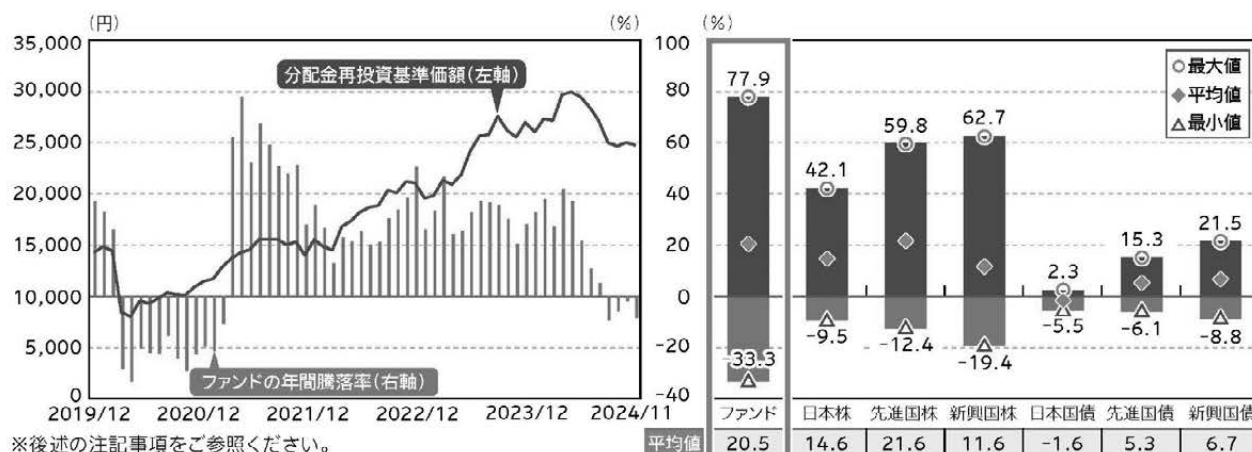
米ドルコース（毎月分配型）



米ドルコース（年2回決算型）



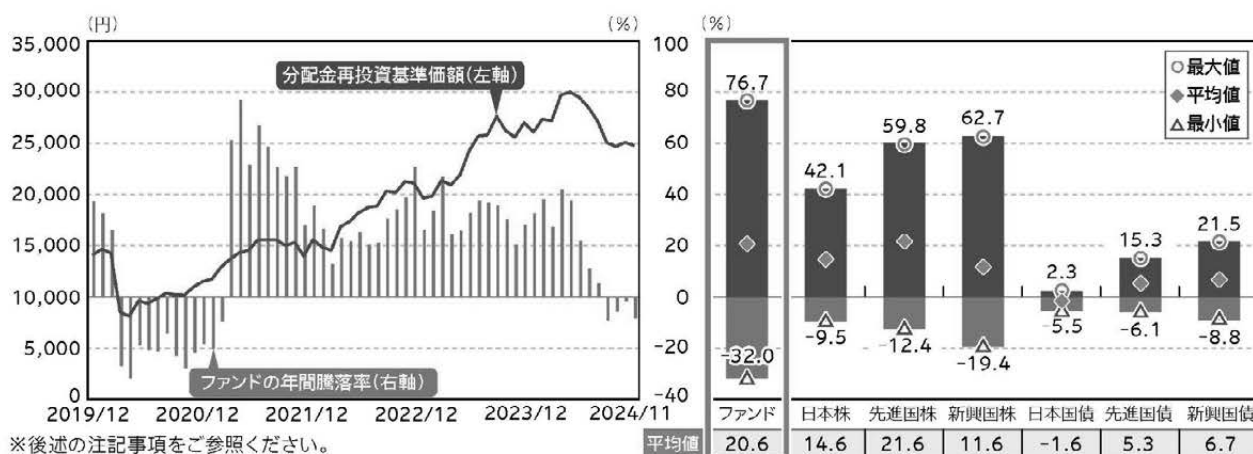
メキシコペソコース（毎月分配型）



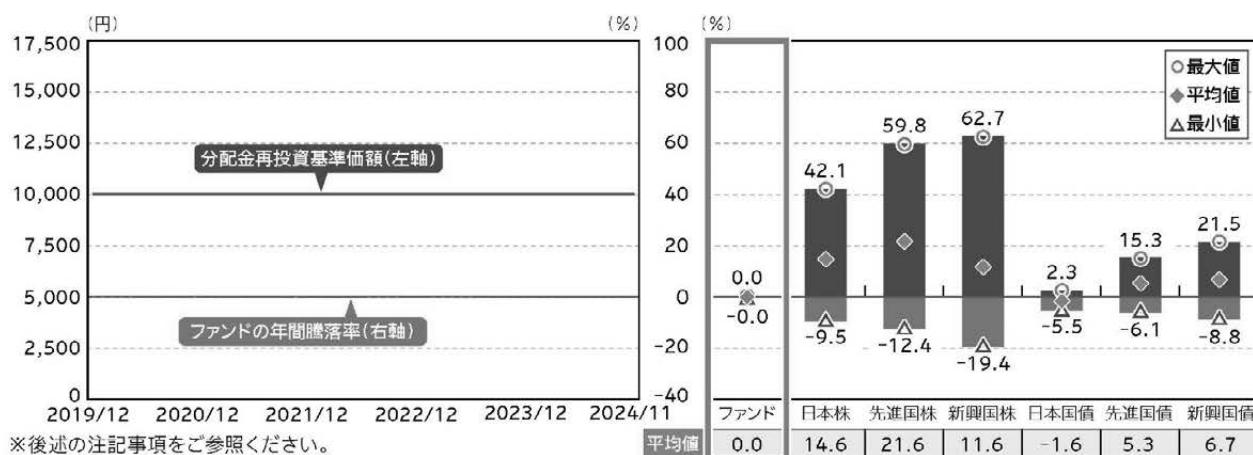
次ページへ続く

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

メキシコペソコース（年2回決算型）



マネープール・ファンド（年2回決算型）



注記事項

※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※年間騰落率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

次ページへ続く

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

代表的な資産クラスと指数名

日本株	TOPIX (東証株価指数) (配当込み)
先進国株	MSCIコクサイ指数 (配当込み、円ベース)
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
日本国債	NOMURA-BPI (国債)
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

指数について

●TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる標章または商標は、株式会社J P X 総研または株式会社J P X 総研の関連会社（以下、J P X といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用等TOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXにかかる標章または商標に関するすべての権利はJ P X が有します。J P X は、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。ファンドは、J P X により提供、保証または販売されるものではなく、ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P X は責任を負いません。 ●MSCIコクサイ指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。 ●MSCIエマージング・マーケット・インデックスの著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。 ●NOMURA-BPI (国債) に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。 ●FTSE世界国債インデックスは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。 ●JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

- ①発行価格に3.3%(税抜3%)を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。ただし、年2回決算型の各ファンドから「マネープール・ファンド(年2回決算型)」へのスイッチングの場合は無手数料とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。申込手数料には、消費税等が含まれます。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明ならびに情報提供等、購入に関する事務コスト等の対価として、申込時に頂戴するものです。

- ②収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(2)【換金(解約)手数料】

- ①換金(解約)手数料

ありません。

- ②信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額

(「マネープール・ファンド(年2回決算型)」は信託財産留保額がかかりません。)

(3)【信託報酬等】

●各コース

- ①委託会社、販売会社および受託会社の信託報酬の総額は信託財産の純資産総額に対し、年率0.6875%(税抜0.625%)を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて、毎日計上します。

- ②①の信託報酬(消費税等相当額を含みます。)は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

- ③信託報酬の配分については以下の通りとします。

委託会社(税抜)* ¹	販売会社(税抜)* ²	受託会社(税抜)* ³
年率0.15%	年率0.45%	年率0.025%

*1 委託した資金の運用、基準価額の計算、目論見書作成等の対価

*2 購入後の情報提供、運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価

*3 運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

- ④当ファンドの信託報酬のほかに、当ファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた実質的な信託報酬は年率1.2475%程度(税込)となります。(本書作成日現在)

<参考情報>当ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬(本書作成日現在)

投資信託証券の名称	信託報酬率 (年率)
外国投資信託(ケイマン諸島籍) 「Tokio Marine J-REIT Fund」	0.56%
親投資信託 「東京海上マネープールマザーファンド」	信託報酬は ありません

上記のほか、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の費用が別途かかります。なお、当ファンドが上記の各投資信託の受益証券を取得するに際しては、申込手数料はかかりません。

●マネープール・ファンド

- ①委託会社、販売会社および受託会社の信託報酬の総額は信託財産の純資産総額に対し、②の信託報酬率を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて、毎日計上します。

- ②毎月の最終営業日の翌日から、翌月の最終営業日までにかかる信託報酬率は、当該期間の直前5営業日間の当ファンドの日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートの最低レート(以下、「コールレート」といいます。)に応じて以下に定める率とします。

コールレート	信託報酬率			
	合計	委託会社* ¹ (税抜)	販売会社* ² (税抜)	受託会社* ³ (税抜)
1.0%以上	年率0.605% (税抜0.55%)	年率0.24%	年率0.28%	年率0.03%
0.6%以上1.0%未満	年率0.33% (税抜0.30%)	年率0.135%	年率0.153%	年率0.012%
0.3%以上0.6%未満	年率0.165% (税抜0.15%)	年率0.0675%	年率0.0765%	年率0.006%
0.15%以上0.3%未満	年率0.055% (税抜0.05%)	年率0.0225%	年率0.0255%	年率0.002%
0.05%以上0.15%未満	年率0.033% (税抜0.03%)	年率0.0135%	年率0.0153%	年率0.0012%
0.01%以上0.05%未満	年率0.011% (税抜0.01%)	年率0.0045%	年率0.0051%	年率0.0004%
0.01%未満	年率0.0011% (税抜0.001%)	年率0.00045%	年率0.00051%	年率0.00004%

* 1 委託した資金の運用、基準価額の計算、目論見書作成等の対価

* 2 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価

* 3 運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

③①の信託報酬（消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

①信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用であり、毎日、純資産総額に対し、年率0.011%（税抜0.01%）を乗じて得た金額（ただし、年66万円（税抜60万円）の1日分相当額を上限とします。）を計上し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。（「マネープール・ファンド（年2回決算型）」は監査費用がかかりません。）

②信託財産に関する租税および信託事務等に要する諸費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

③ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（消費税等相当額を含みます。）、外国における資産の保管等に要する費用等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

④信託財産の一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

⑤投資対象とする外国投資信託において諸費用等がかかります。

※監査費用を除くその他の手数料等については実際の取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)から(4)の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。また、各コースが実質的に投資するJ-REITについては、市場の需給等により価格形成されるため、J-REITの費用は表示しておりません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。また、以下は一般的な記載に過ぎませんので、課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

<個人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%*および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。申告不要制度の適用がありますが、総合課税または申告分離課税を選択することも可能です。いずれの場合も配当控除の適用はありません。申告分離課税を選択した場合の税率は、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（※1）は課税されません。
※2037年12月31日までの間、復興特別所得税（所得税15%×2.1%）が付加されます。

解約時および償還時の差益（解約時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した差額）は、その全額が譲渡所得等の金額とみなされ課税対象となります。譲渡所得等については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）での取扱いも可能です。）。

普通分配金（申告分離課税を選択したものに限りです。）ならびに解約時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等（特定公社債および公募公社債投信を含みます。）の利子所得および配当所得（申告分離課税を選択したものに限りです。）ならびに譲渡所得等との間で損益通算を行うことができます。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

当ファンドは、「NISA」の対象ではありません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記とは異なる場合があります。

<法人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の「各受益者の個別元本」（※2）超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率による源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（※1）は課税されません。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

（※1）「元本払戻金（特別分配金）」とは、収益分配金落ち後の基準価額が各受益者の個別元本を下回る場合、収益分配金のうち当該下回る部分に相当する額をさし、元本の一部払戻しに相当するものです。この場合、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

（※2）「各受益者の個別元本」とは、原則として各受益者の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、元本払戻金（特別分配金）が支払われた際に調整されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

*上記は、2024年11月末現在のもので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間（以下「当期間」といいます。）（2024年4月26日～2024年10月25日）におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
円コース (毎月分配型)	1.31%	0.69%	0.62%
円コース (年2回決算型)	1.30%	0.69%	0.61%
豪ドルコース (毎月分配型)	1.31%	0.69%	0.62%
豪ドルコース (年2回決算型)	1.31%	0.69%	0.62%
ブラジルリアルコース (毎月分配型)	1.31%	0.69%	0.62%
ブラジルリアルコース (年2回決算型)	1.31%	0.69%	0.62%
インドネシアルピアコース (毎月分配型)	1.30%	0.69%	0.61%
インドネシアルピアコース (年2回決算型)	1.30%	0.69%	0.61%
米ドルコース (毎月分配型)	1.31%	0.69%	0.62%
米ドルコース (年2回決算型)	1.31%	0.69%	0.62%
メキシコペソコース (毎月分配型)	1.30%	0.69%	0.61%
メキシコペソコース (年2回決算型)	1.30%	0.69%	0.61%
マネーボール・ファンド (年2回決算型)	0.01%	0.01%	0.00%

(比率は年率、表示桁数未満を四捨五入)

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に当期間の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値です。

※その他費用には、投資先ファンドにかかる費用が含まれています。

※投資先ファンドの費用について、計上された期間が異なる場合があります。

※入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

以下は2024年11月29日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

東京海上J－REIT投信（通貨選択型）円コース（毎月分配型）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	8,344,719,113	99.22
親投資信託受益証券	日本	1,004,200	0.01
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		64,299,117	0.76
合計（純資産総額）		8,410,022,430	100.00

東京海上J－REIT投信（通貨選択型）円コース（年2回決算型）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	4,376,884,376	98.99
親投資信託受益証券	日本	1,004,200	0.02
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		43,247,657	0.97
合計（純資産総額）		4,421,136,233	100.00

東京海上J－REIT投信（通貨選択型）豪ドルコース（毎月分配型）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	10,267,614,806	99.28
親投資信託受益証券	日本	1,004,200	0.00
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		72,498,391	0.70
合計（純資産総額）		10,341,117,397	100.00

東京海上J－REIT投信（通貨選択型）豪ドルコース（年2回決算型）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	799,017,375	98.94
親投資信託受益証券	日本	1,004,200	0.12
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		7,487,687	0.92
合計（純資産総額）		807,509,262	100.00

東京海上J－REIT投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（毎月分配型）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	7,689,647,286	99.19
親投資信託受益証券	日本	3,011,898	0.03
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		59,608,857	0.76
合計（純資産総額）		7,752,268,041	100.00

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（年２回決算型）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	1,007,724,342	99.00
親投資信託受益証券	日本	1,004,200	0.09
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		9,140,928	0.89
合計（純資産総額）		1,017,869,470	100.00

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（毎月分配型）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	2,447,487,168	98.84
親投資信託受益証券	日本	1,004,200	0.04
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		27,522,939	1.11
合計（純資産総額）		2,476,014,307	100.00

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（年２回決算型）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	248,859,459	98.17
親投資信託受益証券	日本	1,004,200	0.39
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		3,630,252	1.43
合計（純資産総額）		253,493,911	100.00

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）米ドルコース（毎月分配型）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	6,278,276,191	99.23
親投資信託受益証券	日本	10,011	0.00
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		48,504,192	0.76
合計（純資産総額）		6,326,790,394	100.00

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）米ドルコース（年２回決算型）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	3,906,479,948	98.88
親投資信託受益証券	日本	10,011	0.00
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		44,163,690	1.11
合計（純資産総額）		3,950,653,649	100.00

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）メキシコペソコース（毎月分配型）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	634,547,246	98.89
親投資信託受益証券	日本	10,011	0.00
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		7,079,219	1.10
合計（純資産総額）		641,636,476	100.00

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）メキシコペソコース（年２回決算型）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	348,596,498	98.21
親投資信託受益証券	日本	10,011	0.00
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		6,337,115	1.78
合計（純資産総額）		354,943,624	100.00

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）マネープール・ファンド（年２回決算型）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	359,556	100.00
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		△6	△0.00
合計（純資産総額）		359,550	100.00

（ご参考：親投資信託の投資状況）

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）円コース（毎月分配型）、東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）円コース（年２回決算型）、東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）豪ドルコース（毎月分配型）、東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）豪ドルコース（年２回決算型）、東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（毎月分配型）、東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（年２回決算型）、東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（毎月分配型）、東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（年２回決算型）、東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）米ドルコース（毎月分配型）、東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）米ドルコース（年２回決算型）、東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）メキシコペソコース（毎月分配型）、東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）メキシコペソコース（年２回決算型）、東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）マネープール・ファンド（年２回決算型）が主要投資対象とする親投資信託の投資状況は以下の通りです。

東京海上マネープールマザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	11,998,524	104.59
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		△526,601	△4.59
合計（純資産総額）		11,471,923	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a. 主要銘柄の明細

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）円コース（毎月分配型）

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	Tokio Marine J-REIT Fund JPY Class	ケイマン	投資信託受益証券	544,907.8695	15,291	8,332,186,232	15,314	8,344,719,113	99.22
2	東京海上マネープールマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	1,000,000	1.0042	1,004,200	1.0042	1,004,200	0.01

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）円コース（年2回決算型）

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	Tokio Marine J-REIT Fund JPY Class	ケイマン	投資信託受益証券	285,809.3494	15,272.2800	4,364,960,410	15,314	4,376,884,376	98.99
2	東京海上マネープールマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	1,000,000	1.0042	1,004,200	1.0042	1,004,200	0.02

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）豪ドルコース（毎月分配型）

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	Tokio Marine J-REIT Fund AUD Class	ケイマン	投資信託受益証券	600,024.2407	17,397	10,438,621,715	17,112	10,267,614,806	99.28
2	東京海上マネープールマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	1,000,000	1.0042	1,004,200	1.0042	1,004,200	0.00

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）豪ドルコース（年2回決算型）

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	Tokio Marine J-REIT Fund AUD Class	ケイマン	投資信託受益証券	46,693.395	17,434.4400	814,073,193	17,112	799,017,375	98.94
2	東京海上マネープールマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	1,000,000	1.0042	1,004,200	1.0042	1,004,200	0.12

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（毎月分配型）

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	Tokio Marine J-REIT Fund BRL Class	ケイマン	投資信託受益証券	1,301,785.5573	6,120	7,966,927,610	5,907	7,689,647,286	99.19
2	東京海上マネープールマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	2,999,301	1.0042	3,011,898	1.0042	3,011,898	0.03

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（年2回決算型）

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	Tokio Marine J-REIT Fund BRL Class	ケイマン	投資信託受益証券	170,598.3313	6,108.2900	1,042,064,081	5,907	1,007,724,342	99.00
2	東京海上マネープールマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	1,000,000	1.0042	1,004,200	1.0042	1,004,200	0.09

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（毎月分配型）

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	Tokio Marine J-REIT Fund IDR Class	ケイマン	投資信託受益証券	190,037.0501	13,070	2,483,784,244	12,879	2,447,487,168	98.84
2	東京海上マネーパールマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	1,000,000	1.0042	1,004,200	1.0042	1,004,200	0.04

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（年２回決算型）

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	Tokio Marine J-REIT Fund IDR Class	ケイマン	投資信託受益証券	19,322.8868	13,068.1700	252,514,769	12,879	248,859,459	98.17
2	東京海上マネーパールマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	1,000,000	1.0042	1,004,200	1.0042	1,004,200	0.39

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）米ドルコース（毎月分配型）

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	Tokio Marine J-REIT Fund USD Class	ケイマン	投資信託受益証券	374,487.0976	17,025.0300	6,375,654,071	16,765	6,278,276,191	99.23
2	東京海上マネーパールマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	9,970	1.0042	10,011	1.0042	10,011	0.00

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）米ドルコース（年２回決算型）

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	Tokio Marine J-REIT Fund USD Class	ケイマン	投資信託受益証券	233,014.0142	16,694.7300	3,890,107,865	16,765	3,906,479,948	98.88
2	東京海上マネーパールマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	9,970	1.0042	10,011	1.0042	10,011	0.00

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）メキシコペソコース（毎月分配型）

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	Tokio Marine J-REIT Fund MXN Class	ケイマン	投資信託受益証券	57,367.9818	11,141	639,136,685	11,061	634,547,246	98.89
2	東京海上マネーパールマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	9,970	1.0042	10,011	1.0042	10,011	0.00

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）メキシコペソコース（年２回決算型）

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	Tokio Marine J-REIT Fund MXN Class	ケイマン	投資信託受益証券	31,515.8212	11,223.1400	353,706,473	11,061	348,596,498	98.21
2	東京海上マネーパールマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	9,970	1.0042	10,011	1.0042	10,011	0.00

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）マネープール・ファンド（年２回決算型）

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	東京海上マネープールマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	358,053	1.0042	359,557	1.0042	359,556	100.00

b. 投資有価証券の種類

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）円コース（毎月分配型）

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.22
親投資信託受益証券	0.01
合 計	99.23

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）円コース（年２回決算型）

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.99
親投資信託受益証券	0.02
合 計	99.02

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）豪ドルコース（毎月分配型）

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.28
親投資信託受益証券	0.00
合 計	99.29

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）豪ドルコース（年２回決算型）

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.94
親投資信託受益証券	0.12
合 計	99.07

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（毎月分配型）

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.19
親投資信託受益証券	0.03
合 計	99.23

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（年２回決算型）

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.00
親投資信託受益証券	0.09
合 計	99.10

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（毎月分配型）

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.84
親投資信託受益証券	0.04
合 計	98.88

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（年２回決算型）

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.17
親投資信託受益証券	0.39
合 計	98.56

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）米ドルコース（毎月分配型）

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.23
親投資信託受益証券	0.00
合 計	99.23

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）米ドルコース（年２回決算型）

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.88
親投資信託受益証券	0.00
合 計	98.88

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）メキシコペソコース（毎月分配型）

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.89
親投資信託受益証券	0.00
合 計	98.89

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）メキシコペソコース（年２回決算型）

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.21
親投資信託受益証券	0.00
合 計	98.21

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）マネープール・ファンド（年２回決算型）

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.00
合 計	100.00

②【投資不動産物件】

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）円コース（毎月分配型）

該当事項はありません。

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）円コース（年２回決算型）

該当事項はありません。

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）豪ドルコース（毎月分配型）

該当事項はありません。

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）豪ドルコース（年２回決算型）

該当事項はありません。

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（毎月分配型）

該当事項はありません。

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（年２回決算型）

該当事項はありません。

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（毎月分配型）

該当事項はありません。

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（年２回決算型）

該当事項はありません。

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）米ドルコース（毎月分配型）

該当事項はありません。

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）米ドルコース（年２回決算型）

該当事項はありません。

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）メキシコペソコース（毎月分配型）

該当事項はありません。

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）メキシコペソコース（年２回決算型）

該当事項はありません。

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）マネープール・ファンド（年２回決算型）
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）円コース（毎月分配型）
該当事項はありません。

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）円コース（年２回決算型）
該当事項はありません。

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）豪ドルコース（毎月分配型）
該当事項はありません。

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）豪ドルコース（年２回決算型）
該当事項はありません。

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（毎月分配型）
該当事項はありません。

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（年２回決算型）
該当事項はありません。

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（毎月分配型）
該当事項はありません。

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（年２回決算型）
該当事項はありません。

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）米ドルコース（毎月分配型）
該当事項はありません。

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）米ドルコース（年２回決算型）
該当事項はありません。

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）メキシコペソコース（毎月分配型）
該当事項はありません。

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）メキシコペソコース（年２回決算型）
該当事項はありません。

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）マネープール・ファンド（年２回決算型）
該当事項はありません。

(ご参考：親投資信託の投資資産)

①投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

東京海上マネープールマザーファンド

順位	銘柄名	地域	種類	利率	償還期限	額面	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
							単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	第1253回国庫短期証券	日本	国債証券	—	2024/12/02	4,000,000	99.99	3,999,768	99.99	3,999,940	34.86
2	第1242回国庫短期証券	日本	国債証券	—	2025/01/10	4,000,000	99.99	3,999,900	99.99	3,999,656	34.86
3	第1269回国庫短期証券	日本	国債証券	—	2025/02/25	4,000,000	99.97	3,998,984	99.97	3,998,928	34.85

b. 投資有価証券の種類

東京海上マネープールマザーファンド

種類	投資比率 (%)
国債証券	104.59
合 計	104.59

②投資不動産物件

東京海上マネープールマザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

東京海上マネープールマザーファンド

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）円コース（毎月分配型）

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第9特定期間末	(2015年 4月27日)	11,495	11,822	1.7230	1.7830
第10特定期間末	(2015年10月26日)	11,771	12,217	1.5004	1.5604
第11特定期間末	(2016年 4月25日)	33,307	34,003	1.6416	1.7016
第12特定期間末	(2016年10月25日)	34,293	35,762	1.4847	1.5447
第13特定期間末	(2017年 4月25日)	27,454	28,722	1.4089	1.4689
第14特定期間末	(2017年10月25日)	19,829	20,774	1.3019	1.3569
第15特定期間末	(2018年 4月25日)	17,196	17,822	1.3235	1.3685
第16特定期間末	(2018年10月25日)	16,040	16,592	1.3114	1.3564
第17特定期間末	(2019年 4月25日)	14,918	15,439	1.3672	1.4122
第18特定期間末	(2019年10月25日)	18,940	19,451	1.5661	1.6111
第19特定期間末	(2020年 4月27日)	13,442	13,994	1.1104	1.1554
第20特定期間末	(2020年10月26日)	14,596	15,149	1.2004	1.2454
第21特定期間末	(2021年 4月26日)	17,565	18,115	1.4358	1.4808

第22特定期間末	(2021年10月25日)	17,033	17,582	1.4085	1.4535
第23特定期間末	(2022年 4月25日)	15,451	15,973	1.3474	1.3924
第24特定期間末	(2022年10月25日)	14,482	15,012	1.2311	1.2761
第25特定期間末	(2023年 4月25日)	14,140	14,667	1.2251	1.2701
第26特定期間末	(2023年10月25日)	12,570	13,067	1.1616	1.2066
第27特定期間末	(2024年 4月25日)	10,383	10,801	1.1353	1.1803
第28特定期間末	(2024年10月25日)	8,958	9,369	1.0187	1.0637
2023年11月末日		12,412	—	1.1718	—
12月末日		10,355	—	1.1475	—
2024年 1月末日		10,300	—	1.1528	—
2月末日		9,795	—	1.0948	—
3月末日		10,344	—	1.1404	—
4月末日		10,471	—	1.1374	—
5月末日		10,275	—	1.0851	—
6月末日		10,184	—	1.0830	—
7月末日		9,908	—	1.0700	—
8月末日		9,909	—	1.0924	—
9月末日		9,477	—	1.0719	—
10月末日		8,733	—	1.0253	—
11月末日		8,410	—	1.0170	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間中の分配金累計額を加算した金額です。

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）円コース（年2回決算型）

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第9計算期間末	(2015年 4月27日)	6,835	6,838	2.0046	2.0056
第10計算期間末	(2015年10月26日)	7,111	7,115	1.8198	1.8208
第11計算期間末	(2016年 4月25日)	14,906	14,913	2.0725	2.0735
第12計算期間末	(2016年10月25日)	14,538	14,546	1.9479	1.9489
第13計算期間末	(2017年 4月25日)	12,004	12,011	1.9242	1.9252
第14計算期間末	(2017年10月25日)	9,070	9,075	1.8511	1.8521
第15計算期間末	(2018年 4月25日)	8,215	8,220	1.9462	1.9472
第16計算期間末	(2018年10月25日)	6,540	6,543	1.9933	1.9943
第17計算期間末	(2019年 4月25日)	5,876	5,878	2.1482	2.1492
第18計算期間末	(2019年10月25日)	6,661	6,664	2.5372	2.5382
第19計算期間末	(2020年 4月27日)	5,200	5,202	1.8573	1.8583
第20計算期間末	(2020年10月26日)	5,380	5,383	2.0829	2.0839
第21計算期間末	(2021年 4月26日)	7,137	7,140	2.5794	2.5804
第22計算期間末	(2021年10月25日)	6,698	6,701	2.6090	2.6100

第23計算期間末	(2022年 4月25日)	6,251	6,254	2.5799	2.5809
第24計算期間末	(2022年10月25日)	5,526	5,528	2.4378	2.4388
第25計算期間末	(2023年 4月25日)	5,695	5,698	2.5148	2.5158
第26計算期間末	(2023年10月25日)	5,288	5,290	2.4730	2.4740
第27計算期間末	(2024年 4月25日)	5,485	5,487	2.5127	2.5137
第28計算期間末	(2024年10月25日)	4,566	4,568	2.3497	2.3507
2023年11月末日		5,401	—	2.5105	—
12月末日		5,212	—	2.4736	—
2024年 1月末日		5,119	—	2.5010	—
2月末日		4,729	—	2.3915	—
3月末日		5,266	—	2.5083	—
4月末日		5,512	—	2.5174	—
5月末日		5,334	—	2.4179	—
6月末日		5,249	—	2.4294	—
7月末日		4,782	—	2.4175	—
8月末日		4,874	—	2.4854	—
9月末日		4,790	—	2.4560	—
10月末日		4,598	—	2.3649	—
11月末日		4,421	—	2.3630	—

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）豪ドルコース（毎月分配型）

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第9特定期間末	(2015年 4月27日)	31,639	33,551	1.7871	1.9371
第10特定期間末	(2015年10月26日)	33,347	36,575	1.3884	1.5384
第11特定期間末	(2016年 4月25日)	78,329	83,620	1.3934	1.5434
第12特定期間末	(2016年10月25日)	72,582	79,796	1.1265	1.2315
第13特定期間末	(2017年 4月25日)	59,808	63,292	1.1222	1.1822
第14特定期間末	(2017年10月25日)	45,779	48,568	1.0984	1.1584
第15特定期間末	(2018年 4月25日)	37,949	40,263	1.0329	1.0929
第16特定期間末	(2018年10月25日)	31,943	34,013	0.9725	1.0325
第17特定期間末	(2019年 4月25日)	28,622	30,483	0.9865	1.0465
第18特定期間末	(2019年10月25日)	24,805	26,238	1.0539	1.1089
第19特定期間末	(2020年 4月27日)	13,337	14,286	0.6532	0.6982
第20特定期間末	(2020年10月26日)	13,775	14,640	0.7505	0.7955
第21特定期間末	(2021年 4月26日)	15,907	16,469	0.9953	1.0283
第22特定期間末	(2021年10月25日)	14,847	15,353	0.9954	1.0284
第23特定期間末	(2022年 4月25日)	14,903	15,383	1.0370	1.0700
第24特定期間末	(2022年10月25日)	13,164	13,626	0.9607	0.9937

第25特定期間末	(2023年 4月25日)	12,181	12,623	0.9259	0.9589
第26特定期間末	(2023年10月25日)	11,435	11,840	0.9528	0.9858
第27特定期間末	(2024年 4月25日)	11,524	11,907	1.0117	1.0447
第28特定期間末	(2024年10月25日)	10,670	11,043	0.9422	0.9752
2023年11月末日		11,720	—	0.9918	—
12月末日		11,285	—	0.9608	—
2024年 1月末日		11,407	—	0.9801	—
2月末日		10,889	—	0.9414	—
3月末日		11,288	—	0.9879	—
4月末日		11,728	—	1.0311	—
5月末日		11,214	—	1.0033	—
6月末日		11,607	—	1.0363	—
7月末日		11,103	—	0.9773	—
8月末日		11,066	—	0.9740	—
9月末日		10,895	—	0.9593	—
10月末日		10,647	—	0.9422	—
11月末日		10,341	—	0.9219	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間中の分配金累計額を加算した金額です。

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）豪ドルコース（年２回決算型）

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第9計算期間末	(2015年 4月27日)	4,305	4,307	2.5363	2.5373
第10計算期間末	(2015年10月26日)	4,142	4,144	2.1685	2.1695
第11計算期間末	(2016年 4月25日)	5,543	5,545	2.4359	2.4369
第12計算期間末	(2016年10月25日)	5,131	5,133	2.1502	2.1512
第13計算期間末	(2017年 4月25日)	4,136	4,138	2.2522	2.2532
第14計算期間末	(2017年10月25日)	3,137	3,138	2.3252	2.3262
第15計算期間末	(2018年 4月25日)	2,590	2,591	2.3119	2.3129
第16計算期間末	(2018年10月25日)	2,167	2,168	2.3071	2.3081
第17計算期間末	(2019年 4月25日)	1,884	1,885	2.4854	2.4864
第18計算期間末	(2019年10月25日)	1,604	1,605	2.8084	2.8094
第19計算期間末	(2020年 4月27日)	860	860	1.8353	1.8363
第20計算期間末	(2020年10月26日)	946	946	2.2363	2.2373
第21計算期間末	(2021年 4月26日)	1,138	1,138	3.0800	3.0810
第22計算期間末	(2021年10月25日)	1,074	1,075	3.1840	3.1850
第23計算期間末	(2022年 4月25日)	1,121	1,121	3.4350	3.4360
第24計算期間末	(2022年10月25日)	1,031	1,031	3.2862	3.2872
第25計算期間末	(2023年 4月25日)	839	840	3.2799	3.2809

第26計算期間末	(2023年10月25日)	816	817	3.4887	3.4897
第27計算期間末	(2024年 4月25日)	883	883	3.8307	3.8317
第28計算期間末	(2024年10月25日)	863	863	3.6876	3.6886
2023年11月末日		845	—	3.6513	—
12月末日		805	—	3.5574	—
2024年 1月末日		824	—	3.6490	—
2月末日		780	—	3.5257	—
3月末日		812	—	3.7210	—
4月末日		899	—	3.9038	—
5月末日		899	—	3.8192	—
6月末日		931	—	3.9658	—
7月末日		890	—	3.7606	—
8月末日		890	—	3.7691	—
9月末日		875	—	3.7337	—
10月末日		835	—	3.6875	—
11月末日		807	—	3.6292	—

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（毎月分配型）

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第9特定期間末	(2015年 4月27日)	97,753	104,975	1.0254	1.0974
第10特定期間末	(2015年10月26日)	60,864	67,392	0.6917	0.7637
第11特定期間末	(2016年 4月25日)	68,396	74,579	0.7597	0.8317
第12特定期間末	(2016年10月25日)	60,063	65,908	0.7253	0.7913
第13特定期間末	(2017年 4月25日)	52,779	57,339	0.7381	0.7981
第14特定期間末	(2017年10月25日)	39,370	42,874	0.6871	0.7421
第15特定期間末	(2018年 4月25日)	34,025	36,537	0.6273	0.6723
第16特定期間末	(2018年10月25日)	27,659	29,666	0.5994	0.6394
第17特定期間末	(2019年 4月25日)	24,092	25,378	0.5911	0.6211
第18特定期間末	(2019年10月25日)	23,250	24,386	0.6504	0.6804
第19特定期間末	(2020年 4月27日)	9,916	10,895	0.3137	0.3437
第20特定期間末	(2020年10月26日)	9,072	9,968	0.3167	0.3467
第21特定期間末	(2021年 4月26日)	9,995	10,473	0.3959	0.4139
第22特定期間末	(2021年10月25日)	9,221	9,656	0.3963	0.4143
第23特定期間末	(2022年 4月25日)	11,304	11,699	0.5338	0.5518
第24特定期間末	(2022年10月25日)	10,789	11,157	0.5411	0.5591
第25特定期間末	(2023年 4月25日)	9,967	10,315	0.5239	0.5419
第26特定期間末	(2023年10月25日)	10,379	10,704	0.5918	0.6098
第27特定期間末	(2024年 4月25日)	10,207	10,512	0.6180	0.6360

第28特定期間末	(2024年10月25日)	8,193	8,485	0.5198	0.5378
2023年11月末日		10,624	—	0.6118	—
12月末日		10,051	—	0.5838	—
2024年 1月末日		10,258	—	0.6036	—
2月末日		9,944	—	0.5940	—
3月末日		10,262	—	0.6190	—
4月末日		10,296	—	0.6231	—
5月末日		9,818	—	0.5973	—
6月末日		9,457	—	0.5790	—
7月末日		9,004	—	0.5486	—
8月末日		8,691	—	0.5334	—
9月末日		8,640	—	0.5337	—
10月末日		8,166	—	0.5198	—
11月末日		7,752	—	0.5013	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間中の分配金累計額を加算した金額です。

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（年２回決算型）

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第9計算期間末	(2015年 4月27日)	5,508	5,511	2.0927	2.0937
第10計算期間末	(2015年10月26日)	4,208	4,210	1.5393	1.5403
第11計算期間末	(2016年 4月25日)	5,575	5,578	1.8727	1.8737
第12計算期間末	(2016年10月25日)	5,460	5,463	1.9598	1.9608
第13計算期間末	(2017年 4月25日)	4,062	4,064	2.1567	2.1577
第14計算期間末	(2017年10月25日)	3,094	3,096	2.1699	2.1709
第15計算期間末	(2018年 4月25日)	3,502	3,503	2.1102	2.1112
第16計算期間末	(2018年10月25日)	2,630	2,631	2.1593	2.1603
第17計算期間末	(2019年 4月25日)	2,395	2,396	2.2409	2.2419
第18計算期間末	(2019年10月25日)	1,846	1,847	2.5902	2.5912
第19計算期間末	(2020年 4月27日)	824	825	1.3238	1.3248
第20計算期間末	(2020年10月26日)	922	923	1.4592	1.4602
第21計算期間末	(2021年 4月26日)	1,156	1,156	1.9182	1.9192
第22計算期間末	(2021年10月25日)	1,025	1,026	2.0024	2.0034
第23計算期間末	(2022年 4月25日)	1,148	1,148	2.8130	2.8140
第24計算期間末	(2022年10月25日)	1,120	1,121	2.9523	2.9533
第25計算期間末	(2023年 4月25日)	1,075	1,076	2.9631	2.9641
第26計算期間末	(2023年10月25日)	1,114	1,115	3.4474	3.4484
第27計算期間末	(2024年 4月25日)	1,202	1,203	3.7078	3.7088
第28計算期間末	(2024年10月25日)	1,072	1,072	3.2199	3.2209

2023年11月末日	1,128	—	3.5806	—
12月末日	1,054	—	3.4346	—
2024年 1月末日	1,089	—	3.5686	—
2月末日	1,063	—	3.5296	—
3月末日	1,118	—	3.6968	—
4月末日	1,213	—	3.7383	—
5月末日	1,263	—	3.6011	—
6月末日	1,229	—	3.5093	—
7月末日	1,145	—	3.3427	—
8月末日	1,114	—	3.2684	—
9月末日	1,102	—	3.2881	—
10月末日	1,069	—	3.2199	—
11月末日	1,017	—	3.1233	—

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（毎月分配型）

期	年月日	純資産総額 （百万円） （分配落）	純資産総額 （百万円） （分配付）	1口当たり 純資産額(円) （分配落）	1口当たり 純資産額(円) （分配付）
第9特定期間末	（2015年 4月27日）	6,210	6,487	1.6393	1.7113
第10特定期間末	（2015年10月26日）	4,394	4,636	1.4101	1.4821
第11特定期間末	（2016年 4月25日）	4,181	4,385	1.4948	1.5668
第12特定期間末	（2016年10月25日）	3,183	3,374	1.2954	1.3674
第13特定期間末	（2017年 4月25日）	2,533	2,687	1.2926	1.3646
第14特定期間末	（2017年10月25日）	2,090	2,220	1.2181	1.2901
第15特定期間末	（2018年 4月25日）	2,009	2,142	1.1429	1.2149
第16特定期間末	（2018年10月25日）	1,805	1,927	1.0847	1.1567
第17特定期間末	（2019年 4月25日）	2,202	2,329	1.2103	1.2823
第18特定期間末	（2019年10月25日）	4,812	5,007	1.3668	1.4388
第19特定期間末	（2020年 4月27日）	3,936	4,258	0.8440	0.9160
第20特定期間末	（2020年10月26日）	3,920	4,247	0.9108	0.9828
第21特定期間末	（2021年 4月26日）	4,252	4,491	1.1182	1.1782
第22特定期間末	（2021年10月25日）	3,987	4,198	1.1867	1.2467
第23特定期間末	（2022年 4月25日）	3,990	4,187	1.2372	1.2972
第24特定期間末	（2022年10月25日）	4,008	4,207	1.2225	1.2825
第25特定期間末	（2023年 4月25日）	3,525	3,715	1.1539	1.2139
第26特定期間末	（2023年10月25日）	3,159	3,331	1.1589	1.2189
第27特定期間末	（2024年 4月25日）	2,740	2,892	1.1700	1.2300
第28特定期間末	（2024年10月25日）	2,547	2,688	1.0878	1.1478
2023年11月末日		3,128	—	1.1884	—
12月末日		2,919	—	1.1146	—

2024年 1月末日	2,979	—	1.1483	—
2月末日	2,860	—	1.1253	—
3月末日	2,839	—	1.1677	—
4月末日	2,752	—	1.1821	—
5月末日	2,653	—	1.1326	—
6月末日	2,686	—	1.1490	—
7月末日	2,668	—	1.1047	—
8月末日	2,675	—	1.1158	—
9月末日	2,611	—	1.1064	—
10月末日	2,548	—	1.0932	—
11月末日	2,476	—	1.0687	—

(注) 分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間中の分配金累計額を加算した金額です。

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（年２回決算型）

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	１口当たり 純資産額(円) (分配落)	１口当たり 純資産額(円) (分配付)
第9計算期間末	(2015年 4月27日)	1,393	1,393	2.4030	2.4040
第10計算期間末	(2015年10月26日)	1,061	1,061	2.1698	2.1708
第11計算期間末	(2016年 4月25日)	885	885	2.4180	2.4190
第12計算期間末	(2016年10月25日)	570	570	2.2155	2.2165
第13計算期間末	(2017年 4月25日)	437	437	2.3304	2.3314
第14計算期間末	(2017年10月25日)	343	343	2.3280	2.3290
第15計算期間末	(2018年 4月25日)	1,294	1,294	2.3191	2.3201
第16計算期間末	(2018年10月25日)	262	262	2.3611	2.3621
第17計算期間末	(2019年 4月25日)	257	258	2.7962	2.7972
第18計算期間末	(2019年10月25日)	411	412	3.3404	3.3414
第19計算期間末	(2020年 4月27日)	418	418	2.2025	2.2035
第20計算期間末	(2020年10月26日)	427	427	2.5624	2.5634
第21計算期間末	(2021年 4月26日)	483	483	3.3315	3.3325
第22計算期間末	(2021年10月25日)	431	431	3.7180	3.7190
第23計算期間末	(2022年 4月25日)	451	451	4.0830	4.0840
第24計算期間末	(2022年10月25日)	400	400	4.2316	4.2326
第25計算期間末	(2023年 4月25日)	326	326	4.2098	4.2108
第26計算期間末	(2023年10月25日)	313	314	4.4398	4.4408
第27計算期間末	(2024年 4月25日)	284	285	4.7194	4.7204
第28計算期間末	(2024年10月25日)	255	255	4.6280	4.6290
2023年11月末日		323	—	4.5902	—
12月末日		296	—	4.3438	—
2024年 1月末日		306	—	4.5130	—

2月末日	301	—	4.4623	—
3月末日	281	—	4.6704	—
4月末日	287	—	4.7681	—
5月末日	277	—	4.6081	—
6月末日	284	—	4.7155	—
7月末日	253	—	4.5755	—
8月末日	257	—	4.6632	—
9月末日	257	—	4.6651	—
10月末日	257	—	4.6505	—
11月末日	253	—	4.5888	—

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）米ドルコース（毎月分配型）

期	年月日	純資産総額 （百万円） （分配落）	純資産総額 （百万円） （分配付）	1口当たり 純資産額（円） （分配落）	1口当たり 純資産額（円） （分配付）
第2特定期間末	（2015年 4月27日）	43,661	44,251	1.3535	1.3775
第3特定期間末	（2015年10月26日）	39,813	40,601	1.2152	1.2392
第4特定期間末	（2016年 4月25日）	40,766	41,526	1.2525	1.2765
第5特定期間末	（2016年10月25日）	32,506	33,258	1.0893	1.1133
第6特定期間末	（2017年 4月25日）	24,732	25,326	1.1217	1.1457
第7特定期間末	（2017年10月25日）	18,616	19,072	1.0995	1.1235
第8特定期間末	（2018年 4月25日）	15,486	15,849	1.0968	1.1208
第9特定期間末	（2018年10月25日）	12,710	13,007	1.1502	1.1742
第10特定期間末	（2019年 4月25日）	9,610	9,831	1.2255	1.2495
第11特定期間末	（2019年10月25日）	8,923	9,091	1.4010	1.4250
第12特定期間末	（2020年 4月27日）	5,615	5,750	0.9911	1.0151
第13特定期間末	（2020年10月26日）	5,741	5,875	1.0611	1.0851
第14特定期間末	（2021年 4月26日）	6,197	6,316	1.3255	1.3495
第15特定期間末	（2021年10月25日）	5,949	6,065	1.3895	1.4155
第16特定期間末	（2022年 4月25日）	6,135	6,285	1.5004	1.5364
第17特定期間末	（2022年10月25日）	6,293	6,446	1.6362	1.6752
第18特定期間末	（2023年 4月25日）	5,491	5,693	1.4947	1.5487
第19特定期間末	（2023年10月25日）	6,152	6,357	1.6244	1.6784
第20特定期間末	（2024年 4月25日）	6,560	6,768	1.7009	1.7549
第21特定期間末	（2024年10月25日）	6,076	6,287	1.5556	1.6096
2023年11月末日		6,272	—	1.6247	—
12月末日		5,922	—	1.5313	—
2024年 1月末日		6,249	—	1.6189	—
2月末日		5,989	—	1.5823	—
3月末日		6,421	—	1.6628	—

4月末日	6,687	—	1.7237	—
5月末日	6,509	—	1.6611	—
6月末日	6,634	—	1.7038	—
7月末日	6,360	—	1.6345	—
8月末日	6,150	—	1.5705	—
9月末日	5,984	—	1.5328	—
10月末日	6,164	—	1.5733	—
11月末日	6,326	—	1.5592	—

(注) 分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間中の分配金累計額を加算した金額です。

東京海上J-REIT投信（通貨選択型）米ドルコース（年2回決算型）

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第2計算期間末	(2015年 4月27日)	31,271	31,294	1.3862	1.3872
第3計算期間末	(2015年10月26日)	29,163	29,186	1.2665	1.2675
第4計算期間末	(2016年 4月25日)	28,759	28,781	1.3314	1.3324
第5計算期間末	(2016年10月25日)	23,673	23,693	1.1816	1.1826
第6計算期間末	(2017年 4月25日)	17,915	17,930	1.2401	1.2411
第7計算期間末	(2017年10月25日)	13,560	13,571	1.2412	1.2422
第8計算期間末	(2018年 4月25日)	11,616	11,625	1.2640	1.2650
第9計算期間末	(2018年10月25日)	8,351	8,358	1.3526	1.3536
第10計算期間末	(2019年 4月25日)	6,260	6,265	1.4701	1.4711
第11計算期間末	(2019年10月25日)	5,795	5,799	1.7121	1.7131
第12計算期間末	(2020年 4月27日)	3,345	3,347	1.2320	1.2330
第13計算期間末	(2020年10月26日)	3,308	3,310	1.3469	1.3479
第14計算期間末	(2021年 4月26日)	3,948	3,950	1.7173	1.7183
第15計算期間末	(2021年10月25日)	3,892	3,894	1.8337	1.8347
第16計算期間末	(2022年 4月25日)	4,022	4,024	2.0320	2.0330
第17計算期間末	(2022年10月25日)	4,041	4,042	2.2697	2.2707
第18計算期間末	(2023年 4月25日)	3,308	3,309	2.1487	2.1497
第19計算期間末	(2023年10月25日)	3,632	3,634	2.4133	2.4143
第20計算期間末	(2024年 4月25日)	4,466	4,468	2.6120	2.6130
第21計算期間末	(2024年10月25日)	4,131	4,133	2.4692	2.4702
2023年11月末日		3,728	—	2.4268	—
12月末日		3,519	—	2.3005	—
2024年 1月末日		3,737	—	2.4455	—
2月末日		3,609	—	2.4038	—
3月末日		4,142	—	2.5407	—
4月末日		4,549	—	2.6470	—

5月末日	4,549	—	2.5645	—
6月末日	4,710	—	2.6444	—
7月末日	4,446	—	2.5509	—
8月末日	4,157	—	2.4650	—
9月末日	4,060	—	2.4197	—
10月末日	4,162	—	2.4971	—
11月末日	3,950	—	2.4890	—

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）メキシコペソコース（毎月分配型）

期	年月日	純資産総額 （百万円） （分配落）	純資産総額 （百万円） （分配付）	1口当たり 純資産額（円） （分配落）	1口当たり 純資産額（円） （分配付）
第2特定期間末	（2015年 4月27日）	4,400	4,534	1.1434	1.1854
第3特定期間末	（2015年10月26日）	3,470	3,629	0.9358	0.9778
第4特定期間末	（2016年 4月25日）	3,111	3,259	0.8817	0.9237
第5特定期間末	（2016年10月25日）	2,468	2,592	0.7130	0.7490
第6特定期間末	（2017年 4月25日）	2,189	2,280	0.7359	0.7659
第7特定期間末	（2017年10月25日）	1,997	2,084	0.7080	0.7380
第8特定期間末	（2018年 4月25日）	1,757	1,841	0.7205	0.7505
第9特定期間末	（2018年10月25日）	1,089	1,148	0.7459	0.7759
第10特定期間末	（2019年 4月25日）	1,021	1,066	0.8130	0.8430
第11特定期間末	（2019年10月25日）	961	995	0.9324	0.9624
第12特定期間末	（2020年 4月27日）	501	531	0.4980	0.5280
第13特定期間末	（2020年10月26日）	610	640	0.6222	0.6522
第14特定期間末	（2021年 4月26日）	752	781	0.8149	0.8449
第15特定期間末	（2021年10月25日）	696	721	0.8409	0.8709
第16特定期間末	（2022年 4月25日）	655	678	0.9213	0.9513
第17特定期間末	（2022年10月25日）	698	719	1.0431	1.0731
第18特定期間末	（2023年 4月25日）	637	655	1.0954	1.1254
第19特定期間末	（2023年10月25日）	595	610	1.2321	1.2621
第20特定期間末	（2024年 4月25日）	699	713	1.4305	1.4605
第21特定期間末	（2024年10月25日）	655	672	1.1637	1.1937
2023年11月末日		622	—	1.3119	—
12月末日		595	—	1.2605	—
2024年 1月末日		619	—	1.3182	—
2月末日		615	—	1.3054	—
3月末日		663	—	1.4214	—
4月末日		699	—	1.4286	—
5月末日		728	—	1.4003	—
6月末日		683	—	1.3466	—

7月末日	735	—	1. 2791	—
8月末日	660	—	1. 1741	—
9月末日	649	—	1. 1536	—
10月末日	657	—	1. 1661	—
11月末日	641	—	1. 1470	—

(注) 分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間中の分配金累計額を加算した金額です。

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）メキシコペソコース（年 2 回決算型）

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第2計算期間末	(2015年 4月27日)	708	709	1. 1956	1. 1966
第3計算期間末	(2015年10月26日)	656	657	1. 0169	1. 0179
第4計算期間末	(2016年 4月25日)	730	731	1. 0013	1. 0023
第5計算期間末	(2016年10月25日)	590	591	0. 8493	0. 8503
第6計算期間末	(2017年 4月25日)	599	599	0. 9128	0. 9138
第7計算期間末	(2017年10月25日)	493	494	0. 9119	0. 9129
第8計算期間末	(2018年 4月25日)	581	582	0. 9659	0. 9669
第9計算期間末	(2018年10月25日)	350	350	1. 0400	1. 0410
第10計算期間末	(2019年 4月25日)	281	281	1. 1780	1. 1790
第11計算期間末	(2019年10月25日)	236	236	1. 3982	1. 3992
第12計算期間末	(2020年 4月27日)	97	97	0. 7940	0. 7950
第13計算期間末	(2020年10月26日)	214	215	1. 0356	1. 0366
第14計算期間末	(2021年 4月26日)	336	336	1. 4123	1. 4133
第15計算期間末	(2021年10月25日)	332	332	1. 5087	1. 5097
第16計算期間末	(2022年 4月25日)	346	347	1. 7141	1. 7151
第17計算期間末	(2022年10月25日)	340	340	1. 9989	1. 9999
第18計算期間末	(2023年 4月25日)	353	353	2. 1603	2. 1613
第19計算期間末	(2023年10月25日)	389	389	2. 4865	2. 4875
第20計算期間末	(2024年 4月25日)	463	463	2. 9519	2. 9529
第21計算期間末	(2024年10月25日)	393	393	2. 4592	2. 4602
2023年11月末日		400	—	2. 6577	—
12月末日		386	—	2. 5634	—
2024年 1月末日		404	—	2. 6910	—
2月末日		402	—	2. 6751	—
3月末日		444	—	2. 9239	—
4月末日		462	—	2. 9480	—
5月末日		495	—	2. 8998	—
6月末日		478	—	2. 7990	—
7月末日		437	—	2. 6691	—

8月末日	395	—	2.4611	—
9月末日	388	—	2.4285	—
10月末日	394	—	2.4640	—
11月末日	354	—	2.4347	—

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）マネープール・ファンド（年２回決算型）

期	年月日	純資産総額 （百万円） （分配落）	純資産総額 （百万円） （分配付）	１口当たり 純資産額（円） （分配落）	１口当たり 純資産額（円） （分配付）
第9計算期間末	（2015年 4月27日）	86	86	1.0025	1.0025
第10計算期間末	（2015年10月26日）	116	116	1.0026	1.0026
第11計算期間末	（2016年 4月25日）	73	73	1.0026	1.0026
第12計算期間末	（2016年10月25日）	57	57	1.0026	1.0026
第13計算期間末	（2017年 4月25日）	71	71	1.0024	1.0024
第14計算期間末	（2017年10月25日）	24	24	1.0023	1.0023
第15計算期間末	（2018年 4月25日）	27	27	1.0026	1.0026
第16計算期間末	（2018年10月25日）	113	113	1.0023	1.0023
第17計算期間末	（2019年 4月25日）	25	25	1.0023	1.0023
第18計算期間末	（2019年10月25日）	25	25	1.0021	1.0021
第19計算期間末	（2020年 4月27日）	34	34	1.0022	1.0022
第20計算期間末	（2020年10月26日）	34	34	1.0023	1.0023
第21計算期間末	（2021年 4月26日）	31	31	1.0023	1.0023
第22計算期間末	（2021年10月25日）	25	25	1.0023	1.0023
第23計算期間末	（2022年 4月25日）	5	5	1.0025	1.0025
第24計算期間末	（2022年10月25日）	0.474068	0.474068	1.0022	1.0022
第25計算期間末	（2023年 4月25日）	0.412780	0.412780	1.0022	1.0022
第26計算期間末	（2023年10月25日）	0.348409	0.348409	1.0024	1.0024
第27計算期間末	（2024年 4月25日）	0.348408	0.348408	1.0024	1.0024
第28計算期間末	（2024年10月25日）	0.359556	0.359556	1.0027	1.0027
2023年11月末日		0.348409	—	1.0024	—
12月末日		0.348408	—	1.0024	—
2024年 1月末日		0.348408	—	1.0024	—
2月末日		0.348408	—	1.0024	—
3月末日		0.348408	—	1.0024	—
4月末日		0.348408	—	1.0024	—
5月末日		0.348407	—	1.0024	—
6月末日		0.348442	—	1.0025	—
7月末日		0.348407	—	1.0024	—
8月末日		0.359460	—	1.0025	—
9月末日		0.359525	—	1.0027	—

10月末日	0.359555	—	1.0027	—
11月末日	0.359550	—	1.0027	—

②【分配の推移】

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）円コース（毎月分配型）

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第9特定期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	0.0600
第10特定期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	0.0600
第11特定期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	0.0600
第12特定期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	0.0600
第13特定期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	0.0600
第14特定期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	0.0550
第15特定期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	0.0450
第16特定期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	0.0450
第17特定期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	0.0450
第18特定期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	0.0450
第19特定期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	0.0450
第20特定期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	0.0450
第21特定期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	0.0450
第22特定期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	0.0450
第23特定期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	0.0450
第24特定期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	0.0450
第25特定期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	0.0450
第26特定期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	0.0450
第27特定期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	0.0450
第28特定期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	0.0450

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）円コース（年２回決算型）

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第9計算期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	0.0010
第10計算期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	0.0010
第11計算期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	0.0010
第12計算期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	0.0010
第13計算期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	0.0010
第14計算期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	0.0010
第15計算期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	0.0010
第16計算期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	0.0010
第17計算期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	0.0010
第18計算期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	0.0010
第19計算期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	0.0010

第20計算期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	0.0010
第21計算期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	0.0010
第22計算期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	0.0010
第23計算期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	0.0010
第24計算期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	0.0010
第25計算期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	0.0010
第26計算期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	0.0010
第27計算期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	0.0010
第28計算期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	0.0010

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）豪ドルコース（毎月分配型）

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第9特定期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	0.1500
第10特定期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	0.1500
第11特定期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	0.1500
第12特定期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	0.1050
第13特定期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	0.0600
第14特定期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	0.0600
第15特定期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	0.0600
第16特定期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	0.0600
第17特定期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	0.0600
第18特定期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	0.0550
第19特定期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	0.0450
第20特定期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	0.0450
第21特定期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	0.0330
第22特定期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	0.0330
第23特定期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	0.0330
第24特定期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	0.0330
第25特定期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	0.0330
第26特定期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	0.0330
第27特定期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	0.0330
第28特定期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	0.0330

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）豪ドルコース（年２回決算型）

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第9計算期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	0.0010
第10計算期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	0.0010
第11計算期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	0.0010
第12計算期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	0.0010
第13計算期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	0.0010

第14計算期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	0.0010
第15計算期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	0.0010
第16計算期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	0.0010
第17計算期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	0.0010
第18計算期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	0.0010
第19計算期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	0.0010
第20計算期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	0.0010
第21計算期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	0.0010
第22計算期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	0.0010
第23計算期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	0.0010
第24計算期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	0.0010
第25計算期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	0.0010
第26計算期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	0.0010
第27計算期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	0.0010
第28計算期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	0.0010

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（毎月分配型）

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第9特定期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	0.0720
第10特定期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	0.0720
第11特定期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	0.0720
第12特定期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	0.0660
第13特定期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	0.0600
第14特定期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	0.0550
第15特定期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	0.0450
第16特定期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	0.0400
第17特定期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	0.0300
第18特定期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	0.0300
第19特定期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	0.0300
第20特定期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	0.0300
第21特定期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	0.0180
第22特定期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	0.0180
第23特定期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	0.0180
第24特定期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	0.0180
第25特定期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	0.0180
第26特定期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	0.0180
第27特定期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	0.0180
第28特定期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	0.0180

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（年２回決算型）

期	計算期間	１口当たりの分配金（円）
第9計算期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	0.0010
第10計算期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	0.0010
第11計算期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	0.0010
第12計算期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	0.0010
第13計算期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	0.0010
第14計算期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	0.0010
第15計算期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	0.0010
第16計算期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	0.0010
第17計算期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	0.0010
第18計算期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	0.0010
第19計算期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	0.0010
第20計算期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	0.0010
第21計算期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	0.0010
第22計算期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	0.0010
第23計算期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	0.0010
第24計算期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	0.0010
第25計算期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	0.0010
第26計算期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	0.0010
第27計算期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	0.0010
第28計算期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	0.0010

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（毎月分配型）

期	計算期間	１口当たりの分配金（円）
第9特定期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	0.0720
第10特定期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	0.0720
第11特定期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	0.0720
第12特定期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	0.0720
第13特定期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	0.0720
第14特定期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	0.0720
第15特定期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	0.0720
第16特定期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	0.0720
第17特定期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	0.0720
第18特定期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	0.0720
第19特定期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	0.0720
第20特定期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	0.0720
第21特定期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	0.0600
第22特定期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	0.0600
第23特定期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	0.0600

第24特定期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	0.0600
第25特定期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	0.0600
第26特定期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	0.0600
第27特定期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	0.0600
第28特定期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	0.0600

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（年２回決算型）

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第9計算期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	0.0010
第10計算期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	0.0010
第11計算期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	0.0010
第12計算期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	0.0010
第13計算期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	0.0010
第14計算期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	0.0010
第15計算期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	0.0010
第16計算期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	0.0010
第17計算期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	0.0010
第18計算期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	0.0010
第19計算期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	0.0010
第20計算期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	0.0010
第21計算期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	0.0010
第22計算期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	0.0010
第23計算期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	0.0010
第24計算期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	0.0010
第25計算期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	0.0010
第26計算期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	0.0010
第27計算期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	0.0010
第28計算期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	0.0010

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）米ドルコース（毎月分配型）

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第2特定期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	0.0240
第3特定期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	0.0240
第4特定期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	0.0240
第5特定期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	0.0240
第6特定期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	0.0240
第7特定期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	0.0240
第8特定期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	0.0240
第9特定期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	0.0240
第10特定期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	0.0240

第11特定期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	0.0240
第12特定期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	0.0240
第13特定期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	0.0240
第14特定期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	0.0240
第15特定期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	0.0260
第16特定期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	0.0360
第17特定期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	0.0390
第18特定期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	0.0540
第19特定期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	0.0540
第20特定期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	0.0540
第21特定期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	0.0540

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）米ドルコース（年２回決算型）

期	計算期間	１口当たりの分配金（円）
第2計算期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	0.0010
第3計算期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	0.0010
第4計算期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	0.0010
第5計算期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	0.0010
第6計算期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	0.0010
第7計算期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	0.0010
第8計算期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	0.0010
第9計算期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	0.0010
第10計算期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	0.0010
第11計算期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	0.0010
第12計算期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	0.0010
第13計算期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	0.0010
第14計算期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	0.0010
第15計算期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	0.0010
第16計算期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	0.0010
第17計算期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	0.0010
第18計算期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	0.0010
第19計算期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	0.0010
第20計算期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	0.0010
第21計算期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	0.0010

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）メキシコペソコース（毎月分配型）

期	計算期間	１口当たりの分配金（円）
第2特定期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	0.0420
第3特定期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	0.0420
第4特定期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	0.0420

第5特定期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	0.0360
第6特定期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	0.0300
第7特定期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	0.0300
第8特定期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	0.0300
第9特定期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	0.0300
第10特定期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	0.0300
第11特定期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	0.0300
第12特定期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	0.0300
第13特定期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	0.0300
第14特定期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	0.0300
第15特定期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	0.0300
第16特定期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	0.0300
第17特定期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	0.0300
第18特定期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	0.0300
第19特定期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	0.0300
第20特定期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	0.0300
第21特定期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	0.0300

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）メキシコペソコース（年２回決算型）

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第2計算期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	0.0010
第3計算期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	0.0010
第4計算期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	0.0010
第5計算期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	0.0010
第6計算期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	0.0010
第7計算期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	0.0010
第8計算期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	0.0010
第9計算期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	0.0010
第10計算期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	0.0010
第11計算期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	0.0010
第12計算期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	0.0010
第13計算期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	0.0010
第14計算期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	0.0010
第15計算期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	0.0010
第16計算期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	0.0010
第17計算期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	0.0010
第18計算期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	0.0010
第19計算期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	0.0010
第20計算期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	0.0010
第21計算期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	0.0010

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）マネープール・ファンド（年２回決算型）
該当事項はありません。

③【収益率の推移】

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）円コース（毎月分配型）

期	計算期間	収益率（％）（分配付）
第9特定期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	17.4
第10特定期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	△9.4
第11特定期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	13.4
第12特定期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	△5.9
第13特定期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	△1.1
第14特定期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	△3.7
第15特定期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	5.1
第16特定期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	2.5
第17特定期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	7.7
第18特定期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	17.8
第19特定期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	△26.2
第20特定期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	12.2
第21特定期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	23.4
第22特定期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	1.2
第23特定期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	△1.1
第24特定期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	△5.3
第25特定期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	3.2
第26特定期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	△1.5
第27特定期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	1.6
第28特定期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	△6.3

(注)収益率とは、特定期間末の基準価額（分配付）から、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落。以下、「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除した数値に100を乗じた数値です。

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）円コース（年２回決算型）

期	計算期間	収益率（％）（分配付）
第9計算期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	17.5
第10計算期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	△9.2
第11計算期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	13.9
第12計算期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	△6.0
第13計算期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	△1.2
第14計算期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	△3.7
第15計算期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	5.2
第16計算期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	2.5
第17計算期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	7.8

第18計算期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	18.2
第19計算期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	△26.8
第20計算期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	12.2
第21計算期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	23.9
第22計算期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	1.2
第23計算期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	△1.1
第24計算期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	△5.5
第25計算期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	3.2
第26計算期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	△1.6
第27計算期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	1.6
第28計算期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	△6.4

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）豪ドルコース（毎月分配型）

期	計算期間	収益率（％）（分配付）
第9特定期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	16.1
第10特定期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	△13.9
第11特定期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	11.2
第12特定期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	△11.6
第13特定期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	4.9
第14特定期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	3.2
第15特定期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	△0.5
第16特定期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	△0.0
第17特定期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	7.6
第18特定期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	12.4
第19特定期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	△33.8
第20特定期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	21.8
第21特定期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	37.0
第22特定期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	3.3
第23特定期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	7.5
第24特定期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	△4.2
第25特定期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	△0.2
第26特定期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	6.5
第27特定期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	9.6
第28特定期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	△3.6

（注）収益率とは、特定期間末の基準価額（分配付）から、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落。以下、「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除した数値に100を乗じた数値です。

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）豪ドルコース（年 2 回決算型）

期	計算期間	収益率（%）（分配付）
第9計算期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	16.0
第10計算期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	△14.5
第11計算期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	12.4
第12計算期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	△11.7
第13計算期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	4.8
第14計算期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	3.3
第15計算期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	△0.5
第16計算期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	△0.2
第17計算期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	7.8
第18計算期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	13.0
第19計算期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	△34.6
第20計算期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	21.9
第21計算期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	37.8
第22計算期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	3.4
第23計算期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	7.9
第24計算期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	△4.3
第25計算期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	△0.2
第26計算期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	6.4
第27計算期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	9.8
第28計算期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	△3.7

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（毎月分配型）

期	計算期間	収益率（%）（分配付）
第9特定期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	14.2
第10特定期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	△25.5
第11特定期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	20.2
第12特定期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	4.2
第13特定期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	10.0
第14特定期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	0.5
第15特定期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	△2.2
第16特定期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	1.9
第17特定期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	3.6
第18特定期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	15.1
第19特定期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	△47.2
第20特定期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	10.5
第21特定期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	30.7
第22特定期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	4.6
第23特定期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	39.2

第24特定期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	4.7
第25特定期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	0.1
第26特定期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	16.4
第27特定期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	7.5
第28特定期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	△13.0

(注)収益率とは、特定期間末の基準価額（分配付）から、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落。以下、「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除した数値に100を乗じた数値です。

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（年2回決算型）

期	計算期間	収益率（%）（分配付）
第9計算期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	13.9
第10計算期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	△26.4
第11計算期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	21.7
第12計算期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	4.7
第13計算期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	10.1
第14計算期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	0.7
第15計算期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	△2.7
第16計算期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	2.4
第17計算期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	3.8
第18計算期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	15.6
第19計算期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	△48.9
第20計算期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	10.3
第21計算期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	31.5
第22計算期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	4.4
第23計算期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	40.5
第24計算期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	5.0
第25計算期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	0.4
第26計算期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	16.4
第27計算期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	7.6
第28計算期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	△13.1

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（毎月分配型）

期	計算期間	収益率（%）（分配付）
第9特定期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	23.5
第10特定期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	△9.6
第11特定期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	11.1
第12特定期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	△8.5
第13特定期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	5.3
第14特定期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	△0.2
第15特定期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	△0.3

第16特定期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	1.2
第17特定期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	18.2
第18特定期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	18.9
第19特定期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	△33.0
第20特定期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	16.4
第21特定期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	29.4
第22特定期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	11.5
第23特定期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	9.3
第24特定期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	3.7
第25特定期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	△0.7
第26特定期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	5.6
第27特定期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	6.1
第28特定期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	△1.9

(注)収益率とは、特定期間末の基準価額（分配付）から、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落。以下、「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除した数値に100を乗じた数値です。

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（年２回決算型）

期	計算期間	収益率（％）（分配付）
第9計算期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	23.6
第10計算期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	△9.7
第11計算期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	11.5
第12計算期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	△8.3
第13計算期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	5.2
第14計算期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	△0.1
第15計算期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	△0.3
第16計算期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	1.9
第17計算期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	18.5
第18計算期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	19.5
第19計算期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	△34.0
第20計算期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	16.4
第21計算期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	30.1
第22計算期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	11.6
第23計算期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	9.8
第24計算期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	3.7
第25計算期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	△0.5
第26計算期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	5.5
第27計算期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	6.3
第28計算期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	△1.9

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）米ドルコース（毎月分配型）

期	計算期間	収益率（％）（分配付）
第2特定期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	28.4
第3特定期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	△8.4
第4特定期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	5.0
第5特定期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	△11.1
第6特定期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	5.2
第7特定期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	0.2
第8特定期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	1.9
第9特定期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	7.1
第10特定期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	8.6
第11特定期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	16.3
第12特定期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	△27.5
第13特定期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	9.5
第14特定期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	27.2
第15特定期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	6.8
第16特定期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	10.6
第17特定期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	11.7
第18特定期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	△5.3
第19特定期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	12.3
第20特定期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	8.0
第21特定期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	△5.4

(注)収益率とは、特定期間末の基準価額（分配付）から、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落。以下、「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除した数値に100を乗じた数値です。

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）米ドルコース（年２回決算型）

期	計算期間	収益率（％）（分配付）
第2計算期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	28.5
第3計算期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	△8.6
第4計算期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	5.2
第5計算期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	△11.2
第6計算期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	5.0
第7計算期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	0.2
第8計算期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	1.9
第9計算期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	7.1
第10計算期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	8.8
第11計算期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	16.5
第12計算期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	△28.0
第13計算期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	9.4
第14計算期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	27.6

第15計算期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	6.8
第16計算期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	10.9
第17計算期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	11.7
第18計算期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	△5.3
第19計算期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	12.4
第20計算期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	8.3
第21計算期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	△5.4

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）メキシコペソコース（毎月分配型）

期	計算期間	収益率（％）（分配付）
第2特定期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	15.3
第3特定期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	△14.5
第4特定期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	△1.3
第5特定期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	△15.1
第6特定期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	7.4
第7特定期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	0.3
第8特定期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	6.0
第9特定期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	7.7
第10特定期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	13.0
第11特定期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	18.4
第12特定期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	△43.4
第13特定期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	31.0
第14特定期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	35.8
第15特定期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	6.9
第16特定期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	13.1
第17特定期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	16.5
第18特定期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	7.9
第19特定期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	15.2
第20特定期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	18.5
第21特定期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	△16.6

（注）収益率とは、特定期間末の基準価額（分配付）から、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落。以下、「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除した数値に100を乗じた数値です。

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）メキシコペソコース（年２回決算型）

期	計算期間	収益率（％）（分配付）
第2計算期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	15.0
第3計算期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	△14.9
第4計算期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	△1.4
第5計算期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	△15.1
第6計算期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	7.6

第7計算期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	0.0
第8計算期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	6.0
第9計算期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	7.8
第10計算期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	13.4
第11計算期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	18.8
第12計算期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	△43.1
第13計算期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	30.6
第14計算期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	36.5
第15計算期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	6.9
第16計算期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	13.7
第17計算期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	16.7
第18計算期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	8.1
第19計算期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	15.1
第20計算期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	18.8
第21計算期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	△16.7

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）マネープール・ファンド（年２回決算型）

期	計算期間	収益率（％）（分配付）
第9計算期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	0.0
第10計算期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	0.0
第11計算期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	0.0
第12計算期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	0.0
第13計算期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	△0.0
第14計算期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	△0.0
第15計算期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	0.0
第16計算期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	△0.0
第17計算期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	0.0
第18計算期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	△0.0
第19計算期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	0.0
第20計算期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	0.0
第21計算期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	0.0
第22計算期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	0.0
第23計算期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	0.0
第24計算期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	△0.0
第25計算期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	0.0
第26計算期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	0.0
第27計算期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	0.0
第28計算期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	0.0

(4) 【設定及び解約の実績】

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）円コース（毎月分配型）

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第9特定期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	3,580,857,134	950,805,774	6,671,648,489
第10特定期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	2,358,621,426	1,185,101,889	7,845,168,026
第11特定期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	13,575,907,960	1,131,044,731	20,290,031,255
第12特定期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	5,930,763,094	3,123,767,877	23,097,026,472
第13特定期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	1,669,165,771	5,279,622,802	19,486,569,441
第14特定期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	469,958,759	4,726,009,421	15,230,518,779
第15特定期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	1,066,138,136	3,303,683,316	12,992,973,599
第16特定期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	1,382,653,154	2,144,009,335	12,231,617,418
第17特定期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	1,167,199,638	2,487,387,166	10,911,429,890
第18特定期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	3,889,856,801	2,707,240,245	12,094,046,446
第19特定期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	2,833,742,768	2,821,859,636	12,105,929,578
第20特定期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	1,639,309,380	1,585,526,777	12,159,712,181
第21特定期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	2,372,266,820	2,298,289,962	12,233,689,039
第22特定期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	987,416,207	1,127,689,162	12,093,416,084
第23特定期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	238,072,117	863,959,462	11,467,528,739
第24特定期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	1,080,038,455	784,225,874	11,763,341,320
第25特定期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	1,190,920,774	1,412,285,882	11,541,976,212
第26特定期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	897,171,911	1,617,619,730	10,821,528,393
第27特定期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	1,086,977,602	2,762,590,567	9,145,915,428
第28特定期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	799,607,151	1,151,483,162	8,794,039,417

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）円コース（年２回決算型）

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第9計算期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	1,612,707,574	1,388,782,274	3,409,632,751
第10計算期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	1,146,707,860	648,630,110	3,907,710,501
第11計算期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	4,635,105,121	1,350,295,110	7,192,520,512
第12計算期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	1,667,729,531	1,396,228,271	7,464,021,772
第13計算期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	466,000,002	1,691,149,685	6,238,872,089
第14計算期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	213,295,672	1,552,150,326	4,900,017,435
第15計算期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	436,919,849	1,115,395,147	4,221,542,137
第16計算期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	104,528,550	1,044,733,968	3,281,336,719
第17計算期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	354,593,919	900,496,299	2,735,434,339
第18計算期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	456,878,296	566,691,929	2,625,620,706
第19計算期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	810,683,974	636,507,850	2,799,796,830
第20計算期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	595,416,778	811,897,554	2,583,316,054
第21計算期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	707,044,102	523,133,222	2,767,226,934
第22計算期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	247,908,084	447,478,349	2,567,656,669
第23計算期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	22,710,970	167,030,366	2,423,337,273
第24計算期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	87,272,726	243,781,872	2,266,828,127
第25計算期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	183,228,782	185,084,951	2,264,971,958
第26計算期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	130,174,279	256,841,680	2,138,304,557

第27計算期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	412,541,969	367,780,860	2,183,065,666
第28計算期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	156,575,140	396,024,764	1,943,616,042

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）豪ドルコース（毎月分配型）

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第9特定期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	11,292,248,664	1,471,930,203	17,704,156,085
第10特定期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	7,812,560,164	1,497,953,931	24,018,762,318
第11特定期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	35,208,554,492	3,011,312,984	56,216,003,826
第12特定期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	15,303,930,936	7,087,471,314	64,432,463,448
第13特定期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	1,335,734,206	12,473,516,036	53,294,681,618
第14特定期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	822,315,404	12,439,236,225	41,677,760,797
第15特定期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	1,869,115,010	6,806,780,396	36,740,095,411
第16特定期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	1,058,486,121	4,950,673,218	32,847,908,314
第17特定期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	1,022,198,006	4,854,693,556	29,015,412,764
第18特定期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	1,175,789,863	6,654,216,805	23,536,985,822
第19特定期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	983,001,889	4,102,203,069	20,417,784,642
第20特定期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	508,782,636	2,572,695,437	18,353,871,841
第21特定期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	395,502,186	2,766,244,987	15,983,129,040
第22特定期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	212,921,132	1,280,053,126	14,915,997,046
第23特定期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	204,379,932	749,072,317	14,371,304,661
第24特定期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	102,637,049	769,892,023	13,704,049,687
第25特定期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	133,710,031	681,511,599	13,156,248,119
第26特定期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	108,939,296	1,263,110,901	12,002,076,514
第27特定期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	154,138,220	764,738,720	11,391,476,014
第28特定期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	763,135,551	829,468,436	11,325,143,129

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）豪ドルコース（年２回決算型）

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第9計算期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	753,666,989	341,493,122	1,697,713,706
第10計算期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	539,770,877	327,001,975	1,910,482,608
第11計算期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	815,776,513	450,694,924	2,275,564,197
第12計算期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	420,282,917	309,515,994	2,386,331,120
第13計算期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	102,035,442	651,696,217	1,836,670,345
第14計算期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	17,614,911	504,897,120	1,349,388,136
第15計算期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	33,832,407	262,634,990	1,120,585,553
第16計算期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	31,784,427	212,874,221	939,495,759
第17計算期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	39,925,110	221,041,311	758,379,558
第18計算期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	39,977,809	226,931,784	571,425,583
第19計算期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	13,750,847	116,504,600	468,671,830
第20計算期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	4,535,851	49,950,113	423,257,568
第21計算期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	4,141,555	57,870,934	369,528,189
第22計算期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	1,659,412	33,652,550	337,535,051
第23計算期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	1,745,377	12,772,138	326,508,290
第24計算期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	1,344,184	14,088,457	313,764,017

第25計算期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	1,216,374	58,912,034	256,068,357
第26計算期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	1,035,139	22,961,686	234,141,810
第27計算期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	15,749,008	19,341,328	230,549,490
第28計算期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	10,643,712	7,089,148	234,104,054

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（毎月分配型）

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第9特定期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	11,818,327,621	24,800,757,519	95,330,448,195
第10特定期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	6,314,800,534	13,649,260,503	87,995,988,226
第11特定期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	14,094,399,833	12,062,964,412	90,027,423,647
第12特定期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	7,447,442,570	14,661,046,493	82,813,819,724
第13特定期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	6,013,252,636	17,322,435,756	71,504,636,604
第14特定期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	2,500,505,466	16,702,979,612	57,302,162,458
第15特定期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	5,531,843,917	8,595,580,098	54,238,426,277
第16特定期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	1,202,253,179	9,296,559,825	46,144,119,631
第17特定期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	994,526,254	6,383,369,870	40,755,276,015
第18特定期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	735,032,022	5,740,784,329	35,749,523,708
第19特定期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	708,214,132	4,846,043,680	31,611,694,160
第20特定期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	816,044,199	3,783,727,725	28,644,010,634
第21特定期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	469,149,339	3,866,998,116	25,246,161,857
第22特定期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	287,795,861	2,265,617,818	23,268,339,900
第23特定期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	249,443,023	2,340,089,339	21,177,693,584
第24特定期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	200,131,257	1,437,700,471	19,940,124,370
第25特定期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	197,666,274	1,111,732,691	19,026,057,953
第26特定期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	215,041,133	1,702,305,569	17,538,793,517
第27特定期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	252,400,432	1,273,294,697	16,517,899,252
第28特定期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	413,088,983	1,168,580,648	15,762,407,587

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（年２回決算型）

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第9計算期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	444,990,588	1,094,810,380	2,632,356,676
第10計算期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	529,622,565	428,069,961	2,733,909,280
第11計算期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	737,656,321	494,498,869	2,977,066,732
第12計算期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	532,454,816	723,229,751	2,786,291,797
第13計算期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	233,094,807	1,135,518,371	1,883,868,233
第14計算期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	65,684,437	523,305,474	1,426,247,196
第15計算期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	607,409,314	374,066,854	1,659,589,656
第16計算期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	354,907,954	796,296,828	1,218,200,782
第17計算期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	25,824,144	175,102,257	1,068,922,669
第18計算期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	12,051,866	368,017,528	712,957,007
第19計算期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	20,624,808	110,518,805	623,063,010
第20計算期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	78,928,224	69,680,389	632,310,845
第21計算期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	11,580,331	41,145,697	602,745,479
第22計算期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	7,663,965	98,221,715	512,187,729

第23計算期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	4,104,815	108,150,942	408,141,602
第24計算期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	17,137,068	45,604,144	379,674,526
第25計算期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	3,148,093	19,781,646	363,040,973
第26計算期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	2,284,814	41,960,224	323,365,563
第27計算期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	31,736,276	30,657,506	324,444,333
第28計算期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	38,819,860	30,225,801	333,038,392

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（毎月分配型）

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第9特定期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	749,473,856	791,242,297	3,788,161,468
第10特定期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	131,691,126	803,596,244	3,116,256,350
第11特定期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	257,097,717	576,369,932	2,796,984,135
第12特定期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	167,184,465	506,586,142	2,457,582,458
第13特定期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	76,685,529	574,018,599	1,960,249,388
第14特定期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	119,546,414	363,500,344	1,716,295,458
第15特定期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	431,593,501	389,427,291	1,758,461,668
第16特定期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	142,779,586	236,652,616	1,664,588,638
第17特定期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	439,296,588	284,216,968	1,819,668,258
第18特定期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	2,176,094,694	474,484,303	3,521,278,649
第19特定期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	1,621,917,785	479,213,212	4,663,983,222
第20特定期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	259,114,992	619,316,229	4,303,781,985
第21特定期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	169,472,305	670,451,957	3,802,802,333
第22特定期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	117,606,502	560,251,756	3,360,157,079
第23特定期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	76,860,840	211,785,863	3,225,232,056
第24特定期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	279,939,902	225,827,545	3,279,344,413
第25特定期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	84,840,044	308,668,379	3,055,516,078
第26特定期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	113,650,940	442,646,371	2,726,520,647
第27特定期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	70,806,170	454,926,657	2,342,400,160
第28特定期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	177,814,015	178,450,086	2,341,764,089

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（年２回決算型）

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第9計算期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	231,170,206	143,804,985	579,754,704
第10計算期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	16,039,306	106,656,653	489,137,357
第11計算期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	26,296,850	149,315,944	366,118,263
第12計算期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	14,293,891	122,950,684	257,461,470
第13計算期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	4,924,101	74,733,939	187,651,632
第14計算期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	3,893,115	43,990,525	147,554,222
第15計算期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	434,145,507	23,603,642	558,096,087
第16計算期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	2,223,227	449,152,881	111,166,433
第17計算期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	2,038,517	20,961,582	92,243,368
第18計算期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	46,696,146	15,637,773	123,301,741
第19計算期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	91,998,956	25,471,045	189,829,652
第20計算期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	8,228,635	31,345,373	166,712,914

第21計算期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	3,612,008	25,283,367	145,041,555
第22計算期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	999,447	29,894,709	116,146,293
第23計算期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	685,319	6,166,351	110,665,261
第24計算期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	4,843,860	20,877,070	94,632,051
第25計算期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	708,607	17,801,878	77,538,780
第26計算期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	572,465	7,387,233	70,724,012
第27計算期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	442,410	10,783,888	60,382,534
第28計算期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	311,014	5,416,111	55,277,437

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）米ドルコース（毎月分配型）

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第2特定期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	26,155,634,563	2,119,560,142	32,257,486,919
第3特定期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	5,990,847,918	5,485,789,562	32,762,545,275
第4特定期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	6,188,680,939	6,404,457,853	32,546,768,361
第5特定期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	1,822,889,104	4,529,593,793	29,840,063,672
第6特定期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	551,983,722	8,344,086,369	22,047,961,025
第7特定期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	373,532,330	5,490,416,210	16,931,077,145
第8特定期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	746,990,814	3,557,456,926	14,120,611,033
第9特定期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	723,117,808	3,792,963,346	11,050,765,495
第10特定期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	325,331,072	3,533,754,870	7,842,341,697
第11特定期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	295,158,048	1,768,264,046	6,369,235,699
第12特定期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	500,193,393	1,203,317,601	5,666,111,491
第13特定期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	418,789,309	673,963,278	5,410,937,522
第14特定期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	166,651,048	901,662,794	4,675,925,776
第15特定期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	86,955,156	481,199,931	4,281,681,001
第16特定期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	122,667,372	315,180,841	4,089,167,532
第17特定期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	57,180,348	299,900,725	3,846,447,155
第18特定期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	91,722,473	264,348,482	3,673,821,146
第19特定期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	325,060,540	211,541,633	3,787,340,053
第20特定期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	381,531,869	311,971,385	3,856,900,537
第21特定期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	294,636,904	245,110,764	3,906,426,677

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）米ドルコース（年２回決算型）

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第2計算期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	18,940,154,185	2,258,567,115	22,559,881,660
第3計算期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	4,559,409,701	4,092,877,803	23,026,413,558
第4計算期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	4,279,445,587	5,704,776,445	21,601,082,700
第5計算期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	1,554,775,167	3,120,706,010	20,035,151,857
第6計算期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	407,677,276	5,996,267,827	14,446,561,306
第7計算期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	212,132,160	3,733,326,764	10,925,366,702
第8計算期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	874,813,604	2,610,045,321	9,190,134,985
第9計算期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	85,375,791	3,100,722,971	6,174,787,805
第10計算期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	118,269,493	2,034,148,183	4,258,909,115
第11計算期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	192,049,075	1,065,684,161	3,385,274,029

第12計算期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	216,104,060	886,189,732	2,715,188,357
第13計算期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	108,048,792	367,159,034	2,456,078,115
第14計算期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	175,595,256	332,697,644	2,298,975,727
第15計算期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	41,207,327	217,276,803	2,122,906,251
第16計算期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	93,454,400	236,924,205	1,979,436,446
第17計算期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	80,948,637	279,946,304	1,780,438,779
第18計算期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	42,896,443	283,734,303	1,539,600,919
第19計算期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	85,828,853	120,109,484	1,505,320,288
第20計算期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	341,276,811	136,518,254	1,710,078,845
第21計算期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	156,075,569	192,718,016	1,673,436,398

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）メキシコペソコース（毎月分配型）

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第2特定期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	2,838,031,438	239,173,316	3,848,438,791
第3特定期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	323,587,133	463,580,594	3,708,445,330
第4特定期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	421,008,739	599,980,639	3,529,473,430
第5特定期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	292,041,337	359,389,180	3,462,125,587
第6特定期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	454,422,417	941,798,587	2,974,749,417
第7特定期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	326,100,410	480,195,923	2,820,653,904
第8特定期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	665,579,359	1,047,263,825	2,438,969,438
第9特定期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	100,731,431	1,079,294,327	1,460,406,542
第10特定期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	447,689,045	651,230,288	1,256,865,299
第11特定期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	266,642,172	491,935,427	1,031,572,044
第12特定期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	231,623,890	256,484,888	1,006,711,046
第13特定期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	68,002,380	93,536,757	981,176,669
第14特定期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	182,390,489	240,394,648	923,172,510
第15特定期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	43,664,322	139,162,321	827,674,511
第16特定期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	7,774,848	123,698,591	711,750,768
第17特定期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	7,692,688	49,684,410	669,759,046
第18特定期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	12,078,485	100,038,120	581,799,411
第19特定期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	13,145,164	111,952,990	482,991,585
第20特定期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	33,837,721	27,734,667	489,094,639
第21特定期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	106,534,759	32,131,489	563,497,909

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）メキシコペソコース（年２回決算型）

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第2計算期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	415,848,595	137,146,405	592,546,253
第3計算期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	127,560,824	74,517,806	645,589,271
第4計算期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	221,227,616	136,904,679	729,912,208
第5計算期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	67,743,884	102,520,301	695,135,791
第6計算期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	81,817,627	120,698,055	656,255,363
第7計算期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	38,985,111	153,732,138	541,508,336
第8計算期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	177,840,049	117,236,117	602,112,268
第9計算期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	4,735,173	270,111,109	336,736,332

第10計算期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	25,998,922	124,014,639	238,720,615
第11計算期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	26,783,991	96,448,486	169,056,120
第12計算期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	37,462,466	83,708,018	122,810,568
第13計算期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	99,940,395	15,202,908	207,548,055
第14計算期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	47,040,938	16,602,659	237,986,334
第15計算期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	4,530,610	22,413,808	220,103,136
第16計算期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	663,078	18,347,316	202,418,898
第17計算期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	11,468,648	43,789,918	170,097,628
第18計算期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	939,556	7,601,810	163,435,374
第19計算期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	2,966,057	9,943,593	156,457,838
第20計算期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	7,132,003	6,579,987	157,009,854
第21計算期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	14,377,690	11,525,623	159,861,921

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）マネープール・ファンド（年２回決算型）

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第9計算期間	2014年10月28日～2015年 4月27日	233,412,995	209,415,490	85,923,012
第10計算期間	2015年 4月28日～2015年10月26日	145,843,241	115,421,683	116,344,570
第11計算期間	2015年10月27日～2016年 4月25日	165,859,358	208,897,424	73,306,504
第12計算期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	150,776,125	167,079,942	57,002,687
第13計算期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	102,570,224	88,356,958	71,215,953
第14計算期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	5,915,986	52,848,553	24,283,386
第15計算期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	9,306,164	6,131,001	27,458,549
第16計算期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	182,342,738	97,040,956	112,760,331
第17計算期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	122,313,964	210,115,746	24,958,549
第18計算期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	7,831,982	7,831,982	24,958,549
第19計算期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	9,946,649	811,004	34,094,194
第20計算期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	4,057,165	3,684,985	34,466,374
第21計算期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	—	3,179,322	31,287,052
第22計算期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	4,560,860	10,540,660	25,307,252
第23計算期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	—	19,937,505	5,369,747
第24計算期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	3,351	4,900,069	473,029
第25計算期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	3,761,774	3,822,922	411,881
第26計算期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	—	64,299	347,582
第27計算期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	—	1	347,581
第28計算期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	10,990	—	358,571

<参考情報>

基準日: 2024年11月29日

基準価額・純資産の推移

分配の推移

円コース（毎月分配型）



(1万口当たり、税引前)

決算期	分配金	決算期	分配金
2023/12	75円	2024/07	75円
2024/01	75円	2024/08	75円
2024/02	75円	2024/09	75円
2024/03	75円	2024/10	75円
2024/04	75円	2024/11	75円
2024/05	75円	設定来累計	11,305円
2024/06	75円		

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社
が決定します。分配対象額が少額の場合等には、
分配を行わないことがあります。

円コース（年2回決算型）



(1万口当たり、税引前)

決算期	決算日	分配金
第24期	2022/10/25	10円
第25期	2023/04/25	10円
第26期	2023/10/25	10円
第27期	2024/04/25	10円
第28期	2024/10/25	10円
設定来累計		280円

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社
が決定します。分配対象額が少額の場合等には、
分配を行わないことがあります。

次ページへ続く

- ・「マネーパール・ファンド」を除く各コースの最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準日:2024年11月29日

豪ドルコース（毎月分配型）



※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。
※基準価額は1万口当たりで表示しています。 ※設定日は2010年11月26日です。

(1万口当たり、税引前)

決算期	分配金	決算期	分配金
2023/12	55円	2024/07	55円
2024/01	55円	2024/08	55円
2024/02	55円	2024/09	55円
2024/03	55円	2024/10	55円
2024/04	55円	2024/11	55円
2024/05	55円	設定来累計	15,915円
2024/06	55円		

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

豪ドルコース（年2回決算型）



※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。
※基準価額は1万口当たりで表示しています。 ※設定日は2010年11月26日です。

(1万口当たり、税引前)

決算期	決算日	分配金
第24期	2022/10/25	10円
第25期	2023/04/25	10円
第26期	2023/10/25	10円
第27期	2024/04/25	10円
第28期	2024/10/25	10円
設定来累計		280円

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

ブラジルリアルコース（毎月分配型）



※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。
※基準価額は1万口当たりで表示しています。 ※設定日は2010年11月26日です。

(1万口当たり、税引前)

決算期	分配金	決算期	分配金
2023/12	30円	2024/07	30円
2024/01	30円	2024/08	30円
2024/02	30円	2024/09	30円
2024/03	30円	2024/10	30円
2024/04	30円	2024/11	30円
2024/05	30円	設定来累計	13,010円
2024/06	30円		

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

次ページへ続く

・「マネーブル・ファンド」を除く各コースの最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準日:2024年11月29日

ブラジルリアルコース (年2回決算型)



※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。
※基準価額は1万口当たりで表示しています。 ※設定日は2010年11月26日です。

(1万口当たり、税引前)

決算期	決算日	分配金
第24期	2022/10/25	10円
第25期	2023/04/25	10円
第26期	2023/10/25	10円
第27期	2024/04/25	10円
第28期	2024/10/25	10円
設定来累計		280円

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

インドネシアルピアコース (毎月分配型)



※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。
※基準価額は1万口当たりで表示しています。 ※設定日は2010年11月26日です。

(1万口当たり、税引前)

決算期	分配金	決算期	分配金
2023/12	100円	2024/07	100円
2024/01	100円	2024/08	100円
2024/02	100円	2024/09	100円
2024/03	100円	2024/10	100円
2024/04	100円	2024/11	100円
2024/05	100円	設定来累計	17,220円
2024/06	100円		

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

インドネシアルピアコース (年2回決算型)



※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。
※基準価額は1万口当たりで表示しています。 ※設定日は2010年11月26日です。

(1万口当たり、税引前)

決算期	決算日	分配金
第24期	2022/10/25	10円
第25期	2023/04/25	10円
第26期	2023/10/25	10円
第27期	2024/04/25	10円
第28期	2024/10/25	10円
設定来累計		280円

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

次ページへ続く

- ・「マネーブル・ファンド」を除く各コースの最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準日: 2024年11月29日

米ドルコース（毎月分配型）



※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。
※基準価額は1万口当たりで表示しています。 ※設定日は2014年7月28日です。

(1万口当たり、税引前)

決算期	分配金	決算期	分配金
2023/12	90円	2024/07	90円
2024/01	90円	2024/08	90円
2024/02	90円	2024/09	90円
2024/03	90円	2024/10	90円
2024/04	90円	2024/11	90円
2024/05	90円		
2024/06	90円	設定来累計	6,460円

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

米ドルコース（年2回決算型）



※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。
※基準価額は1万口当たりで表示しています。 ※設定日は2014年7月28日です。

(1万口当たり、税引前)

決算期	決算日	分配金
第17期	2022/10/25	10円
第18期	2023/04/25	10円
第19期	2023/10/25	10円
第20期	2024/04/25	10円
第21期	2024/10/25	10円
設定来累計		210円

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

メキシコペソコース（毎月分配型）



※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。
※基準価額は1万口当たりで表示しています。 ※設定日は2014年7月28日です。

(1万口当たり、税引前)

決算期	分配金	決算期	分配金
2023/12	50円	2024/07	50円
2024/01	50円	2024/08	50円
2024/02	50円	2024/09	50円
2024/03	50円	2024/10	50円
2024/04	50円	2024/11	50円
2024/05	50円		
2024/06	50円	設定来累計	6,610円

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

次ページへ続く

- ・「マネーボール・ファンド」を除く各コースの最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準日: 2024年11月29日

メキシコペソコース (年2回決算型)



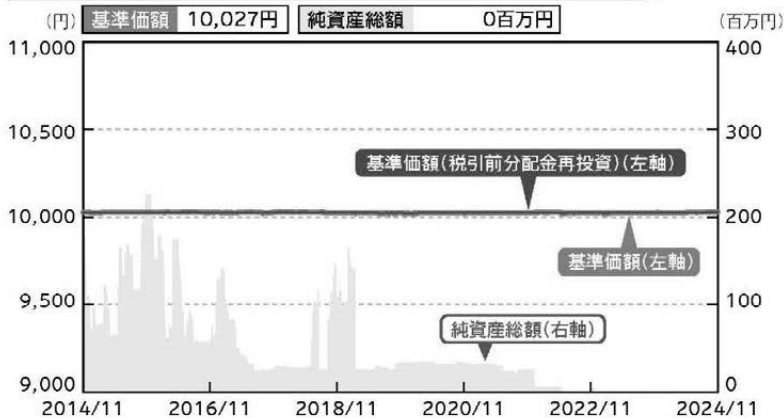
※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。
※基準価額は1万口当たりで表示しています。 ※設定日は2014年7月28日です。

(1万口当たり、税引前)

決算期	決算日	分配金
第17期	2022/10/25	10円
第18期	2023/04/25	10円
第19期	2023/10/25	10円
第20期	2024/04/25	10円
第21期	2024/10/25	10円
設定来累計		210円

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

マネープール・ファンド (年2回決算型)



※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。
※基準価額は1万口当たりで表示しています。 ※設定日は2010年11月26日です。

(1万口当たり、税引前)

決算期	決算日	分配金
第24期	2022/10/25	0円
第25期	2023/04/25	0円
第26期	2023/10/25	0円
第27期	2024/04/25	0円
第28期	2024/10/25	0円
設定来累計		分配実績なし

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

次ページへ続く

- ・「マネープール・ファンド」を除く各コースの最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

主要な資産の状況

資産構成

円コース (毎月分配型)

資産	比率
Tokio Marine J-REIT Fund (JPYクラス)	99.2%
東京海上マネープールマザーファンド	0.0%
短期金融資産等	0.8%
合計	100.0%

円コース (年2回決算型)

資産	比率
Tokio Marine J-REIT Fund (JPYクラス)	99.0%
東京海上マネープールマザーファンド	0.0%
短期金融資産等	1.0%
合計	100.0%

豪ドルコース (毎月分配型)

資産	比率
Tokio Marine J-REIT Fund (AUDクラス)	99.3%
東京海上マネープールマザーファンド	0.0%
短期金融資産等	0.7%
合計	100.0%

豪ドルコース (年2回決算型)

資産	比率
Tokio Marine J-REIT Fund (AUDクラス)	98.9%
東京海上マネープールマザーファンド	0.1%
短期金融資産等	0.9%
合計	100.0%

ブラジルリアルコース (毎月分配型)

資産	比率
Tokio Marine J-REIT Fund (BRLクラス)	99.2%
東京海上マネープールマザーファンド	0.0%
短期金融資産等	0.8%
合計	100.0%

ブラジルリアルコース (年2回決算型)

資産	比率
Tokio Marine J-REIT Fund (BRLクラス)	99.0%
東京海上マネープールマザーファンド	0.1%
短期金融資産等	0.9%
合計	100.0%

インドネシアルピアコース (毎月分配型)

資産	比率
Tokio Marine J-REIT Fund (IDRクラス)	98.8%
東京海上マネープールマザーファンド	0.0%
短期金融資産等	1.1%
合計	100.0%

インドネシアルピアコース (年2回決算型)

資産	比率
Tokio Marine J-REIT Fund (IDRクラス)	98.2%
東京海上マネープールマザーファンド	0.4%
短期金融資産等	1.4%
合計	100.0%

米ドルコース (毎月分配型)

資産	比率
Tokio Marine J-REIT Fund (USDクラス)	99.2%
東京海上マネープールマザーファンド	0.0%
短期金融資産等	0.8%
合計	100.0%

米ドルコース (年2回決算型)

資産	比率
Tokio Marine J-REIT Fund (USDクラス)	98.9%
東京海上マネープールマザーファンド	0.0%
短期金融資産等	1.1%
合計	100.0%

メキシコペソコース (毎月分配型)

資産	比率
Tokio Marine J-REIT Fund (MXNクラス)	98.9%
東京海上マネープールマザーファンド	0.0%
短期金融資産等	1.1%
合計	100.0%

メキシコペソコース (年2回決算型)

資産	比率
Tokio Marine J-REIT Fund (MXNクラス)	98.2%
東京海上マネープールマザーファンド	0.0%
短期金融資産等	1.8%
合計	100.0%

マネープール・ファンド (年2回決算型)

資産	比率
債券	104.6%
短期金融資産等	-4.6%
合計	100.0%

各コース

※比率は純資産総額に占める割合です。 ※短期金融資産等は、組入価証券以外のものです。追加設定の影響等により、マイナスになる場合があります。

マネープール・ファンド

※ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドの資産の状況を記載しています。

※比率は純資産総額に占める割合です。 ※短期金融資産等は、組入価証券以外のものです。

[次ページへ続く](#)

- ・「マネープール・ファンド」を除く各コースの最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準日: 2024年11月29日

Tokio Marine J-REIT Fundの資産状況

※基準価額算定の基準で記載しています。
※比率は純資産総額に占める割合です。
※特色(不動産種別)は、一般社団法人不動産証券化協会の分類によるものです。

資産構成

資産	比率
不動産投資信託証券	95.5%
短期金融資産等	4.5%
合計	100.0%

※短期金融資産等は、組入有価証券以外のものです。為替取引に伴う評価損益等を含みますので、マイナスになる場合があります。

予想分配金利回り	5.0%
----------	------

※予想分配金利回りは、組入銘柄の今期または前期の予想分配金利回り(課税控除前)を時価評価額で加重平均して計算しています。
(NPMのデータを基に委託会社が作成)

特色(不動産種別)別構成 上位5位

	特色(不動産種別)	比率
1	特化型(物流施設)	13.4%
2	複合・総合型(オフィス+住宅+ホテル・旅館+物流施設+商業施設+ヘルスケア・病院+その他)	10.5%
3	複合・総合型(オフィス+住宅+ホテル・旅館+商業施設)	8.1%
4	複合・総合型(オフィス+住宅+ホテル・旅館+物流施設+商業施設+その他)	7.8%
5	特化型(住宅)	7.0%

組入上位10銘柄

組入銘柄数: 49銘柄

	銘柄	特色(不動産種別)	比率
1	日本都市ファンド投資法人	複合・総合型(オフィス+住宅+ホテル・旅館+商業施設)	8.1%
2	野村不動産マスターファンド投資法人	複合・総合型(オフィス+住宅+ホテル・旅館+物流施設+商業施設+その他)	7.8%
3	大和証券リビング投資法人	複合・総合型(住宅+ヘルスケア・病院)	6.3%
4	GLP投資法人	特化型(物流施設)	5.7%
5	積水ハウス・リート投資法人	複合・総合型(オフィス+住宅+ホテル・旅館)	5.6%
6	インヴィンシブル投資法人	複合・総合型(オフィス+住宅+ホテル・旅館+商業施設+その他)	5.5%
7	ユナイテッド・アーバン投資法人	複合・総合型(オフィス+住宅+ホテル・旅館+物流施設+商業施設+ヘルスケア・病院+その他)	5.3%
8	KDX不動産投資法人	複合・総合型(オフィス+住宅+ホテル・旅館+物流施設+商業施設+ヘルスケア・病院)	5.0%
9	大和ハウスリート投資法人	複合・総合型(オフィス+住宅+ホテル・旅館+物流施設+商業施設+ヘルスケア・病院+その他)	5.0%
10	ジャパン・ホテル・リート投資法人	特化型(ホテル・旅館)	4.8%

東京海上マネープールマザーファンドの資産状況

※比率は純資産総額に占める割合です。

組入上位10銘柄

組入銘柄数: 3銘柄

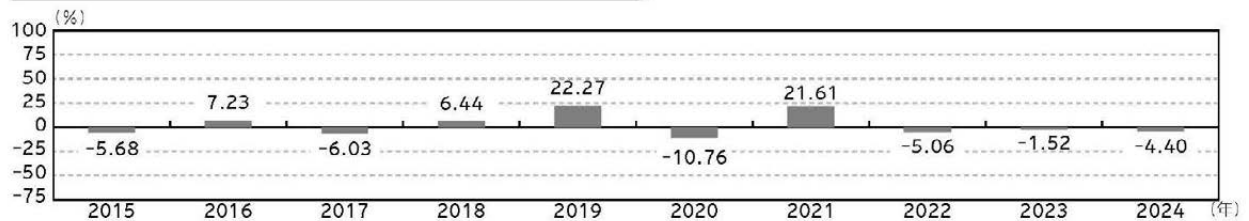
	銘柄	クーポン	償還日	比率
1	第1253回国庫短期証券	0.000%	2024/12/02	34.9%
2	第1242回国庫短期証券	0.000%	2025/01/10	34.9%
3	第1269回国庫短期証券	0.000%	2025/02/25	34.9%
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

次ページへ続く

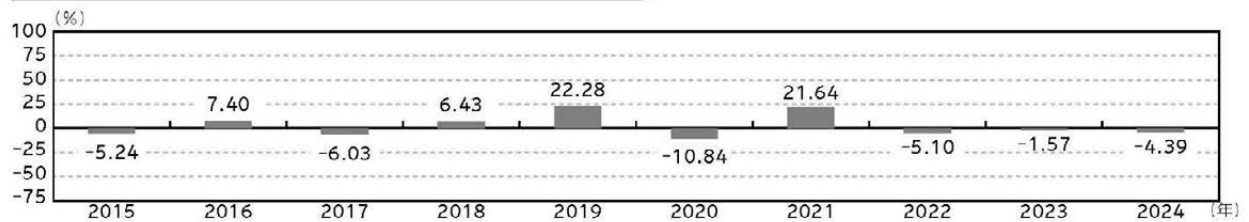
・「マネープール・ファンド」を除く各コースの最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

年間収益率の推移

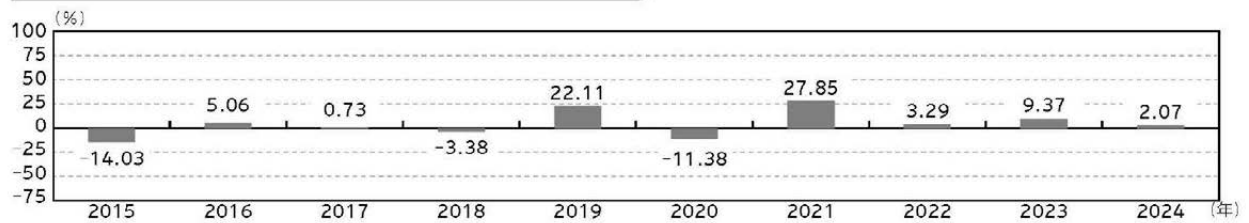
円コース（毎月分配型）



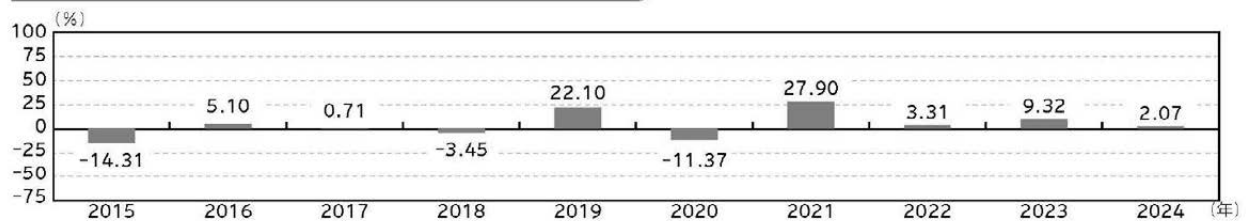
円コース（年2回決算型）



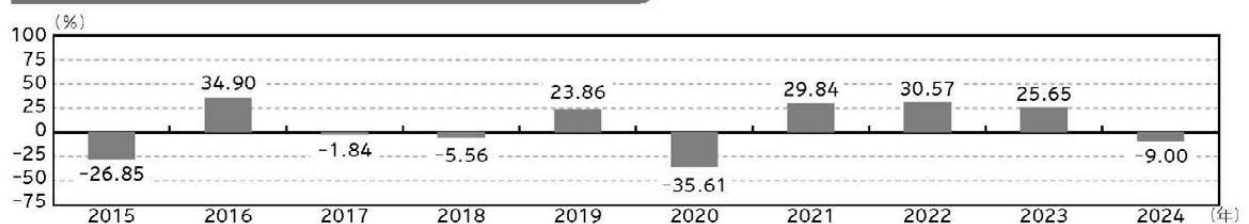
豪ドルコース（毎月分配型）



豪ドルコース（年2回決算型）



ブラジルリアルコース（毎月分配型）



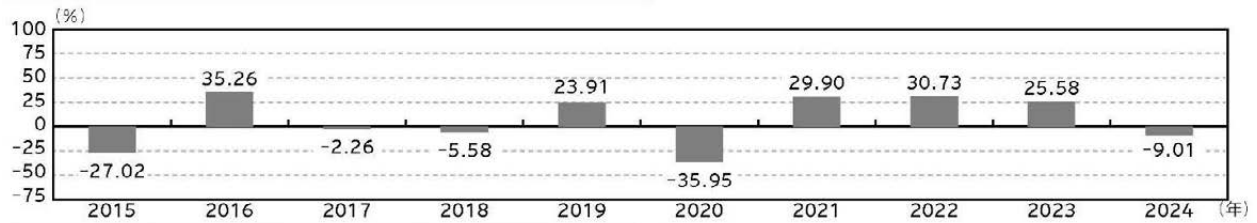
※後述の注記事項をご参照ください。

次ページへ続く

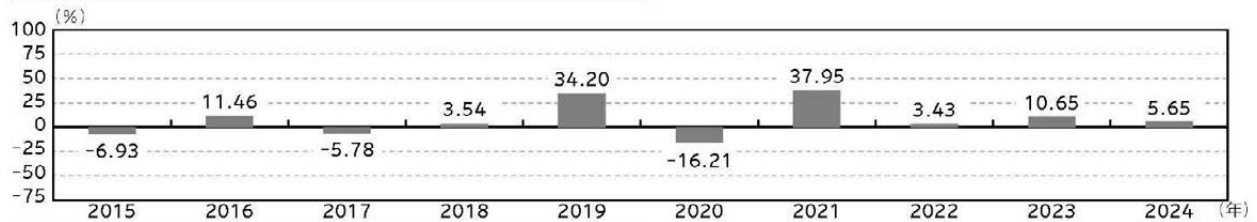
- ・「マネープール・ファンド」を除く各コースの最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準日: 2024年11月29日

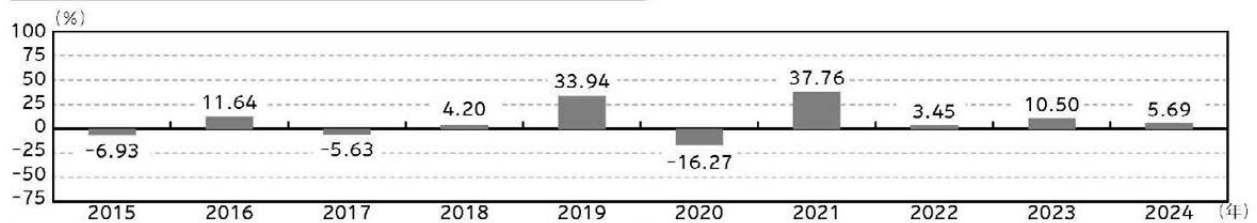
ブラジルリアルコース（年2回決算型）



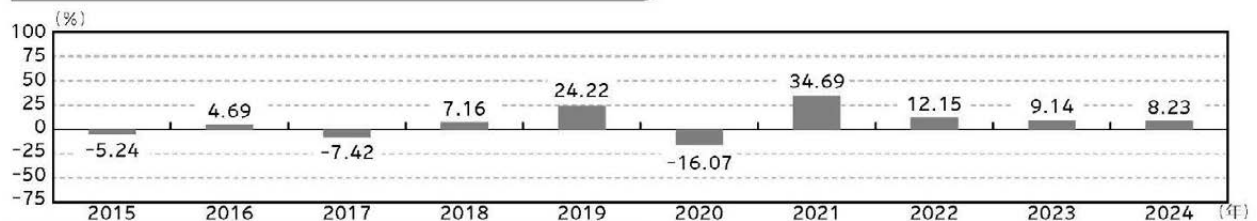
インドネシアルピアコース（毎月分配型）



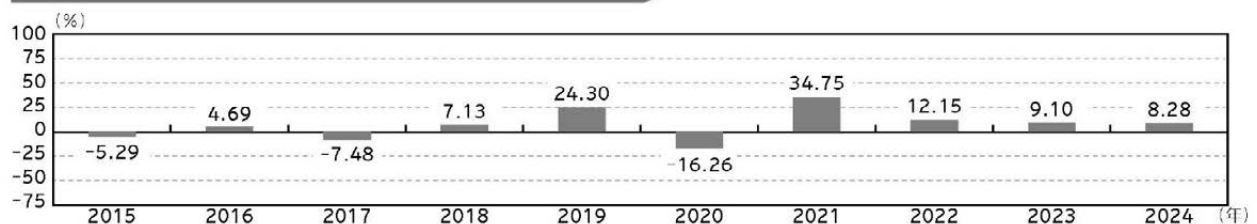
インドネシアルピアコース（年2回決算型）



米ドルコース（毎月分配型）



米ドルコース（年2回決算型）



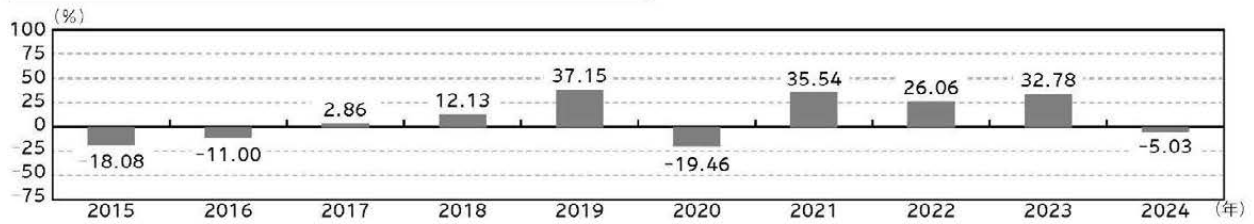
※後述の注記事項をご参照ください。

次ページへ続く

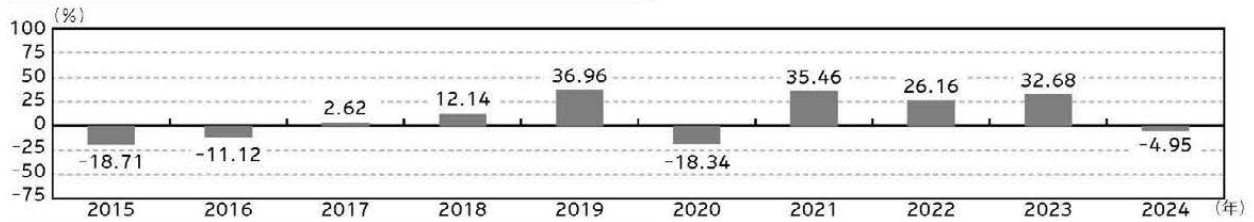
- ・「マネーパール・ファンド」を除く各コースの最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準日: 2024年11月29日

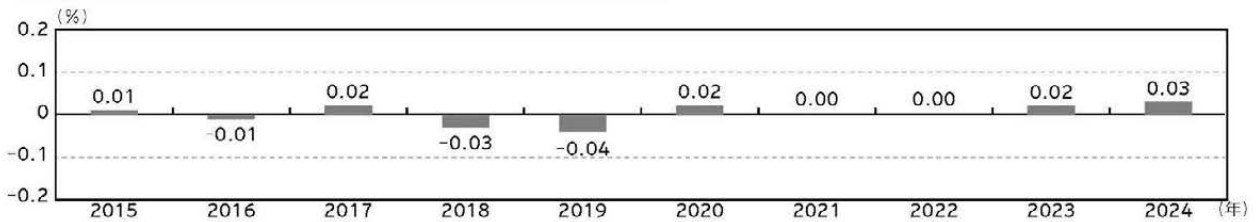
メキシコペソコース (毎月分配型)



メキシコペソコース (年2回決算型)



マネープール・ファンド (年2回決算型)



注記事項

- ※ファンドにはベンチマークがありません。
- ※ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。
- ※当年は昨年末と基準日の騰落率です。

・「マネープール・ファンド」を除く各コースの最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- a. 毎営業日にお申込みを受け付けます。ただし、お申込み日が以下に該当する日には、取得（スイッチングを含みます。）のお申込みの受付を行いません。

円コース（毎月分配型）／（年2回決算型）

豪ドルコース（毎月分配型）／（年2回決算型）

米ドルコース（毎月分配型）／（年2回決算型）

メキシコペソコース（毎月分配型）／（年2回決算型）

- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日
- ・ルクセンブルグの銀行の休業日
- ・12月24日

ブラジルリアルコース（毎月分配型）／（年2回決算型）

- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日
- ・ルクセンブルグの銀行の休業日
- ・サンパウロの銀行の休業日
- ・ブラジル商品先物取引所の休業日
- ・12月24日

インドネシアルピアコース（毎月分配型）／（年2回決算型）

- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日
- ・ルクセンブルグの銀行の休業日
- ・ジャカルタの銀行の休業日
- ・12月24日

- b. 申込単位は、1万口以上1口単位または1万円以上1円単位です。

スイッチングによる申込単位は、1万口以上1口単位または1万円以上1円単位です。ただし、全額をご換金した場合の手取金の全額をもって取得申込を行う場合は、1口単位とします。なお、「マネープール・ファンド（年2回決算型）」のお申込みは、各コースの年2回決算型からのスイッチングのみとします。

販売会社によって申込単位は異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、収益分配金の再投資に際しては、1口単位で取得することができます。

- c. 毎月分配型の各ファンド間、年2回決算型の各ファンド間でスイッチングが可能です。

- d. 取得申込の受付は、原則として午後3時30分までに、販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。受付時間を過ぎてからのお申込みについては翌営業日受付の取扱いとなります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- e. 受益権の取得申込価額は以下の通りです。

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

基準価額は原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

●委託会社サービスデスク

東京海上アセットマネジメント サービスデスク

0120-712-016（営業日の9時～17時）

ホームページ

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

- f. 申込手数料は、前記「第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金（1）申込手数料」をご覧ください。

- g. 上記にかかわらず、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます（本書において、同じ。））における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受益権の取得申込（スイッチングを含みます。）の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込（スイッチングを含みます。）の受付を取り消すことができます。
- h. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関等への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関等への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関等の定める方法により、振替機関等へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
- i. 定時定額購入サービスを選択した取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行います。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

- a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行請求（解約請求）の方法によりご換金の請求を行うことができます。
- b. ご換金のお申込みは販売会社で受け付けます。なお、販売会社の買取りによるご換金の請求については、販売会社にお問い合わせください。
- c. 解約請求による換金のお申込みは、毎営業日に行うことができます。ただし、解約請求日が以下に該当する日には、お申込みの受付を行いません。
- 円コース（毎月分配型）／（年2回決算型）
- 豪ドルコース（毎月分配型）／（年2回決算型）
- 米ドルコース（毎月分配型）／（年2回決算型）
- メキシコペソコース（毎月分配型）／（年2回決算型）
- ・ニューヨークの銀行の休業日
 - ・ロンドンの銀行の休業日
 - ・ルクセンブルグの銀行の休業日
 - ・12月24日
- ブラジルリアルコース（毎月分配型）／（年2回決算型）
- ・ニューヨークの銀行の休業日
 - ・ロンドンの銀行の休業日
 - ・ルクセンブルグの銀行の休業日
 - ・サンパウロの銀行の休業日
 - ・ブラジル商品先物取引所の休業日
 - ・12月24日
- インドネシアルピアコース（毎月分配型）／（年2回決算型）
- ・ニューヨークの銀行の休業日
 - ・ロンドンの銀行の休業日
 - ・ルクセンブルグの銀行の休業日
 - ・ジャカルタの銀行の休業日
 - ・12月24日
- d. 解約単位は、1口単位または1円単位です。
- 解約単位は、販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- e. 解約請求のお申込みの受付は、原則として午後3時30分までに、販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日受付としてお取扱いたします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- f. 各コースの解約時の価額（解約価額）は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額とします。「マネープール・ファンド（年2回決算型）」の解約時の価額（解約価額）は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- g. 解約価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。
- h. 解約にかかる手数料はありません。
- i. 解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から、お支払いします。
- j. 委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよび既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日を解約請求受付日とする解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受け付けたものとして取扱います。
- k. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、1日1件10億円を超える換金はいえません。また、別途解約制限を設ける場合があります。

1. 受益者が解約の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとし、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請が行われ、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

- a. 基準価額とは、受益権1口当たりの純資産価額（純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額）をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。
- b. 純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約に基づく予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

＜主要投資対象資産の評価方法＞

対象	評価方法
投資信託証券	原則として、当ファンドの基準価額計算日に知りうる直近の日における当該投資信託証券の基準価額で評価します。
マザーファンド 受益証券	原則として、当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

- c. 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

- 円コース、豪ドルコース、ブラジルリアルコース、インドネシアルピアコース、マネープール・ファンド

原則として、2010年11月26日から2030年10月25日までとします。ただし、後記「(5)その他 ①信託の終了（繰上償還）」に該当する場合には、信託を終了させることがあります。

- 米ドルコース、メキシコペソコース

原則として、2014年7月28日から2030年10月25日までとします。ただし、後記「(5)その他 ①信託の終了（繰上償還）」に該当する場合には、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

- 毎月分配型

原則として、毎月26日から翌月25日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日（※）を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。

- 年2回決算型

原則として、毎年4月26日から10月25日まで、10月26日から翌年4月25日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日（※）を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。

（※）法令により、これと異なる日を計算期間の末日と定めている場合には、法令にしたがいます。

(5) 【その他】

①信託の終了（繰上償還）

- a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、各コースが主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなる場合には、

信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- c. 委託会社は、上記a. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- d. 上記c. の書面決議において、受益者（委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下d. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e. 上記c. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- f. 上記c. からe. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび上記b. の規定に基づいて信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c. からe. までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。
- g. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- h. 上記g. の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、「②信託約款の変更」b. の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- i. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「②信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- j. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

②信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は「②信託約款の変更」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a. の事項（上記a. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a. の併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b. の書面決議において、受益者（委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b. からe. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、

当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- g. 上記a. からf. までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

③関係会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動更新されます。募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

④運用報告書

●毎月分配型

4月・10月の決算時および償還時に、委託会社が、期間中の運用経過のほか、信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

●年2回決算型

毎決算時および償還時に、委託会社が、期間中の運用経過のほか、信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

⑤公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ (<https://www.tokiomarineam.co.jp/>) に掲載します。

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4 【受益者の権利等】

当ファンドの受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、議決権、受益者集会に関する権利は有しません。

①収益分配金の請求権

収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、お支払いします。ただし、受益者が収益分配金について、上記に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。なお、分配金再投資コースの収益分配金は、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

②償還金の請求権

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日まで）から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）にお支払いします。ただし、受益者が償還金について、上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

③換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行請求の方法により、換金を請求することができます。詳細は上記「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

④買取請求権

一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

第3【ファンドの経理状況】

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）円コース（毎月分配型）
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）豪ドルコース（毎月分配型）
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（毎月分配型）
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（毎月分配型）
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）米ドルコース（毎月分配型）
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）メキシコペソコース（毎月分配型）

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、当特定期間（2024年4月26日から2024年10月25日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）円コース（年2回決算型）
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）豪ドルコース（年2回決算型）
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（年2回決算型）
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（年2回決算型）
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）マネープール・ファンド（年2回決算型）

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、第28期計算期間（2024年4月26日から2024年10月25日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）米ドルコース（年2回決算型）
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）メキシコペソコース（年2回決算型）

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、第21期計算期間（2024年4月26日から2024年10月25日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年1月10日

東京海上アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 奈良 将太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上J-R E I T投信（通貨選択型）円コース（毎月分配型）の2024年4月26日から2024年10月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上J-R E I T投信（通貨選択型）円コース（毎月分配型）の2024年10月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ

適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

東京海上J－REIT投信（通貨選択型）円コース（毎月分配型）

(1)【貸借対照表】

		前期 [2024年 4月25日現在]	当期 [2024年10月25日現在]
区 分	注記 番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		146,748,595	164,508,860
投資信託受益証券		10,337,865,957	8,891,566,703
親投資信託受益証券		1,003,800	1,004,200
未収入金		—	13,760,000
未収利息		211	895
流動資産合計		10,485,618,563	9,070,840,658
資産合計		10,485,618,563	9,070,840,658
負債の部			
流動負債			
未払金		23,149,998	12,100,000
未払収益分配金		68,594,365	65,955,295
未払解約金		4,148,870	29,359,109
未払受託者報酬		240,295	208,611
未払委託者報酬		5,767,077	5,006,670
その他未払費用		55,893	54,090
流動負債合計		101,956,498	112,683,775
負債合計		101,956,498	112,683,775
純資産の部			
元本等			
元本	※1	9,145,915,428	8,794,039,417
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		1,237,746,637	164,117,466
（分配準備積立金）		440,377,209	402,099,528
元本等合計		10,383,662,065	8,958,156,883
純資産合計		10,383,662,065	8,958,156,883
負債純資産合計		10,485,618,563	9,070,840,658

(2) 【損益及び剰余金計算書】

		前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
区 分	注記 番号	金額 (円)	金額 (円)
営業収益			
受取配当金		215,790,398	206,681,037
受取利息		6,234	64,741
有価証券売買等損益		12,841,308	△831,898,818
営業収益合計		228,637,940	△625,153,040
営業費用			
支払利息		41,263	—
受託者報酬		1,482,087	1,372,397
委託者報酬		35,570,023	32,937,581
その他費用		329,949	329,949
営業費用合計		37,423,322	34,639,927
営業利益又は営業損失 (△)		191,214,618	△659,792,967
経常利益又は経常損失 (△)		191,214,618	△659,792,967
当期純利益又は当期純損失 (△)		191,214,618	△659,792,967
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う当期純損失金額の分 配額 (△)		△19,066,956	△3,278,553
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		1,749,214,574	1,237,746,637
剰余金増加額又は欠損金減少額		145,812,931	89,072,690
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		145,812,931	89,072,690
剰余金減少額又は欠損金増加額		450,195,667	94,516,980
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		450,195,667	94,516,980
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		—	—
分配金	※1	417,366,775	411,670,467
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		1,237,746,637	164,117,466

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資 信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前期 [2024年 4月25日現在]	当期 [2024年10月25日現在]
1. ※1 期首元本額	10,821,528,393円	9,145,915,428円
期中追加設定元本額	1,086,977,602円	799,607,151円
期中一部解約元本額	2,762,590,567円	1,151,483,162円
2. ※1 特定期間末日における受益権の総数	9,145,915,428口	8,794,039,417口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
※1 分配金の計算過程 (2023年10月26日から2023年11月27日までの分配金 計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分 配後の配当等収益から費用を控除した額 (40,113,564円)、解約に伴う当期純利益金額分 配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰 越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規 定される収益調整金(8,094,492,913円)及び分配 準備積立金(550,638,253円)より、分配対象額は 8,685,244,730円(1万口当たり8,186.75円)であ り、うち79,566,677円(1万口当たり75円)を分配 金額としております。	※1 分配金の計算過程 (2024年4月26日から2024年5月27日までの分配金計 算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分 配後の配当等収益から費用を控除した額 (28,777,132円)、解約に伴う当期純利益金額分 配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰 越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規 定される収益調整金(7,049,407,561円)及び分配 準備積立金(435,054,353円)より、分配対象額は 7,513,239,046円(1万口当たり7,948.40円)であ り、うち70,893,663円(1万口当たり75円)を分配 金額としております。

(2023年11月28日から2023年12月25日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (28,132,491円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(6,863,484,540円)及び分配準備積立金(463,387,014円)より、分配対象額は7,355,004,045円(1万口当たり8,150.60円)であり、うち67,678,899円(1万口当たり75円)を分配金額としております。	(2024年5月28日から2024年6月25日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (29,784,418円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(6,961,131,592円)及び分配準備積立金(427,462,511円)より、分配対象額は7,418,378,521円(1万口当たり7,905.94円)であり、うち70,374,634円(1万口当たり75円)を分配金額としております。
(2023年12月26日から2024年1月25日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (33,736,770円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(6,759,731,490円)及び分配準備積立金(456,489,027円)より、分配対象額は7,249,957,287円(1万口当たり8,113.83円)であり、うち67,014,652円(1万口当たり75円)を分配金額としております。	(2024年6月26日から2024年7月25日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (29,142,016円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(6,840,404,796円)及び分配準備積立金(420,614,291円)より、分配対象額は7,290,161,103円(1万口当たり7,863.15円)であり、うち69,534,580円(1万口当たり75円)を分配金額としております。
(2024年1月26日から2024年2月26日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (28,292,915円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(6,739,080,237円)及び分配準備積立金(452,801,892円)より、分配対象額は7,220,175,044円(1万口当たり8,071.00円)であり、うち67,093,455円(1万口当たり75円)を分配金額としております。	(2024年7月26日から2024年8月26日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (32,797,595円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(6,648,912,662円)及び分配準備積立金(410,042,754円)より、分配対象額は7,091,753,011円(1万口当たり7,825.20円)であり、うち67,970,080円(1万口当たり75円)を分配金額としております。
(2024年2月27日から2024年3月25日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (34,023,351円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(6,743,601,488円)及び分配準備積立金(444,883,531円)より、分配対象額は7,222,508,370円(1万口当たり8,034.66円)であり、うち67,418,727円(1万口当たり75円)を分配金額としております。	(2024年8月27日から2024年9月25日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (27,845,375円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(6,509,815,279円)及び分配準備積立金(408,234,382円)より、分配対象額は6,945,895,036円(1万口当たり7,781.94円)であり、うち66,942,215円(1万口当たり75円)を分配金額としております。
(2024年3月26日から2024年4月25日までの分配金計算期間)	(2024年9月26日から2024年10月25日までの分配金計算期間)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (28,425,409円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(6,841,464,074円)及び分配準備積立金(439,389,546円)より、分配対象額は7,309,279,029円(1万口当たり7,991.82円)であり、うち68,594,365円(1万口当たり75円)を分配金額としております。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (27,366,736円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(6,377,115,241円)及び分配準備積立金(401,114,910円)より、分配対象額は6,805,596,887円(1万口当たり7,738.85円)であり、うち65,955,295円(1万口当たり75円)を分配金額としております。
--	--

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区 分	前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部	同左

	監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	
--	--	--

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

区 分	前期 [2024年 4月25日現在]	当期 [2024年10月25日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

前期（自 2023年10月26日 至 2024年4月25日）

売買目的有価証券

種 類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△76,661,427円
親投資信託受益証券	100円
合計	△76,661,327円

（注）時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当期（自 2024年4月26日 至 2024年10月25日）

売買目的有価証券

種 類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△354,795,170円
親投資信託受益証券	100円
合計	△354,795,070円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

前期 [2024年 4月25日現在]		当期 [2024年10月25日現在]	
1口当たり純資産額	1.1353円	1口当たり純資産額	1.0187円
(1万口当たり純資産額	11,353円)	(1万口当たり純資産額	10,187円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
投資信託 受益証券	Tokio Marine J-REIT Fund JPY Class	582,213.6396	8,891,566,703	
投資信託受益証券 合計		582,213.6396	8,891,566,703	
親投資信託 受益証券	東京海上マネープールマザーファンド	1,000,000.0000	1,004,200	
親投資信託受益証券 合計		1,000,000.0000	1,004,200	
合計		1,582,213.6396	8,892,570,903	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年1月10日

東京海上アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 奈良 将太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上J－REIT投信（通貨選択型）円コース（年2回決算型）の2024年4月26日から2024年10月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上J－REIT投信（通貨選択型）円コース（年2回決算型）の2024年10月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ

適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

東京海上J－REIT投信（通貨選択型）円コース（年2回決算型）

(1) 【貸借対照表】

		第27期 [2024年 4月25日現在]	第28期 [2024年10月25日現在]
区 分	注記 番号	金 額（円）	金 額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		133,493,080	69,710,249
投資信託受益証券		5,442,705,058	4,524,935,853
親投資信託受益証券		1,003,800	1,004,200
未収利息		192	379
流動資産合計		5,577,202,130	4,595,650,681
資産合計		5,577,202,130	4,595,650,681
負債の部			
流動負債			
未払金		7,009,999	—
未払収益分配金		2,183,065	1,943,616
未払解約金		64,489,101	9,290,865
未払受託者報酬		714,713	691,982
未払委託者報酬		17,153,008	16,607,286
その他未払費用		285,802	276,703
流動負債合計		91,835,688	28,810,452
負債合計		91,835,688	28,810,452
純資産の部			
元本等			
元本	※1	2,183,065,666	1,943,616,042
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		3,302,300,776	2,623,224,187
（分配準備積立金）		1,052,140,771	950,970,099
元本等合計		5,485,366,442	4,566,840,229
純資産合計		5,485,366,442	4,566,840,229
負債純資産合計		5,577,202,130	4,595,650,681

(2) 【損益及び剰余金計算書】

区 分	注記 番号	第27期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	第28期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
		金額 (円)	金額 (円)
営業収益			
受取配当金		105,805,550	104,263,866
受取利息		3,734	33,302
有価証券売買等損益		△6,252,495	△426,118,783
営業収益合計		99,556,789	△321,821,615
営業費用			
支払利息		16,075	—
受託者報酬		714,713	691,982
委託者報酬		17,153,008	16,607,286
その他費用		285,802	276,703
営業費用合計		18,169,598	17,575,971
営業利益又は営業損失 (△)		81,387,191	△339,397,586
経常利益又は経常損失 (△)		81,387,191	△339,397,586
当期純利益又は当期純損失 (△)		81,387,191	△339,397,586
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う当期純損失金額の分 配額 (△)		△9,612,675	△27,246,924
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		3,149,780,392	3,302,300,776
剰余金増加額又は欠損金減少額		603,347,978	231,409,729
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		603,347,978	231,409,729
剰余金減少額又は欠損金増加額		539,644,395	596,392,040
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		539,644,395	596,392,040
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		—	—
分配金	※1	2,183,065	1,943,616
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		3,302,300,776	2,623,224,187

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第28期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資 信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第27期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	第28期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第27期 [2024年 4月25日現在]	第28期 [2024年10月25日現在]
1. ※1 期首元本額	2, 138, 304, 557円	2, 183, 065, 666円
期中追加設定元本額	412, 541, 969円	156, 575, 140円
期中一部解約元本額	367, 780, 860円	396, 024, 764円
2. ※1 計算期間末日における受益権の総数	2, 183, 065, 666口	1, 943, 616, 042口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第27期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	第28期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (81, 590, 570円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(3, 738, 504, 892円)及び分配準備積立金(972, 733, 266円)より、分配対象額は4, 792, 828, 728円(1万口当たり21, 954. 56円)であり、うち2, 183, 065円(1万口当たり10円)を分配金額としております。	※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (80, 807, 761円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(3, 397, 331, 767円)及び分配準備積立金(872, 105, 954円)より、分配対象額は4, 350, 245, 482円(1万口当たり22, 382. 20円)であり、うち1, 943, 616円(1万口当たり10円)を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区 分	第27期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	第28期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第27期 [2024年 4月25日現在]	第28期 [2024年10月25日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第27期（自 2023年10月26日 至 2024年4月25日）

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	12,850,831円
親投資信託受益証券	—円
合計	12,850,831円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第28期（自 2024年4月26日 至 2024年10月25日）

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△388,758,715円
親投資信託受益証券	400円
合計	△388,758,315円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

第27期 [2024年 4月25日現在]		第28期 [2024年10月25日現在]	
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2. 5127円 25, 127円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2. 3497円 23, 497円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
投資信託 受益証券	Tokio Marine J-REIT Fund JPY Class	296, 289. 6709	4, 524, 935, 853	
投資信託受益証券 合計		296, 289. 6709	4, 524, 935, 853	
親投資信託 受益証券	東京海上マネープールマザーファンド	1, 000, 000. 0000	1, 004, 200	
親投資信託受益証券 合計		1, 000, 000. 0000	1, 004, 200	
合計		1, 296, 289. 6709	4, 525, 940, 053	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年1月10日

東京海上アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 奈良 将太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上J－REIT投信（通貨選択型）豪ドルコース（毎月分配型）の2024年4月26日から2024年10月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上J－REIT投信（通貨選択型）豪ドルコース（毎月分配型）の2024年10月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ

適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）豪ドルコース（毎月分配型）

(1) 【貸借対照表】

		前期 [2024年 4月25日現在]	当期 [2024年10月25日現在]
区 分	注記 番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		146,997,291	129,717,592
投資信託受益証券		11,440,914,271	10,606,787,516
親投資信託受益証券		1,003,800	1,004,200
未収入金		25,650,001	8,280,001
未収利息		212	706
流動資産合計		11,614,565,575	10,745,790,015
資産合計		11,614,565,575	10,745,790,015
負債の部			
流動負債			
未払金		13,370,000	—
未払収益分配金		62,653,118	62,288,287
未払解約金		7,290,357	6,387,344
未払受託者報酬		264,149	243,616
未払委託者報酬		6,339,564	5,846,794
その他未払費用		55,893	54,090
流動負債合計		89,973,081	74,820,131
負債合計		89,973,081	74,820,131
純資産の部			
元本等			
元本	※1	11,391,476,014	11,325,143,129
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2	133,116,480	△654,173,245
（分配準備積立金）		678,620,324	873,708,298
元本等合計		11,524,592,494	10,670,969,884
純資産合計		11,524,592,494	10,670,969,884
負債純資産合計		11,614,565,575	10,745,790,015

(2) 【損益及び剰余金計算書】

		前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
区 分	注記 番号	金額（円）	金額（円）
営業収益			
受取配当金		216,156,175	206,105,222
受取利息		5,139	57,546
有価証券売買等損益		881,925,556	△589,446,314
営業収益合計		1,098,086,870	△383,283,546
営業費用			
支払利息		23,522	—
受託者報酬		1,555,367	1,539,809
委託者報酬		37,328,863	36,955,437
その他費用		329,949	329,949
営業費用合計		39,237,701	38,825,195
営業利益又は営業損失（△）		1,058,849,169	△422,108,741
経常利益又は経常損失（△）		1,058,849,169	△422,108,741
当期純利益又は当期純損失（△）		1,058,849,169	△422,108,741
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う当期純損失金額の分 配額（△）		1,114,562	4,906,331
期首剰余金又は期首欠損金（△）		△566,118,548	133,116,480
剰余金増加額又は欠損金減少額		26,808,468	30,829,823
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		26,808,468	13,208,150
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		—	17,621,673
剰余金減少額又は欠損金増加額		2,436,409	18,236,768
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		—	8,468,811
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		2,436,409	9,767,957
分配金	※1	382,871,638	372,867,708
期末剰余金又は期末欠損金（△）		133,116,480	△654,173,245

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資 信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前期 [2024年 4月25日現在]	当期 [2024年10月25日現在]
1. ※1 期首元本額	12,002,076,514円	11,391,476,014円
期中追加設定元本額	154,138,220円	763,135,551円
期中一部解約元本額	764,738,720円	829,468,436円
2. ※1 特定期間末日における受益権の総数	11,391,476,014口	11,325,143,129口
3. ※2 元本の欠損	—	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は654,173,245円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
※1 分配金の計算過程 (2023年10月26日から2023年11月27日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (36,458,024円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(6,671,203,842円)及び分配準備積立金(707,693,828円)より、分配対象額は	※1 分配金の計算過程 (2024年4月26日から2024年5月27日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (32,676,075円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(63,213,315円)、投資信託約款に規定される収益調整金(6,159,655,254円)及び分配準備積立金(662,589,074円)より、

7,415,355,694円（1万口当たり6,276.33円）であり、うち64,981,153円（1万口当たり55円）を分配金額としております。	分配対象額は6,918,133,718円（1万口当たり6,176.08円）であり、うち61,608,056円（1万口当たり55円）を分配金額としております。
（2023年11月28日から2023年12月25日までの分配金計算期間） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（30,466,378円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（6,604,821,389円）及び分配準備積立金（704,159,137円）より、分配対象額は7,339,446,904円（1万口当たり6,247.46円）であり、うち64,613,245円（1万口当たり55円）を分配金額としております。	（2024年5月28日から2024年6月25日までの分配金計算期間） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（32,958,611円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（167,042,321円）、投資信託約款に規定される収益調整金（6,135,592,270円）及び分配準備積立金（723,967,541円）より、分配対象額は7,059,560,743円（1万口当たり6,300.05円）であり、うち61,630,381円（1万口当たり55円）を分配金額としております。
（2023年12月26日から2024年1月25日までの分配金計算期間） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（35,638,224円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（6,522,778,045円）及び分配準備積立金（699,488,913円）より、分配対象額は7,257,905,182円（1万口当たり6,223.19円）であり、うち64,144,510円（1万口当たり55円）を分配金額としております。	（2024年6月26日から2024年7月25日までの分配金計算期間） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（27,667,525円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（6,211,053,526円）及び分配準備積立金（885,771,060円）より、分配対象額は7,124,492,111円（1万口当たり6,269.93円）であり、うち62,496,004円（1万口当たり55円）を分配金額としております。
（2024年1月26日から2024年2月26日までの分配金計算期間） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（29,131,525円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（6,441,902,740円）及び分配準備積立金（694,024,007円）より、分配対象額は7,165,058,272円（1万口当たり6,193.64円）であり、うち63,626,126円（1万口当たり55円）を分配金額としております。	（2024年7月26日から2024年8月26日までの分配金計算期間） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（27,919,924円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（6,216,311,093円）及び分配準備積立金（884,682,775円）より、分配対象額は7,128,913,792円（1万口当たり6,239.81円）であり、うち62,836,669円（1万口当たり55円）を分配金額としております。
（2024年2月27日から2024年3月25日までの分配金計算期間） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（35,010,763円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（6,330,201,499円）及び分配準備積立金（685,391,373円）より、分配対象額は7,050,603,635円（1万口当たり6,169.62円）であ	（2024年8月27日から2024年9月25日までの分配金計算期間） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（29,773,971円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（6,095,898,729円）及び分配準備積立金（877,440,454円）より、分配対象額は7,003,113,154円（1万口当たり6,211.58円）であ

り、うち62,853,486円(1万口当たり55円)を分配金額としております。	り、うち62,008,311円(1万口当たり55円)を分配金額としております。
(2024年3月26日から2024年4月25日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (33,769,415円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(6,287,002,300円)及び分配準備積立金(679,025,337円)より、分配対象額は6,999,797,052円(1万口当たり6,144.75円)であり、うち62,653,118円(1万口当たり55円)を分配金額としております。	(2024年9月26日から2024年10月25日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (28,050,818円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(6,098,653,868円)及び分配準備積立金(873,970,337円)より、分配対象額は7,000,675,023円(1万口当たり6,181.51円)であり、うち62,288,287円(1万口当たり55円)を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区 分	前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバ	同左

	ックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	
--	---	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

区 分	前期 [2024年 4月25日現在]	当期 [2024年10月25日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

前期 (自 2023年10月26日 至 2024年4月25日)

売買目的有価証券

種 類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	186, 283, 628円
親投資信託受益証券	100円
合計	186, 283, 728円

(注) 時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当期（自 2024年4月26日 至 2024年10月25日）

売買目的有価証券

種 類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△77,321,133円
親投資信託受益証券	100円
合計	△77,321,033円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

前期 [2024年 4月25日現在]		当期 [2024年10月25日現在]	
1口当たり純資産額	1.0117円	1口当たり純資産額	0.9422円
(1万口当たり純資産額	10,117円)	(1万口当たり純資産額	9,422円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
投資信託 受益証券	Tokio Marine J-REIT Fund AUD Class	608,396.6684	10,606,787,516	
投資信託受益証券 合計		608,396.6684	10,606,787,516	
親投資信託 受益証券	東京海上マネープールマザーファンド	1,000,000.0000	1,004,200	
親投資信託受益証券 合計		1,000,000.0000	1,004,200	
合計		1,608,396.6684	10,607,791,716	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年1月10日

東京海上アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 奈良 将太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上J-R E I T投信（通貨選択型）豪ドルコース（年2回決算型）の2024年4月26日から2024年10月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上J-R E I T投信（通貨選択型）豪ドルコース（年2回決算型）の2024年10月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ

適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）豪ドルコース（年２回決算型）

(1) 【貸借対照表】

		第27期 [2024年 4月25日現在]	第28期 [2024年10月25日現在]
区 分	注記 番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		10,253,908	10,849,367
投資信託受益証券		874,990,709	854,776,075
親投資信託受益証券		1,003,800	1,004,200
未収利息		14	59
流動資産合計		886,248,431	866,629,701
資産合計		886,248,431	866,629,701
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		230,549	234,104
未払受託者報酬		112,307	122,824
未払委託者報酬		2,695,337	2,947,674
その他未払費用		44,844	49,036
流動負債合計		3,083,037	3,353,638
負債合計		3,083,037	3,353,638
純資産の部			
元本等			
元本	※1	230,549,490	234,104,054
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		652,615,904	629,172,009
（分配準備積立金）		337,258,465	340,262,190
元本等合計		883,165,394	863,276,063
純資産合計		883,165,394	863,276,063
負債純資産合計		886,248,431	866,629,701

(2) 【損益及び剰余金計算書】

		第27期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	第28期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
区 分	注記 番号	金額（円）	金額（円）
営業収益			
受取配当金		15,726,282	16,468,071
受取利息		601	4,594
有価証券売買等損益		64,707,750	△48,514,218
営業収益合計		80,434,633	△32,041,553
営業費用			
支払利息		1,761	—
受託者報酬		112,307	122,824
委託者報酬		2,695,337	2,947,674
その他費用		44,844	49,036
営業費用合計		2,854,249	3,119,534
営業利益又は営業損失（△）		77,580,384	△35,161,087
経常利益又は経常損失（△）		77,580,384	△35,161,087
当期純利益又は当期純損失（△）		77,580,384	△35,161,087
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う当期純損失金額の分 配額（△）		1,765,964	△392,901
期首剰余金又は期首欠損金（△）		582,714,467	652,615,904
剰余金増加額又は欠損金減少額		42,290,025	31,585,805
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		42,290,025	31,585,805
剰余金減少額又は欠損金増加額		47,972,459	20,027,410
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		47,972,459	20,027,410
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		—	—
分配金	※1	230,549	234,104
期末剰余金又は期末欠損金（△）		652,615,904	629,172,009

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第28期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資 信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第27期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	第28期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第27期 [2024年 4月25日現在]	第28期 [2024年10月25日現在]
1. ※1 期首元本額	234, 141, 810円	230, 549, 490円
期中追加設定元本額	15, 749, 008円	10, 643, 712円
期中一部解約元本額	19, 341, 328円	7, 089, 148円
2. ※1 計算期間末日における受益権の総数	230, 549, 490口	234, 104, 054口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第27期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	第28期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (14, 587, 461円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (35, 656, 813円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (381, 943, 721円) 及び分配準備積立金 (287, 244, 740円) より、分配対象額は719, 432, 735円 (1 万口当たり31, 205. 11円) であり、うち230, 549円 (1 万口当たり10円) を分配金額としております。	※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (13, 172, 611円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (403, 174, 209円) 及び分配準備積立金 (327, 323, 683円) より、分配対象額は743, 670, 503円 (1 万口当たり31, 766. 65円) であり、うち234, 104円 (1 万口当たり10円) を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区 分	第27期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	第28期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第27期 [2024年 4月25日現在]	第28期 [2024年10月25日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第27期（自 2023年10月26日 至 2024年4月25日）

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	63,886,413円
親投資信託受益証券	—円
合計	63,886,413円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第28期（自 2024年4月26日 至 2024年10月25日）

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△47,603,486円
親投資信託受益証券	400円
合計	△47,603,086円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

第27期 [2024年 4月25日現在]		第28期 [2024年10月25日現在]	
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	3.8307円 38,307円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	3.6876円 36,876円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
投資信託 受益証券	Tokio Marine J-REIT Fund AUD Class	49,029.2575	854,776,075	
投資信託受益証券 合計		49,029.2575	854,776,075	
親投資信託 受益証券	東京海上マネープールマザーファンド	1,000,000.0000	1,004,200	
親投資信託受益証券 合計		1,000,000.0000	1,004,200	
合計		1,049,029.2575	855,780,275	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年1月10日

東京海上アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 奈良 将太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上J-R E I T投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（毎月分配型）の2024年4月26日から2024年10月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上J-R E I T投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（毎月分配型）の2024年10月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手

続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（毎月分配型）

(1) 【貸借対照表】

		前期 [2024年 4月25日現在]	当期 [2024年10月25日現在]
区 分	注記 番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		116,697,220	101,522,100
投資信託受益証券		10,142,558,294	8,137,885,879
親投資信託受益証券		3,010,698	3,011,898
未収入金		13,730,000	13,990,000
未収利息		168	552
流動資産合計		10,275,996,380	8,256,410,429
資産合計		10,275,996,380	8,256,410,429
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		49,553,697	47,287,222
未払解約金		12,942,591	10,849,439
未払受託者報酬		236,941	191,152
未払委託者報酬		5,686,558	4,587,650
その他未払費用		55,893	54,090
流動負債合計		68,475,680	62,969,553
負債合計		68,475,680	62,969,553
純資産の部			
元本等			
元本	※1	16,517,899,252	15,762,407,587
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2	△6,310,378,552	△7,568,966,711
（分配準備積立金）		2,098,194,205	1,982,958,016
元本等合計		10,207,520,700	8,193,440,876
純資産合計		10,207,520,700	8,193,440,876
負債純資産合計		10,275,996,380	8,256,410,429

(2) 【損益及び剰余金計算書】

		前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
区 分	注記 番号	金額（円）	金額（円）
営業収益			
受取配当金		185,973,249	175,372,120
受取利息		4,714	48,772
有価証券売買等損益		592,632,045	△1,461,911,216
営業収益合計		778,610,008	△1,286,490,324
営業費用			
支払利息		21,536	—
受託者報酬		1,405,300	1,267,515
委託者報酬		33,727,149	30,420,300
その他費用		329,949	329,949
営業費用合計		35,483,934	32,017,764
営業利益又は営業損失（△）		743,126,074	△1,318,508,088
経常利益又は経常損失（△）		743,126,074	△1,318,508,088
当期純利益又は当期純損失（△）		743,126,074	△1,318,508,088
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う当期純損失金額の分 配額（△）		150,008	△5,594,058
期首剰余金又は期首欠損金（△）		△7,159,718,421	△6,310,378,552
剰余金増加額又は欠損金減少額		511,087,757	516,467,970
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		511,087,757	516,467,970
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額		100,055,853	169,803,020
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		100,055,853	169,803,020
分配金	※1	304,668,101	292,339,079
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△6,310,378,552	△7,568,966,711

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資 信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前期 [2024年 4月25日現在]	当期 [2024年10月25日現在]
1. ※1 期首元本額	17,538,793,517円	16,517,899,252円
期中追加設定元本額	252,400,432円	413,088,983円
期中一部解約元本額	1,273,294,697円	1,168,580,648円
2. ※1 特定期間末日における受益権の総数	16,517,899,252口	15,762,407,587口
3. ※2 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は6,310,378,552円です。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は7,568,966,711円です。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
※1 分配金の計算過程 (2023年10月26日から2023年11月27日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (31,456,783円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(7,210,114,799円)及び分配準備積立金(2,193,689,752円)より、分配対象額	※1 分配金の計算過程 (2024年4月26日から2024年5月27日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (23,269,289円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(6,697,993,781円)及び分配準備積立金(2,073,723,452円)より、分配対象額

は9,435,261,334円（1万口当たり5,433.14円）であり、うち52,098,189円（1万口当たり30円）を分配金額としております。	は8,794,986,522円（1万口当たり5,348.91円）であり、うち49,327,483円（1万口当たり30円）を分配金額としております。
（2023年11月28日から2023年12月25日までの分配金計算期間） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（26,008,796円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（7,125,974,687円）及び分配準備積立金（2,189,626,843円）より、分配対象額は9,341,610,326円（1万口当たり5,418.37円）であり、うち51,721,673円（1万口当たり30円）を分配金額としております。	（2024年5月28日から2024年6月25日までの分配金計算期間） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（24,075,957円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（6,621,209,805円）及び分配準備積立金（2,063,054,729円）より、分配対象額は8,708,340,491円（1万口当たり5,333.82円）であり、うち48,979,804円（1万口当たり30円）を分配金額としております。
（2023年12月26日から2024年1月25日までの分配金計算期間） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（30,756,577円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（7,007,137,400円）及び分配準備積立金（2,168,818,456円）より、分配対象額は9,206,712,433円（1万口当たり5,406.64円）であり、うち51,085,400円（1万口当たり30円）を分配金額としております。	（2024年6月26日から2024年7月25日までの分配金計算期間） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（23,808,874円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（6,657,431,760円）及び分配準備積立金（2,058,711,915円）より、分配対象額は8,739,952,549円（1万口当たり5,318.56円）であり、うち49,298,568円（1万口当たり30円）を分配金額としております。
（2024年1月26日から2024年2月26日までの分配金計算期間） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（24,517,071円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（6,887,140,670円）及び分配準備積立金（2,141,628,352円）より、分配対象額は9,053,286,093円（1万口当たり5,391.51円）であり、うち50,375,136円（1万口当たり30円）を分配金額としております。	（2024年7月26日から2024年8月26日までの分配金計算期間） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（23,947,744円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（6,571,832,433円）及び分配準備積立金（2,046,500,383円）より、分配対象額は8,642,280,560円（1万口当たり5,303.41円）であり、うち48,886,953円（1万口当たり30円）を分配金額としております。
（2024年2月27日から2024年3月25日までの分配金計算期間） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（29,942,454円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（6,782,507,516円）及び分配準備積立金（2,124,026,131円）より、分配対象額は8,936,476,101円（1万口当たり5,379.72円）で	（2024年8月27日から2024年9月25日までの分配金計算期間） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（25,248,833円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（6,498,281,175円）及び分配準備積立金（2,037,671,471円）より、分配対象額は8,561,201,479円（1万口当たり5,289.12円）で

あり、うち49,834,006円(1万口当たり30円)を分配金額としております。	あり、うち48,559,049円(1万口当たり30円)を分配金額としております。
(2024年3月26日から2024年4月25日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (23,941,592円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(6,738,059,242円)及び分配準備積立金(2,099,029,461円)より、分配対象額は8,861,030,295円(1万口当たり5,364.49円)であり、うち49,553,697円(1万口当たり30円)を分配金額としております。	(2024年9月26日から2024年10月25日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (23,312,255円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(6,307,059,549円)及び分配準備積立金(1,983,289,372円)より、分配対象額は8,313,661,176円(1万口当たり5,274.35円)であり、うち47,287,222円(1万口当たり30円)を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区 分	前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバ	同左

	ックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	
--	---	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

区 分	前期 [2024年 4月25日現在]	当期 [2024年10月25日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

前期 (自 2023年10月26日 至 2024年4月25日)

売買目的有価証券

種 類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△84, 159, 541円
親投資信託受益証券	300円
合計	△84, 159, 241円

(注) 時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当期（自 2024年4月26日 至 2024年10月25日）

売買目的有価証券

種 類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△50,721,892円
親投資信託受益証券	300円
合計	△50,721,592円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

前期 [2024年 4月25日現在]		当期 [2024年10月25日現在]	
1口当たり純資産額	0.6180円	1口当たり純資産額	0.5198円
(1万口当たり純資産額	6,180円)	(1万口当たり純資産額	5,198円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
投資信託 受益証券	Tokio Marine J-REIT Fund BRL Class	1,332,332.3313	8,137,885,879	
投資信託受益証券 合計		1,332,332.3313	8,137,885,879	
親投資信託 受益証券	東京海上マネープールマザーファンド	2,999,301.0000	3,011,898	
親投資信託受益証券 合計		2,999,301.0000	3,011,898	
合計		4,331,633.3313	8,140,897,777	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年1月10日

東京海上アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 奈良 将太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上J-REIT投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（年2回決算型）の2024年4月26日から2024年10月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上J-REIT投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（年2回決算型）の2024年10月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手

続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（年 2 回決算型）

(1) 【貸借対照表】

		第27期 [2024年 4月25日現在]	第28期 [2024年10月25日現在]
区 分	注記 番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		14,032,117	18,526,493
投資信託受益証券		1,192,086,655	1,061,769,658
親投資信託受益証券		1,003,800	1,004,200
未収利息		20	100
流動資産合計		1,207,122,592	1,081,300,451
資産合計		1,207,122,592	1,081,300,451
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		324,444	333,038
未払解約金		—	4,531,906
未払受託者報酬		150,460	161,357
未払委託者報酬		3,610,892	3,872,411
その他未払費用		60,093	64,447
流動負債合計		4,145,889	8,963,159
負債合計		4,145,889	8,963,159
純資産の部			
元本等			
元本	※1	324,444,333	333,038,392
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		878,532,370	739,298,900
（分配準備積立金）		533,857,107	506,364,839
元本等合計		1,202,976,703	1,072,337,292
純資産合計		1,202,976,703	1,072,337,292
負債純資産合計		1,207,122,592	1,081,300,451

(2) 【損益及び剰余金計算書】

		第27期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	第28期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
区 分	注記 番号	金額（円）	金額（円）
営業収益			
受取配当金		19,919,513	22,350,816
受取利息		693	6,801
有価証券売買等損益		66,636,222	△189,426,597
営業収益合計		86,556,428	△167,068,980
営業費用			
支払利息		2,464	—
受託者報酬		150,460	161,357
委託者報酬		3,610,892	3,872,411
その他費用		60,093	64,447
営業費用合計		3,823,909	4,098,215
営業利益又は営業損失（△）		82,732,519	△171,167,195
経常利益又は経常損失（△）		82,732,519	△171,167,195
当期純利益又は当期純損失（△）		82,732,519	△171,167,195
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う当期純損失金額の分 配額（△）		2,293,098	△9,758,341
期首剰余金又は期首欠損金（△）		791,399,985	878,532,370
剰余金増加額又は欠損金減少額		81,775,979	104,042,368
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		81,775,979	104,042,368
剰余金減少額又は欠損金増加額		74,758,571	81,533,946
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		74,758,571	81,533,946
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		—	—
分配金	※1	324,444	333,038
期末剰余金又は期末欠損金（△）		878,532,370	739,298,900

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第28期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資 信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第27期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	第28期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第27期 [2024年 4月25日現在]	第28期 [2024年10月25日現在]
1. ※1 期首元本額	323,365,563円	324,444,333円
期中追加設定元本額	31,736,276円	38,819,860円
期中一部解約元本額	30,657,506円	30,225,801円
2. ※1 計算期間末日における受益権の総数	324,444,333口	333,038,392口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第27期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	第28期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (18,492,074円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(61,947,347円)、投資信託約款に規定される収益調整金(738,131,619円)及び分配準備積立金(453,742,130円)より、分配対象額は1,272,313,170円(1万口当たり39,215.12円)であり、うち324,444円(1万口当たり10円)を分配金額としております。	※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (17,500,667円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(817,098,562円)及び分配準備積立金(489,197,210円)より、分配対象額は1,323,796,439円(1万口当たり39,749.04円)であり、うち333,038円(1万口当たり10円)を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区 分	第27期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	第28期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第27期 [2024年 4月25日現在]	第28期 [2024年10月25日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第27期（自 2023年10月26日 至 2024年4月25日）

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	65,312,141円
親投資信託受益証券	—円
合計	65,312,141円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第28期（自 2024年4月26日 至 2024年10月25日）

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△177,152,826円
親投資信託受益証券	400円
合計	△177,152,426円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

第27期 [2024年 4月25日現在]		第28期 [2024年10月25日現在]	
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	3.7078円 37,078円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	3.2199円 32,199円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
投資信託 受益証券	Tokio Marine J-REIT Fund BRL Class	173,832.6226	1,061,769,658	
投資信託受益証券 合計		173,832.6226	1,061,769,658	
親投資信託 受益証券	東京海上マネープールマザーファンド	1,000,000.0000	1,004,200	
親投資信託受益証券 合計		1,000,000.0000	1,004,200	
合計		1,173,832.6226	1,062,773,858	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年1月10日

東京海上アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 奈良 将太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上JーREIT投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（毎月分配型）の2024年4月26日から2024年10月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上JーREIT投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（毎月分配型）の2024年10月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手

続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

東京海上J－REIT投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（毎月分配型）

(1) 【貸借対照表】

		前期 [2024年 4月25日現在]	当期 [2024年10月25日現在]
区 分	注記 番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		48,892,413	55,719,242
投資信託受益証券		2,695,664,645	2,518,430,180
親投資信託受益証券		1,003,800	1,004,200
未収入金		21,470,000	5,800,001
未収利息		70	303
流動資産合計		2,767,030,928	2,580,953,926
資産合計		2,767,030,928	2,580,953,926
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		23,424,001	23,417,640
未払解約金		1,452,207	8,591,178
未払受託者報酬		65,192	58,056
未払委託者報酬		1,564,642	1,393,343
その他未払費用		26,063	23,208
流動負債合計		26,532,105	33,483,425
負債合計		26,532,105	33,483,425
純資産の部			
元本等			
元本	※1	2,342,400,160	2,341,764,089
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		398,098,663	205,706,412
（分配準備積立金）		281,755,613	265,904,049
元本等合計		2,740,498,823	2,547,470,501
純資産合計		2,740,498,823	2,547,470,501
負債純資産合計		2,767,030,928	2,580,953,926

(2) 【損益及び剰余金計算書】

		前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
区 分	注記 番号	金額（円）	金額（円）
営業収益			
受取配当金		112,313,385	101,228,872
受取利息		2,359	22,674
有価証券売買等損益		71,199,013	△148,004,050
営業収益合計		183,514,757	△46,752,504
営業費用			
支払利息		11,911	—
受託者報酬		408,045	366,015
委託者報酬		9,792,928	8,784,363
その他費用		163,127	146,318
営業費用合計		10,376,011	9,296,696
営業利益又は営業損失（△）		173,138,746	△56,049,200
経常利益又は経常損失（△）		173,138,746	△56,049,200
当期純利益又は当期純損失（△）		173,138,746	△56,049,200
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う当期純損失金額の分 配額（△）		1,018,335	△1,035,479
期首剰余金又は期首欠損金（△）		433,250,538	398,098,663
剰余金増加額又は欠損金減少額		11,457,173	27,067,647
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		11,457,173	27,067,647
剰余金減少額又は欠損金増加額		66,854,905	22,961,318
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		66,854,905	22,961,318
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		—	—
分配金	※1	151,874,554	141,484,859
期末剰余金又は期末欠損金（△）		398,098,663	205,706,412

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資 信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前期 [2024年 4月25日現在]	当期 [2024年10月25日現在]
1. ※1 期首元本額	2,726,520,647円	2,342,400,160円
期中追加設定元本額	70,806,170円	177,814,015円
期中一部解約元本額	454,926,657円	178,450,086円
2. ※1 特定期間末日における受益権の総数	2,342,400,160口	2,341,764,089口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
※1 分配金の計算過程 (2023年10月26日から2023年11月27日までの分配金 計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分 配後の配当等収益から費用を控除した額 (18,990,952円)、解約に伴う当期純利益金額分 配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰 越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規 定される収益調整金(2,322,631,550円)及び分配 準備積立金(317,431,849円)より、分配対象額は 2,659,054,351円(1万口当たり10,126.59円)で あり、うち26,258,073円(1万口当たり100円)を分 配金額としております。	※1 分配金の計算過程 (2024年4月26日から2024年5月27日までの分配金計 算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分 配後の配当等収益から費用を控除した額 (15,655,118円)、解約に伴う当期純利益金額分 配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰 越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規 定される収益調整金(1,998,449,154円)及び分配 準備積立金(276,199,111円)より、分配対象額は 2,290,303,383円(1万口当たり9,942.47円)であ り、うち23,035,535円(1万口当たり100円)を分配 金額としております。

(2023年11月28日から2023年12月25日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (17,522,023円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(2,307,229,583円)及び分配準備積立金(315,798,821円)より、分配対象額は2,640,550,427円(1万口当たり10,093.83円)であり、うち26,159,989円(1万口当たり100円)を分配金額としております。	(2024年5月28日から2024年6月25日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (15,248,548円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(2,021,507,658円)及び分配準備積立金(273,982,343円)より、分配対象額は2,310,738,549円(1万口当たり9,908.57円)であり、うち23,320,541円(1万口当たり100円)を分配金額としております。
(2023年12月26日から2024年1月25日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (18,857,662円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(2,303,963,576円)及び分配準備積立金(314,650,063円)より、分配対象額は2,637,471,301円(1万口当たり10,066.14円)であり、うち26,201,361円(1万口当たり100円)を分配金額としております。	(2024年6月26日から2024年7月25日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (15,217,605円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(2,098,515,828円)及び分配準備積立金(274,802,456円)より、分配対象額は2,388,535,889円(1万口当たり9,873.89円)であり、うち24,190,373円(1万口当たり100円)を分配金額としております。
(2024年1月26日から2024年2月26日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (16,872,980円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(2,240,874,031円)及び分配準備積立金(306,437,879円)より、分配対象額は2,564,184,890円(1万口当たり10,033.15円)であり、うち25,557,069円(1万口当たり100円)を分配金額としております。	(2024年7月26日から2024年8月26日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (15,548,847円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(2,065,575,279円)及び分配準備積立金(271,520,468円)より、分配対象額は2,352,644,594円(1万口当たり9,839.40円)であり、うち23,910,370円(1万口当たり100円)を分配金額としております。
(2024年2月27日から2024年3月25日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (17,504,995円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(2,119,859,774円)及び分配準備積立金(291,769,255円)より、分配対象額は2,429,134,024円(1万口当たり10,007.10円)であり、うち24,274,061円(1万口当たり100円)を分配金額としております。	(2024年8月27日から2024年9月25日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (15,848,104円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(2,031,114,823円)及び分配準備積立金(268,522,973円)より、分配対象額は2,315,485,900円(1万口当たり9,807.04円)であり、うち23,610,400円(1万口当たり100円)を分配金額としております。
(2024年3月26日から2024年4月25日までの分配金計算期間)	(2024年9月26日から2024年10月25日までの分配金計算期間)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 （15,339,957円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（2,039,300,808円）及び分配準備積立金（281,641,257円）より、分配対象額は2,336,282,022円（1万口当たり9,973.86円）であり、うち23,424,001円（1万口当たり100円）を分配金額としております。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 （15,167,277円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（2,008,465,410円）及び分配準備積立金（264,787,356円）より、分配対象額は2,288,420,043円（1万口当たり9,772.18円）であり、うち23,417,640円（1万口当たり100円）を分配金額としております。
--	--

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

区 分	前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部	同左

	監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	
--	--	--

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

区 分	前期 [2024年 4月25日現在]	当期 [2024年10月25日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

前期（自 2023年10月26日 至 2024年4月25日）

売買目的有価証券

種 類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△15,899,363円
親投資信託受益証券	100円
合計	△15,899,263円

（注）時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当期（自 2024年4月26日 至 2024年10月25日）

売買目的有価証券

種 類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△25,446,398円
親投資信託受益証券	100円
合計	△25,446,298円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

前期 [2024年 4月25日現在]		当期 [2024年10月25日現在]	
1口当たり純資産額	1.1700円	1口当たり純資産額	1.0878円
(1万口当たり純資産額	11,700円)	(1万口当たり純資産額	10,878円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
投資信託 受益証券	Tokio Marine J-REIT Fund IDR Class	192,717.3386	2,518,430,180	
投資信託受益証券 合計		192,717.3386	2,518,430,180	
親投資信託 受益証券	東京海上マネープールマザーファンド	1,000,000.0000	1,004,200	
親投資信託受益証券 合計		1,000,000.0000	1,004,200	
合計		1,192,717.3386	2,519,434,380	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年1月10日

東京海上アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 奈良 将太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上J－REIT投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（年2回決算型）の2024年4月26日から2024年10月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上J－REIT投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（年2回決算型）の2024年10月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手

続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（年２回決算型）

(1) 【貸借対照表】

		第27期 [2024年 4月25日現在]	第28期 [2024年10月25日現在]
区 分	注記 番号	金 額（円）	金 額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		4, 441, 825	3, 962, 103
投資信託受益証券		280, 642, 551	251, 848, 406
親投資信託受益証券		1, 003, 800	1, 004, 200
未収利息		6	21
流動資産合計		286, 088, 182	256, 814, 730
資産合計		286, 088, 182	256, 814, 730
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		60, 382	55, 277
未払解約金		14	—
未払受託者報酬		41, 764	36, 738
未払委託者報酬		1, 002, 159	881, 925
その他未払費用		16, 621	14, 609
流動負債合計		1, 120, 940	988, 549
負債合計		1, 120, 940	988, 549
純資産の部			
元本等			
元本	※1	60, 382, 534	55, 277, 437
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		224, 584, 708	200, 548, 744
（分配準備積立金）		103, 182, 021	102, 837, 200
元本等合計		284, 967, 242	255, 826, 181
純資産合計		284, 967, 242	255, 826, 181
負債純資産合計		286, 088, 182	256, 814, 730

(2) 【損益及び剰余金計算書】

		第27期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	第28期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
区 分	注記 番号	金額（円）	金額（円）
営業収益			
受取配当金		11,533,464	10,083,159
受取利息		281	2,258
有価証券売買等損益		7,667,543	△14,133,744
営業収益合計		19,201,288	△4,048,327
営業費用			
支払利息		1,051	—
受託者報酬		41,764	36,738
委託者報酬		1,002,159	881,925
その他費用		16,621	14,609
営業費用合計		1,061,595	933,272
営業利益又は営業損失（△）		18,139,693	△4,981,599
経常利益又は経常損失（△）		18,139,693	△4,981,599
当期純利益又は当期純損失（△）		18,139,693	△4,981,599
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う当期純損失金額の分 配額（△）		1,339,676	64,226
期首剰余金又は期首欠損金（△）		243,274,640	224,584,708
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,543,642	1,136,326
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		1,543,642	1,136,326
剰余金減少額又は欠損金増加額		36,973,209	20,071,188
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		36,973,209	20,071,188
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		—	—
分配金	※1	60,382	55,277
期末剰余金又は期末欠損金（△）		224,584,708	200,548,744

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第28期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資 信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第27期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	第28期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第27期 [2024年 4月25日現在]	第28期 [2024年10月25日現在]
1. ※1 期首元本額	70,724,012円	60,382,534円
期中追加設定元本額	442,410円	311,014円
期中一部解約元本額	10,783,888円	5,416,111円
2. ※1 計算期間末日における受益権の総数	60,382,534口	55,277,437口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第27期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	第28期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (9,813,075円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(809,009円)、投資信託約款に規定される収益調整金(157,821,149円)及び分配準備積立金(92,620,319円)より、分配対象額は261,063,552円(1万口当たり43,234.92円)であり、うち60,382円(1万口当たり10円)を分配金額としております。	※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (8,866,436円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(145,002,964円)及び分配準備積立金(94,026,041円)より、分配対象額は247,895,441円(1万口当たり44,845.66円)であり、うち55,277円(1万口当たり10円)を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区 分	第27期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	第28期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第27期 [2024年 4月25日現在]	第28期 [2024年10月25日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第27期（自 2023年10月26日 至 2024年4月25日）

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	7,574,563円
親投資信託受益証券	—円
合計	7,574,563円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第28期（自 2024年4月26日 至 2024年10月25日）

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△13,848,579円
親投資信託受益証券	400円
合計	△13,848,179円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

第27期 [2024年 4月25日現在]		第28期 [2024年10月25日現在]	
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	4.7194円 47,194円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	4.6280円 46,280円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
投資信託 受益証券	Tokio Marine J-REIT Fund IDR Class	19,272.1462	251,848,406	
投資信託受益証券 合計		19,272.1462	251,848,406	
親投資信託 受益証券	東京海上マネープールマザーファンド	1,000,000.0000	1,004,200	
親投資信託受益証券 合計		1,000,000.0000	1,004,200	
合計		1,019,272.1462	252,852,606	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年1月10日

東京海上アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 奈良 将太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上J-R E I T投信（通貨選択型）米ドルコース（毎月分配型）の2024年4月26日から2024年10月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上J-R E I T投信（通貨選択型）米ドルコース（毎月分配型）の2024年10月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ

適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）米ドルコース（毎月分配型）

(1) 【貸借対照表】

		前期 [2024年 4月25日現在]	当期 [2024年10月25日現在]
区 分	注記 番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		88,019,857	72,900,426
投資信託受益証券		6,525,181,991	6,054,363,068
親投資信託受益証券		10,007	10,011
未収利息		127	396
流動資産合計		6,613,211,982	6,127,273,901
資産合計		6,613,211,982	6,127,273,901
負債の部			
流動負債			
未払金		14,190,000	11,500,000
未払収益分配金		34,712,104	35,157,840
未払解約金		107,572	179,273
未払受託者報酬		150,097	135,660
未払委託者報酬		3,602,321	3,255,854
その他未払費用		55,893	53,948
流動負債合計		52,817,987	50,282,575
負債合計		52,817,987	50,282,575
純資産の部			
元本等			
元本	※1	3,856,900,537	3,906,426,677
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		2,703,493,458	2,170,564,649
（分配準備積立金）		1,737,045,014	1,653,884,081
元本等合計		6,560,393,995	6,076,991,326
純資産合計		6,560,393,995	6,076,991,326
負債純資産合計		6,613,211,982	6,127,273,901

(2) 【損益及び剰余金計算書】

		前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
区 分	注記 番号	金額 (円)	金額 (円)
営業収益			
受取配当金		164, 881, 406	165, 123, 346
受取利息		4, 085	38, 443
有価証券売買等損益		352, 678, 968	△503, 768, 889
営業収益合計		517, 564, 459	△338, 607, 100
営業費用			
支払利息		15, 856	—
受託者報酬		851, 149	872, 659
委託者報酬		20, 427, 388	20, 943, 786
その他費用		328, 798	329, 407
営業費用合計		21, 623, 191	22, 145, 852
営業利益又は営業損失 (△)		495, 941, 268	△360, 752, 952
経常利益又は経常損失 (△)		495, 941, 268	△360, 752, 952
当期純利益又は当期純損失 (△)		495, 941, 268	△360, 752, 952
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う当期純損失金額の分 配額 (△)		3, 843, 692	△1, 742, 662
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		2, 364, 796, 366	2, 703, 493, 458
剰余金増加額又は欠損金減少額		241, 320, 892	194, 098, 137
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		241, 320, 892	194, 098, 137
剰余金減少額又は欠損金増加額		186, 983, 674	157, 620, 379
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		186, 983, 674	157, 620, 379
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		—	—
分配金	※1	207, 737, 702	210, 396, 277
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		2, 703, 493, 458	2, 170, 564, 649

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資 信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前期 [2024年 4月25日現在]	当期 [2024年10月25日現在]
1. ※1 期首元本額	3,787,340,053円	3,856,900,537円
期中追加設定元本額	381,531,869円	294,636,904円
期中一部解約元本額	311,971,385円	245,110,764円
2. ※1 特定期間末日における受益権の総数	3,856,900,537口	3,906,426,677口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
※1 分配金の計算過程 (2023年10月26日から2023年11月27日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (26,579,823円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,318,393,751円)及び分配準備積立金(1,705,891,192円)より、分配対象額は3,050,864,766円(1万口当たり7,914.16円)であり、うち34,694,462円(1万口当たり90円)を分配金額としております。	※1 分配金の計算過程 (2024年4月26日から2024年5月27日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (23,196,722円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,456,754,401円)及び分配準備積立金(1,700,309,868円)より、分配対象額は3,180,260,991円(1万口当たり8,133.18円)であり、うち35,191,971円(1万口当たり90円)を分配金額としております。

(2023年11月28日から2023年12月25日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (24,294,797円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,319,727,463円)及び分配準備積立金(1,697,458,983円)より、分配対象額は3,041,481,243円(1万口当たり7,887.65円)であり、うち34,703,992円(1万口当たり90円)を分配金額としております。	(2024年5月28日から2024年6月25日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (26,291,391円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(12,939,294円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,445,182,618円)及び分配準備積立金(1,677,566,400円)より、分配対象額は3,161,979,703円(1万口当たり8,144.99円)であり、うち34,938,960円(1万口当たり90円)を分配金額としております。
(2023年12月26日から2024年1月25日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (27,388,321円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,315,790,153円)及び分配準備積立金(1,689,432,617円)より、分配対象額は3,032,611,091円(1万口当たり7,868.93円)であり、うち34,685,044円(1万口当たり90円)を分配金額としております。	(2024年6月26日から2024年7月25日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (23,780,390円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,443,194,659円)及び分配準備積立金(1,687,348,841円)より、分配対象額は3,154,323,890円(1万口当たり8,116.37円)であり、うち34,977,283円(1万口当たり90円)を分配金額としております。
(2024年1月26日から2024年2月26日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (23,776,324円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,316,318,202円)及び分配準備積立金(1,681,979,305円)より、分配対象額は3,022,073,831円(1万口当たり7,840.97円)であり、うち34,687,757円(1万口当たり90円)を分配金額としております。	(2024年7月26日から2024年8月26日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (23,772,310円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,437,853,019円)及び分配準備積立金(1,676,719,596円)より、分配対象額は3,138,344,925円(1万口当たり8,087.95円)であり、うち34,922,412円(1万口当たり90円)を分配金額としております。
(2024年2月27日から2024年3月25日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (26,879,115円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(23,852,114円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,323,350,505円)及び分配準備積立金(1,627,409,956円)より、分配対象額は3,001,491,690円(1万口当たり7,886.11円)であり、うち34,254,343円(1万口当たり90円)を分配金額としております。	(2024年8月27日から2024年9月25日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (24,083,686円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,455,163,994円)及び分配準備積立金(1,673,660,729円)より、分配対象額は3,152,908,409円(1万口当たり8,059.61円)であり、うち35,207,811円(1万口当たり90円)を分配金額としております。
(2024年3月26日から2024年4月25日までの分配金計算期間)	(2024年9月26日から2024年10月25日までの分配金計算期間)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (26,581,241円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(113,850,940円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,383,806,785円)及び分配準備積立金(1,623,611,136円)より、分配対象額は3,147,850,102円(1万口当たり8,161.59円)であり、うち34,712,104円(1万口当たり90円)を分配金額としております。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (26,506,098円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,462,975,079円)及び分配準備積立金(1,650,816,543円)より、分配対象額は3,140,297,720円(1万口当たり8,038.78円)であり、うち35,157,840円(1万口当たり90円)を分配金額としております。
--	--

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区 分	前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部	同左

	監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	
--	--	--

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

区 分	前期 [2024年 4月25日現在]	当期 [2024年10月25日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

前期（自 2023年10月26日 至 2024年4月25日）

売買目的有価証券

種 類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	117, 136, 418円
親投資信託受益証券	1円
合計	117, 136, 419円

（注）時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当期（自 2024年4月26日 至 2024年10月25日）

売買目的有価証券

種 類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	98, 356, 701円
親投資信託受益証券	1円
合計	98, 356, 702円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

前期 [2024年 4月25日現在]		当期 [2024年10月25日現在]	
1口当たり純資産額	1.7009円	1口当たり純資産額	1.5556円
(1万口当たり純資産額	17,009円)	(1万口当たり純資産額	15,556円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
投資信託 受益証券	Tokio Marine J-REIT Fund USD Class	362,667.0102	6,054,363,068	
投資信託受益証券 合計		362,667.0102	6,054,363,068	
親投資信託 受益証券	東京海上マネープールマザーファンド	9,970.0000	10,011	
親投資信託受益証券 合計		9,970.0000	10,011	
合計		372,637.0102	6,054,373,079	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年1月10日

東京海上アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 奈良 将太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上J-R E I T投信（通貨選択型）米ドルコース（年2回決算型）の2024年4月26日から2024年10月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上J-R E I T投信（通貨選択型）米ドルコース（年2回決算型）の2024年10月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ

適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）米ドルコース（年 2 回決算型）

(1) 【貸借対照表】

		第20期 [2024年 4月25日現在]	第21期 [2024年10月25日現在]
区 分	注記 番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		71,771,868	52,979,332
投資信託受益証券		4,451,025,410	4,095,962,398
親投資信託受益証券		10,007	10,011
未収利息		103	288
流動資産合計		4,522,807,388	4,148,952,029
資産合計		4,522,807,388	4,148,952,029
負債の部			
流動負債			
未払金		26,129,999	—
未払収益分配金		1,710,078	1,673,436
未払解約金		15,121,491	12,384
未払受託者報酬		514,335	601,898
未払委託者報酬		12,343,842	14,445,415
その他未払費用		205,636	240,667
流動負債合計		56,025,381	16,973,800
負債合計		56,025,381	16,973,800
純資産の部			
元本等			
元本	※1	1,710,078,845	1,673,436,398
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		2,756,703,162	2,458,541,831
（分配準備積立金）		1,620,178,296	1,544,613,459
元本等合計		4,466,782,007	4,131,978,229
純資産合計		4,466,782,007	4,131,978,229
負債純資産合計		4,522,807,388	4,148,952,029

(2) 【損益及び剰余金計算書】

区 分	注記 番号	第20期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	第21期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
		金額 (円)	金額 (円)
営業収益			
受取配当金		99,772,166	114,099,522
受取利息		3,912	29,573
有価証券売買等損益		228,031,019	△348,052,982
営業収益合計		327,807,097	△233,923,887
営業費用			
支払利息		9,920	—
受託者報酬		514,335	601,898
委託者報酬		12,343,842	14,445,415
その他費用		205,636	240,667
営業費用合計		13,073,733	15,287,980
営業利益又は営業損失 (△)		314,733,364	△249,211,867
経常利益又は経常損失 (△)		314,733,364	△249,211,867
当期純利益又は当期純損失 (△)		314,733,364	△249,211,867
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う当期純損失金額の分 配額 (△)		2,914,147	△9,341,100
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		2,127,494,225	2,756,703,162
剰余金増加額又は欠損金減少額		511,577,652	252,918,808
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		511,577,652	252,918,808
剰余金減少額又は欠損金増加額		192,477,854	309,535,936
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		192,477,854	309,535,936
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		—	—
分配金	※1	1,710,078	1,673,436
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		2,756,703,162	2,458,541,831

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第21期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資 信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第20期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	第21期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第20期 [2024年 4月25日現在]	第21期 [2024年10月25日現在]
1. ※1 期首元本額	1,505,320,288円	1,710,078,845円
期中追加設定元本額	341,276,811円	156,075,569円
期中一部解約元本額	136,518,254円	192,718,016円
2. ※1 計算期間末日における受益権の総数	1,710,078,845口	1,673,436,398口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第20期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	第21期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (92,747,809円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(219,071,408円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,138,234,944円)及び分配準備積立金(1,308,359,079円)より、分配対象額は2,758,413,240円(1万口当たり16,130.30円)であり、うち1,710,078円(1万口当たり10円)を分配金額としております。	※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (94,687,749円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,023,841,891円)及び分配準備積立金(1,451,599,146円)より、分配対象額は2,570,128,786円(1万口当たり15,358.38円)であり、うち1,673,436円(1万口当たり10円)を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区 分	第20期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	第21期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第20期 [2024年 4月25日現在]	第21期 [2024年10月25日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第20期（自 2023年10月26日 至 2024年4月25日）

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	229,571,620円
親投資信託受益証券	—円
合計	229,571,620円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第21期（自 2024年4月26日 至 2024年10月25日）

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△331,521,710円
親投資信託受益証券	4円
合計	△331,521,706円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

第20期 [2024年 4月25日現在]		第21期 [2024年10月25日現在]	
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2. 6120円 26, 120円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2. 4692円 24, 692円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
投資信託 受益証券	Tokio Marine J-REIT Fund USD Class	245, 355. 3611	4, 095, 962, 398	
投資信託受益証券 合計		245, 355. 3611	4, 095, 962, 398	
親投資信託 受益証券	東京海上マネープールマザーファンド	9, 970. 0000	10, 011	
親投資信託受益証券 合計		9, 970. 0000	10, 011	
合計		255, 325. 3611	4, 095, 972, 409	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年1月10日

東京海上アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 奈良 将太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上J-R E I T投信（通貨選択型）メキシコペソコース（毎月分配型）の2024年4月26日から2024年10月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上J-R E I T投信（通貨選択型）メキシコペソコース（毎月分配型）の2024年10月25日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ

適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）メキシコペソコース（毎月分配型）

(1) 【貸借対照表】

		前期 [2024年 4月25日現在]	当期 [2024年10月25日現在]
区 分	注記 番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		9, 891, 313	9, 680, 030
投資信託受益証券		692, 981, 141	649, 357, 541
親投資信託受益証券		10, 007	10, 011
未収利息		14	52
流動資産合計		702, 882, 475	659, 047, 634
資産合計		702, 882, 475	659, 047, 634
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		2, 445, 473	2, 817, 489
未払解約金		386, 674	125, 194
未払受託者報酬		15, 817	14, 787
未払委託者報酬		379, 521	354, 903
その他未払費用		6, 310	5, 897
流動負債合計		3, 233, 795	3, 318, 270
負債合計		3, 233, 795	3, 318, 270
純資産の部			
元本等			
元本	※1	489, 094, 639	563, 497, 909
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		210, 554, 041	92, 231, 455
（分配準備積立金）		268, 407, 172	262, 820, 953
元本等合計		699, 648, 680	655, 729, 364
純資産合計		699, 648, 680	655, 729, 364
負債純資産合計		702, 882, 475	659, 047, 634

(2) 【損益及び剰余金計算書】

		前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
区 分	注記 番号	金額 (円)	金額 (円)
営業収益			
受取配当金		16,353,262	18,389,378
受取利息		473	6,126
有価証券売買等損益		92,186,830	△155,233,592
営業収益合計		108,540,565	△136,838,088
営業費用			
支払利息		1,888	—
受託者報酬		85,730	94,625
委託者報酬		2,057,377	2,270,987
その他費用		34,195	37,755
営業費用合計		2,179,190	2,403,367
営業利益又は営業損失 (△)		106,361,375	△139,241,455
経常利益又は経常損失 (△)		106,361,375	△139,241,455
当期純利益又は当期純損失 (△)		106,361,375	△139,241,455
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う当期純損失金額の分 配額 (△)		192,331	△5,605,512
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		112,079,349	210,554,041
剰余金増加額又は欠損金減少額		14,298,924	43,462,089
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		14,298,924	43,462,089
剰余金減少額又は欠損金増加額		7,788,824	11,753,026
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		7,788,824	11,753,026
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		—	—
分配金	※1	14,204,452	16,395,706
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		210,554,041	92,231,455

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資 信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前期 [2024年 4月25日現在]	当期 [2024年10月25日現在]
1. ※1 期首元本額	482,991,585円	489,094,639円
期中追加設定元本額	33,837,721円	106,534,759円
期中一部解約元本額	27,734,667円	32,131,489円
2. ※1 特定期間末日における受益権の総数	489,094,639口	563,497,909口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
※1 分配金の計算過程 (2023年10月26日から2023年11月27日までの分配金 計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分 配後の配当等収益から費用を控除した額 (2,712,029円)、解約に伴う当期純利益金額分配 後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越 欠損金を補填した額(7,169,171円)、投資信託約 款に規定される収益調整金(125,870,944円)及び 分配準備積立金(227,076,653円)より、分配対象 額は362,828,797円(1万口当たり7,637.88円)で あり、うち2,375,185円(1万口当たり50円)を分配 金額としております。	※1 分配金の計算過程 (2024年4月26日から2024年5月27日までの分配金計 算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分 配後の配当等収益から費用を控除した額 (2,712,652円)、解約に伴う当期純利益金額分配 後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越 欠損金を補填した額(8,940,301円)、投資信託約 款に規定される収益調整金(164,505,962円)及び 分配準備積立金(268,135,318円)より、分配対象 額は444,294,233円(1万口当たり8,723.01円)で あり、うち2,546,670円(1万口当たり50円)を分配 金額としております。

(2023年11月28日から2023年12月25日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (2,388,498円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(125,524,865円)及び分配準備積立金(232,695,649円)より、分配対象額は360,609,012円(1万口当たり7,638.80円)であり、うち2,360,370円(1万口当たり50円)を分配金額としております。	(2024年5月28日から2024年6月25日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (2,531,625円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(169,136,346円)及び分配準備積立金(269,779,934円)より、分配対象額は441,447,905円(1万口当たり8,724.12円)であり、うち2,530,039円(1万口当たり50円)を分配金額としております。
(2023年12月26日から2024年1月25日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (2,681,636円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(125,465,831円)及び分配準備積立金(232,143,408円)より、分配対象額は360,290,875円(1万口当たり7,645.83円)であり、うち2,356,118円(1万口当たり50円)を分配金額としております。	(2024年6月26日から2024年7月25日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (2,495,025円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(230,834,053円)及び分配準備積立金(268,964,692円)より、分配対象額は502,293,770円(1万口当たり8,724.06円)であり、うち2,878,777円(1万口当たり50円)を分配金額としております。
(2024年1月26日から2024年2月26日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (2,331,888円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(125,835,209円)及び分配準備積立金(231,577,735円)より、分配対象額は359,744,832円(1万口当たり7,645.55円)であり、うち2,352,634円(1万口当たり50円)を分配金額としております。	(2024年7月26日から2024年8月26日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (2,800,954円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(225,131,179円)及び分配準備積立金(262,345,438円)より、分配対象額は490,277,571円(1万口当たり8,724.74円)であり、うち2,809,693円(1万口当たり50円)を分配金額としております。
(2024年2月27日から2024年3月25日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (2,648,101円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(33,659,860円)、投資信託約款に規定される収益調整金(124,036,781円)及び分配準備積立金(227,620,885円)より、分配対象額は387,965,627円(1万口当たり8,380.55円)であり、うち2,314,672円(1万口当たり50円)を分配金額としております。	(2024年8月27日から2024年9月25日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (2,847,248円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(225,258,937円)及び分配準備積立金(262,790,379円)より、分配対象額は490,896,564円(1万口当たり8,725.35円)であり、うち2,813,038円(1万口当たり50円)を分配金額としております。
(2024年3月26日から2024年4月25日までの分配金計算期間)	(2024年9月26日から2024年10月25日までの分配金計算期間)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (2,704,757円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(7,639,807円)、投資信託約款に規定される収益調整金(146,944,304円)及び分配準備積立金(260,508,081円)より、分配対象額は417,796,949円(1万口当たり8,542.23円)であり、うち2,445,473円(1万口当たり50円)を分配金額としております。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (2,865,953円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(226,084,059円)及び分配準備積立金(262,772,489円)より、分配対象額は491,722,501円(1万口当たり8,726.24円)であり、うち2,817,489円(1万口当たり50円)を分配金額としております。
--	--

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区 分	前期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	当期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部	同左

	監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	
--	--	--

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

区 分	前期 [2024年 4月25日現在]	当期 [2024年10月25日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

前期（自 2023年10月26日 至 2024年4月25日）

売買目的有価証券

種 類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	7,946,732円
親投資信託受益証券	1円
合計	7,946,733円

（注）時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当期（自 2024年4月26日 至 2024年10月25日）

売買目的有価証券

種 類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△461,140円
親投資信託受益証券	1円
合計	△461,139円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

前期 [2024年 4月25日現在]		当期 [2024年10月25日現在]	
1口当たり純資産額	1.4305円	1口当たり純資産額	1.1637円
(1万口当たり純資産額	14,305円)	(1万口当たり純資産額	11,637円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
投資信託 受益証券	Tokio Marine J-REIT Fund MXN Class	57,859.5332	649,357,541	
投資信託受益証券 合計		57,859.5332	649,357,541	
親投資信託 受益証券	東京海上マネープールマザーファンド	9,970.0000	10,011	
親投資信託受益証券 合計		9,970.0000	10,011	
合計		67,829.5332	649,367,552	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年1月10日

東京海上アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 奈良 将太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上J-R E I T投信（通貨選択型）メキシコペソコース（年2回決算型）の2024年4月26日から2024年10月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上J-R E I T投信（通貨選択型）メキシコペソコース（年2回決算型）の2024年10月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手

続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）メキシコペソコース（年 2 回決算型）

(1) 【貸借対照表】

		第20期 [2024年 4月25日現在]	第21期 [2024年10月25日現在]
区 分	注記 番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		6, 538, 215	6, 357, 048
投資信託受益証券		458, 512, 972	388, 464, 648
親投資信託受益証券		10, 007	10, 011
未収利息		9	34
流動資産合計		465, 061, 203	394, 831, 741
資産合計		465, 061, 203	394, 831, 741
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		157, 009	159, 861
未払受託者報酬		56, 103	60, 298
未払委託者報酬		1, 346, 396	1, 447, 151
その他未払費用		22, 355	24, 026
流動負債合計		1, 581, 863	1, 691, 336
負債合計		1, 581, 863	1, 691, 336
純資産の部			
元本等			
元本	※1	157, 009, 854	159, 861, 921
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		306, 469, 486	233, 278, 484
（分配準備積立金）		268, 196, 558	259, 993, 566
元本等合計		463, 479, 340	393, 140, 405
純資産合計		463, 479, 340	393, 140, 405
負債純資産合計		465, 061, 203	394, 831, 741

(2) 【損益及び剰余金計算書】

		第20期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	第21期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
区 分	注記 番号	金額（円）	金額（円）
営業収益			
受取配当金		10,707,273	11,731,124
受取利息		270	3,872
有価証券売買等損益		63,061,784	△92,598,317
営業収益合計		73,769,327	△80,863,321
営業費用			
支払利息		1,311	—
受託者報酬		56,103	60,298
委託者報酬		1,346,396	1,447,151
その他費用		22,355	24,026
営業費用合計		1,426,165	1,531,475
営業利益又は営業損失（△）		72,343,162	△82,394,796
経常利益又は経常損失（△）		72,343,162	△82,394,796
当期純利益又は当期純損失（△）		72,343,162	△82,394,796
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う当期純損失金額の分 配額（△）		1,277,001	△2,942,376
期首剰余金又は期首欠損金（△）		232,567,848	306,469,486
剰余金増加額又は欠損金減少額		12,728,490	28,885,930
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		12,728,490	28,885,930
剰余金減少額又は欠損金増加額		9,736,004	22,464,651
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		9,736,004	22,464,651
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		—	—
分配金	※1	157,009	159,861
期末剰余金又は期末欠損金（△）		306,469,486	233,278,484

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第21期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資 信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第20期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	第21期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第20期 [2024年 4月25日現在]	第21期 [2024年10月25日現在]
1. ※1 期首元本額	156,457,838円	157,009,854円
期中追加設定元本額	7,132,003円	14,377,690円
期中一部解約元本額	6,579,987円	11,525,623円
2. ※1 計算期間末日における受益権の総数	157,009,854口	159,861,921口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第20期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	第21期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (10,417,516円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(60,648,645円)、投資信託約款に規定される収益調整金(103,992,597円)及び分配準備積立金(197,287,406円)より、分配対象額は372,346,164円(1万口当たり23,714.80円)であり、うち157,009円(1万口当たり10円)を分配金額としております。	※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (9,934,404円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(128,895,379円)及び分配準備積立金(250,219,023円)より、分配対象額は389,048,806円(1万口当たり24,336.53円)であり、うち159,861円(1万口当たり10円)を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区 分	第20期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	第21期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第20期 [2024年 4月25日現在]	第21期 [2024年10月25日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第20期（自 2023年10月26日 至 2024年4月25日）

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	61,752,367円
親投資信託受益証券	—円
合計	61,752,367円

(注) 時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第21期（自 2024年4月26日 至 2024年10月25日）

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△88,751,867円
親投資信託受益証券	4円
合計	△88,751,863円

(注) 時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

第20期 [2024年 4月25日現在]		第21期 [2024年10月25日現在]	
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.9519円 29,519円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.4592円 24,592円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
投資信託 受益証券	Tokio Marine J-REIT Fund MXN Class	34,613.2628	388,464,648	
投資信託受益証券 合計		34,613.2628	388,464,648	
親投資信託 受益証券	東京海上マネープールマザーファンド	9,970.0000	10,011	
親投資信託受益証券 合計		9,970.0000	10,011	
合計		44,583.2628	388,474,659	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年1月10日

東京海上アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 奈良 将太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上J-R E I T投信（通貨選択型）マネープール・ファンド（年2回決算型）の2024年4月26日から2024年10月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上J-R E I T投信（通貨選択型）マネープール・ファンド（年2回決算型）の2024年10月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手

続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）マネープール・ファンド（年 2 回決算型）

(1) 【貸借対照表】

		第27期 [2024年 4月25日現在]	第28期 [2024年10月25日現在]
区 分	注記 番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		348, 408	359, 568
流動資産合計		348, 408	359, 568
資産合計		348, 408	359, 568
負債の部			
流動負債			
未払委託者報酬		—	12
流動負債合計		—	12
負債合計		—	12
純資産の部			
元本等			
元本	※1	347, 581	358, 571
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		827	985
（分配準備積立金）		2, 175	2, 320
元本等合計		348, 408	359, 556
純資産合計		348, 408	359, 556
負債純資産合計		348, 408	359, 568

(2) 【損益及び剰余金計算書】

区 分	注記 番号	第27期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	第28期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
		金額（円）	金額（円）
営業収益			
有価証券売買等損益		—	143
営業収益合計		—	143
営業費用			
委託者報酬		—	12
営業費用合計		—	12
営業利益又は営業損失（△）		—	131
経常利益又は経常損失（△）		—	131
当期純利益又は当期純損失（△）		—	131
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う当期純損失金額の分 配額（△）		—	—
期首剰余金又は期首欠損金（△）		827	827
剰余金増加額又は欠損金減少額		—	27
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		—	27
剰余金減少額又は欠損金増加額		—	—
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		—	—
分配金	※1	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）		827	985

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第28期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第27期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	第28期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第27期 [2024年 4月25日現在]	第28期 [2024年10月25日現在]
1. ※1 期首元本額	347,582円	347,581円
期中追加設定元本額	—円	10,990円
期中一部解約元本額	1円	—円
2. ※1 計算期間末日における受益権の総数	347,581口	358,571口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第27期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	第28期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（624円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（14,852円）及び分配準備積立金（1,551円）より、分配対象額は17,027円（1万口当たり489.86円）であります。	※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（145円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（15,391円）及び分配準備積立金（2,175円）より、分配対象額は17,711円（1万口当たり493.92円）であります。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区 分	第27期 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	第28期 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左

2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第27期 [2024年 4月25日現在]	第28期 [2024年10月25日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているた	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左

	め、当該帳簿価額を時価としております。	
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第27期（自 2023年10月26日 至 2024年4月25日）

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△1円
合計	△1円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第28期（自 2024年4月26日 至 2024年10月25日）

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	143円
合計	143円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

第27期 [2024年 4月25日現在]		第28期 [2024年10月25日現在]	
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0024円 10,024円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0027円 10,027円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
親投資信託 受益証券	東京海上マネープールマザーファンド	358,065	359,568	
親投資信託受益証券 合計		358,065	359,568	
合計		358,065	359,568	

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

(ご参考)

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）円コース（毎月分配型）及び円コース（年２回決算型）は「Tokio Marine J-REIT Fund JPY Class」を、豪ドルコース（毎月分配型）及び豪ドルコース（年２回決算型）は「Tokio Marine J-REIT Fund AUD Class」を、ブラジルリアルコース（毎月分配型）及びブラジルリアルコース（年２回決算型）は「Tokio Marine J-REIT Fund BRL Class」を、インドネシアルピアコース（毎月分配型）及びインドネシアルピアコース（年２回決算型）は「Tokio Marine J-REIT Fund IDR Class」を、米ドルコース（毎月分配型）及び米ドルコース（年２回決算型）は「Tokio Marine J-REIT Fund USD Class」を、メキシコペソコース（毎月分配型）及びメキシコペソコース（年２回決算型）は「Tokio Marine J-REIT Fund MXN Class」を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」はこれらファンドの受益証券です。

また、東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）円コース（毎月分配型）、円コース（年２回決算型）、豪ドルコース（毎月分配型）、豪ドルコース（年２回決算型）、ブラジルリアルコース（毎月分配型）、ブラジルリアルコース（年２回決算型）、インドネシアルピアコース（毎月分配型）、インドネシアルピアコース（年２回決算型）、米ドルコース（毎月分配型）、米ドルコース（年２回決算型）、メキシコペソコース（毎月分配型）、メキシコペソコース（年２回決算型）、マネープール・ファンド（年２回決算型）は、「東京海上マネープールマザーファンド」を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。なお、これら投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の状況は次のとおりです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象ではありません。

「Tokio Marine J-REIT Fund」の状況

当投資信託は、ケイマンの法律に基づき設立された複数の通貨クラスを持つ円建て外国投資信託であり、同ファンドの財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成され、独立監査人の監査を受けております。以下に記載した情報は、委託会社が同投資信託の管理会社である Nomura Bank (Luxembourg) S. A. から入手した2024年3月25日現在の財務書類の一部を抜粋・翻訳したものです。

なお、開示情報につきましては、各通貨クラスを合算した単位（Tokio Marine J-REIT Fund）の純資産計算書、重要な会計方針に関する注記、投資有価証券明細表、及び為替予約取引に係る未実現損益明細表を掲載しております。

(1)純資産計算書

2024年3月25日現在
金額（円）

資産：

投資有価証券	50,315,302,500
（取得原価：50,284,628,442円）	
現預金	2,584,891,908
為替予約取引に係る未実現収益	467,454,102
追加設定に係る未収入金	130,819,999
未収入金	182,383,304
未収配当金	370,235,072
資産合計	54,051,086,885

負債：

当座借越	200,000,000
未払解約金	49,870,002
未払金	167,550,572

未払費用	74,889,863
未払利息	358,084
負債合計	492,668,521
純資産総額	53,558,418,364

各通貨クラスにおける純資産計算書

	Tokio Marine J-REIT Fund JPY Class	Tokio Marine J-REIT Fund AUD Class
期末純資産総額	15,484,756,493円	12,174,783,497円
発行済み受益証券口数	924,573口	672,896口
期末1口当たり基準価額	16,748円	18,093円
	Tokio Marine J-REIT Fund BRL Class	Tokio Marine J-REIT Fund IDR Class
期末純資産総額	11,378,592,329円	3,114,993,080円
発行済み受益証券口数	1,587,101口	224,815口
期末1口当たり基準価額	7,169円	13,856円
	Tokio Marine J-REIT Fund USD Class	Tokio Marine J-REIT Fund MXN Class
期末純資産総額	10,316,745,273円	1,088,547,692円
発行済み受益証券口数	581,907口	79,735口
期末1口当たり基準価額	17,729円	13,652円

(2) 重要な会計方針に関する注記

当ファンドは、ファンドに適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して財務書類を作成しております。以下、重要な会計方針の要約です。

有価証券の評価

- 株式市場に上場または規制市場において取引されている有価証券については、当該株式市場または規制市場における入手可能な最終相場にて評価しています。
複数の市場に上場または取引されている有価証券については、当該有価証券の主たる市場における入手可能な最終相場にて評価しています。
- 株式市場に上場または規制市場において取引されていない有価証券、または、上記 (a) に基づき決定された価格が公正価値を表していない有価証券については、入手可能な最終市場価格にて評価しています。
- 入手可能な最終市場価格がない場合、または、市場価格が当該有価証券の公正市場価値を表していない場合は、合理的に見積もられた売却価格に基づき慎重かつ誠実に評価しています。
- 容易に利用できる市場相場がない有価証券またはその他資産については、管理会社が採用する手順に従い、受託者と運用会社の助言に基づき、誠実に決定された公正価値にて評価しています。
- 現金及び他の流動資産については、未収利息を含め額面価額で評価しています。

投資取引及び投資収益

投資取引は約定日に計上しています。受取利息については発生主義に基づき計上しています。配当金は権利落日に計上しています。有価証券取引に関する実現損益は、売却有価証券の平均原価に基づいて決定しています。

外貨換算

当ファンドは日本円で会計を記録しており、財務書類は日本円で表示しています。日本円以外の資産及び負債は期末日現在に適用される為替レートで日本円に換算します。日本円以外の収益及び費用については発生日現在に適用される為替レートで換算します。

日本円以外の投資取引は取引日現在に適用される為替レートで日本円に換算します。

当ファンドでは、投資に係る為替レートの変動から生じる損益と保有有価証券の市場価格の変動から生じる損益を分離していません。このような変動は投資に係る実現および未実現損益に含まれます。

為替レート：2024年3月25日現在

1 JPY	=	0.01012	AUD
1 JPY	=	0.03305	BRL
1 JPY	=	104.38493	IDR
1 JPY	=	0.11069	MXN
1 JPY	=	0.00661	USD

為替予約取引契約

為替予約取引契約は、満期までの残存期間について期末日現在に適用される先物為替レートで評価しています。未実現収益は純資産計算書に資産として記載し、未実現損失は純資産計算書に負債として記載しています。

(3) 投資有価証券明細表

投資証券

2024年3月25日現在
(単位：円)

数量	銘柄	帳簿価額	評価額	投資比率 (%)
日本				
34,600	DAIWA SECURITIES	3,069,625,717	3,771,400,000	7.03
23,200	KENEDIX OFFICE INVESTMENT CORP	3,701,503,666	3,700,400,000	6.90
28,500	NTT UD REIT INVE	4,097,664,236	3,511,200,000	6.55
22,200	NOMURA REAL ESTATE MASTER FD	3,586,408,960	3,374,400,000	6.29
5,050	NP BUILDING FUND INC	3,033,893,159	3,075,450,000	5.74
19,700	UNITED URBAN INVESTMENT CORP	2,849,857,782	3,025,920,000	5.65
43,700	INVINCIBLE INVES	1,783,462,158	3,015,300,000	5.63
22,900	GLP	3,652,692,248	2,944,940,000	5.50
30,450	JAPAN METROPOLIT	2,867,687,163	2,871,435,000	5.36
9,800	DAIWA HOUSE REIT INVEST CORP	2,902,549,306	2,543,100,000	4.75
30,700	JAPAN HOTEL REIT INVESTMENT CORP	2,199,608,627	2,465,210,000	4.60
12,200	ORIX JREIT INC	2,131,920,874	2,037,400,000	3.80

4,425 ACTIVIA PROPERTIES INC	1,793,630,101	1,803,187,500	3.37
18,400 SEKISUI HOUSE REIT INC	1,471,606,994	1,492,240,000	2.79
3,700 ADVANCE RESIDENCE INVEST CORP	1,273,099,885	1,267,250,000	2.37
2,150 DA OFFICE INVEST CORP	1,431,579,254	1,262,050,000	2.36
8,850 MORI HILLS REIT INVEST CORP	1,314,008,278	1,251,390,000	2.34
7,600 LASALLE LOGIPORT	1,311,175,788	1,203,840,000	2.25
2,100 JAPAN REAL ESTATE INVESTMENT	1,193,064,058	1,165,500,000	2.18
2,100 JAPAN PRIME REALTY INVESTMENT	719,099,640	700,350,000	1.31
4,000 HEIWA REAL ESTAT	546,391,501	570,800,000	1.07
1,700 COMFORIA RESIDENTIAL REIT IN	541,630,585	557,600,000	1.04
2,000 NIPPON PROLOGIS REIT INC	553,726,829	556,400,000	1.04
3,900 INDUSTRIAL&INFRASTRUCTURE FD	525,230,421	544,440,000	1.02
2,800 CRE LOGISTICS	479,154,235	426,160,000	0.80
950 JAPAN LOGISTICS FUND INC	304,867,131	266,000,000	0.50
450 MITSUBISHI ESTATE LOGISTIC	184,285,328	176,400,000	0.33
900 SOSILA LOGISTICS	121,186,935	112,050,000	0.21
200 FRONTIER REAL ESTATE INVEST	87,876,801	91,400,000	0.17
1,000 MORI TRUST	72,180,582	73,200,000	0.14
500 AEON REIT INVESTMENT CORP	71,261,124	69,600,000	0.13
100 NIPPON ACCOMMODATIONS FUND	64,679,985	64,400,000	0.12
400 ADVANCE LOGISTIC	58,721,452	48,880,000	0.09
100 MITSUI FUDOSAN LOGISTICS PAR	55,239,530	45,600,000	0.09
50 HOSHINO RESORTS REIT INC	32,140,749	28,550,000	0.05
50 NIPPON REIT INVEST CORP	16,544,525	17,800,000	0.03
100 FUKUOKA REIT CORP	17,670,723	17,440,000	0.03
200 ICHIGO OFFICE REIT INVESTMENT	16,884,227	16,500,000	0.03
100 TOKYU REIT INC	16,985,735	16,250,000	0.03
150 SAMTY RESIDENTIA	16,009,308	16,155,000	0.03
100 HULIC REIT INC	15,649,813	15,320,000	0.03
100 TOSEI REIT INVESTMENT CORP	13,844,225	14,360,000	0.03
100 HANKYU HANSHIN	12,603,477	14,130,000	0.03
50 ONE REIT INC	11,722,185	13,180,000	0.02
100 JAPAN EXCELLENT INC	12,208,278	12,970,000	0.02
100 GLOBAL ONE REIT	11,933,867	11,300,000	0.02
50 STARTS PROCEED INVESTMENT CO	11,130,565	10,425,000	0.02
100 TAKARA LEBEN REA	11,113,673	10,140,000	0.02
200 MIRAI CORP	9,587,568	9,130,000	0.02
50 HEALTH CARE & ME 8,029,191	8,029,191	6,760,000	0.01
	50,284,628,442	50,315,302,500	93.94

(4) 為替予約取引に係る未実現損益明細表

当ファンドは、JPY クラスを除く各クラスにおいて、各クラスの通貨で為替ヘッジを行なっております。

2024年3月25日現在

(単位：円)

通貨 (買)	金額 (買)	通貨 (売)	金額 (売)	満期	未実現損益
USD	21,166,558	JPY	3,090,000,000	7-Jun-24	76,945,146
USD	21,024,770	JPY	3,090,000,000	24-Apr-24	75,673,750
BRL	103,973,123	JPY	3,033,000,000	7-Jun-24	55,431,242
BRL	102,876,331	JPY	3,033,000,000	24-Apr-24	54,891,761
AUD	38,977,398	JPY	3,775,000,000	7-Jun-24	40,059,539
AUD	38,764,466	JPY	3,775,000,000	24-Apr-24	38,744,170
USD	20,296,380	JPY	3,020,000,000	24-Apr-24	36,001,038
IDR	300,381,881,829	JPY	2,831,700,000	24-Apr-24	28,403,514
AUD	37,395,132	JPY	3,660,000,000	24-Apr-24	19,025,762
MXN	112,191,729	JPY	984,000,000	24-Apr-24	18,920,106
BRL	15,657,215	JPY	457,000,000	7-Jun-24	8,083,985
BRL	15,494,298	JPY	457,000,000	24-Apr-24	8,070,211
AUD	5,026,764	JPY	490,000,000	24-Apr-24	4,545,585
USD	3,212,675	JPY	480,000,000	24-Apr-24	3,728,522
BRL	104,638,258	JPY	3,137,055,000	24-Apr-24	3,722,020
IDR	8,310,337,508	JPY	78,300,000	24-Apr-24	827,361
MXN	5,782,703	JPY	51,000,000	24-Apr-24	693,553
USD	1,663,771	JPY	250,000,000	24-Apr-24	512,052
BRL	9,100,396	JPY	272,945,000	24-Apr-24	208,584
IDR	11,041,009,464	JPY	105,000,000	24-Apr-24	127,612
JPY	28,488,159	IDR	2,989,000,000	24-Apr-24	28,222
MXN	1,561,351	JPY	14,000,000	24-Apr-24	△ 42,544
IDR	4,481,500,782	JPY	43,000,000	24-Apr-24	△ 329,130
AUD	1,604,370	JPY	160,000,000	24-Apr-24	△ 2,158,077
BRL	21,833,338	JPY	660,000,000	24-Apr-24	△ 4,659,882
					467,454,102

「東京海上マネープールマザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

		[2024年 4月25日現在]	[2024年10月25日現在]
区 分	注記 番号	金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		3,445,969	3,471,725
国債証券		3,999,808	7,999,668
地方債証券		4,002,840	—
未収利息		1,624	18
前払費用		6,038	—
流動資産合計		11,456,279	11,471,411
資産合計		11,456,279	11,471,411
負債の部			
流動負債			
流動負債合計		—	—
負債合計		—	—
純資産の部			
元本等			
元本	※1	11,412,875	11,423,850
剰余金			
剰余金又は欠損金 (△)		43,404	47,561
元本等合計		11,456,279	11,471,411
純資産合計		11,456,279	11,471,411
負債純資産合計		11,456,279	11,471,411

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券及び地方債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、本書における開示対象ファンドの翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	[2024年 4月25日現在]	[2024年10月25日現在]
1. ※1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	11,412,876円	11,412,875円
同期中における追加設定元本額	—円	10,975円
同期中における一部解約元本額	1円	—円
同期末における元本額	11,412,875円	11,423,850円
元本の内訳*		
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）円コース（毎月分配型）	1,000,000円	1,000,000円
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）円コース（年2回決算型）	1,000,000円	1,000,000円
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）豪ドルコース（毎月分配型）	1,000,000円	1,000,000円
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）豪ドルコース（年2回決算型）	1,000,000円	1,000,000円
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（毎月分配型）	2,999,301円	2,999,301円
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（年2回決算型）	1,000,000円	1,000,000円
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（毎月分配型）	1,000,000円	1,000,000円
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（年2回決算型）	1,000,000円	1,000,000円
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）マネープール・ファンド（年2回決算型）	347,090円	358,065円
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）米ドルコース（毎月分配型）	9,970円	9,970円
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）米ドルコース（年2回決算型）	9,970円	9,970円
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）メキシコペソコース（毎月分配型）	9,970円	9,970円
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）メキシコペソコース（年2回決算型）	9,970円	9,970円
東京海上・世界モノポリー戦略株式ファンド（毎月決算型）	996,711円	996,711円

東京海上・世界モノポリー戦略株式ファンド (年1回決算型)	9,965円	9,965円
東京海上・米国リカバリー・ポテンシャル戦略株式ファンド	9,964円	9,964円
東京海上・世界モノポリー戦略株式ファンド (年6回決算型)	9,964円	9,964円
計	11,412,875円	11,423,850円
2. ※1 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	11,412,875口	11,423,850口

(注) ※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部	同左

	監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	
--	--	--

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

区 分	[2024年 4月25日現在]	[2024年10月25日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

（自 2023年10月26日 至 2024年4月25日）

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△84円
地方債証券	△1,320円
合計	△1,404円

（注1）時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

（注2）「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間（2023年10月26日から2024年4月25日まで）を指しております。

（自 2024年4月26日 至 2024年10月25日）

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	984円
合計	984円

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2023年10月26日から2024年10月25日まで)を指しております。

(1口当たり情報に関する注記)

[2024年 4月25日現在]		[2024年10月25日現在]	
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0038円 10,038円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0042円 10,042円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
国債証券	第1242回国庫短期証券	4,000,000	3,999,900	
	第1253回国庫短期証券	4,000,000	3,999,768	
国債証券 合計		8,000,000	7,999,668	
合計		8,000,000	7,999,668	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）円コース（毎月分配型）

2024年11月29日 現在

種類	金額
I 資産総額	8,456,098,664 円
II 負債総額	46,076,234 円
III 純資産総額（I－II）	8,410,022,430 円
IV 発行済数量	8,269,266,687 口
V 1 単位当たり純資産額（III／IV）	1.0170 円

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）円コース（年2回決算型）

2024年11月29日 現在

種類	金額
I 資産総額	4,424,721,344 円
II 負債総額	3,585,111 円
III 純資産総額（I－II）	4,421,136,233 円
IV 発行済数量	1,870,986,947 口
V 1 単位当たり純資産額（III／IV）	2.3630 円

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）豪ドルコース（毎月分配型）

2024年11月29日 現在

種類	金額
I 資産総額	10,363,665,028 円
II 負債総額	22,547,631 円
III 純資産総額（I－II）	10,341,117,397 円
IV 発行済数量	11,217,182,324 口
V 1 単位当たり純資産額（III／IV）	0.9219 円

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）豪ドルコース（年2回決算型）

2024年11月29日 現在

種類	金額
I 資産総額	808,065,880 円
II 負債総額	556,618 円
III 純資産総額（I－II）	807,509,262 円
IV 発行済数量	222,502,159 口
V 1 単位当たり純資産額（III／IV）	3.6292 円

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（毎月分配型）

2024年11月29日 現在

種類	金額
I 資産総額	7,764,756,555 円
II 負債総額	12,488,514 円
III 純資産総額（I－II）	7,752,268,041 円
IV 発行済数量	15,463,499,816 口
V 1 単位当たり純資産額（III／IV）	0.5013 円

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（年 2 回決算型）

2024年11月29日 現在

種類	金額
I 資産総額	1,018,863,723 円
II 負債総額	994,253 円
III 純資産総額（I－II）	1,017,869,470 円
IV 発行済数量	325,892,537 口
V 1 単位当たり純資産額（III／IV）	3.1233 円

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（毎月分配型）

2024年11月29日 現在

種類	金額
I 資産総額	2,478,513,060 円
II 負債総額	2,498,753 円
III 純資産総額（I－II）	2,476,014,307 円
IV 発行済数量	2,316,864,704 口
V 1 単位当たり純資産額（III／IV）	1.0687 円

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（年 2 回決算型）

2024年11月29日 現在

種類	金額
I 資産総額	254,105,882 円
II 負債総額	611,971 円
III 純資産総額（I－II）	253,493,911 円
IV 発行済数量	55,241,717 口
V 1 単位当たり純資産額（III／IV）	4.5888 円

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）米ドルコース（毎月分配型）

2024年11月29日 現在

種類	金額
I 資産総額	6,334,590,668 円
II 負債総額	7,800,274 円
III 純資産総額（I－II）	6,326,790,394 円
IV 発行済数量	4,057,604,574 口
V 1 単位当たり純資産額（III／IV）	1.5592 円

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）米ドルコース（年2回決算型）

2024年11月29日 現在

種類	金額
I 資産総額	3,960,757,087 円
II 負債総額	10,103,438 円
III 純資産総額（I－II）	3,950,653,649 円
IV 発行済数量	1,587,243,523 口
V 1 単位当たり純資産額（III／IV）	2.4890 円

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）メキシコペソコース（毎月分配型）

2024年11月29日 現在

種類	金額
I 資産総額	641,685,875 円
II 負債総額	49,399 円
III 純資産総額（I－II）	641,636,476 円
IV 発行済数量	559,393,087 口
V 1 単位当たり純資産額（III／IV）	1.1470 円

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）メキシコペソコース（年2回決算型）

2024年11月29日 現在

種類	金額
I 資産総額	355,194,774 円
II 負債総額	251,150 円
III 純資産総額（I－II）	354,943,624 円
IV 発行済数量	145,787,789 口
V 1 単位当たり純資産額（III／IV）	2.4347 円

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）マネープール・ファンド（年 2 回決算型）

2024年11月29日 現在

種類	金額
I 資産総額	359,556 円
II 負債総額	6 円
III 純資産総額（I－II）	359,550 円
IV 発行済数量	358,571 口
V 1 単位当たり純資産額（III／IV）	1.0027 円

（ご参考：親投資信託の現況）

東京海上マネープールマザーファンド

2024年11月29日 現在

種類	金額
I 資産総額	15,470,907 円
II 負債総額	3,998,984 円
III 純資産総額（I－II）	11,471,923 円
IV 発行済数量	11,423,838 口
V 1 単位当たり純資産額（III／IV）	1.0042 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

1. 名義書換

該当事項はありません。

2. 受益者に対する特典

特典はありません。

3. 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

4. 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）にお支払いします。

8. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

2024年11月末日現在、資本金の額は20億円です。なお、会社の発行可能株式総数は160,000株であり、38,300株を発行済みです。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

委託会社業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

投資信託の投資運用の意思決定プロセスは以下の通りです。

- ①運用本部で運用計画案、収益分配方針案等の運用の基本方針案を作成します。
- ②運用の基本方針は、運用本部長を委員長とする投資政策委員会で投資環境見通し等をふまえて決定されます。
- ③決定された運用の基本方針に基づき、具体的運用計画を策定し、運用を行います。
- ④売買の執行はトレーディング部が行います。
- ⑤運用部門とは独立した運用リスク管理部門にて運用評価、ガイドライン遵守状況のチェックを行い、運用リスク管理部門担当役員を委員長としリスク管理部を事務局とする運用管理委員会に結果報告します。
- ⑥運用管理委員会から投資政策委員会へ運用評価、ガイドライン遵守状況がフィードバックされ次の基本方針決定に生かされます。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2024年11月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は次の通りです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型公社債投資信託	0	0
追加型株式投資信託	167	2,848,922
単位型公社債投資信託	1	2,691
単位型株式投資信託	18	87,906
合計	186	2,939,519

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第282条及び第306条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。
また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月5日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取締役会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保直毅
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石井章悟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	20,784,858	20,242,052
前払費用	427,401	523,560
未収委託者報酬	3,200,726	3,523,505
未収収益	3,021,468	4,088,251
未収入金	4	-
その他の流動資産	18,592	26,495
流動資産計	27,453,052	28,403,865
固定資産		
有形固定資産	* 1 433,750	* 1 631,543
建物	307,934	434,854
器具備品	125,816	196,689
無形固定資産	348,422	397,761
電話加入権	3,795	3,795
ソフトウェア	314,954	372,797
ソフトウェア仮勘定	29,672	21,168
投資その他の資産	3,508,324	3,566,905
投資有価証券	48,291	49,108
関係会社株式	1,668,529	1,668,529
その他の関係会社有価証券	520,000	80,000
長期前払費用	30,700	16,227
敷金	474,324	474,324
その他長期差入保証金	21,230	21,230
繰延税金資産	954,048	1,257,485
投資損失引当金	△ 208,800	-
固定資産計	4,290,497	4,596,210
資産合計	31,743,550	33,000,075
負債の部		
流動負債		
未払金	3,477,655	4,260,390
未払手数料	1,464,843	1,583,647
その他未払金	2,012,811	2,676,743
未払費用	335,471	321,531
未払消費税等	266,103	420,603
未払法人税等	1,210,000	1,391,000
預り金	60,297	72,829
前受収益	2,579	2,583
賞与引当金	288,706	296,807
その他の流動負債	8	24
流動負債計	5,640,822	6,765,771
固定負債		
退職給付引当金	886,720	927,210
固定負債計	886,720	927,210
負債合計	6,527,543	7,692,982
純資産の部		
株主資本	25,210,382	25,296,494
資本金	2,000,000	2,000,000

資本剰余金	400,000	400,000
その他資本剰余金	400,000	400,000
利益剰余金	22,810,382	22,896,494
利益準備金	500,000	500,000
その他利益剰余金	22,310,382	22,396,494
繰越利益剰余金	22,310,382	22,396,494
評価・換算差額等	5,624	10,599
その他有価証券評価差額金	5,624	10,599
純資産合計	25,216,006	25,307,093
負債・純資産合計	31,743,550	33,000,075

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	16,696,838	16,958,564
運用受託報酬	11,663,951	13,291,669
投資助言報酬	92,682	107,390
その他営業収益	661,029	678,515
営業収益計	29,114,502	31,036,140
営業費用		
支払手数料	7,669,451	7,801,482
広告宣伝費	206,908	203,242
調査費	7,435,066	8,650,200
調査費	2,823,854	3,298,847
委託調査費	4,611,211	5,351,353
委託計算費	119,180	116,944
営業雑経費	265,287	263,317
通信費	60,267	57,380
印刷費	160,147	157,178
協会費	23,883	24,327
諸会費	12,732	15,737
図書費	8,256	8,693
営業費用計	15,695,895	17,035,188
一般管理費		
給料	3,883,418	4,075,417
役員報酬	83,430	82,371
給料・手当	2,848,648	3,010,062
賞与	951,339	982,983
交際費	13,259	25,693
寄付金	4,696	9,893
旅費交通費	140,480	162,304
租税公課	174,372	246,078
不動産賃借料	468,091	468,091
退職給付費用	163,194	178,404
賞与引当金繰入	288,706	296,807
固定資産減価償却費	165,502	247,247
法定福利費	629,504	686,198
福利厚生費	10,617	14,385
諸経費	503,320	642,231
一般管理費計	6,445,164	7,052,753

営業利益	6,973,442	6,948,198
営業外収益		
受取利息	189	185
受取配当金	* 1 4,304	1,238
雑益	13,722	15,069
営業外収益計	18,216	16,493
営業外費用		
為替差損	54,263	80,542
雑損	9,120	15,415
営業外費用計	63,383	95,958
経常利益	6,928,275	6,868,734
特別利益		
投資有価証券売却益	480	829
その他特別利益	-	402
特別利益計	480	1,232
特別損失		
固定資産除却損	190	30,348
投資有価証券評価損	501	-
投資損失引当金繰入額	208,800	-
その他特別損失	392	382
特別損失計	209,884	30,731
税引前当期純利益	6,718,870	6,839,235
法人税、住民税及び事業税	2,220,524	2,410,514
法人税等調整額	△ 149,911	△ 305,632
法人税等合計	2,070,612	2,104,882
当期純利益	4,648,257	4,734,352

(3) 【株主資本等変動計算書】

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	22,412,741
当期変動額					
剰余金の配当					△ 4,750,617
当期純利益					4,648,257
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	-	-	△ 102,359
当期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	22,310,382

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	22,912,741	25,312,741	5,529	5,529	25,318,271

当期変動額					
剰余金の配当	△ 4,750,617	△ 4,750,617			△ 4,750,617
当期純利益	4,648,257	4,648,257			4,648,257
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			94	94	94
当期変動額合計	△ 102,359	△ 102,359	94	94	△ 102,264
当期末残高	22,810,382	25,210,382	5,624	5,624	25,216,006

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	22,310,382
当期変動額					
剰余金の配当					△ 4,648,241
当期純利益					4,734,352
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	-	-	86,111
当期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	22,396,494

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	22,810,382	25,210,382	5,624	5,624	25,216,006
当期変動額					
剰余金の配当	△ 4,648,241	△ 4,648,241			△ 4,648,241
当期純利益	4,734,352	4,734,352			4,734,352
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			4,974	4,974	4,974
当期変動額合計	86,111	86,111	4,974	4,974	91,086
当期末残高	22,896,494	25,296,494	10,599	10,599	25,307,093

注記事項

（重要な会計方針）

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

② 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客への投資運用業及び投資助言・代理業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬等により収益を獲得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用報酬

投資運用・助言サービスのうち運用資産残高等を基礎として算定される報酬（運用報酬）については、当該サービスに係る履行義務は日々充足されると判断し、運用期間にわたり収益として認識しております。確定した報酬は、月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。

(2) 成功報酬

成功報酬は、契約上定められる超過収益の達成等により履行義務を充足し、報酬額及び支払われることが確定した時点で収益として認識しております。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。

(重要な会計上の見積り)

第38期	第39期
------	------

2023年 3 月31日現在	2024年 3 月31日現在
当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表関係)

第38期 2023年 3 月31日現在	第39期 2024年 3 月31日現在
* 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	* 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります
建物 217,486千円 器具備品 477,945千円	建物 245,354千円 器具備品 481,065千円

(損益計算書関係)

第38期 自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日	第39期 自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日
* 1. 関係会社との主な取引高は次のとおりであります。 関係会社からの受取配当金 3,605千円 上記のほか、関係会社に対する営業外収益のうち、雑益の合計額は営業外収益の総額の100分の10を超えており、その金額は9,067千円であります。	関係会社に対する営業外収益のうち、雑益の合計額は営業外収益の総額の100分の10を超えており、その金額は9,623千円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

第38期（自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日）

1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	2022年 4 月 1 日 現在	増加	減少	2023年 3 月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2022年 6 月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	4,750,617千円
(ロ) 1株当たり配当額	124,037円
(ハ) 基準日	2022年 3 月31日
(ニ) 効力発生日	2022年 6 月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年 6 月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	4,648,241千円
(ロ) 配当の原資	繰越利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	121,364円
(ニ) 基準日	2023年3月31日
(ホ) 効力発生日	2023年6月29日

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	2023年4月1日 現在	増加	減少	2024年3月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2023年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	4,648,241千円
(ロ) 1株当たり配当額	121,364円
(ハ) 基準日	2023年3月31日
(ニ) 効力発生日	2023年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2024年6月26日の定時株主総会において、次のとおり配当を提案する予定であります。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	3,787,448千円
(ロ) 配当の原資	繰越利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	98,889円
(ニ) 基準日	2024年3月31日
(ホ) 効力発生日	2024年6月26日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

第38期 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	第39期 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日
(1) 金融商品に対する取組方針 当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資産の運用に際しては、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 営業債権である未収収益は顧客の信用リスクに晒されており、未収委託者報酬は市場リスクに晒されております。投資有価証券は、主にファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。 営業債務である未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒され	(1) 金融商品に対する取組方針 同左 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 同左

ております。	
(3) 金融商品に係るリスク管理体制	(3) 金融商品に係るリスク管理体制
① 信用リスク 未収収益については、管理部門において取引先ごとに期日及び残高を把握することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。	① 信用リスク 同左
② 市場リスク 未収委託者報酬には、運用資産の悪化から回収できず当社が損失を被るリスクが存在しますが、過去の回収実績からリスクは僅少であると判断しております。	② 市場リスク 同左
投資有価証券については、管理部門において定期的に時価を把握する体制としております。	
③ 流動性リスク 当社は、日々資金残高管理を行っており流動性リスクを管理しております。	③ 流動性リスク 同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

第38期（2023年3月31日現在）

2023年3月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	48,291	48,291	-
敷金	474,324	475,064	739
資産計	522,615	523,355	739

（注1）以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金
未収委託者報酬
未収収益
未収入金
預り金
未払金
未払費用

（注2）関係会社株式及びその他の関係会社有価証券については、市場価格のない株式等に該当することから、時価を注記しておりません。これらの貸借対照表計上額は、それぞれ以下のとおりです。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
関係会社株式	
子会社株式	1,640,302
関連会社株式	28,227

その他の関係会社有価証券	520,000
--------------	---------

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
投資有価証券 その他の有価証券のうち満期があるもの	1,679	18,855	995	995
合計	1,679	18,855	995	995

第39期（2024年3月31日現在）

2024年3月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 その他の有価証券 敷金	49,108 474,324	49,108 472,538	－ △1,786
資産計	523,432	521,646	△1,786

(注1) 以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金
未収委託者報酬
未収収益
預り金
未払金
未払費用

(注2) 関係会社株式及びその他の関係会社有価証券については、市場価格のない株式等に該当することから、時価を注記しておりません。これらの貸借対照表計上額は、それぞれ以下のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
関係会社株式 子会社株式 関連会社株式 その他の関係会社有価証券	1,640,302 28,227 80,000

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
投資有価証券 その他の有価証券のうち満期があるもの	－	18,872	1,912	1,101
合計	－	18,872	1,912	1,101

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

第38期（2023年3月31日現在）

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価 : 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券	-	48,291	-	48,291
資産計	-	48,291	-	48,291

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	-	475,064	-	475,064
資産計	-	475,064	-	475,064

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

敷金

敷金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

第39期（2024年3月31日現在）

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価 : 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券	-	49,108	-	49,108
資産計	-	49,108	-	49,108

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
敷金	-	472,538	-	472,538
資産計	-	472,538	-	472,538

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル 2 の時価に分類しております。

敷金

敷金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

(有価証券関係)

第38期 2023年3月31日現在					第39期 2024年3月31日現在				
1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券					1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券				
子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式1,640,302千円、関連会社株式28,227千円）並びにその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額 520,000千円）は、市場価格のない株式等に該当することから、記載しておりません。					子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式1,640,302千円、関連会社株式28,227千円）並びにその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額 80,000千円）は、市場価格のない株式等に該当することから、記載しておりません。				
2. その他有価証券					2. その他有価証券				
(単位：千円)					(単位：千円)				
区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額		区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額	
①貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託	27,605	18,645	8,960		①貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託	37,893	20,877	17,015	
②貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託	20,685	21,539	△853		②貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託	11,214	12,953	△1,738	
合計	48,291	40,184	8,106		合計	49,108	33,831	15,277	
3. 当事業年度中に売却したその他有価証券 該当事項はありません。					3. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位：千円)				

	<table><tr><th>区分</th><th>売却額</th><th>売却益の 合計額</th><th>売却損の 合計額</th></tr><tr><td>株式</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>債券</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>その他</td><td>5,767</td><td>829</td><td>-</td></tr><tr><td>合計</td><td>5,767</td><td>829</td><td>-</td></tr></table>	区分	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額	株式	-	-	-	債券	-	-	-	その他	5,767	829	-	合計	5,767	829	-
区分	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額																		
株式	-	-	-																		
債券	-	-	-																		
その他	5,767	829	-																		
合計	5,767	829	-																		
4. 減損処理を行った有価証券 当事業年度において、有価証券について501千円（その他有価証券の証券投資信託501千円）減損処理を行っております。	4. 減損処理を行った有価証券 該当事項はありません。																				

（収益認識関係）

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	16,696,838	-	16,696,838
運用受託報酬	11,529,748	134,202	11,663,951
投資助言報酬	92,682	-	92,682
その他営業収益	661,029	-	661,029
合計	28,980,299	134,202	29,114,502

2. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権等

顧客との契約から生じた債権（期首残高） 5,513,048千円

顧客との契約から生じた債権（期末残高） 6,222,195千円

（＊）なお、当事業年度の期首及び期末において、顧客との契約から生じた契約資産及び契約負債はありません。

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	16,958,564	-	16,958,564
運用受託報酬	12,488,818	802,851	13,291,669
投資助言報酬	107,390	-	107,390
その他営業収益	678,515	-	678,515
合計	30,233,289	802,851	31,036,140

2. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権等

顧客との契約から生じた債権（期首残高） 6,222,195千円

顧客との契約から生じた債権（期末残高） 7,611,757千円

（＊）なお、当事業年度の期首及び期末において、顧客との契約から生じた契約資産及び契約負債はありません。

（退職給付関係）

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、当社従業員を制度対象として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。受入出向者については退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。貸借対照表上は出向期間3年以下の出向者に係る金額が退職給付引当金に、出向期間3年超の出向者に係る金額がその他未払金にそれぞれ含まれております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	852,862千円
勤務費用	70,929千円
利息費用	3,351千円
数理計算上の差異の発生額	△24,231千円
退職給付の支払額	△33,244千円
退職給付債務の期末残高	869,667千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	-
年金資産	-
	-
非積立型制度の退職給付債務	869,667千円
未積立退職給付債務	869,667千円
未認識数理計算上の差異	17,052千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,720千円
退職給付引当金	886,720千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,720千円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	70,929千円
利息費用	3,351千円
数理計算上の差異の費用処理額	644千円
その他	6,556千円
確定給付制度に係る退職給付費用	81,482千円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率 0.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、81,712千円であります。

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、当社従業員を制度対象として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。受入出向者については退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。貸借対照表上は出向期間3年以下の出向者に係る金額が退職給付引当金に、出向期間3年超の出向者に係る金額がその他未払金にそれぞれ含まれております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	869,667千円
勤務費用	73,630千円
利息費用	6,822千円
数理計算上の差異の発生額	29,062千円
退職給付の支払額	△38,184千円
退職給付債務の期末残高	940,999千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	-
年金資産	-
	-
非積立型制度の退職給付債務	940,999千円
未積立退職給付債務	940,999千円
未認識数理計算上の差異	△13,789千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	927,210千円
退職給付引当金	927,210千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	927,210千円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	73,630千円
利息費用	6,822千円
数理計算上の差異の費用処理額	△1,778千円
その他	10,687千円
確定給付制度に係る退職給付費用	89,362千円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率 0.9%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、89,041千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
繰延税金資産		
退職給付引当金	271,513千円	283,911千円
未払金	2,092千円	3,362千円
賞与引当金	88,401千円	90,882千円
未払法定福利費	11,663千円	12,359千円
未払事業所税	3,929千円	4,097千円
未払事業税	64,984千円	73,982千円
未払調査費	102,531千円	108,813千円
減価償却超過額	24,211千円	7,259千円
繰延資産超過額	9,605千円	12,236千円
未払確定拠出年金	2,120千円	2,331千円
未収実績連動報酬	48,549千円	264,384千円
投資損失引当金	63,934千円	-
未払費用	267,102千円	404,707千円
繰延税金資産小計	960,642千円	1,268,329千円
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	960,642千円	1,268,329千円
繰延税金負債		
前払費用	4,110千円	6,166千円
その他有価証券評価差額金	2,482千円	4,677千円
繰延税金負債合計	6,593千円	10,844千円
繰延税金資産の純額	954,048千円	1,257,485千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	同左

3. 法人税及び地方法人税に関する税効果会計の会計処理

当社は、前事業年度からグループ通算制度を適用しているため、法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理および開示については、「グループ通算制度を適用

する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を前事業年度の期首から適用しています。

(セグメント情報等)

第38期 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	第39期 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日												
[セグメント情報] 当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。 当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。 [関連情報] 1. 製品及びサービスごとの情報 単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 2. 地域ごとの情報 (1) 営業収益 (単位：千円) <table><tr><th>日本</th><th>その他</th><th>合計</th></tr><tr><td>25,542,522</td><td>3,571,980</td><td>29,114,502</td></tr></table> (注) 営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。 (2) 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております 3. 主要な顧客ごとの情報 (1) 投資信託の名称 東京海上・円資産バランスファンド（毎月決算型） (2) 委託者報酬 3,989,751千円 (3) 関連するセグメント名 投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメント	日本	その他	合計	25,542,522	3,571,980	29,114,502	[セグメント情報] 同左 [関連情報] 1. 製品及びサービスごとの情報 同左 2. 地域ごとの情報 (1) 営業収益 (単位：千円) <table><tr><th>日本</th><th>その他</th><th>合計</th></tr><tr><td>27,411,151</td><td>3,624,988</td><td>31,036,140</td></tr></table> (注) 営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。 (2) 有形固定資産 同左 3. 主要な顧客ごとの情報 (1) 投資信託の名称 東京海上・円資産バランスファンド（毎月決算型） (2) 委託者報酬 3,106,318千円 (3) 関連するセグメント名 投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメント	日本	その他	合計	27,411,151	3,624,988	31,036,140
日本	その他	合計											
25,542,522	3,571,980	29,114,502											
日本	その他	合計											
27,411,151	3,624,988	31,036,140											

(関連当事者情報)

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 関連当事者との取引

- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
重要な取引はありません。
- (2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等
重要な取引はありません。
- (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
重要な取引はありません。
- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

- (1) 親会社情報
東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）
- (2) 重要な関連会社の要約財務情報
重要な関連会社はありません。

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 関連当事者との取引

- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
重要な取引はありません。
- (2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等
重要な取引はありません。
- (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の 名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 割合	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
同一の 親会社 をもつ 会社	東京海上 日動火災 保険 株式会社	東京都 千代田区	101,994,694 千円	損害 保険業	なし	投資信託 の取扱	投資信託 に係る 事務代行 手数料の 支払	1,337,087 千円	未払 手数料	450,379 千円
						役員の 兼任				

（注）＊取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

＊取引金額には、消費税等は含まれておりません。

- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

- (1) 親会社情報
東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）
- (2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

(1株当たり情報)

第38期 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	
1株当たり純資産額	658,381円38銭
1株当たり当期純利益金額	121,364円43銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎	
貸借対照表の純資産の部の合計額	25,216,006千円
純資産の部の合計額から控除する金額	—
普通株式に係る当期末の純資産額	25,216,006千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数	38,300株
1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益金額	4,648,257千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益金額	4,648,257千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株

第39期 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	
1株当たり純資産額	660,759円61銭
1株当たり当期純利益金額	123,612円34銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎	
貸借対照表の純資産の部の合計額	25,307,093千円
純資産の部の合計額から控除する金額	—
普通株式に係る当期末の純資産額	25,307,093千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数	38,300株
1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益金額	4,734,352千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益金額	4,734,352千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月4日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石井 章 悟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奈良 将太郎
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間 (2024年 9 月30日現在)		
資産の部		
流動資産		
現金・預金		1,645,916
前払費用		445,712
関係会社短期貸付金	* 1	16,221,561
未収委託者報酬		3,309,378
未収収益		4,469,276
未収入金		36,149
その他の流動資産		32,038
流動資産計		26,160,035
固定資産		
有形固定資産	* 2	575,879
建物		410,868
器具備品		165,010
無形固定資産		391,206
電話加入権		3,795
ソフトウェア		363,120
ソフトウェア仮勘定		24,290
投資その他の資産		3,670,742
投資有価証券		45,368
関係会社株式		1,669,314
その他の関係会社有価証券		80,000
長期前払費用		16,599
敷金		474,324
その他長期差入保証金		21,230
繰延税金資産		1,363,906
固定資産計		4,637,828
資産合計		30,797,863
負債の部		
流動負債		
未払金		3,575,044
未払手数料		1,469,010
その他未払金		2,106,034
未払費用		417,932
未払消費税等		265,456
未払法人税等		1,238,000
預り金		68,079
前受収益		12,827
賞与引当金		414,756
流動負債計		5,992,095
固定負債		
退職給付引当金		907,625
固定負債計		907,625
負債合計		6,899,721
純資産の部		
株主資本		23,888,762
資本金		2,000,000

資本剰余金	400,000
その他資本剰余金	400,000
利益剰余金	21,488,762
利益準備金	500,000
その他利益剰余金	20,988,762
繰越利益剰余金	20,988,762
評価・換算差額等	9,379
その他有価証券評価差額金	9,379
純資産合計	23,898,141
負債・純資産合計	30,797,863

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	8,038,620
運用受託報酬	6,708,309
投資助言報酬	59,208
その他営業収益	346,477
営業収益計	15,152,615
営業費用	
支払手数料	3,610,428
広告宣伝費	110,741
調査費	4,419,764
調査費	1,792,091
委託調査費	2,627,672
委託計算費	64,325
営業雑経費	136,280
通信費	29,635
印刷費	77,926
協会費	13,804
諸会費	10,164
図書費	4,750
営業費用計	8,341,540
一般管理費	
給料	1,768,814
役員報酬	39,165
給料・手当	1,586,043
賞与	143,605
交際費	7,666
寄付金	200
旅費交通費	77,766
租税公課	88,884
不動産賃借料	234,046
退職給付費用	89,439
賞与引当金繰入	414,756
固定資産減価償却費	* 1 123,747
法定福利費	349,296
福利厚生費	8,552
諸経費	231,573
一般管理費計	3,394,743

営業利益	3,416,330
営業外収益	
受取利息	8,215
受取配当金	1,300
為替差益	7,169
雑益	6,792
営業外収益計	23,477
営業外費用	
雑損	4,606
営業外費用計	4,606
経常利益	3,435,202
特別利益	-
特別損失	-
税引前中間純利益	3,435,202
法人税、住民税及び事業税	1,161,368
法人税等調整額	△ 105,882
法人税等合計	1,055,485
中間純利益	2,379,716

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	22,396,494
当中間期変動額					
剰余金の配当					△ 3,787,448
中間純利益					2,379,716
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	-	-	-	△ 1,407,732
当中間期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	20,988,762

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	22,896,494	25,296,494	10,599	10,599	25,307,093
当中間期変動額					
剰余金の配当	△ 3,787,448	△ 3,787,448			△ 3,787,448
中間純利益	2,379,716	2,379,716			2,379,716
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）			△ 1,219	△ 1,219	△ 1,219
当中間期変動額合計	△ 1,407,732	△ 1,407,732	△ 1,219	△ 1,219	△ 1,408,951
当中間期末残高	21,488,762	23,888,762	9,379	9,379	23,898,141

注記事項

(重要な会計方針)

当中間会計期間 自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	
(1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券	
移動平均法による原価法	
(2) その他有価証券	
① 市場価格のない株式等以外のもの	
中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)	
② 市場価格のない株式等	
移動平均法による原価法	
2. 固定資産の減価償却の方法	
(1) 有形固定資産	
定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。	
(2) 無形固定資産	
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。	
3. 引当金の計上基準	
(1) 賞与引当金	
従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。	
(2) 退職給付引当金	
従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。	
① 退職給付見込額の期間帰属方法	
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。	
② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法	
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生 of 翌事業年度から費用処理しております。	
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。	
4. 収益及び費用の計上基準	
当社は、顧客への投資運用業及び投資助言・代理業に関するサービスから生じる委託者報	

酬、運用受託報酬等により収益を獲得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用報酬

投資運用・助言サービスのうち運用資産残高等を基礎として算定される報酬（運用報酬）については、当該サービスに係る履行義務は日々充足されると判断し、運用期間にわたり収益として認識しております。確定した報酬は、月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。

(2) 成功報酬

成功報酬は、契約上定められる超過収益の達成等により履行義務を充足し、報酬額及び支払われることが確定した時点で収益として認識しております。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。

(中間貸借対照表関係)

	当中間会計期間 (2024年9月30日現在)						
* 1. 貸出コミットメント	当社は、グループ全体の資金管理や資金効率の向上をはかることを目的として、キャッシュ・マネジメント・サービス（以下「CMS」）を導入しております。当社は、関係会社と、CMSによる貸出コミットメントを定めた金銭消費貸借契約を締結しています。「関係会社短期貸付金」は、これによる貸付金であります。CMSにおける貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>貸出コミットメントの総額</td><td>30,000,000千円</td></tr> <tr> <td>貸出実行残高</td><td>16,221,561千円</td></tr> <tr> <td>差引額</td><td>13,778,438千円</td></tr> </table> なお、上記金銭消費貸借契約書において、経済情勢、金融情勢の変化、契約当事者の経営状態の変化、その他事由があるときには、貸出コミットメントの金額及び利息の条件について、契約当事者間で同意の上で変更できるものと定められており、必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。また、当社の資金が不足している場合には、資金を借り入れる場合があります。	貸出コミットメントの総額	30,000,000千円	貸出実行残高	16,221,561千円	差引額	13,778,438千円
貸出コミットメントの総額	30,000,000千円						
貸出実行残高	16,221,561千円						
差引額	13,778,438千円						
* 2. 有形固定資産の減価償却累計額	<table> <tr> <td>建物</td><td>269,340千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>490,446千円</td></tr> </table>	建物	269,340千円	器具備品	490,446千円		
建物	269,340千円						
器具備品	490,446千円						

(中間損益計算書関係)

	当中間会計期間 自 2024年4月1日 至 2024年9月30日				
* 1. 減価償却実施額	<table> <tr> <td>有形固定資産</td><td>62,689千円</td></tr> <tr> <td>無形固定資産</td><td>61,057千円</td></tr> </table>	有形固定資産	62,689千円	無形固定資産	61,057千円
有形固定資産	62,689千円				
無形固定資産	61,057千円				

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 自 2024年4月1日 至 2024年9月30日
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (株)	当中間会計期間 増加 (株)	当中間会計期間 減少 (株)	当中間会計期間末 (株)
普通株式	38,300	-	-	38,300

2. 配当に関する事項

配当金支払額

2024年6月26日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

- (イ) 配当金の総額・・・・・・・・・・3,787,448千円
- (ロ) 1株当たり配当額・・・・・・・・・・98,889円
- (ハ) 基準日・・・・・・・・・・2024年3月31日
- (ニ) 効力発生日・・・・・・・・・・2024年6月26日

(金融商品関係)

当中間会計期間（2024年9月30日現在）

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日現在における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
其他有価証券	45,368	45,368	-
敷金	474,324	472,101	△2,223
資産計	519,692	517,469	△2,223

(注1) 以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金
関係会社短期貸付金
未収委託者報酬
未収収益
未収入金
預り金
未払金
未払費用

(注2) 関係会社株式及びその他の関係会社有価証券については、市場価格のない株式等に該当することから、時価を注記しておりません。これらの中間貸借対照表計上額は、それぞれ以下のとおりです。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額
関係会社株式	
子会社株式	1,641,087
関連会社株式	28,227
その他の関係会社有価証券	80,000

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1)時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券	-	45,368	-	45,368
資産計	-	45,368	-	45,368

(2)時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	-	472,101	-	472,101
資産計	-	472,101	-	472,101

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

敷金

敷金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

当中間会計期間（2024年9月30日現在）

其他有価証券

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	証券投資信託	33,767	18,915	14,852
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	証券投資信託	11,600	12,933	△1,332
合計		45,368	31,849	13,519

(収益認識関係)

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	運用報酬	成功報酬	合計
--	------	------	----

委託者報酬	8,038,620	-	8,038,620
運用受託報酬	6,708,309	-	6,708,309
投資助言報酬	59,208	-	59,208
その他営業収益	346,477	-	346,477
合計	15,152,615	-	15,152,615

2. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権等

顧客との契約から生じた債権（期首残高） 7,611,757千円

顧客との契約から生じた債権（期末残高） 7,778,655千円

（＊）なお、当中間会計期間の期首及び期末において、顧客との契約から生じた契約資産及び契約負債はありません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
13,310,666	1,841,948	15,152,615

(注) 営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社は、外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

当中間会計期間 自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日																	
1 株当たり純資産額	623,972円37銭																
1 株当たり中間純利益金額	62,133円59銭																
なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 (注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎 <table> <tr> <td>中間貸借対照表の純資産の部の合計額</td><td>23,898,141千円</td></tr> <tr> <td>純資産の部の合計額から控除する金額</td><td>—</td></tr> <tr> <td>普通株式に係る中間会計期間末の純資産額</td><td>23,898,141千円</td></tr> <tr> <td>1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数</td><td>38,300株</td></tr> </table> 1 株当たり中間純利益金額の算定上の基礎 <table> <tr> <td>中間損益計算書上の中間純利益金額</td><td>2,379,716千円</td></tr> <tr> <td>普通株主に帰属しない金額</td><td>—</td></tr> <tr> <td>普通株式に係る中間純利益金額</td><td>2,379,716千円</td></tr> <tr> <td>普通株式の期中平均株式数</td><td>38,300株</td></tr> </table>		中間貸借対照表の純資産の部の合計額	23,898,141千円	純資産の部の合計額から控除する金額	—	普通株式に係る中間会計期間末の純資産額	23,898,141千円	1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数	38,300株	中間損益計算書上の中間純利益金額	2,379,716千円	普通株主に帰属しない金額	—	普通株式に係る中間純利益金額	2,379,716千円	普通株式の期中平均株式数	38,300株
中間貸借対照表の純資産の部の合計額	23,898,141千円																
純資産の部の合計額から控除する金額	—																
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額	23,898,141千円																
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数	38,300株																
中間損益計算書上の中間純利益金額	2,379,716千円																
普通株主に帰属しない金額	—																
普通株式に係る中間純利益金額	2,379,716千円																
普通株式の期中平均株式数	38,300株																

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

提出日現在、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実、及び重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

東京海上J-REIT投信(通貨選択型)
円コース(毎月分配型)

約 款

東京海上アセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託
東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）円コース（毎月分配型）

運用の基本方針

約款第18条（運用の基本方針）の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主にわが国の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）（以下総称して「Ｊ－ＲＥＩＴ」といいます。）を投資対象とする外国投資信託「Tokio Marine J-REIT Fund－JPYクラス」の受益証券と、主に円建て短期公社債およびコマーシャル・ペーパーなどに投資する親投資信託「東京海上マネープールマザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①外国投資信託「Tokio Marine J-REIT Fund－JPYクラス」の受益証券および親投資信託「東京海上マネープールマザーファンド」の受益証券への投資を通じて、Ｊ－ＲＥＩＴ等を実質的に投資します。
- ②運用にあたっては、上記の投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券を含みます。以下同じ。）のうち、「Tokio Marine J-REIT Fund－JPYクラス」の組入比率を高位に保つことを基本とします。
- ③資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

3. 運用制限

- (1) 株式への直接投資は行いません。
- (2) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- (3) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (4) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (5) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4. 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配にあたっては、原則として毎決算時に安定分配を継続的に行うことを目指します。また、4月と10月の決算時に、上記安定分配相当額に委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。収益分配金額は、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
東京海上J－REIT投信（通貨選択型）円コース（毎月分配型）
約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、東京海上アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

第3条 委託者は、金500億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ金1兆円を限度として信託金を追加できるものとします。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第4条 この信託の期間は、原則として信託契約締結日から2030年10月25日までとします。

【受益権の分割および再分割】

第5条 委託者は、第3条（信託の目的、金額および追加信託の限度額）第1項に規定する信託によって生じた受益権については500億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条（追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法）第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第5条（受益権の分割および再分割）の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法】

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日（「営業日」とは、委託者の営業日をいいます。また、委託者の営業日以外の日を「休業日」といいます。以下同じ。）の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条（公社債の借入）に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

③ 信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算は、原則として日本における計算日の対顧客電信売相場場の仲値によって計算し、第21条（外国為替予約の指図）に規定する外国為替予約に基づく予約為替の評価は原則として日本における計算日の対顧客先物売相場場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第10条 この信託の受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合、その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変

更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第5条（受益権の分割および再分割）の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第12条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第5条（受益権の分割および再分割）第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、1口の整数倍で指定販売会社が別に定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、指定販売会社は、取得申込者が指定販売会社と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結した場合に限り、1円以上1円単位をもって当該受益権の取得の申込に応じることができるものとします。ただし、第37条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第2項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込を行う場合については、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができます。
- ③ 前2項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 第3項および第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第30条（信託の計算期間）に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 第1項および第2項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第3項および第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑦ 第1項、第2項および第4項の規定にかかわらず、取得申込受付日が別に定める受付不可日のいずれかに該当する場合には、受益権の取得の申込を受付けないものとします。また、このほか取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置を取った場合には、指定販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取消すことができます。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第14条 受益権の譲渡は、前条（受益権の譲渡に係る記載または記録）の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）および次項に掲げる特定資産以外の資産とします。

1. 有価証券
2. 金銭債権（1.3.に掲げるものに該当するものを除きます。）
3. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

- ② この信託において投資の対象とする特定資産以外の資産は次に掲げるものとします。
為替手形

【運用の指図範囲】

第16条 委託者は、信託金を、主として次の第1号および第2号に掲げる投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券を含みます。以下同じ。）ならびに第3号から第6号に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 外国投資信託「Tokio Marine J-REIT Fund-JPYクラス」の受益証券
2. 「東京海上マネープールマザーファンド」の受益証券
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
5. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第5号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【利害関係人等との取引等】

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第22条（信託業務の委託等）第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条（投資の対象とする資産の種類）および前条（運用の指図範囲）に掲げる資産への投資等ならびに第19条（公社債の借入）、第21条（外国為替予約の指図）、第25条（有価証券の売却等の指図）、第26条（再投資の指図）および第27条（資金の借入）に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条（投資の対象とする資産の種類）および前条（運用の指図範囲）に掲げる資産への投資等ならびに第19条（公社債の借入）、第21条（外国為替予約の指図）、第25条（有価証券の売却等の指図）、第26条（再投資の指図）および第27条（資金の借入）に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【公社債の借入】

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の借入の指図は、当該借入に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

- ④ 第1項の借入に係る品借料は信託財産中から支弁します。

【特別な場合の外貨建有価証券への投資制限】

第20条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第21条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

【信用リスク集中回避のための投資制限】

第21条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【信託業務の委託等】

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第25条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第26条 委託者は、前条（有価証券の売却等の指図）の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入】

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替】

- 第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替をすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

- 第30条 この信託の計算期間は、毎月26日から翌月25日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成23年1月25日までとします。
- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日（法令により、これと異なる日を計算期間終了日と定められている場合には、法令にしたがいます。）とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第4条（信託期間）に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

- 第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

- 第32条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

【信託事務の諸費用および監査報酬】

- 第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）、信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額ならびに受託者の立替えた立替金の利息（これらを以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

【信託報酬の総額および支弁の時期】

- 第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条（信託の計算期間）に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の62.5の率を乗じて得た額とします。
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【収益の分配】

- 第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 配当金、利子、およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払に関する受託者の免責】

- 第36条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第37条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第39条（一部解約）第2項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第37条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資】

- 第37条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から指定販売会社の営業所等において、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係

る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条（受益権の帰属と受益証券の不発行）第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から指定販売会社の営業所等において、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として6営業日目から指定販売会社の営業所等において当該受益者に支払います。
- ⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、
- ⑥ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

【収益分配金および償還金の時効】

第38条 受益者が、収益分配金については前条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第1項に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないとき、信託終了による償還金については前条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第3項に規定する支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【一部解約】

第39条 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、当該請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ④ 第1項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求の受付日が別に定める受付不可日のいずれかに該当する場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。また、委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑤ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第2項の規定に準じて計算された価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取り扱い】

第40条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第41条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議

の通知を發します。

- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条（信託約款の変更等）の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第43条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条（信託約款の変更等）第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第44条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第46条（信託約款の変更等）の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第47条 この信託は、受益者が第39条（一部解約）の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払

われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第41条（信託契約の解約）に規定する信託契約の解約または前条（信託約款の変更等）に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

【信託期間の延長】

第48条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第48条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

【公告】

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【附 則】

附則第1条 この信託約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款または契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読替えるものとします。

附則第2条 約款第12条（受益権の申込単位および価額）第4項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）円コース（毎月分配型）
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）豪ドルコース（毎月分配型）
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（毎月分配型）
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（毎月分配型）
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）米ドルコース（毎月分配型）
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）メキシコペソコース（毎月分配型）

附則第3条 信託約款第12条（受益権の申込単位および価額）および第39条（一部解約）に規定する「別に定める受付不可日」は、次のものとします。

ニューヨークの銀行の休業日
ロンドンの銀行の休業日
ルクセンブルグの銀行の休業日
12月24日

上記条項により信託契約を締結します。

平成22年11月26日（信託契約締結日）

委託者 東京海上アセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託

東京海上J-REIT投信(通貨選択型)
円コース(年2回決算型)

約 款

東京海上アセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託
東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）円コース（年２回決算型）

運用の基本方針

約款第18条（運用の基本方針）の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主にわが国の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）（以下総称して「Ｊ－ＲＥＩＴ」といいます。）を投資対象とする外国投資信託「Tokio Marine J-REIT Fund－JPYクラス」の受益証券と、主に円建て短期公社債およびコマーシャル・ペーパーなどに投資する親投資信託「東京海上マネープールマザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①外国投資信託「Tokio Marine J-REIT Fund－JPYクラス」の受益証券および親投資信託「東京海上マネープールマザーファンド」の受益証券への投資を通じて、Ｊ－ＲＥＩＴ等を実質的に投資します。
- ②運用にあたっては、上記の投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券を含みます。以下同じ。）のうち、「Tokio Marine J-REIT Fund－JPYクラス」の組入比率を高位に保つことを基本とします。
- ③資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

3. 運用制限

- (1) 株式への直接投資は行いません。
- (2) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- (3) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (4) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (5) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4. 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
東京海上J－REIT投信（通貨選択型）円コース（年2回決算型）
約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、東京海上アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

第3条 委託者は、金500億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引受けま

② 委託者は、受託者と合意のうえ金1兆円を限度として信託金を追加できるものとします。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第4条 この信託の期間は、原則として信託契約締結日から2030年10月25日までとします。

【受益権の分割および再分割】

第5条 委託者は、第3条（信託の目的、金額および追加信託の限度額）第1項に規定する信託によって生じた受益権については500億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条（追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法）第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第5条（受益権の分割および再分割）の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法】

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日（「営業日」とは、委託者の営業日をいいます。また、委託者の営業日以外の日を「休業日」といいます。以下同じ。）の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条（公社債の借入）に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

③ 信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算は、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第21条（外国為替予約の指図）に規定する外国為替予約に基づく予約為替の評価は原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第10条 この信託の受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合、その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変

更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第5条（受益権の分割および再分割）の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第12条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第5条（受益権の分割および再分割）第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、1口の整数倍で指定販売会社が別に定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、指定販売会社は、取得申込者が指定販売会社と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結した場合に限り、1円以上1円単位をもって当該受益権の取得の申込に応じることができるものとします。ただし、第37条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第2項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込を行う場合については、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができます。
- ③ 前2項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 第3項および第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第30条（信託の計算期間）に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 第1項および第2項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第3項および第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑦ 第1項、第2項および第4項の規定にかかわらず、取得申込受付日が別に定める受付不可日のいずれかに該当する場合には、受益権の取得の申込を受付けないものとします。また、このほか取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置を取った場合には、指定販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取消すことができます。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第14条 受益権の譲渡は、前条（受益権の譲渡に係る記載または記録）の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）および次項に掲げる特定資産以外の資産とします。

1. 有価証券
2. 金銭債権（1.3.に掲げるものに該当するものを除きます。）
3. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

- ② この信託において投資の対象とする特定資産以外の資産は次に掲げるものとします。
為替手形

【運用の指図範囲】

第16条 委託者は、信託金を、主として次の第1号および第2号に掲げる投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券を含みます。以下同じ。）ならびに第3号から第6号に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 外国投資信託「Tokio Marine J-REIT Fund-JPYクラス」の受益証券
2. 「東京海上マネープールマザーファンド」の受益証券
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
5. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第5号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【利害関係人等との取引等】

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第22条（信託業務の委託等）第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条（投資の対象とする資産の種類）および前条（運用の指図範囲）に掲げる資産への投資等ならびに第19条（公社債の借入）、第21条（外国為替予約の指図）、第25条（有価証券の売却等の指図）、第26条（再投資の指図）および第27条（資金の借入）に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条（投資の対象とする資産の種類）および前条（運用の指図範囲）に掲げる資産への投資等ならびに第19条（公社債の借入）、第21条（外国為替予約の指図）、第25条（有価証券の売却等の指図）、第26条（再投資の指図）および第27条（資金の借入）に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【公社債の借入】

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の借入の指図は、当該借入に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入に係る品借料は信託財産中から支弁します。

【特別な場合の外貨建有価証券への投資制限】

第20条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第21条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

【信用リスク集中回避のための投資制限】

第21条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【信託業務の委託等】

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第25条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第26条 委託者は、前条（有価証券の売却等の指図）の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入】

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替】

- 第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替をすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

- 第30条 この信託の計算期間は、毎年4月26日から10月25日までおよび10月26日から翌年4月25日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成23年4月25日までとします。
- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日（法令により、これと異なる日を計算期間終了日と定められている場合には、法令にしたがいます。）とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第4条（信託期間）に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

- 第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

- 第32条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

【信託事務の諸費用および監査報酬】

- 第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）、信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額ならびに受託者の立替えた立替金の利息（これらを以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

【信託報酬の総額および支弁の時期】

- 第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条（信託の計算期間）に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の62.5の率を乗じて得た額とします。
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【収益の分配】

- 第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 配当金、利子、およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払に関する受託者の免責】

- 第36条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第37条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第39条（一部解約）第2項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第37条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資】

- 第37条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から指定販売会社の営業所等において、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係

る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条（受益権の帰属と受益証券の不発行）第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から指定販売会社の営業所等において、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として6営業日目から指定販売会社の営業所等において当該受益者に支払います。
- ⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、
- ⑥ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

【収益分配金および償還金の時効】

第38条 受益者が、収益分配金については前条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第1項に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないとき、信託終了による償還金については前条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第3項に規定する支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【一部解約】

第39条 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、当該請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ④ 第1項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求の受付日が別に定める受付不可日のいずれかに該当する場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。また、委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
- ⑤ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第2項の規定に準じて計算された価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取り扱い】

第40条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第41条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議

の通知を發します。

- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条（信託約款の変更等）の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第43条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条（信託約款の変更等）第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第44条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第46条（信託約款の変更等）の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第47条 この信託は、受益者が第39条（一部解約）の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払

われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第41条（信託契約の解約）に規定する信託契約の解約または前条（信託約款の変更等）に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

【信託期間の延長】

第48条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第48条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

【公告】

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【附 則】

附則第1条 この信託約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款または契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読替えるものとします。

附則第2条 約款第12条（受益権の申込単位および価額）第4項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）円コース（年2回決算型）
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）豪ドルコース（年2回決算型）
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（年2回決算型）
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（年2回決算型）
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）米ドルコース（年2回決算型）
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）メキシコペソコース（年2回決算型）
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）マネープール・フアンド（年2回決算型）

附則第3条 信託約款第12条（受益権の申込単位および価額）および第39条（一部解約）に規定する「別に定める受付不可日」は、次のものとします。

ニューヨークの銀行の休業日
ロンドンの銀行の休業日
ルクセンブルグの銀行の休業日
12月24日

上記条項により信託契約を締結します。

平成22年11月26日（信託契約締結日）

委託者 東京海上アセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託

東京海上J-REIT投信(通貨選択型)
豪ドルコース(毎月分配型)

約 款

東京海上アセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託
東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）豪ドルコース（毎月分配型）

運用の基本方針

約款第18条（運用の基本方針）の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主にわが国の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）（以下総称して「Ｊ－ＲＥＩＴ」といいます。）を投資対象とする外国投資信託「Tokio Marine J-REIT Fund－AUDクラス」の受益証券と、主に円建て短期公社債およびコマーシャル・ペーパーなどに投資する親投資信託「東京海上マネープールマザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①外国投資信託「Tokio Marine J-REIT Fund－AUDクラス」の受益証券および親投資信託「東京海上マネープールマザーファンド」の受益証券への投資を通じて、Ｊ－ＲＥＩＴ等を実質的に投資します。
- ②運用にあたっては、上記の投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券を含みます。以下同じ。）のうち、「Tokio Marine J-REIT Fund－AUDクラス」の組入比率を高位に保つことを基本とします。
- ③資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

3. 運用制限

- (1) 株式への直接投資は行いません。
- (2) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- (3) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (4) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (5) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4. 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配にあたっては、原則として毎決算時に安定分配を継続的に行うことを目指します。また、4月と10月の決算時に、上記安定分配相当額に委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。収益分配金額は、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）豪ドルコース（毎月分配型）
約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、東京海上アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

第3条 委託者は、金500億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ金1兆円を限度として信託金を追加できるものとします。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第4条 この信託の期間は、原則として信託契約締結日から2030年10月25日までとします。

【受益権の分割および再分割】

第5条 委託者は、第3条（信託の目的、金額および追加信託の限度額）第1項に規定する信託によって生じた受益権については500億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条（追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法）第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第5条（受益権の分割および再分割）の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法】

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日（「営業日」とは、委託者の営業日をいいます。また、委託者の営業日以外の日を「休業日」といいます。以下同じ。）の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条（公社債の借入）に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

③ 信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算は、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第21条（外国為替予約の指図）に規定する外国為替予約に基づく予約為替の評価は原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第10条 この信託の受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合、その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変

更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第5条（受益権の分割および再分割）の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第12条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第5条（受益権の分割および再分割）第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、1口の整数倍で指定販売会社が別に定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、指定販売会社は、取得申込者が指定販売会社と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結した場合に限り、1円以上1円単位をもって当該受益権の取得の申込に応じることができるものとします。ただし、第37条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第2項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込を行う場合については、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができます。
- ③ 前2項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 第3項および第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第30条（信託の計算期間）に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 第1項および第2項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第3項および第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑦ 第1項、第2項および第4項の規定にかかわらず、取得申込受付日が別に定める受付不可日のいずれかに該当する場合には、受益権の取得の申込を受付けないものとします。また、このほか取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置を取った場合には、指定販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取消すことができます。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第14条 受益権の譲渡は、前条（受益権の譲渡に係る記載または記録）の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）および次項に掲げる特定資産以外の資産とします。

1. 有価証券
2. 金銭債権（1.3.に掲げるものに該当するものを除きます。）
3. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

- ② この信託において投資の対象とする特定資産以外の資産は次に掲げるものとします。
為替手形

【運用の指図範囲】

第16条 委託者は、信託金を、主として次の第1号および第2号に掲げる投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券を含みます。以下同じ。）ならびに第3号から第6号に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 外国投資信託「Tokio Marine J-REIT Fund—AUDクラス」の受益証券
2. 「東京海上マネープールマザーファンド」の受益証券
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
5. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第5号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【利害関係人等との取引等】

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第22条（信託業務の委託等）第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条（投資の対象とする資産の種類）および前条（運用の指図範囲）に掲げる資産への投資等ならびに第19条（公社債の借入）、第21条（外国為替予約の指図）、第25条（有価証券の売却等の指図）、第26条（再投資の指図）および第27条（資金の借入）に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条（投資の対象とする資産の種類）および前条（運用の指図範囲）に掲げる資産への投資等ならびに第19条（公社債の借入）、第21条（外国為替予約の指図）、第25条（有価証券の売却等の指図）、第26条（再投資の指図）および第27条（資金の借入）に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【公社債の借入】

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の借入の指図は、当該借入に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができます。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

- ④ 第1項の借入に係る品借料は信託財産中から支弁します。

【特別な場合の外貨建有価証券への投資制限】

第20条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第21条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

【信用リスク集中回避のための投資制限】

第21条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【信託業務の委託等】

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第25条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第26条 委託者は、前条（有価証券の売却等の指図）の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入】

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替】

- 第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替をすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

- 第30条 この信託の計算期間は、毎月26日から翌月25日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成23年1月25日までとします。
- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日（法令により、これと異なる日を計算期間終了日と定められている場合には、法令にしたがいます。）とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第4条（信託期間）に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

- 第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

- 第32条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

【信託事務の諸費用および監査報酬】

- 第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）、信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額ならびに受託者の立替えた立替金の利息（これらを以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

【信託報酬の総額および支弁の時期】

- 第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条（信託の計算期間）に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の62.5の率を乗じて得た額とします。
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【収益の分配】

- 第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 配当金、利子、およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払に関する受託者の免責】

- 第36条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第37条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第39条（一部解約）第2項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第37条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資】

- 第37条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から指定販売会社の営業所等において、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係

る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条（受益権の帰属と受益証券の不発行）第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から指定販売会社の営業所等において、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として6営業日目から指定販売会社の営業所等において当該受益者に支払います。
- ⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、
- ⑥ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

【収益分配金および償還金の時効】

第38条 受益者が、収益分配金については前条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第1項に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないとき、信託終了による償還金については前条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第3項に規定する支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【一部解約】

第39条 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、当該請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ④ 第1項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求の受付日が別に定める受付不可日のいずれかに該当する場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。また、委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑤ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第2項の規定に準じて計算された価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取り扱い】

第40条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第41条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議

の通知を發します。

- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条（信託約款の変更等）の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第43条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条（信託約款の変更等）第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第44条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第46条（信託約款の変更等）の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第47条 この信託は、受益者が第39条（一部解約）の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払

われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第41条（信託契約の解約）に規定する信託契約の解約または前条（信託約款の変更等）に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

【信託期間の延長】

第48条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第48条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

【公告】

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【附 則】

附則第1条 この信託約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款または契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読替えるものとします。

附則第2条 約款第12条（受益権の申込単位および価額）第4項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）円コース（毎月分配型）
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）豪ドルコース（毎月分配型）
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（毎月分配型）
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（毎月分配型）
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）米ドルコース（毎月分配型）
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）メキシコペソコース（毎月分配型）

附則第3条 信託約款第12条（受益権の申込単位および価額）および第39条（一部解約）に規定する「別に定める受付不可日」は、次のものとします。

ニューヨークの銀行の休業日
ロンドンの銀行の休業日
ルクセンブルグの銀行の休業日
12月24日

上記条項により信託契約を締結します。

平成22年11月26日（信託契約締結日）

委託者 東京海上アセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託

東京海上J-REIT投信(通貨選択型)
豪ドルコース(年2回決算型)

約 款

東京海上アセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託
東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）豪ドルコース（年２回決算型）

運用の基本方針

約款第18条（運用の基本方針）の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

２．運用方法

（１）投資対象

主にわが国の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）（以下総称して「Ｊ－ＲＥＩＴ」といいます。）を投資対象とする外国投資信託「Tokio Marine J-REIT Fund－AUDクラス」の受益証券と、主に円建て短期公社債およびコマーシャル・ペーパーなどに投資する親投資信託「東京海上マネープールマザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。

（２）投資態度

- ①外国投資信託「Tokio Marine J-REIT Fund－AUDクラス」の受益証券および親投資信託「東京海上マネープールマザーファンド」の受益証券への投資を通じて、Ｊ－ＲＥＩＴ等を実質的に投資します。
- ②運用にあたっては、上記の投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券を含みます。以下同じ。）のうち、「Tokio Marine J-REIT Fund－AUDクラス」の組入比率を高位に保つことを基本とします。
- ③資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

３．運用制限

- （１）株式への直接投資は行いません。
- （２）外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- （３）投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- （４）同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- （５）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

４．収益分配方針

毎決算時に、原則として次の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）豪ドルコース（年２回決算型）
約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第１条 この信託は、証券投資信託であり、東京海上アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第２条 受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

第３条 委託者は、金500億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引受けま

す。

② 委託者は、受託者と合意のうえ金１兆円を限度として信託金を追加できるものとします。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第４条 この信託の期間は、原則として信託契約締結日から2030年10月25日までとします。

【受益権の分割および再分割】

第５条 委託者は、第３条（信託の目的、金額および追加信託の限度額）第１項に規定する信託によって生じた受益権については500億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条（追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法）第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第６条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第７条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第５条（受益権の分割および再分割）の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法】

第８条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日（「営業日」とは、委託者の営業日をいいます。また、委託者の営業日以外の日を「休業日」といいます。以下同じ。）の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条（公社債の借入）に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

③ 信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算は、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第21条（外国為替予約の指図）に規定する外国為替予約に基づく予約為替の評価は原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第９条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第10条 この信託の受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合、その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変

更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第5条（受益権の分割および再分割）の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第12条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第5条（受益権の分割および再分割）第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、1口の整数倍で指定販売会社が別に定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、指定販売会社は、取得申込者が指定販売会社と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結した場合に限り、1円以上1円単位をもって当該受益権の取得の申込に応じることができるものとします。ただし、第37条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第2項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込を行う場合については、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができます。
- ③ 前2項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 第3項および第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第30条（信託の計算期間）に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 第1項および第2項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第3項および第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑦ 第1項、第2項および第4項の規定にかかわらず、取得申込受付日が別に定める受付不可日のいずれかに該当する場合には、受益権の取得の申込を受付けないものとします。また、このほか取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置を取った場合には、指定販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取消すことができます。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第14条 受益権の譲渡は、前条（受益権の譲渡に係る記載または記録）の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）および次項に掲げる特定資産以外の資産とします。

1. 有価証券
2. 金銭債権（1.3.に掲げるものに該当するものを除きます。）
3. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

- ② この信託において投資の対象とする特定資産以外の資産は次に掲げるものとします。
為替手形

【運用の指図範囲】

第16条 委託者は、信託金を、主として次の第1号および第2号に掲げる投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券を含みます。以下同じ。）ならびに第3号から第6号に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 外国投資信託「Tokio Marine J-REIT Fund—AUDクラス」の受益証券
2. 「東京海上マネープールマザーファンド」の受益証券
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
5. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第5号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【利害関係人等との取引等】

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第22条（信託業務の委託等）第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条（投資の対象とする資産の種類）および前条（運用の指図範囲）に掲げる資産への投資等ならびに第19条（公社債の借入）、第21条（外国為替予約の指図）、第25条（有価証券の売却等の指図）、第26条（再投資の指図）および第27条（資金の借入）に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条（投資の対象とする資産の種類）および前条（運用の指図範囲）に掲げる資産への投資等ならびに第19条（公社債の借入）、第21条（外国為替予約の指図）、第25条（有価証券の売却等の指図）、第26条（再投資の指図）および第27条（資金の借入）に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【公社債の借入】

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の借入の指図は、当該借入に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入に係る品借料は信託財産中から支弁します。

【特別な場合の外貨建有価証券への投資制限】

第20条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第21条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

【信用リスク集中回避のための投資制限】

第21条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【信託業務の委託等】

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第25条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第26条 委託者は、前条（有価証券の売却等の指図）の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入】

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替】

- 第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替をすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

- 第30条 この信託の計算期間は、毎年4月26日から10月25日までおよび10月26日から翌年4月25日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成23年4月25日までとします。
- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日（法令により、これと異なる日を計算期間終了日と定められている場合には、法令にしたがいます。）とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第4条（信託期間）に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

- 第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

- 第32条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

【信託事務の諸費用および監査報酬】

- 第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）、信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額ならびに受託者の立替えた立替金の利息（これらを以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

【信託報酬の総額および支弁の時期】

- 第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条（信託の計算期間）に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の62.5の率を乗じて得た額とします。
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【収益の分配】

- 第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 配当金、利子、およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払に関する受託者の免責】

- 第36条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第37条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第39条（一部解約）第2項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第37条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資】

- 第37条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から指定販売会社の営業所等において、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係

る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条（受益権の帰属と受益証券の不発行）第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から指定販売会社の営業所等において、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として6営業日目から指定販売会社の営業所等において当該受益者に支払います。
- ⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、
- ⑥ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

【収益分配金および償還金の時効】

第38条 受益者が、収益分配金については前条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第1項に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないとき、信託終了による償還金については前条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第3項に規定する支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【一部解約】

第39条 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、当該請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ④ 第1項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求の受付日が別に定める受付不可日のいずれかに該当する場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。また、委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
- ⑤ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第2項の規定に準じて計算された価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取り扱い】

第40条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第41条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議

の通知を發します。

- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条（信託約款の変更等）の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第43条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条（信託約款の変更等）第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第44条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第46条（信託約款の変更等）の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第47条 この信託は、受益者が第39条（一部解約）の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払

われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第41条（信託契約の解約）に規定する信託契約の解約または前条（信託約款の変更等）に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

【信託期間の延長】

第48条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第48条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

【公告】

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【附 則】

附則第1条 この信託約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款または契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読替えるものとします。

附則第2条 約款第12条（受益権の申込単位および価額）第4項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）円コース（年2回決算型）
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）豪ドルコース（年2回決算型）
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（年2回決算型）
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（年2回決算型）
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）米ドルコース（年2回決算型）
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）メキシコペソコース（年2回決算型）
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）マネープール・フアンド（年2回決算型）

附則第3条 信託約款第12条（受益権の申込単位および価額）および第39条（一部解約）に規定する「別に定める受付不可日」は、次のものとします。

ニューヨークの銀行の休業日
ロンドンの銀行の休業日
ルクセンブルグの銀行の休業日
12月24日

上記条項により信託契約を締結します。

平成22年11月26日（信託契約締結日）

委託者 東京海上アセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託

東京海上J-REIT投信(通貨選択型)
ブラジルリアルコース(毎月分配型)

約 款

東京海上アセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託
東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（毎月分配型）

運用の基本方針

約款第18条（運用の基本方針）の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主にわが国の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）（以下総称して「Ｊ－ＲＥＩＴ」といいます。）を投資対象とする外国投資信託「Tokio Marine J-REIT Fund－BRLクラス」の受益証券と、主に円建て短期公社債およびコマーシャル・ペーパーなどに投資する親投資信託「東京海上マネープールマザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①外国投資信託「Tokio Marine J-REIT Fund－BRLクラス」の受益証券および親投資信託「東京海上マネープールマザーファンド」の受益証券への投資を通じて、Ｊ－ＲＥＩＴ等を実質的に投資します。
- ②運用にあたっては、上記の投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券を含みます。以下同じ。）のうち、「Tokio Marine J-REIT Fund－BRLクラス」の組入比率を高位に保つことを基本とします。
- ③資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

3. 運用制限

- (1) 株式への直接投資は行いません。
- (2) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- (3) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (4) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (5) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4. 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配にあたっては、原則として毎決算時に安定分配を継続的に行うことを目指します。また、4月と10月の決算時に、上記安定分配相当額に委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。収益分配金額は、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（毎月分配型）
約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、東京海上アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

第3条 委託者は、金500億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引受けま

② 委託者は、受託者と合意のうえ金1兆円を限度として信託金を追加できるものとします。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第4条 この信託の期間は、原則として信託契約締結日から2030年10月25日までとします。

【受益権の分割および再分割】

第5条 委託者は、第3条（信託の目的、金額および追加信託の限度額）第1項に規定する信託によって生じた受益権については500億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条（追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法）第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第5条（受益権の分割および再分割）の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法】

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日（「営業日」とは、委託者の営業日をいいます。また、委託者の営業日以外の日を「休業日」といいます。以下同じ。）の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条（公社債の借入）に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

③ 信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算は、原則として日本における計算日の対顧客電信売相場場の仲値によって計算し、第21条（外国為替予約の指図）に規定する外国為替予約に基づく予約為替の評価は原則として日本における計算日の対顧客先物売相場場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第10条 この信託の受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合、その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変

更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第5条（受益権の分割および再分割）の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第12条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第5条（受益権の分割および再分割）第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、1口の整数倍で指定販売会社が別に定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、指定販売会社は、取得申込者が指定販売会社と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結した場合に限り、1円以上1円単位をもって当該受益権の取得の申込に応じることができるものとします。ただし、第37条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第2項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込を行う場合については、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができます。
- ③ 前2項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 第3項および第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第30条（信託の計算期間）に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 第1項および第2項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第3項および第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑦ 第1項、第2項および第4項の規定にかかわらず、取得申込受付日が別に定める受付不可日のいずれかに該当する場合には、受益権の取得の申込を受付けないものとします。また、このほか取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置を取った場合には、指定販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取消すことができます。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第14条 受益権の譲渡は、前条（受益権の譲渡に係る記載または記録）の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）および次項に掲げる特定資産以外の資産とします。

1. 有価証券
2. 金銭債権（1.3.に掲げるものに該当するものを除きます。）
3. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

- ② この信託において投資の対象とする特定資産以外の資産は次に掲げるものとします。
為替手形

【運用の指図範囲】

第16条 委託者は、信託金を、主として次の第1号および第2号に掲げる投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券を含みます。以下同じ。）ならびに第3号から第6号に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 外国投資信託「Tokio Marine J-REIT Fund－BRLクラス」の受益証券
2. 「東京海上マネープールマザーファンド」の受益証券
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
5. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第5号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【利害関係人等との取引等】

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第22条（信託業務の委託等）第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条（投資の対象とする資産の種類）および前条（運用の指図範囲）に掲げる資産への投資等ならびに第19条（公社債の借入）、第21条（外国為替予約の指図）、第25条（有価証券の売却等の指図）、第26条（再投資の指図）および第27条（資金の借入）に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条（投資の対象とする資産の種類）および前条（運用の指図範囲）に掲げる資産への投資等ならびに第19条（公社債の借入）、第21条（外国為替予約の指図）、第25条（有価証券の売却等の指図）、第26条（再投資の指図）および第27条（資金の借入）に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【公社債の借入】

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の借入の指図は、当該借入に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができます。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

- ④ 第1項の借入に係る品借料は信託財産中から支弁します。

【特別な場合の外貨建有価証券への投資制限】

第20条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第21条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

【信用リスク集中回避のための投資制限】

第21条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【信託業務の委託等】

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第25条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第26条 委託者は、前条（有価証券の売却等の指図）の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入】

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替】

- 第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替をすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

- 第30条 この信託の計算期間は、毎月26日から翌月25日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成23年1月25日までとします。
- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日（法令により、これと異なる日を計算期間終了日と定められている場合には、法令にしたがいます。）とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第4条（信託期間）に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

- 第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

- 第32条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

【信託事務の諸費用および監査報酬】

- 第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）、信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額ならびに受託者の立替えた立替金の利息（これらを以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

【信託報酬の総額および支弁の時期】

- 第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条（信託の計算期間）に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の62.5の率を乗じて得た額とします。
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【収益の分配】

- 第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 配当金、利子、およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払に関する受託者の免責】

- 第36条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第37条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第39条（一部解約）第2項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第37条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資】

- 第37条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から指定販売会社の営業所等において、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係

る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条（受益権の帰属と受益証券の不発行）第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から指定販売会社の営業所等において、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として6営業日目から指定販売会社の営業所等において当該受益者に支払います。
- ⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、
- ⑥ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

【収益分配金および償還金の時効】

第38条 受益者が、収益分配金については前条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第1項に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないとき、信託終了による償還金については前条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第3項に規定する支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【一部解約】

第39条 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、当該請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ④ 第1項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求の受付日が別に定める受付不可日のいずれかに該当する場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。また、委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑤ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第2項の規定に準じて計算された価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取り扱い】

第40条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第41条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議

の通知を發します。

- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条（信託約款の変更等）の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第43条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条（信託約款の変更等）第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第44条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第46条（信託約款の変更等）の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第47条 この信託は、受益者が第39条（一部解約）の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払

われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第41条（信託契約の解約）に規定する信託契約の解約または前条（信託約款の変更等）に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

【信託期間の延長】

第48条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第48条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

【公告】

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【附 則】

附則第1条 この信託約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款または契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読替えるものとします。

附則第2条 約款第12条（受益権の申込単位および価額）第4項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）円コース（毎月分配型）
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）豪ドルコース（毎月分配型）
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（毎月分配型）
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（毎月分配型）
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）米ドルコース（毎月分配型）
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）メキシコペソコース（毎月分配型）

附則第3条 信託約款第12条（受益権の申込単位および価額）および第39条（一部解約）に規定する「別に定める受付不可日」は、次のものとします。

ニューヨークの銀行の休業日
ロンドンの銀行の休業日
ルクセンブルグの銀行の休業日
サンパウロの銀行の休業日
ブラジル商品先物取引所の休業日
12月24日

上記条項により信託契約を締結します。

平成22年11月26日（信託契約締結日）

委託者 東京海上アセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託

東京海上J-REIT投信(通貨選択型)
ブラジルリアルコース(年2回決算型)

約 款

東京海上アセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託
東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（年２回決算型）

運用の基本方針

約款第18条（運用の基本方針）の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

２．運用方法

（１）投資対象

主にわが国の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）（以下総称して「Ｊ－ＲＥＩＴ」といいます。）を投資対象とする外国投資信託「Tokio Marine J-REIT Fund－BRLクラス」の受益証券と、主に円建て短期公社債およびコマーシャル・ペーパーなどに投資する親投資信託「東京海上マネープールマザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。

（２）投資態度

- ①外国投資信託「Tokio Marine J-REIT Fund－BRLクラス」の受益証券および親投資信託「東京海上マネープールマザーファンド」の受益証券への投資を通じて、Ｊ－ＲＥＩＴ等を実質的に投資します。
- ②運用にあたっては、上記の投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券を含みます。以下同じ。）のうち、「Tokio Marine J-REIT Fund－BRLクラス」の組入比率を高位に保つことを基本とします。
- ③資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

３．運用制限

- （１）株式への直接投資は行いません。
- （２）外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- （３）投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- （４）同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- （５）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、35％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

４．収益分配方針

毎決算時に、原則として次の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（年２回決算型）
約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第１条 この信託は、証券投資信託であり、東京海上アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第２条 受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

第３条 委託者は、金500億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引受けま

す。

② 委託者は、受託者と合意のうえ金１兆円を限度として信託金を追加できるものとします。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第４条 この信託の期間は、原則として信託契約締結日から2030年10月25日までとします。

【受益権の分割および再分割】

第５条 委託者は、第３条（信託の目的、金額および追加信託の限度額）第１項に規定する信託によって生じた受益権については500億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条（追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法）第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第６条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第７条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第５条（受益権の分割および再分割）の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法】

第８条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日（「営業日」とは、委託者の営業日をいいます。また、委託者の営業日以外の日を「休業日」といいます。以下同じ。）の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条（公社債の借入）に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

③ 信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算は、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第21条（外国為替予約の指図）に規定する外国為替予約に基づく予約為替の評価は原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第９条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第10条 この信託の受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合、その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変

更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第5条（受益権の分割および再分割）の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第12条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第5条（受益権の分割および再分割）第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、1口の整数倍で指定販売会社が別に定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、指定販売会社は、取得申込者が指定販売会社と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結した場合に限り、1円以上1円単位をもって当該受益権の取得の申込に応じることができるものとします。ただし、第37条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第2項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込を行う場合については、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができます。
- ③ 前2項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 第3項および第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第30条（信託の計算期間）に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 第1項および第2項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第3項および第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑦ 第1項、第2項および第4項の規定にかかわらず、取得申込受付日が別に定める受付不可日のいずれかに該当する場合には、受益権の取得の申込を受付けないものとします。また、このほか取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置を取った場合には、指定販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取消すことができます。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第14条 受益権の譲渡は、前条（受益権の譲渡に係る記載または記録）の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）および次項に掲げる特定資産以外の資産とします。

1. 有価証券
2. 金銭債権（1.3.に掲げるものに該当するものを除きます。）
3. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

- ② この信託において投資の対象とする特定資産以外の資産は次に掲げるものとします。
為替手形

【運用の指図範囲】

第16条 委託者は、信託金を、主として次の第1号および第2号に掲げる投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券を含みます。以下同じ。）ならびに第3号から第6号に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 外国投資信託「Tokio Marine J-REIT Fund－BRLクラス」の受益証券
2. 「東京海上マネープールマザーファンド」の受益証券
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
5. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第5号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【利害関係人等との取引等】

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第22条（信託業務の委託等）第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条（投資の対象とする資産の種類）および前条（運用の指図範囲）に掲げる資産への投資等ならびに第19条（公社債の借入）、第21条（外国為替予約の指図）、第25条（有価証券の売却等の指図）、第26条（再投資の指図）および第27条（資金の借入）に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条（投資の対象とする資産の種類）および前条（運用の指図範囲）に掲げる資産への投資等ならびに第19条（公社債の借入）、第21条（外国為替予約の指図）、第25条（有価証券の売却等の指図）、第26条（再投資の指図）および第27条（資金の借入）に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【公社債の借入】

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の借入の指図は、当該借入に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

- ④ 第1項の借入に係る品借料は信託財産中から支弁します。

【特別な場合の外貨建有価証券への投資制限】

第20条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第21条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

【信用リスク集中回避のための投資制限】

第21条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【信託業務の委託等】

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第25条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第26条 委託者は、前条（有価証券の売却等の指図）の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入】

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替】

- 第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替をすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

- 第30条 この信託の計算期間は、毎年4月26日から10月25日までおよび10月26日から翌年4月25日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成23年4月25日までとします。
- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日（法令により、これと異なる日を計算期間終了日と定められている場合には、法令にしたがいます。）とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第4条（信託期間）に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

- 第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

- 第32条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

【信託事務の諸費用および監査報酬】

- 第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）、信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額ならびに受託者の立替えた立替金の利息（これらを以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

【信託報酬の総額および支弁の時期】

- 第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条（信託の計算期間）に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の62.5の率を乗じて得た額とします。
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【収益の分配】

- 第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 配当金、利子、およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払に関する受託者の免責】

- 第36条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第37条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第39条（一部解約）第2項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第37条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資】

- 第37条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から指定販売会社の営業所等において、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係

る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条（受益権の帰属と受益証券の不発行）第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から指定販売会社の営業所等において、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として6営業日目から指定販売会社の営業所等において当該受益者に支払います。
- ⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、
- ⑥ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

【収益分配金および償還金の時効】

第38条 受益者が、収益分配金については前条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第1項に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないとき、信託終了による償還金については前条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第3項に規定する支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【一部解約】

第39条 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、当該請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ④ 第1項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求の受付日が別に定める受付不可日のいずれかに該当する場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。また、委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
- ⑤ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第2項の規定に準じて計算された価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取り扱い】

第40条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第41条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議

の通知を發します。

- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条（信託約款の変更等）の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第43条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条（信託約款の変更等）第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第44条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第46条（信託約款の変更等）の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第47条 この信託は、受益者が第39条（一部解約）の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払

われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第41条（信託契約の解約）に規定する信託契約の解約または前条（信託約款の変更等）に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

【信託期間の延長】

第48条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第48条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

【公告】

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【附 則】

附則第1条 この信託約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款または契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読替えるものとします。

附則第2条 約款第12条（受益権の申込単位および価額）第4項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）円コース（年2回決算型）
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）豪ドルコース（年2回決算型）
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（年2回決算型）
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（年2回決算型）
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）米ドルコース（年2回決算型）
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）メキシコペソコース（年2回決算型）
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）マネープール・フアンド（年2回決算型）

附則第3条 信託約款第12条（受益権の申込単位および価額）および第39条（一部解約）に規定する「別に定める受付不可日」は、次のものとします。

ニューヨークの銀行の休業日
ロンドンの銀行の休業日
ルクセンブルグの銀行の休業日
サンパウロの銀行の休業日
ブラジル商品先物取引所の休業日
12月24日

上記条項により信託契約を締結します。

平成22年11月26日（信託契約締結日）

委託者 東京海上アセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託

東京海上J-REIT投信(通貨選択型)
インドネシアルピアコース(毎月分配型)

約 款

東京海上アセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託
東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（毎月分配型）

運用の基本方針

約款第18条（運用の基本方針）の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主にわが国の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）（以下総称して「Ｊ－ＲＥＩＴ」といいます。）を投資対象とする外国投資信託「Tokio Marine J-REIT Fund－IDRクラス」の受益証券と、主に円建て短期公社債およびコマーシャル・ペーパーなどに投資する親投資信託「東京海上マネープールマザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①外国投資信託「Tokio Marine J-REIT Fund－IDRクラス」の受益証券および親投資信託「東京海上マネープールマザーファンド」の受益証券への投資を通じて、Ｊ－ＲＥＩＴ等を実質的に投資します。
- ②運用にあたっては、上記の投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券を含みます。以下同じ。）のうち、「Tokio Marine J-REIT Fund－IDRクラス」の組入比率を高位に保つことを基本とします。
- ③資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

3. 運用制限

- (1) 株式への直接投資は行いません。
- (2) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- (3) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (4) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (5) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、35％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4. 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配にあたっては、原則として毎決算時に安定分配を継続的に行うことを目指します。また、4月と10月の決算時に、上記安定分配相当額に委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。収益分配金額は、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（毎月分配型）
約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、東京海上アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

第3条 委託者は、金500億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ金1兆円を限度として信託金を追加できるものとします。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第4条 この信託の期間は、原則として信託契約締結日から2030年10月25日までとします。

【受益権の分割および再分割】

第5条 委託者は、第3条（信託の目的、金額および追加信託の限度額）第1項に規定する信託によって生じた受益権については500億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条（追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法）第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第5条（受益権の分割および再分割）の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法】

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日（「営業日」とは、委託者の営業日をいいます。また、委託者の営業日以外の日を「休業日」といいます。以下同じ。）の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条（公社債の借入）に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

③ 信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算は、原則として日本における計算日の対顧客電信売相場場の仲値によって計算し、第21条（外国為替予約の指図）に規定する外国為替予約に基づく予約為替の評価は原則として日本における計算日の対顧客先物売相場場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第10条 この信託の受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合、その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変

更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第5条（受益権の分割および再分割）の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第12条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第5条（受益権の分割および再分割）第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、1口の整数倍で指定販売会社が別に定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、指定販売会社は、取得申込者が指定販売会社と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結した場合に限り、1円以上1円単位をもって当該受益権の取得の申込に応じることができるものとします。ただし、第37条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第2項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込を行う場合については、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができます。
- ③ 前2項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 第3項および第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第30条（信託の計算期間）に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 第1項および第2項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第3項および第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑦ 第1項、第2項および第4項の規定にかかわらず、取得申込受付日が別に定める受付不可日のいずれかに該当する場合には、受益権の取得の申込を受付けないものとします。また、このほか取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置を取った場合には、指定販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取消すことができます。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第14条 受益権の譲渡は、前条（受益権の譲渡に係る記載または記録）の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）および次項に掲げる特定資産以外の資産とします。

1. 有価証券
2. 金銭債権（1.3.に掲げるものに該当するものを除きます。）
3. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

- ② この信託において投資の対象とする特定資産以外の資産は次に掲げるものとします。
為替手形

【運用の指図範囲】

第16条 委託者は、信託金を、主として次の第1号および第2号に掲げる投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券を含みます。以下同じ。）ならびに第3号から第6号に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 外国投資信託「Tokio Marine J-REIT Fund－IDRクラス」の受益証券
2. 「東京海上マネープールマザーファンド」の受益証券
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
5. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第5号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【利害関係人等との取引等】

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第22条（信託業務の委託等）第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条（投資の対象とする資産の種類）および前条（運用の指図範囲）に掲げる資産への投資等ならびに第19条（公社債の借入）、第21条（外国為替予約の指図）、第25条（有価証券の売却等の指図）、第26条（再投資の指図）および第27条（資金の借入）に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条（投資の対象とする資産の種類）および前条（運用の指図範囲）に掲げる資産への投資等ならびに第19条（公社債の借入）、第21条（外国為替予約の指図）、第25条（有価証券の売却等の指図）、第26条（再投資の指図）および第27条（資金の借入）に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【公社債の借入】

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の借入の指図は、当該借入に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

- ④ 第1項の借入に係る品借料は信託財産中から支弁します。

【特別な場合の外貨建有価証券への投資制限】

第20条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第21条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

【信用リスク集中回避のための投資制限】

第21条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【信託業務の委託等】

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第25条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第26条 委託者は、前条（有価証券の売却等の指図）の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入】

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替】

- 第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替をすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

- 第30条 この信託の計算期間は、毎月26日から翌月25日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成23年1月25日までとします。
- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日（法令により、これと異なる日を計算期間終了日と定められている場合には、法令にしたがいます。）とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第4条（信託期間）に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

- 第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

- 第32条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

【信託事務の諸費用および監査報酬】

- 第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）、信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額ならびに受託者の立替えた立替金の利息（これらを以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

【信託報酬の総額および支弁の時期】

- 第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条（信託の計算期間）に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の62.5の率を乗じて得た額とします。
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【収益の分配】

- 第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 配当金、利子、およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払に関する受託者の免責】

- 第36条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第37条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第39条（一部解約）第2項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第37条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資】

- 第37条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から指定販売会社の営業所等において、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係

る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条（受益権の帰属と受益証券の不発行）第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から指定販売会社の営業所等において、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として6営業日目から指定販売会社の営業所等において当該受益者に支払います。
- ⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、
- ⑥ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

【収益分配金および償還金の時効】

第38条 受益者が、収益分配金については前条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第1項に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないとき、信託終了による償還金については前条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第3項に規定する支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【一部解約】

第39条 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、当該請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ④ 第1項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求の受付日が別に定める受付不可日のいずれかに該当する場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。また、委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑤ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第2項の規定に準じて計算された価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取り扱い】

第40条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第41条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議

の通知を發します。

- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条（信託約款の変更等）の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第43条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条（信託約款の変更等）第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第44条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第46条（信託約款の変更等）の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第47条 この信託は、受益者が第39条（一部解約）の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払

われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第41条（信託契約の解約）に規定する信託契約の解約または前条（信託約款の変更等）に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

【信託期間の延長】

第48条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第48条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

【公告】

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【附 則】

附則第1条 この信託約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款または契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読替えるものとします。

附則第2条 約款第12条（受益権の申込単位および価額）第4項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）円コース（毎月分配型）

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）豪ドルコース（毎月分配型）

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（毎月分配型）

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（毎月分配型）

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）米ドルコース（毎月分配型）

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）メキシコペソコース（毎月分配型）

附則第3条 信託約款第12条（受益権の申込単位および価額）および第39条（一部解約）に規定する「別に定める受付不可日」は、次のものとします。

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドンの銀行の休業日

ルクセンブルグの銀行の休業日

ジャカルタの銀行の休業日

12月24日

上記条項により信託契約を締結します。

平成22年11月26日（信託契約締結日）

委託者 東京海上アセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託

東京海上J-REIT投信(通貨選択型)
インドネシアルピアコース(年2回決算型)

約 款

東京海上アセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託
東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（年２回決算型）

運用の基本方針

約款第18条（運用の基本方針）の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

２．運用方法

（１）投資対象

主にわが国の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）（以下総称して「Ｊ－ＲＥＩＴ」といいます。）を投資対象とする外国投資信託「Tokio Marine J-REIT Fund－IDRクラス」の受益証券と、主に円建て短期公社債およびコマーシャル・ペーパーなどに投資する親投資信託「東京海上マネープールマザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。

（２）投資態度

- ①外国投資信託「Tokio Marine J-REIT Fund－IDRクラス」の受益証券および親投資信託「東京海上マネープールマザーファンド」の受益証券への投資を通じて、Ｊ－ＲＥＩＴ等を実質的に投資します。
- ②運用にあたっては、上記の投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券を含みます。以下同じ。）のうち、「Tokio Marine J-REIT Fund－IDRクラス」の組入比率を高位に保つことを基本とします。
- ③資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

３．運用制限

- （１）株式への直接投資は行いません。
- （２）外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- （３）投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- （４）同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- （５）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

４．収益分配方針

毎決算時に、原則として次の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託

東京海上J-REIT投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（年2回決算型）

約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、東京海上アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

第3条 委託者は、金500億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引受けま

す。

② 委託者は、受託者と合意のうえ金1兆円を限度として信託金を追加できるものとします。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第4条 この信託の期間は、原則として信託契約締結日から2030年10月25日までとします。

【受益権の分割および再分割】

第5条 委託者は、第3条（信託の目的、金額および追加信託の限度額）第1項に規定する信託によって生じた受益権については500億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条（追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法）第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第5条（受益権の分割および再分割）の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法】

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日（「営業日」とは、委託者の営業日をいいます。また、委託者の営業日以外の日を「休業日」といいます。以下同じ。）の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条（公社債の借入）に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

③ 信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算は、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第21条（外国為替予約の指図）に規定する外国為替予約に基づく予約為替の評価は原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第10条 この信託の受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合、その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変

更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第5条（受益権の分割および再分割）の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第12条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第5条（受益権の分割および再分割）第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、1口の整数倍で指定販売会社が別に定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、指定販売会社は、取得申込者が指定販売会社と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結した場合に限り、1円以上1円単位をもって当該受益権の取得の申込に応じることができるものとします。ただし、第37条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第2項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込を行う場合については、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができます。
- ③ 前2項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 第3項および第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第30条（信託の計算期間）に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 第1項および第2項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第3項および第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑦ 第1項、第2項および第4項の規定にかかわらず、取得申込受付日が別に定める受付不可日のいずれかに該当する場合には、受益権の取得の申込を受付けないものとします。また、このほか取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置を取った場合には、指定販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取消すことができます。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第14条 受益権の譲渡は、前条（受益権の譲渡に係る記載または記録）の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）および次項に掲げる特定資産以外の資産とします。

1. 有価証券
2. 金銭債権（1.3.に掲げるものに該当するものを除きます。）
3. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

- ② この信託において投資の対象とする特定資産以外の資産は次に掲げるものとします。
為替手形

【運用の指図範囲】

第16条 委託者は、信託金を、主として次の第1号および第2号に掲げる投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券を含みます。以下同じ。）ならびに第3号から第6号に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 外国投資信託「Tokio Marine J-REIT Fund－IDRクラス」の受益証券
2. 「東京海上マネープールマザーファンド」の受益証券
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
5. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）

なお、第5号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【利害関係人等との取引等】

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第22条（信託業務の委託等）第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条（投資の対象とする資産の種類）および前条（運用の指図範囲）に掲げる資産への投資等ならびに第19条（公社債の借入）、第21条（外国為替予約の指図）、第25条（有価証券の売却等の指図）、第26条（再投資の指図）および第27条（資金の借入）に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条（投資の対象とする資産の種類）および前条（運用の指図範囲）に掲げる資産への投資等ならびに第19条（公社債の借入）、第21条（外国為替予約の指図）、第25条（有価証券の売却等の指図）、第26条（再投資の指図）および第27条（資金の借入）に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【公社債の借入】

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の借入の指図は、当該借入に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

- ④ 第1項の借入に係る品借料は信託財産中から支弁します。

【特別な場合の外貨建有価証券への投資制限】

第20条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第21条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

【信用リスク集中回避のための投資制限】

第21条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【信託業務の委託等】

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第25条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第26条 委託者は、前条（有価証券の売却等の指図）の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入】

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替】

- 第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替をすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

- 第30条 この信託の計算期間は、毎年4月26日から10月25日までおよび10月26日から翌年4月25日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成23年4月25日までとします。
- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日（法令により、これと異なる日を計算期間終了日と定められている場合には、法令にしたがいます。）とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第4条（信託期間）に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

- 第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

- 第32条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

【信託事務の諸費用および監査報酬】

- 第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）、信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額ならびに受託者の立替えた立替金の利息（これらを以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

【信託報酬の総額および支弁の時期】

- 第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条（信託の計算期間）に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の62.5の率を乗じて得た額とします。
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【収益の分配】

- 第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 配当金、利子、およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払に関する受託者の免責】

- 第36条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第37条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第39条（一部解約）第2項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第37条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資】

- 第37条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から指定販売会社の営業所等において、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係

る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条（受益権の帰属と受益証券の不発行）第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から指定販売会社の営業所等において、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として6営業日目から指定販売会社の営業所等において当該受益者に支払います。
- ⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。
- ⑥ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。また、「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

【収益分配金および償還金の時効】

第38条 受益者が、収益分配金については前条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第1項に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないとき、信託終了による償還金については前条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第3項に規定する支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【一部解約】

第39条 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、当該請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額としします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとしします。
- ④ 第1項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求の受付日が別に定める受付不可日のいずれかに該当する場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとしします。また、委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
- ⑤ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第2項の規定に準じて計算された価額としします。

【質権口記載または記録の受益権の取り扱い】

第40条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第41条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議

の通知を發します。

- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条（信託約款の変更等）の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第43条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条（信託約款の変更等）第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第44条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第46条（信託約款の変更等）の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第47条 この信託は、受益者が第39条（一部解約）の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払

われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第41条（信託契約の解約）に規定する信託契約の解約または前条（信託約款の変更等）に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

【信託期間の延長】

第48条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第48条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

【公告】

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【附 則】

附則第1条 この信託約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款または契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読替えるものとします。

附則第2条 約款第12条（受益権の申込単位および価額）第4項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）円コース（年2回決算型）
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）豪ドルコース（年2回決算型）
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（年2回決算型）
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（年2回決算型）
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）米ドルコース（年2回決算型）
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）メキシコペソコース（年2回決算型）
東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）マネープール・フアンド（年2回決算型）

附則第3条 信託約款第12条（受益権の申込単位および価額）および第39条（一部解約）に規定する「別に定める受付不可日」は、次のものとします。

ニューヨークの銀行の休業日
ロンドンの銀行の休業日
ルクセンブルグの銀行の休業日
ジャカルタの銀行の休業日
12月24日

上記条項により信託契約を締結します。

平成22年11月26日（信託契約締結日）

委託者 東京海上アセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託

東京海上J-REIT投信(通貨選択型)
米ドルコース(毎月分配型)

約 款

東京海上アセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託
東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）米ドルコース（毎月分配型）

運用の基本方針

約款第18条（運用の基本方針）の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主にわが国の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）（以下総称して「Ｊ－ＲＥＩＴ」といいます。）を投資対象とする外国投資信託「Tokio Marine J-REIT Fund－USDクラス」の受益証券と、主に円建て短期公社債およびコマーシャル・ペーパーなどに投資する親投資信託「東京海上マネープールマザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①外国投資信託「Tokio Marine J-REIT Fund－USDクラス」の受益証券および親投資信託「東京海上マネープールマザーファンド」の受益証券への投資を通じて、Ｊ－ＲＥＩＴ等を実質的に投資します。
- ②運用にあたっては、上記の投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券を含みます。以下同じ。）のうち、「Tokio Marine J-REIT Fund－USDクラス」の組入比率を高位に保つことを基本とします。
- ③資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

3. 運用制限

- (1) 株式への直接投資は行いません。
- (2) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- (3) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (4) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (5) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、35％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4. 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の方針に基づき分配を行います。ただし、第1回目の決算時には、分配を行いません。

- ①分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配にあたっては、原則として毎決算時に分配を行うことを目指します。また、4月と10月の決算時に、上記分配相当額に委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。収益分配金額は、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）米ドルコース（毎月分配型）
約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、東京海上アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者としします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ金1兆円を限度として信託金を追加できるものとします。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第4条 この信託の期間は、原則として信託契約締結日から2030年10月25日までとします。

【受益権の分割および再分割】

第5条 委託者は、第3条（信託の目的、金額および追加信託の限度額）第1項に規定する信託によって生じた受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条（追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法）第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第5条（受益権の分割および再分割）の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法】

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日（「営業日」とは、委託者の営業日をいいます。また、委託者の営業日以外の日を「休業日」といいます。以下同じ。）の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条（公社債の借入）に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

③ 信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算は、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第21条（外国為替予約の指図）に規定する外国為替予約に基づく予約為替の評価は原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第10条 この信託の受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合、その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものと

します。

- ③ 委託者は、第5条（受益権の分割および再分割）の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第12条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第5条（受益権の分割および再分割）第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、1口の整数倍で指定販売会社が別に定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、指定販売会社は、取得申込者が指定販売会社と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結した場合に限り、1円以上1円単位をもって当該受益権の取得の申込に応じることができるものとします。ただし、第37条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第2項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込を行う場合については、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができます。
- ③ 前2項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 第3項および第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第30条（信託の計算期間）に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 第1項および第2項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第3項および第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑦ 第1項、第2項および第4項の規定にかかわらず、取得申込受付日が別に定める受付不可日のいずれかに該当する場合には、受益権の取得の申込を受付けないものとします。また、このほか取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置を取った場合には、指定販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取消すことができます。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第14条 受益権の譲渡は、前条（受益権の譲渡に係る記載または記録）の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）および次項に掲げる特定資産以外の資産とします。

1. 有価証券
 2. 金銭債権（1.3.に掲げるものに該当するものを除きます。）
 3. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- ② この信託において投資の対象とする特定資産以外の資産は次に掲げるものとします。

為替手形

【運用の指図範囲】

第16条 委託者は、信託金を、主として次の第1号および第2号に掲げる投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券を含みます。以下同じ。）ならびに第3号から第6号に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 外国投資信託「Tokio Marine J-REIT Fund－USDクラス」の受益証券
2. 「東京海上マネープールマザーファンド」の受益証券
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
5. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

なお、第5号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【利害関係人等との取引等】

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第22条（信託業務の委託等）第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条（投資の対象とする資産の種類）および前条（運用の指図範囲）に掲げる資産への投資等ならびに第19条（公社債の借入）、第21条（外国為替予約の指図）、第25条（有価証券の売却等の指図）、第26条（再投資の指図）および第27条（資金の借入）に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条（投資の対象とする資産の種類）および前条（運用の指図範囲）に掲げる資産への投資等ならびに第19条（公社債の借入）、第21条（外国為替予約の指図）、第25条（有価証券の売却等の指図）、第26条（再投資の指図）および第27条（資金の借入）に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【公社債の借入】

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の借入の指図は、当該借入に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができます。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入に係る品借料は信託財産中から支弁します。

【特別な場合の外貨建有価証券への投資制限】

第20条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第21条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

【信用リスク集中回避のための投資制限】

第21条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【信託業務の委託等】

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第25条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第26条 委託者は、前条（有価証券の売却等の指図）の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入】

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替】

- 第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替をすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

- 第30条 この信託の計算期間は、毎月26日から翌月25日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成26年8月25日までとします。
- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日（法令により、これと異なる日を計算期間終了日と定められている場合には、法令にしたがいます。）とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第4条（信託期間）に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

- 第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

- 第32条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

【信託事務の諸費用および監査報酬】

- 第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）、信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額ならびに受託者の立替えた立替金の利息（これらを以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

【信託報酬の総額および支弁の時期】

- 第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条（信託の計算期間）に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の62.5の率を乗じて得た額とします。
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【収益の分配】

- 第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 配当金、利子、およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払に関する受託者の免責】

- 第36条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第37条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第39条（一部解約）第2項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第37条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資】

- 第37条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から指定販売会社の営業所等において、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係

る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条（受益権の帰属と受益証券の不発行）第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から指定販売会社の営業所等において、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として6営業日目から指定販売会社の営業所等において当該受益者に支払います。
- ⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、
- ⑥ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

【収益分配金および償還金の時効】

第38条 受益者が、収益分配金については前条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第1項に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないとき、信託終了による償還金については前条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第3項に規定する支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【一部解約】

第39条 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、当該請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ④ 第1項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求の受付日が別に定める受付不可日のいずれかに該当する場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。また、委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
- ⑤ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第2項の規定に準じて計算された価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取り扱い】

第40条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第41条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議

の通知を發します。

- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条（信託約款の変更等）の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第43条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条（信託約款の変更等）第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第44条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第46条（信託約款の変更等）の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第47条 この信託は、受益者が第39条（一部解約）の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払

われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第41条（信託契約の解約）に規定する信託契約の解約または前条（信託約款の変更等）に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

【信託期間の延長】

第48条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第48条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

【公告】

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【附 則】

附則第1条 この信託約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款または契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読替えるものとします。

附則第2条 約款第12条（受益権の申込単位および価額）第4項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）円コース（毎月分配型）

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）豪ドルコース（毎月分配型）

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（毎月分配型）

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（毎月分配型）

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）米ドルコース（毎月分配型）

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）メキシコペソコース（毎月分配型）

附則第3条 信託約款第12条（受益権の申込単位および価額）および第39条（一部解約）に規定する「別に定める受付不可日」は、次のものとします。

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドンの銀行の休業日

ルクセンブルグの銀行の休業日

12月24日

上記条項により信託契約を締結します。

平成26年7月28日（信託契約締結日）

委託者 東京海上アセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託

東京海上J-REIT投信(通貨選択型)
米ドルコース(年2回決算型)

約 款

東京海上アセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託
東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）米ドルコース（年２回決算型）

運用の基本方針

約款第18条（運用の基本方針）の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

２．運用方法

(1) 投資対象

主にわが国の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）（以下総称して「Ｊ－ＲＥＩＴ」といいます。）を投資対象とする外国投資信託「Tokio Marine J-REIT Fund－USDクラス」の受益証券と、主に円建て短期公社債およびコマーシャル・ペーパーなどに投資する親投資信託「東京海上マネープールマザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①外国投資信託「Tokio Marine J-REIT Fund－USDクラス」の受益証券および親投資信託「東京海上マネープールマザーファンド」の受益証券への投資を通じて、Ｊ－ＲＥＩＴ等を実質的に投資します。
- ②運用にあたっては、上記の投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券を含みます。以下同じ。）のうち、「Tokio Marine J-REIT Fund－USDクラス」の組入比率を高位に保つことを基本とします。
- ③資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

３．運用制限

- (1) 株式への直接投資は行いません。
- (2) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- (3) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (4) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (5) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

４．収益分配方針

毎決算時に、原則として次の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）米ドルコース（年２回決算型）
約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第１条 この信託は、証券投資信託であり、東京海上アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者としします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第２条 受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

第３条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ金１兆円を限度として信託金を追加できるものとします。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第４条 この信託の期間は、原則として信託契約締結日から2030年10月25日までとします。

【受益権の分割および再分割】

第５条 委託者は、第３条（信託の目的、金額および追加信託の限度額）第１項に規定する信託によって生じた受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条（追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法）第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第６条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第７条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第５条（受益権の分割および再分割）の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法】

第８条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日（「営業日」とは、委託者の営業日をいいます。また、委託者の営業日以外の日を「休業日」といいます。以下同じ。）の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条（公社債の借入）に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

③ 信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算は、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第21条（外国為替予約の指図）に規定する外国為替予約に基づく予約為替の評価は原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第９条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第10条 この信託の受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合、その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものと

します。

- ③ 委託者は、第5条（受益権の分割および再分割）の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第12条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第5条（受益権の分割および再分割）第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、1口の整数倍で指定販売会社が別に定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、指定販売会社は、取得申込者が指定販売会社と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結した場合に限り、1円以上1円単位をもって当該受益権の取得の申込に応じることができるものとします。ただし、第37条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第2項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込を行う場合については、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができます。
- ③ 前2項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 第3項および第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第30条（信託の計算期間）に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 第1項および第2項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第3項および第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑦ 第1項、第2項および第4項の規定にかかわらず、取得申込受付日が別に定める受付不可日のいずれかに該当する場合には、受益権の取得の申込を受付けないものとします。また、このほか取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置を取った場合には、指定販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取消すことができます。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第14条 受益権の譲渡は、前条（受益権の譲渡に係る記載または記録）の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）および次項に掲げる特定資産以外の資産とします。

1. 有価証券
 2. 金銭債権（1.3.に掲げるものに該当するものを除きます。）
 3. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- ② この信託において投資の対象とする特定資産以外の資産は次に掲げるものとします。

為替手形

【運用の指図範囲】

第16条 委託者は、信託金を、主として次の第1号および第2号に掲げる投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券を含みます。以下同じ。）ならびに第3号から第6号に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 外国投資信託「Tokio Marine J-REIT Fund－USDクラス」の受益証券
2. 「東京海上マネープールマザーファンド」の受益証券
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
5. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

なお、第5号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【利害関係人等との取引等】

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第22条（信託業務の委託等）第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条（投資の対象とする資産の種類）および前条（運用の指図範囲）に掲げる資産への投資等ならびに第19条（公社債の借入）、第21条（外国為替予約の指図）、第25条（有価証券の売却等の指図）、第26条（再投資の指図）および第27条（資金の借入）に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条（投資の対象とする資産の種類）および前条（運用の指図範囲）に掲げる資産への投資等ならびに第19条（公社債の借入）、第21条（外国為替予約の指図）、第25条（有価証券の売却等の指図）、第26条（再投資の指図）および第27条（資金の借入）に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【公社債の借入】

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の借入の指図は、当該借入に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができます。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入に係る品借料は信託財産中から支弁します。

【特別な場合の外貨建有価証券への投資制限】

第20条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第21条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

【信用リスク集中回避のための投資制限】

第21条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【信託業務の委託等】

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第25条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第26条 委託者は、前条（有価証券の売却等の指図）の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入】

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替】

- 第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替をすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

- 第30条 この信託の計算期間は、毎年4月26日から10月25日までおよび10月26日から翌年4月25日までとすることを原則とします。
- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日（法令により、これと異なる日を計算期間終了日と定められている場合には、法令にしたがいます。）とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成26年10月27日までとし、最終計算期間の終了日は第4条（信託期間）に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

- 第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

- 第32条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

【信託事務の諸費用および監査報酬】

- 第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）、信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額ならびに受託者の立替えた立替金の利息（これらを以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

【信託報酬の総額および支弁の時期】

- 第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条（信託の計算期間）に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の62.5の率を乗じて得た額とします。
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【収益の分配】

- 第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 配当金、利子、およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払に関する受託者の免責】

- 第36条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第37条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第39条（一部解約）第2項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第37条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資】

- 第37条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から指定販売会社の営業所等において、

毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条（受益権の帰属と受益証券の不発行）第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から指定販売会社の営業所等において、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として6営業日目から指定販売会社の営業所等において当該受益者に支払います。
- ⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。
- ⑥ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。また、「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

【収益分配金および償還金の時効】

第38条 受益者が、収益分配金については前条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第1項に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないとき、信託終了による償還金については前条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第3項に規定する支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【一部解約】

第39条 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、当該請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとしします。
- ④ 第1項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求の受付日が別に定める受付不可日のいずれかに該当する場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとしします。また、委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
- ⑤ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第2項の規定に準じて計算された価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取り扱い】

第40条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第41条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2

週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条（信託約款の変更等）の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第43条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条（信託約款の変更等）第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第44条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第46条（信託約款の変更等）の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第47条 この信託は、受益者が第39条（一部解約）の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の

一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第41条（信託契約の解約）に規定する信託契約の解約または前条（信託約款の変更等）に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

【信託期間の延長】

第48条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第48条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

【公告】

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【附 則】

附則第1条 この信託約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款または契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読替えるものとします。

附則第2条 約款第12条（受益権の申込単位および価額）第4項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

東京海上J－REIT投信（通貨選択型）円コース（年2回決算型）
東京海上J－REIT投信（通貨選択型）豪ドルコース（年2回決算型）
東京海上J－REIT投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（年2回決算型）
東京海上J－REIT投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（年2回決算型）
東京海上J－REIT投信（通貨選択型）米ドルコース（年2回決算型）
東京海上J－REIT投信（通貨選択型）メキシコペソコース（年2回決算型）
東京海上J－REIT投信（通貨選択型）マネープール・フアンド（年2回決算型）

附則第3条 信託約款第12条（受益権の申込単位および価額）および第39条（一部解約）に規定する「別に定める受付不可日」は、次のものとします。

ニューヨークの銀行の休業日
ロンドンの銀行の休業日
ルクセンブルクの銀行の休業日
12月24日

上記条項により信託契約を締結します。

平成26年7月28日（信託契約締結日）

委託者 東京海上アセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託

東京海上J-REIT投信(通貨選択型)
メキシコペソコース(毎月分配型)

約 款

東京海上アセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託
東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）メキシコペソコース（毎月分配型）

運用の基本方針

約款第18条（運用の基本方針）の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主にわが国の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）（以下総称して「Ｊ－ＲＥＩＴ」といいます。）を投資対象とする外国投資信託「Tokio Marine J-REIT Fund－MXNクラス」の受益証券と、主に円建て短期公社債およびコマーシャル・ペーパーなどに投資する親投資信託「東京海上マネープールマザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①外国投資信託「Tokio Marine J-REIT Fund－MXNクラス」の受益証券および親投資信託「東京海上マネープールマザーファンド」の受益証券への投資を通じて、Ｊ－ＲＥＩＴ等を実質的に投資します。
- ②運用にあたっては、上記の投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券を含みます。以下同じ。）のうち、「Tokio Marine J-REIT Fund－MXNクラス」の組入比率を高位に保つことを基本とします。
- ③資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

3. 運用制限

- (1) 株式への直接投資は行いません。
- (2) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- (3) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (4) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (5) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、35％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4. 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の方針に基づき分配を行います。ただし、第1回目の決算時には、分配を行いません。

- ①分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配にあたっては、原則として毎決算時に分配を行うことを目指します。また、4月と10月の決算時に、上記分配相当額に委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。収益分配金額は、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
東京海上J－REIT投信（通貨選択型）メキシコペソコース（毎月分配型）
約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、東京海上アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者としします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ金1兆円を限度として信託金を追加できるものとします。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第4条 この信託の期間は、原則として信託契約締結日から2030年10月25日までとします。

【受益権の分割および再分割】

第5条 委託者は、第3条（信託の目的、金額および追加信託の限度額）第1項に規定する信託によって生じた受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条（追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法）第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第5条（受益権の分割および再分割）の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法】

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日（「営業日」とは、委託者の営業日をいいます。また、委託者の営業日以外の日を「休業日」といいます。以下同じ。）の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条（公社債の借入）に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

③ 信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算は、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第21条（外国為替予約の指図）に規定する外国為替予約に基づく予約為替の評価は原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第10条 この信託の受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合、その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものと

します。

- ③ 委託者は、第5条（受益権の分割および再分割）の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第12条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第5条（受益権の分割および再分割）第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、1口の整数倍で指定販売会社が別に定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、指定販売会社は、取得申込者が指定販売会社と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結した場合に限り、1円以上1円単位をもって当該受益権の取得の申込に応じることができるものとします。ただし、第37条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第2項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込を行う場合については、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができます。
- ③ 前2項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 第3項および第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第30条（信託の計算期間）に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 第1項および第2項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第3項および第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑦ 第1項、第2項および第4項の規定にかかわらず、取得申込受付日が別に定める受付不可日のいずれかに該当する場合には、受益権の取得の申込を受付けないものとします。また、このほか取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置を取った場合には、指定販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取消することができます。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第14条 受益権の譲渡は、前条（受益権の譲渡に係る記載または記録）の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）および次項に掲げる特定資産以外の資産とします。

1. 有価証券
 2. 金銭債権（1.3.に掲げるものに該当するものを除きます。）
 3. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- ② この信託において投資の対象とする特定資産以外の資産は次に掲げるものとします。

為替手形

【運用の指図範囲】

第16条 委託者は、信託金を、主として次の第1号および第2号に掲げる投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券を含みます。以下同じ。）ならびに第3号から第6号に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 外国投資信託「Tokio Marine J-REIT Fund-MXNクラス」の受益証券
2. 「東京海上マネープールマザーファンド」の受益証券
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
5. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

なお、第5号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【利害関係人等との取引等】

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第22条（信託業務の委託等）第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条（投資の対象とする資産の種類）および前条（運用の指図範囲）に掲げる資産への投資等ならびに第19条（公社債の借入）、第21条（外国為替予約の指図）、第25条（有価証券の売却等の指図）、第26条（再投資の指図）および第27条（資金の借入）に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条（投資の対象とする資産の種類）および前条（運用の指図範囲）に掲げる資産への投資等ならびに第19条（公社債の借入）、第21条（外国為替予約の指図）、第25条（有価証券の売却等の指図）、第26条（再投資の指図）および第27条（資金の借入）に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【公社債の借入】

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の借入の指図は、当該借入に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができます。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入に係る品借料は信託財産中から支弁します。

【特別な場合の外貨建有価証券への投資制限】

第20条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第21条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

【信用リスク集中回避のための投資制限】

第21条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【信託業務の委託等】

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第25条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第26条 委託者は、前条（有価証券の売却等の指図）の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入】

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替】

- 第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替をすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

- 第30条 この信託の計算期間は、毎月26日から翌月25日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成26年8月25日までとします。
- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日（法令により、これと異なる日を計算期間終了日と定められている場合には、法令にしたがいます。）とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第4条（信託期間）に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

- 第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

- 第32条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

【信託事務の諸費用および監査報酬】

- 第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）、信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額ならびに受託者の立替えた立替金の利息（これらを以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

【信託報酬の総額および支弁の時期】

- 第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条（信託の計算期間）に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の62.5の率を乗じて得た額とします。
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【収益の分配】

- 第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 配当金、利子、およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払に関する受託者の免責】

- 第36条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第37条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第39条（一部解約）第2項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第37条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資】

- 第37条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から指定販売会社の営業所等において、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係

る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条（受益権の帰属と受益証券の不発行）第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から指定販売会社の営業所等において、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として6営業日目から指定販売会社の営業所等において当該受益者に支払います。
- ⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、
- ⑥ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

【収益分配金および償還金の時効】

第38条 受益者が、収益分配金については前条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第1項に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないとき、信託終了による償還金については前条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第3項に規定する支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【一部解約】

第39条 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、当該請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ④ 第1項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求の受付日が別に定める受付不可日のいずれかに該当する場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。また、委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑤ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第2項の規定に準じて計算された価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取り扱い】

第40条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第41条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議

の通知を發します。

- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条（信託約款の変更等）の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第43条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条（信託約款の変更等）第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第44条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第46条（信託約款の変更等）の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第47条 この信託は、受益者が第39条（一部解約）の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払

われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第41条（信託契約の解約）に規定する信託契約の解約または前条（信託約款の変更等）に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

【信託期間の延長】

第48条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第48条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

【公告】

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【附 則】

附則第1条 この信託約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款または契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読替えるものとします。

附則第2条 約款第12条（受益権の申込単位および価額）第4項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）円コース（毎月分配型）

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）豪ドルコース（毎月分配型）

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（毎月分配型）

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（毎月分配型）

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）米ドルコース（毎月分配型）

東京海上 J－R E I T 投信（通貨選択型）メキシコペソコース（毎月分配型）

附則第3条 信託約款第12条（受益権の申込単位および価額）および第39条（一部解約）に規定する「別に定める受付不可日」は、次のものとします。

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドンの銀行の休業日

ルクセンブルグの銀行の休業日

12月24日

上記条項により信託契約を締結します。

平成26年7月28日（信託契約締結日）

委託者 東京海上アセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託

東京海上J-REIT投信(通貨選択型)
メキシコペソコース(年2回決算型)

約 款

東京海上アセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託
東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）メキシコペソコース（年２回決算型）

運用の基本方針

約款第18条（運用の基本方針）の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

２．運用方法

（１）投資対象

主にわが国の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）（以下総称して「Ｊ－ＲＥＩＴ」といいます。）を投資対象とする外国投資信託「Tokio Marine J-REIT Fund－MXNクラス」の受益証券と、主に円建て短期公社債およびコマーシャル・ペーパーなどに投資する親投資信託「東京海上マネープールマザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。

（２）投資態度

- ①外国投資信託「Tokio Marine J-REIT Fund－MXNクラス」の受益証券および親投資信託「東京海上マネープールマザーファンド」の受益証券への投資を通じて、Ｊ－ＲＥＩＴ等を実質的に投資します。
- ②運用にあたっては、上記の投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券を含みます。以下同じ。）のうち、「Tokio Marine J-REIT Fund－MXNクラス」の組入比率を高位に保つことを基本とします。
- ③資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

３．運用制限

- （１）株式への直接投資は行いません。
- （２）外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- （３）投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- （４）同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- （５）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

４．収益分配方針

毎決算時に、原則として次の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）メキシコペソコース（年２回決算型）
約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第１条 この信託は、証券投資信託であり、東京海上アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者としします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第２条 受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

第３条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ金１兆円を限度として信託金を追加できるものとします。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第４条 この信託の期間は、原則として信託契約締結日から2030年10月25日までとします。

【受益権の分割および再分割】

第５条 委託者は、第３条（信託の目的、金額および追加信託の限度額）第１項に規定する信託によって生じた受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条（追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法）第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第６条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第７条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第５条（受益権の分割および再分割）の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法】

第８条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日（「営業日」とは、委託者の営業日をいいます。また、委託者の営業日以外の日を「休業日」といいます。以下同じ。）の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条（公社債の借入）に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

③ 信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算は、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第21条（外国為替予約の指図）に規定する外国為替予約に基づく予約為替の評価は原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時異なる受益権の内容】

第９条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第10条 この信託の受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合、その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものと

します。

- ③ 委託者は、第5条（受益権の分割および再分割）の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第12条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第5条（受益権の分割および再分割）第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、1口の整数倍で指定販売会社が別に定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、指定販売会社は、取得申込者が指定販売会社と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結した場合に限り、1円以上1円単位をもって当該受益権の取得の申込に応じることができるものとします。ただし、第37条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第2項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込を行う場合には、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができます。
- ③ 前2項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 第3項および第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第30条（信託の計算期間）に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 第1項および第2項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第3項および第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑦ 第1項、第2項および第4項の規定にかかわらず、取得申込受付日が別に定める受付不可日のいずれかに該当する場合には、受益権の取得の申込を受付けないものとします。また、このほか取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置を取った場合には、指定販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取消すことができます。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第14条 受益権の譲渡は、前条（受益権の譲渡に係る記載または記録）の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）および次項に掲げる特定資産以外の資産とします。

1. 有価証券
 2. 金銭債権（1.3.に掲げるものに該当するものを除きます。）
 3. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- ② この信託において投資の対象とする特定資産以外の資産は次に掲げるものとします。

為替手形

【運用の指図範囲】

第16条 委託者は、信託金を、主として次の第1号および第2号に掲げる投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券を含みます。以下同じ。）ならびに第3号から第6号に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 外国投資信託「Tokio Marine J-REIT Fund-MXNクラス」の受益証券
2. 「東京海上マネープールマザーファンド」の受益証券
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
5. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第5号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【利害関係人等との取引等】

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第22条（信託業務の委託等）第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条（投資の対象とする資産の種類）および前条（運用の指図範囲）に掲げる資産への投資等ならびに第19条（公社債の借入）、第21条（外国為替予約の指図）、第25条（有価証券の売却等の指図）、第26条（再投資の指図）および第27条（資金の借入）に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条（投資の対象とする資産の種類）および前条（運用の指図範囲）に掲げる資産への投資等ならびに第19条（公社債の借入）、第21条（外国為替予約の指図）、第25条（有価証券の売却等の指図）、第26条（再投資の指図）および第27条（資金の借入）に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【公社債の借入】

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の借入の指図は、当該借入に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができます。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入に係る品借料は信託財産中から支弁します。

【特別な場合の外貨建有価証券への投資制限】

第20条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第21条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

【信用リスク集中回避のための投資制限】

第21条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【信託業務の委託等】

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第25条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第26条 委託者は、前条（有価証券の売却等の指図）の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入】

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替】

- 第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替をすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

- 第30条 この信託の計算期間は、毎年4月26日から10月25日までおよび10月26日から翌年4月25日までとすることを原則とします。
- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日（法令により、これと異なる日を計算期間終了日と定められている場合には、法令にしたがいます。）とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成26年10月27日までとし、最終計算期間の終了日は第4条（信託期間）に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

- 第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

- 第32条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

【信託事務の諸費用および監査報酬】

- 第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）、信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額ならびに受託者の立替えた立替金の利息（これらを以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

【信託報酬の総額および支弁の時期】

- 第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条（信託の計算期間）に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の62.5の率を乗じて得た額とします。
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【収益の分配】

- 第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 配当金、利子、およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払に関する受託者の免責】

- 第36条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第37条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第39条（一部解約）第2項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第37条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資】

- 第37条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から指定販売会社の営業所等において、

毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条（受益権の帰属と受益証券の不発行）第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から指定販売会社の営業所等において、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として6営業日目から指定販売会社の営業所等において当該受益者に支払います。
- ⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。
- ⑥ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。また、「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

【収益分配金および償還金の時効】

第38条 受益者が、収益分配金については前条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第1項に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないとき、信託終了による償還金については前条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第3項に規定する支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【一部解約】

第39条 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、当該請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとしします。
- ④ 第1項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求の受付日が別に定める受付不可日のいずれかに該当する場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとしします。また、委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
- ⑤ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第2項の規定に準じて計算された価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取り扱い】

第40条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第41条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2

週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条（信託約款の変更等）の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第43条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条（信託約款の変更等）第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第44条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第46条（信託約款の変更等）の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第47条 この信託は、受益者が第39条（一部解約）の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の

一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第41条（信託契約の解約）に規定する信託契約の解約または前条（信託約款の変更等）に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

【信託期間の延長】

第48条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第48条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

【公告】

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【附 則】

附則第1条 この信託約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款または契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読替えるものとします。

附則第2条 約款第12条（受益権の申込単位および価額）第4項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

東京海上J－REIT投信（通貨選択型）円コース（年2回決算型）
東京海上J－REIT投信（通貨選択型）豪ドルコース（年2回決算型）
東京海上J－REIT投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（年2回決算型）
東京海上J－REIT投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（年2回決算型）
東京海上J－REIT投信（通貨選択型）米ドルコース（年2回決算型）
東京海上J－REIT投信（通貨選択型）メキシコペソコース（年2回決算型）
東京海上J－REIT投信（通貨選択型）マネープール・フアンド（年2回決算型）

附則第3条 信託約款第12条（受益権の申込単位および価額）および第39条（一部解約）に規定する「別に定める受付不可日」は、次のものとします。

ニューヨークの銀行の休業日
ロンドンの銀行の休業日
ルクセンブルグの銀行の休業日
12月24日

上記条項により信託契約を締結します。

平成26年7月28日（信託契約締結日）

委託者 東京海上アセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託

東京海上J-REIT投信(通貨選択型)
マネープール・ファンド(年2回決算型)

約 款

東京海上アセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託
東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）マネープール・ファンド（年２回決算型）
運用の基本方針

約款第18条（運用の基本方針）の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとなります。

１．基本方針

この投資信託は、主として「東京海上マネープールマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資を行い、安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。

２．運用方法

（１）投資対象

主としてマザーファンド受益証券に投資し、高位の組入比率を維持します。なお、有価証券等の資産に直接投資することがあります。

（２）投資態度

- ①主として円建て短期公社債およびコマーシャル・ペーパーを主要投資対象とするマザーファンド受益証券に投資します。
- ②当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。
- ③資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

３．運用制限

- （１）株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。（ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限ります。）
- （２）外貨建資産への投資は、円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限ります。
- （３）新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- （４）マザーファンド受益証券等を除く投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- （５）同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- （６）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- （７）同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- （８）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4. 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託

東京海上Ｊ－ＲＥＩＴ投信（通貨選択型）マネープール・ファンド（年２回決算型） 約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第１条 この信託は、証券投資信託であり、東京海上アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者としします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第２条 受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

第３条 委託者は、金100万円を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ金１兆円を限度として信託金を追加できるものとします。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第４条 この信託の期間は、原則として信託契約締結日から2030年10月25日までとします。

【受益権の分割および再分割】

第５条 委託者は、第３条（信託の目的、金額および追加信託の限度額）第１項に規定する信託によって生じた受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条（追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法）第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第６条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第７条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第５条（受益権の分割および再分割）の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法】

第８条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日（「営業日」とは、委託者の営業日をいいます。また、委託者の営業日以外の日を「休業日」といいます。以下同じ。）の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第27条（有価証券の借入）に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

③ 信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算は、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第29条（外国為替予約の指図）に規定する外国為替予約に基づく予約為替の評価は原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第９条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第10条 この信託の受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合、その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第5条（受益権の分割および再分割）の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第12条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第5条（受益権の分割および再分割）第1項の規定により分割される受益権を、別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもって取得申込をした場合に、1口の整数倍で指定販売会社が別に定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ③ 前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第38条（信託の計算期間）に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ④ 第1項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑤ 第1項の規定にかかわらず、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置を取った場合には、指定販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取消すことができます。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第14条 受益権の譲渡は、前条（受益権の譲渡に係る記載または記録）の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）および次項に掲げる特定資産以外の資産とします。

1. 有価証券
 2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条（先物取引等の運用指図）、第23条（スワップ取引の運用指図）および第24条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）に定めるものに限ります。）
 3. 金銭債権（1.4.に掲げるものに該当するものを除きます。）
 4. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- ② この信託において投資の対象とする特定資産以外の資産は次に掲げるものとします。
為替手形

【運用の指図範囲】

第16条 委託者は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された「東京海上マネープールマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得した株券および新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券、第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第14号の投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券ならびに取引所に上場し、かつ当該取引所において常時売却可能な投資信託証券、また既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

【利害関係人等との取引等】

- 第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第30条（信託業務の委託等）第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条（投資の対象とする資産の種類）および前条（運用の指図範囲）に掲げる資産への投資等ならびに第21条（信用取引の指図範囲）ないし第27条（有価証券の借入）、第29条（外国為替予約の指図）、第33条（有価証券の売却等の指図）、第34条（再投資の指図）および第35条（資金の借入）に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
 - ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信

託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条（投資の対象とする資産の種類）および前条（運用の指図範囲）に掲げる資産への投資等ならびに第21条（信用取引の指図範囲）ないし第27条（有価証券の借入）、第29条（外国為替予約の指図）、第33条（有価証券の売却等の指図）、第34条（再投資の指図）および第35条（資金の借入）に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

【信用取引の指図範囲】

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

【先物取引等の運用指図】

第22条 委託者は、日本国内の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、日本国内の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、日本国内の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条（信託期間）に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条（信託期間）に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものにつ

いてはこの限りではありません。

- ③ 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

【デリバティブ取引等に係る投資制限】

第24条の2 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。

【有価証券の空売の運用指図】

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第27条（有価証券の借入）の規定により借入れた有価証券を売付けけることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付の指図は、当該売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その額を超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の借入】

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入の指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の借入の指図は、当該借入に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入に係る品借料は信託財産中から支弁します。

【特別な場合の外貨建有価証券への投資制限】

第28条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第29条 委託者は、円貨で約定し、円貨で決済する取引により取得した、外国において発行された有価証券について、円貨での決済が困難になる事態が発生した場合に限り、当該外貨建資産の為替リスクのヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。ただしこの場合においては、可能な限り速やかに当該外貨建資産を売却することとします。

【信用リスク集中回避のための投資制限】

第29条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【信託業務の委託等】

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第34条 委託者は、前条（有価証券の売却等の指図）の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入】

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替】

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替をすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第38条 この信託の計算期間は、毎年4月26日から10月25日までおよび10月26日から翌年4月25日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成23年4月25日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日（法令により、これと異なる日を計算期間終了日と定められている場合には、法令にしたがいます。）とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第4条（信託期間）に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

- 第40条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

【信託事務の諸費用】

- 第41条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）ならびに受託者の立替えた立替金の利息（これらを以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬の総額および支弁の時期】

- 第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条（信託の計算期間）に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に定める率（以下、「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とします。
- ② 信託契約締結の日から平成22年12月30日までの信託報酬率は、年10,000分の1の率とします。
 - ③ 平成22年12月以降の毎月の最終営業日の翌日から、翌月の最終営業日までにかかる信託報酬率は、当該期間の直前5営業日間の当該信託の日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートの最低レート（以下、「コールレート」といいます。）に応じて以下に定める率とします。

1.0%以上の場合	年10,000分の55
0.6%以上1.0%未満の場合	年10,000分の30
0.3%以上0.6%未満の場合	年10,000分の15
0.15%以上0.3%未満の場合	年10,000分の5
0.05%以上0.15%未満の場合	年10,000分の3
0.01%以上0.05%未満の場合	年10,000分の1
0.01%未満	年10,000分の0.1
 - ④ 第1項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
 - ⑤ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【収益の分配】

- 第43条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払に関する受託者の免責】

- 第44条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第45条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第47条（一部解約）第2項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第45条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資】

- 第45条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から指定販売会社の営業所等において、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条（受益権の帰属と受益証券の不発行）第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から指定販売会社の営業所等において、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が

行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし（す。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として6営業日目から指定販売会社の営業所等において当該受益者に支払います。
- ⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑥ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第46条 受益者が、収益分配金については前条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第1項に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないとき、信託終了による償還金については前条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第3項に規定する支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【一部解約】

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、当該請求受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ④ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
- ⑤ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第2項の規定に準じて計算された価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取り扱い】

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第49条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条（信託約款の変更等）の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第51条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条（信託約款の変更等）第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条（信託約款の変更等）の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第55条 この信託は、受益者が第47条（一部解約）の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第49条（信託契約の解約）に規定する信託契約の解約または前条（信託約款の変更等）に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

【信託期間の延長】

第56条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第56条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

【公告】

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【附 則】

附則第1条 この信託約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款または契約を含むものとし、この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読替えるものとし、

附則第2条 第24条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

附則第3条 第24条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

附則第4条 約款第12条（受益権の申込単位および価額）第1項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

東京海上J－REIT投信（通貨選択型）円コース（年2回決算型）
東京海上J－REIT投信（通貨選択型）豪ドルコース（年2回決算型）
東京海上J－REIT投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（年2回決算型）
東京海上J－REIT投信（通貨選択型）インドネシアルピアコース（年2回決算型）
東京海上J－REIT投信（通貨選択型）米ドルコース（年2回決算型）
東京海上J－REIT投信（通貨選択型）メキシコペソコース（年2回決算型）
東京海上J－REIT投信（通貨選択型）マネープール・ファン（年2回決算型）

上記条項により信託契約を締結します。

平成22年11月26日（信託契約締結日）

委託者 東京海上アセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社